

平成19年度予算概算要求・要望
主要新規事項等の概要

平成18年8月

環 境 省

平成19年度環境省予算要求・要望主要新規事項等の概要（案）

事 項	平成19年度 要求要望額(案)	担当局(部)課(室)名
1. 京都議定書第一約束期間に向けた地球温暖化対策の加速化等		
1 バイオマエネルギー導入加速化戦略(石油特会)	11,453	地球環境局地球温暖化対策課 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課
2		
3 ソーラー大作戦(一般会計・石油特会)	5,258	地球環境局地球温暖化対策課、 総合環境政策局環境教育推進室
4		
5(新) 風力発電施設に係る適正整備推進事業(石油特会)	500	自然環境局野生生物課
6 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(石油特会)	3,000	地球環境局地球温暖化対策課
7 国内排出量取引推進事業(石油特会)	250	地球環境局地球温暖化対策課
8 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	351	自然環境局国立公園課
9 地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業(石油特会)	3,000	地球環境局地球温暖化対策課
10(新) 温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業(石油特会)	800	地球環境局地球温暖化対策課
11(新) バイオマスエネルギー等中核的温暖化対策技術戦略策定調査	50	地球環境局地球温暖化対策課
12 京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・石油特会)	7,326	地球環境局地球温暖化対策課
13 CDM/JI事業調査(石油特会)	800	地球環境局地球温暖化対策課
14(新) 代替フロン等3ガス排出抑制対策強化推進費	22	地球環境局フロン等対策推進室
15 ノンフロン化推進方策検討調査費	10	地球環境局フロン等対策推進室
16 地球温暖化対策技術開発事業[競争的資金](石油特会)	4,113	地球環境局地球温暖化対策課
17 地球環境研究総合推進費[競争的資金]	4,656	地球環境局研究調査室
18 温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	297	地球環境局地球温暖化対策課
19(新) 複数事業者連携等による排出削減対策評価事業(石油特会)	50	地球環境局地球温暖化対策課
20(新) 次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費	150	地球環境局地球温暖化対策課
21(新) クールシティ中枢街区パイロット事業(石油特会)	1,000	水・大気環境局大気生活環境室、地 下水・地盤環境室
22 クールシティ推進事業	204	水・大気環境局大気生活環境室、地 下水・地盤環境室
23(新) 騒音やヒートアイランド等都市環境の負荷の軽減に資するまちづくり技術支援	14	水・大気環境局自動車環境対策課、 大気生活環境室
24(新) 省CO2型都市づくりのための面的対策推進事業(石油特会)	500	地球環境局地球温暖化対策課
2. 「アジア環境行動パートナーシップ構想」の具体化を始め、中東、島嶼国など世界各地域との連携を視野に入れた地球環境の保全		
25 気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	349	地球環境局研究調査室
26(新) 東アジアにおける酸性雨等広域環境政策形成推進事業費	20	地球環境局環境保全対策課
27 黄砂対策推進費	38	地球環境局環境保全対策課
28(新) 海洋環境モニタリング多様化推進費	20	地球環境局環境保全対策課
29 POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費の一部	23	環境保健部環境安全課
30 アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	131	自然環境局自然環境計画課、野生生物課
31(新) アジア新エネ・省エネプログラムCDM事業調査(石油特会)	200	地球環境局地球温暖化対策課
32 3Rイニシアティブ国際推進費	144	廃棄物・リサイクル対策部企画課
33(新) 国際環境協力強化のための情報・人材基盤の整備	6	地球環境局環境協力室
34(新) 持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成戦略事業	125	総合環境政策局環境教育推進室
35(新) アジア太平洋エコライフスタイル普及啓発費	3	地球環境局総務課
36 環境省外国語版ホームページ充実強化	32	大臣官房総務課環境情報室
37(新) G8環境大臣会合開催準備等経費	69	地球環境局総務課
38 日中韓三カ国環境大臣会合関係経費	26	地球環境局環境協力室
39(新) 違法伐採への取組及び環境への影響調査費	11	地球環境局環境保全対策課
40(新) 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査費	500	地球環境局環境保全対策課
41 災害廃棄物処理事業費補助金(漂着ごみ処理事業分)	100	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
42 化学物質国際協力費	39	環境保健部環境安全課
43 世界の水環境保全のための国際的活動経費	148	水・大気環境局水環境課

	事 項	平成19年度 要求要望額	担当局(部)課(室)名
44	(新) 2008年サラゴサ国際博覧会における普及啓発事業調査	20	水・大気環境局水環境課
45	(新) 第10回生物多様性条約締約国会議招致準備経費	7	自然環境局自然環境計画課
46	(新) 中東地域等環境連携強化費	80	地球環境局総務課
47	(新) 島嶼国を始め世界各地との環境連携強化費	70	地球環境局総務課
3. 「もったいない」の心を踏まえた3Rの推進と不法投棄対策			
48	(新) 新たな循環型社会形成推進基本計画の策定業務経費	18	廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室
49	廃棄物処理施設整備費(循環型社会形成推進交付金等) [公共]	109,173	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
50	廃棄物処理施設における温暖化対策事業(石油特会)	2,310	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課
51	廃棄物処理等科学研究費補助金(競争的資金)	1,600	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
52	(新) バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム化調査	12	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
53	(新) 市町村の廃棄物処理事業の3R化に向けた改革調査費	19	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
54	(新) 家電リサイクル推進事業費	132	廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室
55	(新) 食品リサイクル推進事業	26	廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室
56	容器包装に係る3R推進事業費	81	廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室
57	(新) 物質フロー会計に関するOEC Dワークショップの開催	24	廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室
58	アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	39	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室
59	アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業	42	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室
60	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分) [公共]	15,922	破棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室
61	(新) 小規模事業場への浄化槽技術適用調査 [公共]	10	廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室
62	産業廃棄物処理業優良化推進事業費	74	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
63	電子マニフェスト普及促進事業費	110	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
64	(新) 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業費	11	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
65	低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業	33	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
4. 環境・経済・社会の統合的向上に向けた基盤づくり等			
66	(新) コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業(一般会計・石油特会)	245	総合環境政策局環境計画課、環境経済課
67	(新) 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(石油特会)	365	総合環境政策局環境経済課、環境経済課
68	(新) 環境金融普及促進事業	52	総合環境政策局環境政財課
69	国等におけるグリーン購入推進経費	76	総合環境政策局環境経済課
70	環境物品等情報提供体制整備費	52	総合環境政策局環境経済課
71	学校エコ改修と環境教育事業(一般会計・石油特会)	2,053	総合環境政策局環境教育推進室
72	国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業	59	総合環境政策局環境教育推進室
73	(新) 環境教育出前教材(「エコ学習トランク」)普及事業	116	総合環境政策局環境教育推進室
74	(新) 地域環境政策ビジョン策定推進費	42	大臣官房政策評価広報課地方環境室
75	エコツーリズム総合推進事業費	243	自然環境局自然ふれあい推進室
76	(新) 里地里山・里親プラン事業費	38	自然環境局自然環境計画課
77	(新) 土壌環境リスクコミュニケーターの登録・研修等事業	21	水・大気環境局土壌環境課
78	環境技術開発等推進費(競争的資金)	1,650	総合環境政策局環境研究技術室
79	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業	680	総合環境政策局環境研究技術室
80	(新) 地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業	80	総合環境政策局環境研究技術室
81	(新) 環境技術イノベーション創出支援事業	110	総合環境政策局環境研究技術室
82	環境政策の超長期ビジョン策定	27	総合環境政策局環境計画課
83	環境影響評価制度等推進費	42	総合環境政策局環境影響評価課
84	環境データの整備利用推進費	58	総合環境政策局環境計画課
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進			
85	(新) 第三次生物多様性国家戦略実施等推進費	71	自然環境局自然環境計画課
86	世界自然遺産候補地等検討調査費	30	自然環境局自然環境計画課
87	知床世界自然遺産地域における保全・共生推進調査費	71	自然環境局自然環境計画課

	事 項	平成19年度 要求要額案	担当局(部)課(室)名
88	知床世界遺産センター(仮称)整備事業費	347	自然環境局自然環境計画課
89	(新)サンゴ礁保全行動計画策定事業費	34	自然環境局自然環境計画課
90	外来生物対策管理事業費	99	自然環境局野生生物課
91	特定外来生物防除等推進事業	380	自然環境局野生生物課
92	希少野生動物野生順化特別事業費	108	自然環境局野生生物課
93	動物愛護管理推進費	122	自然環境局動物愛護管理室
94	鳥獣保護管理に係る人材育成事業	46	自然環境局鳥獣保護業務室
95	広域分布型鳥獣保護管理対策事業	67	自然環境局鳥獣保護業務室
96	(新)輸入鳥獣適正管理推進費	30	自然環境局鳥獣保護業務室
97	自然公園等事業[公共]	14,379	自然環境局自然環境整備担当参事官室、 自然環境計画課、鳥獣保護業務室
98	(新)自然公園法制定50周年記念事業	16	自然環境局国立公園課
99	(新)国立・国定公園総点検事業費	49	自然環境局国立公園課
100	広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	38	自然環境局国立公園課
101	景観形成推進事業	20	自然環境局国立公園課
102	国立公園等管理体制強化費(アクティブ・レンジャー)	350	大臣官房政策評価広報課地方環境室
103	山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	200	自然環境局国立公園課
104	温泉の保護・適正利用対策費	27	自然環境局自然環境整備担当参事官室
105	自然再生活動推進費	53	自然環境局自環境計画課
6. 安全・安心・快適な生活環境の保全			
106	自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費	299	水・大気環境局自動車環境対策課
107	(新)自動車使用合理化推進事業(石油特会)	130	水・大気環境局自動車環境対策課
108	騒音及び振動評価手法及び規制手法等検討調査	54	水・大気環境局大気生活環境室
109	(新)アジアESTの実現に向けた技術支援	60	水・大気環境局自動車環境対策課
110	(新)湧水復活・保全活動支援の推進調査	50	水・大気環境局水環境下・地下水・ 地盤環境室
111	(新)地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査	45	水・大気環境局水環境課
112	(新)豊かな沿岸環境回復のための閉鎖性海域水環境保全中長期ビジョンの策定調査	93	水・大気環境局閉鎖性海域対策室
113	(新)有明海・八代海再生重点課題対策調査	77	水・大気環境局閉鎖性海域対策室
114	(新)琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査	80	水・大気環境局水環境課
115	(新)搬出汚染土物流管理対策検討調査	21	水・大気環境局土壌環境課
116	(新)汚染土再生利用促進検討調査	30	水・大気環境局土壌環境課
117	(新)PCB汚染土壌対策ガイドライン策定調査	22	水・大気環境局土壌環境課
118	油汚染等汚染土壌対策促進費	40	水・大気環境局土壌環境下
119	小児の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査(小児環境保健研究プロジェクト)	105	環境保健部環境リスク評価室
120	(新)農業吸入毒性評価手法確立調査	135	水・大気環境局農業環境管理室
121	総合的な化学物質規制制度の導入検討調査	45	環境保健部化学物質審査室
122	(新)製品中の有害化学物質モニタリング調査	25	環境保健部化学物質審査室
123	化学物質審査規制等国際連携推進事業	33	環境保健部化学物質審査室
124	(新)化学事故総合対策検討調査	29	環境保健部環境安全課
125	花粉観測体制整備費	110	水・大気環境局大気環境課
126	水俣病総合対策関係経費	3,618	環境保健部企画課、特殊疾病対策室
127	局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	594	環境保健部保健業務室
128	一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	68	環境保健部石綿健康被害対策室
129	一般環境経路による石綿ばく露の健康影響調査	31	環境保健部石綿健康被害対策室
130	(新)被認定者に関する医学的所見等の解析調査	12	環境保健部石綿健康被害対策室
131	アスベスト対策調査	52	水・大気環境局大気環境課
132	(新)アジア諸国における石綿対策技術支援費	15	水・大気環境局大気環境課
133	茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策に必要な経費	1,647	環境保健部環境リスク評価室

バイオマスエネルギー導入加速化戦略（石油特会）

11,453百万円（5,171百万円）

地球環境局地球温暖化対策課
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課

1. 事業の概要

バイオマスエネルギーの導入加速化を強力に推進するため、バイオエタノール等輸送用エコ燃料の大都市圏及び沖縄県宮古島等における大規模導入を始め、多様なバイオマスエネルギーの利用促進に係る施策を大々的に展開する。また、地球温暖化対策に貢献し、バイオマスエネルギーの利用促進に資する基盤的な技術開発についての支援を行う。

2. 事業計画

(1) エコ燃料実用化地域システム実証事業費（新規）【委託】

大都市圏におけるエタノール3%混合ガソリン（E3）供給システムの確立、及び沖縄宮古島等における地域のバイオマス資源を活用したエコ燃料生産・利用の拠点づくりを支援し、自立的なエコ燃料生産・利用システムの確立を図る。

(2) エコ燃料利用促進補助事業（新規）【補助】

廃棄物等からのバイオ燃料製造、家畜ふん尿等からのバイオガス精製及びこれらエコ燃料の利用に必要な設備の整備について補助を行い、エコ燃料の製造・利用に取り組む事業者に対する支援を行う。

【補助内容】

補助先	民間事業者等
補助率	1/2

(3) 地球温暖化対策技術開発事業【委託、補助（製品化技術開発）】

木質バイオマスのエネルギー利用技術の開発、E10への対応促進のための技術実証等を進めるため、公募により選定した民間企業等に委託又は補助して技術の開発・実証を進める。

【補助内容】

補助先	民間事業者等
補助率	1/2

(4) 廃棄物処理施設における温暖化対策事業【補助】

高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して支援を行う。

【補助内容】

補 助 先 民間事業者等
補 助 率 1/3

(5) 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業【補助】

バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域の整備に係る補助を行う。

【補助内容】

補 助 先 民間事業者等
補 助 率 1/2

(6) 国立環境研究所による技術開発事業【委託】

バイオマス等からの効率的な水素製造等の高度利用に関する先進的な技術を実用化するための技術開発を、独立行政法人国立環境研究所に委託して行う。

3. 施策の効果

- ・大都市圏でのバイオエタノール供給システムや、地域におけるバイオエタノールの地産地消のモデル構築。
- ・各種エコ燃料の製造・利用の大幅な拡大。
- ・草木質バイオマスからの高効率エタノール製造技術等の新たなバイオマスエネルギー利用技術の開発・実用化。
- ・技術実証によるE10導入環境の整備。
- ・2010年に目標達成計画で見込む308万kL(原油換算)(うち輸送用燃料50万kL(原油換算))のバイオマス熱利用の導入達成に貢献。
- ・廃棄物処理施設における二酸化炭素の排出削減、化石燃料の節減、エネルギーの有効活用。
- ・再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域の整備。

バイオマスエネルギー導入加速化戦略

経済成長戦略大綱に位置づけられた、**バイオマスエネルギーの導入加速化**に関する施策を強力に推進

脱化石燃料社会への第1歩であり、自動車を保有する国民誰もが参加出来るバイオエタノール等の**輸送用エコ燃料の大規模導入**により、温暖化対策と国民の意識改革を促進。

エタノール3%混合ガソリン(E3)の本格展開 (大都市圏での展開 + 沖縄宮古島等)

- ① 新 エコ燃料実用化地域システム実証事業
- ① 新 エコ燃料利用促進補助事業
- ① 新 エタノール分に係る揮発油税等の非課税措置

エタノール10%混合ガソリン(E10)対応の促進 (早期の実証によるE10導入環境の整備)

- ① 拡 地球温暖化対策技術開発事業
(バイオマスエネルギー等戦略的
温暖化対策技術開発)

木質バイオマスのエネルギー利用の促進 (林業地域への積極的な展開)

- ① 新 エコ燃料実用化地域システム実証事業
- ① 拡 地球温暖化対策技術開発事業
(バイオマスエネルギー等戦略的
温暖化対策技術開発)

多様なバイオマスのエネルギー利用の促進 (バイオディーゼル(BDF)、バイオガス等の利用)

- ① 新 エコ燃料利用促進補助事業
再生可能エネルギー高度導入補助事業
- ① 拡 廃棄物処理施設における温暖化対策事業
- ① 新 バイオディーゼルに係る軽油引取税の
非課税措置

エタノール3%混合ガソリン (E3)の本格展開

- 大都市圏(関東圏・近畿圏)において、E3供給システムを確立し、E3を大規模に導入(本年度内に稼働する大阪のエタノール生産プラントを活用)
- 沖縄宮古島等で国産バイオエタノールを導入するほか、全国各地での体制整備を促進(林業地域への展開も視野)
- エタノール分に係る揮発油税等の非課税措置を創設し、E3の経済性を向上

エタノール10%混合ガソリン (E10)対応の促進

- E10導入に必要な走行実証等を早期に実行し、エタノール混合割合の引き上げに向けた環境を整備
- 自動車メーカーによるE10対応を促進し、第1約束期間中(2008～2012年)には、すべての新車のE10対応化を完了

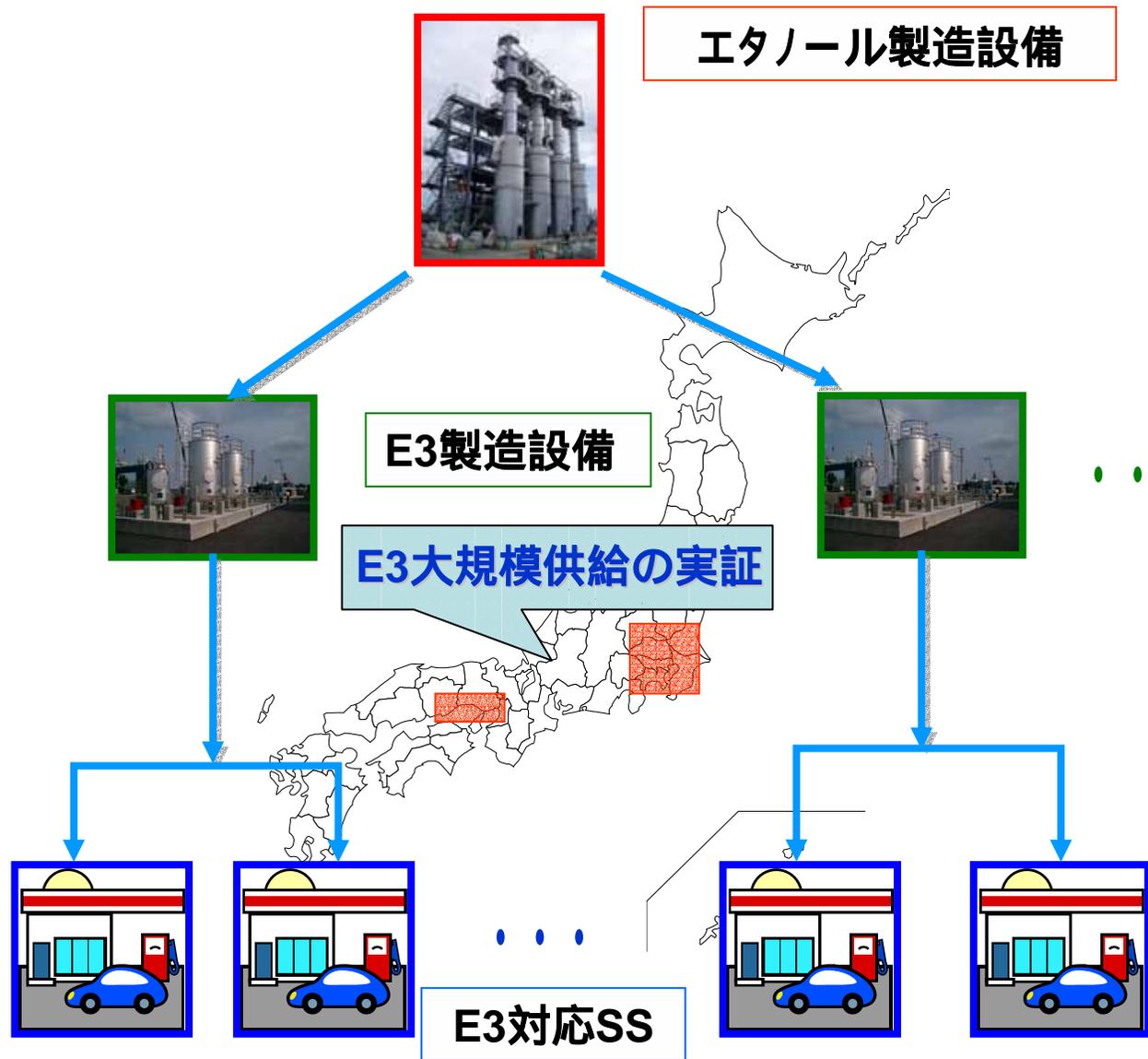
木質バイオマスの エネルギー利用の促進

- 間伐材等の木質バイオマスを原料としたバイオ燃料の製造・利用に係る地域システムの構築・実用化実証により林業地域への積極的な展開を促進
- 木質バイオマスからのエタノール等の製造プロセスの高度化・低コスト化の技術開発を支援

多様なバイオマスの エネルギー利用の促進

- 家畜ふん尿等を原料としたバイオガス、廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料としての利用などに係る設備整備を支援
- バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の非課税措置を創設し、バイオディーゼル混合燃料の経済性を向上

大都市型E3大規模実証事業の展開 (関東圏・近畿圏においてE3の大規模供給を具体化)



E3の率先導入

大阪プラントの活用

・3種類の施設整備(エタノール製造設備、E3製造設備、E3対応SS)

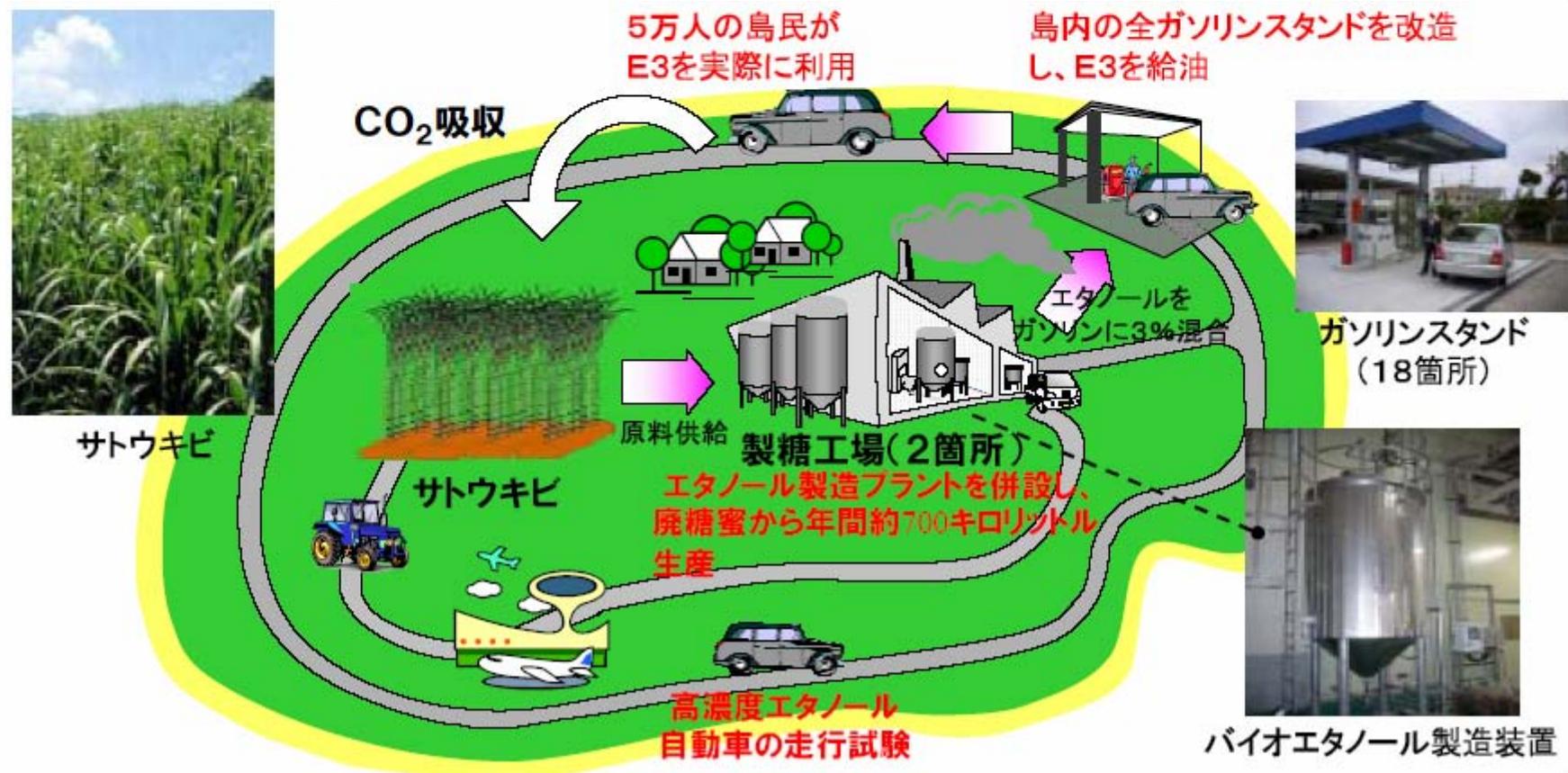
・年間 **1,400KL** のエタノール生産可能(平成18年度中に稼働)

・E3として年間最大 **4.7万KL** 供給可能(SS100箇所)

・年間最大 **4万台** に導入可能

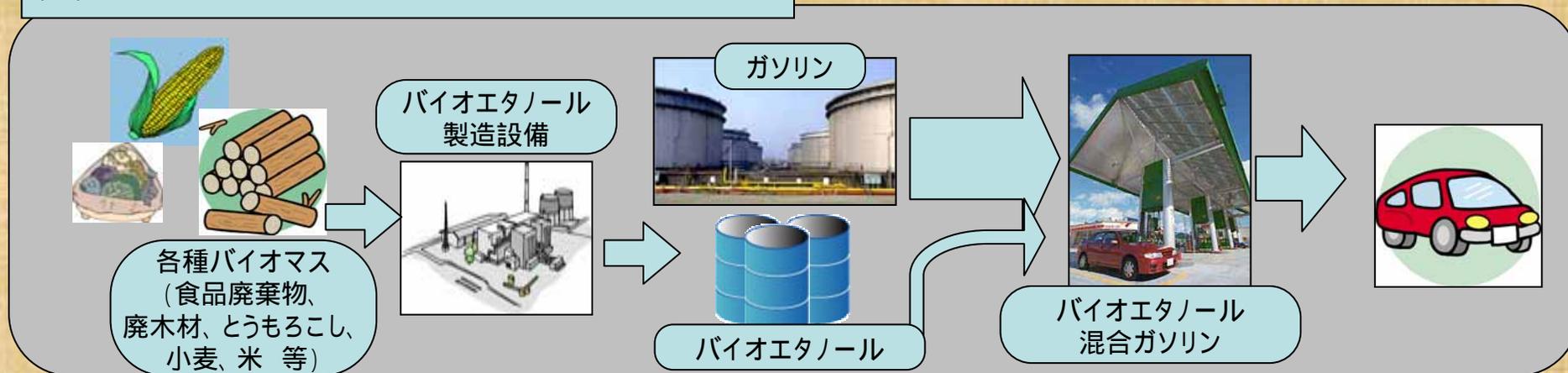
宮古島「バイオエタノール・アイランド」構想

- ◎ 経済産業省、環境省、農林水産省、国土交通省、内閣府の各府省連携により実証事業を計画
- ◎ 沖縄県宮古島のサトウキビからバイオエタノールを製造し、島内で消費されるガソリン（年間約2.4万キロリットル）の全てをE3を目指すことを目指した実証事業を今後実施。（島内の乗用車は約2万台）
- ◎ また、海外で走行している高濃度エタノール自動車（E10対応車、フレックス燃料車等）の走行試験を今後実施。

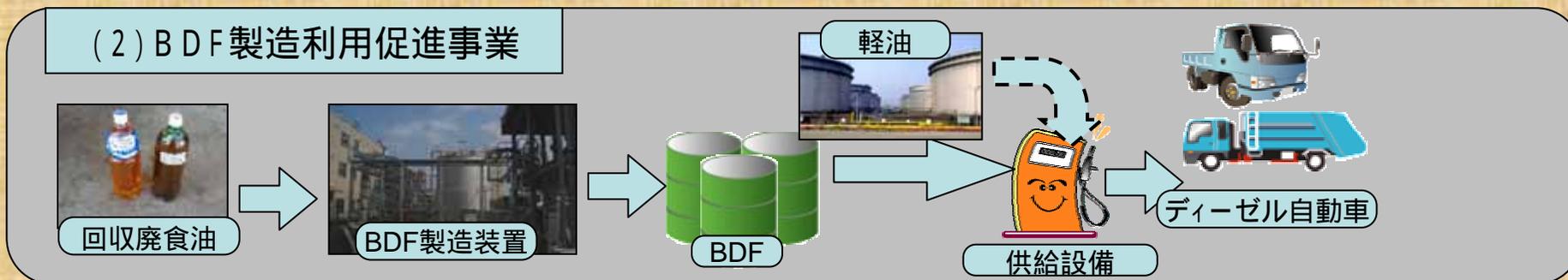


エコ燃料利用促進補助事業

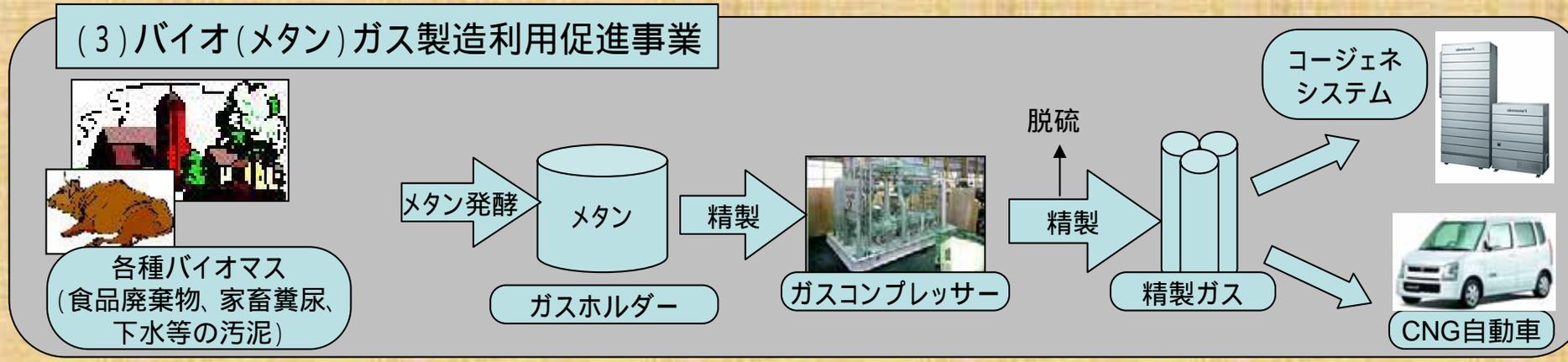
(1) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業



(2) BDF製造利用促進事業



(3) バイオ(メタン)ガス製造利用促進事業



ソーラー大作戦（一般会計・石油特会）

5,258百万円（4,145百万円）

地球環境局地球温暖化対策課
総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

世界に冠たる太陽光発電大国として、我が国が世界をリードする太陽光発電技術を生かしたCO₂削減対策を、家庭や地域で意味ある規模で実現するため、太陽光発電に係る新たなビジネスモデルを提示する事業等を引き続き着実に展開するとともに、新たにアジアの途上国への新エネルギー・省エネルギー技術の普及促進のための調査・検討等を行う。

2. 事業計画

(1) ソーラー・マイレージクラブ事業

住宅からのCO₂排出の削減に取り組む地域協議会等に、太陽光発電等に係る普及啓発活動等の事業を委託し、地域ぐるみでのCO₂削減を支援する。

(2) 街区まるごとCO₂20%削減事業

大規模宅地開発の機会をとらえて、太陽光発電等を導入した省CO₂住宅を街区全体に整備した新たな宅地開発モデルを構築する。

【補助内容等】	補助先	民間企業
	補助率	1/2

(3) 地域で大規模・集中導入し、電力を共同利用するビジネスモデルを構築

メガワットソーラー共同利用モデル事業

地域で1MW級の大規模太陽光発電の施設を導入し、電力を地域の需要家が共同利用するビジネスモデルを構築する。

【補助内容等】	補助先	民間企業
	補助額	40万円/kW

再生可能エネルギー高度導入モデル事業

太陽光発電を含む再生可能エネルギーを組み合わせて導入し、地域で高度なCO₂削減を達成するモデルを構築する。

【補助内容等】 補助先 民間事業者
補助率 1/2

(4) 自治体・学校への導入

地方公共団体率先対策導入事業

地方公共団体の施設において太陽光発電設備等の率先導入を図る。

【補助内容等】 補助先 地方公共団体
補助率 1/2

学校エコ改修事業

全国のモデルとして小・中学校等において太陽光発電設備の導入を含むエコ改修事業を行い、校区ぐるみの環境教育を推進する。

【補助内容等】 補助先 地方公共団体
補助率 1/2

(5) 国民運動を通じた普及啓発

太陽光発電の信用力・ブランド力を強化し、国民の支持を普遍化

(6) アジア新エネ・省エネプログラムCDM事業調査(新規)(CDM/JI事業調査のうち)

アジアの途上国において、当該国の環境・エネルギー政策の状況を踏まえ、太陽光発電、バイオ燃料、省エネ機器等の導入プログラム案を策定し、これを活用したCDM事業の形成を図る。

3. 施策の効果

太陽光発電設備等の設置後の活用に焦点をあて、家庭における他の取組と組み合わせて、CO₂削減を顕在化。

太陽光発電の大規模・集中導入とその共同利用を組み合わせた新たなビジネスモデルの創出。

2010年に目標達成計画で見込む482万kWの太陽光発電の導入達成に貢献。

アジア諸国における太陽光発電等自然エネルギーの普及促進を通じたCDM事業の形成。

(新)風力発電施設に係る適正整備推進事業(石油特会)

500百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

平成17年4月に決定された「京都議定書目標達成計画」において、エネルギー供給面の二酸化炭素削減の柱の1つとして、新エネルギー対策が位置づけられており、一層の風力発電の推進が求められている。

一方、風力発電の施設については、猛禽類をはじめとした鳥類が風車のブレードに衝突し死亡する事故(バードストライク)が生じている。この課題に円滑に対応するためのデータ等が現在、整備されていないことから、風力発電施設設置の適否判断が長引く問題も生じている。

このような状況において風力発電施設の推進を図るためには、野生生物保護と両立し、国民の理解を得られる適切な配慮を実施することができるようにする必要がある。

このため、バードストライクの各種防止策を検討しその効果を実証するとともに、立地適正化のマニュアル作成等により事業者が適切な配慮策を実施するための負担軽減を図る必要がある。

2. 事業計画

平成19～21年(3ヶ年)。

バードストライク防止策について、ブレードの色彩の工夫、ライトの設置、レーダーの使用などの防止策の効果を実証する。

猛禽類の渡り経路の把握等を行い、風力発電施設の立地適正化マニュアルをとりまとめる。

3. 施策の効果

バードストライクの各種防止策を検討しその効果を実証するとともに、立地適正化のマニュアルを作成し、事業者が国民の理解を得られる適切な配慮を実施するための負担を軽減することを通じて、適切な配慮に基づいた風力発電を推進する。

風力発電施設に係る適正整備推進事業

地球温暖化対策

新エネルギー対策

風力発電の一層の導入の必要性

風況の良い地域

||
海岸線沿い・岬・山の稜線等

鳥の渡り、生息に多く利用
自然公園内にも多い

バードストライクの発生

本事業

バードストライク防止策 実証事業

色彩の工夫

ライトアップ、ライト設置

レーダーの使用

風車の高さ

風車列内の位置

等

立地適正化事業

地形等の立地条件

猛禽類等の渡り情報

風力発電施設の適正な推進

||
CO₂削減

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(石油特会)

3,000百万円(- 百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

国内排出量取引制度は、市場メカニズムを活用して、確実かつ費用対効果に優れた形で排出削減を実現できるとともに、京都メカニズムとリンクすることにより京都メカニズムの活用に対する動機付けにもなるという特長を有する。

本補助は、自主参加型国内排出量取引制度を実施するためのもの。

自主参加型国内排出量取引制度は、設備補助 削減の約束 排出枠の取引 の3つをセットにすることにより、積極的に排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、確実かつ費用対効果に優れた形で削減を実現しようとするもの。

具体的な仕組みは以下のとおり。

- ・制度に参加する事業者は、一定量の排出削減を約束し、国内における省エネ・代エネによる温室効果ガス排出抑制設備導入への補助(補助率1/3)を受ける。補助採択に当たっては、費用効率性(補助額/CO2削減量)を重視。
- ・参加事業者は平成19年度に設備を整備。平成20年4月に各事業者に取引可能な排出枠を交付(随時取引可能)。
- ・平成20年度及び平成21年度の最終取引期間において、各事業者は排出削減目標を達成するために、他の参加事業者等との間で随時、交付された排出枠の取引が可能。
- ・平成20年度終了後、参加事業者は平成20年度の実排出量を算定し、検証機関の検証を受ける。
- ・各事業者は、平成20年度の実排出量に応じた排出枠を提出(CDMクレジットも活用可能)。提出できない場合には補助金を返還。

2. 事業計画

平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度～ (2007年度～)
<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業開始 ・費用対効果に優れた補助事業の公募・採択 ・設備整備の実施 ・参加企業による基準年排出量の算定・検証 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度事業に加え、新たに下記の事業を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・参加企業による温室効果ガス削減対策の実施 ・排出枠の交付と取引 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度事業に加え、新たに下記の事業を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・排出量の算定及び第三者機関による検証 ・目標達成に必要な場合、排出枠の最終取引 ・最終取引後なお実排出量に応じた排出枠を提出できない場合は補助金返還

- ・補助先 民間事業者
- ・補助率 1 / 3 (1 工場・事業場当たり 3 億円を上限)
- ・基本額、件数 大規模 3 億円、小規模 9 千万円、件数合計 5 0 件

3 . 施策の効果

確実かつ費用対効果に優れた形で追加的削減を実現

5 0 社程度の参加者数を確保することにより、将来の本格的な国内排出量取引制度導入に備えての基盤整備 (効率的な排出量モニタリング・検証システムの確立、信頼性の高い排出量取引登録簿システムの整備、排出量取引市場の基盤整備等) を進めると同時に、国内排出量取引制度の運営ノウハウを蓄積

より幅広い業種の事業者に対して国内排出量取引制度へ実践的かつ主体的に参加する場を提供

自主参加型国内排出量取引制度の概要

国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と事業者の自主的な削減努力を支援することを目的として、2005年度から開始

一定の削減量を約束した企業に対し、省エネ・代エネによるCO2排出抑制設備の導入補助

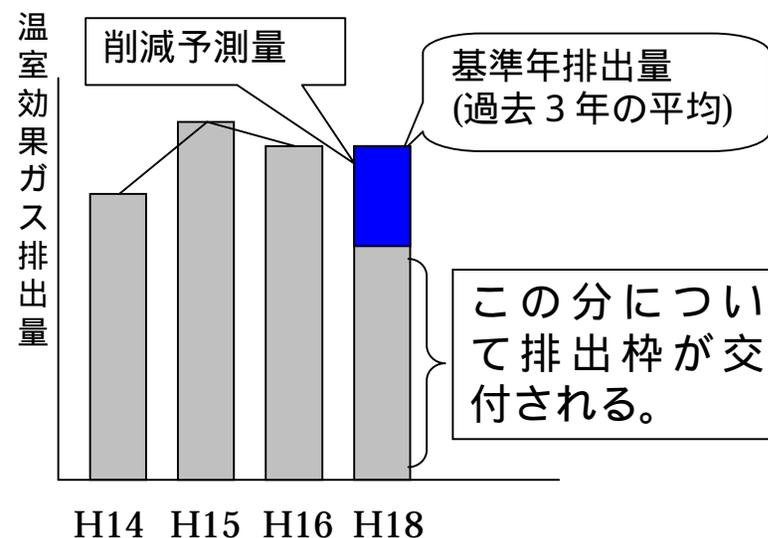
設備補助申請の際必要な事項

- ・排出削減予測量
- ・基準年排出量(過去3年間の平均)

基準年排出量の検証、排出枠の交付

翌年度に排出削減・排出量取引を実施

削減実施年度排出量の検証、最終取引



<ポイント>

最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還

他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。

国内排出量取引推進事業（石油特会）

250百万円（200百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

義務型の国内排出量取引制度について、制度案及び諸論点の検討（対象ガス、対象施設、電力に係る排出責任の在り方、排出枠の配分方法と配分量、算定・検証、排出枠の取引市場、不遵守時の措置、EU制度等とのリンク等）、経済影響分析、海外の制度の情報収集・分析等を行う。

国内排出量取引は、「国内の企業に一定量の排出枠を交付し、企業間で自由にこれを取引できることとし、各企業は期末に実排出量に応じた排出枠を行政機関に提出しなければならない」とする制度であり、市場メカニズムを活用し、最小コストで一定の削減量を実現することを可能とする。

自主参加型国内排出量取引制度を運営するとともに、排出量モニタリング・検証システムの改善と第三者検証機関の組織的能力育成を図る。

自主参加型国内排出量取引制度においては排出量取引が開始されることから、排出枠の初期割当・移転・償却等を記録する電子的な登録簿システムと、排出枠の取引仲介システム（プロトタイプの排出量取引市場）の整備・維持・運営を行う。

2. 事業計画

自主参加型国内排出量取引制度を運営することにより、費用対効果に優れた形で確実な排出削減を実現するとともに、将来の参加義務型排出量取引制度導入を視野に入れた基盤整備を進める。

2006年度においては検討会を踏まえた上で制度案を固め、2007年1月からの目標達成計画の評価見直しの中で義務型の国内排出量取引制度を一つの有力なオプションとしてその導入について議論するため、さらに検討を進める。

3. 施策の効果

自主参加型排出量取引の運営を通じて知見と経験を蓄えることにより、将来の国内排出量取引の制度設計に繋げる。

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費
351百万円(300百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進し、国立公園等の管理のグレードアップを図る。

特に二酸化炭素吸収源対策、離島をはじめとする海岸漂着ゴミ対策等をさらに充実・強化する。

2. 事業計画

全国28箇所の国立公園等で、以下の予算額をもって事業を実施してきたところ。

平成13年度	1.9億円
平成14年度	5.2億円
平成15年度	1.5億円
平成16年度	3.0億円
平成17年度	2.8億円
平成18年度	3.0億円

3. 施策の効果

上記事業により、国立公園の管理のグレードアップを図るとともに、観光立国・良好な景観形成の実現や地球温暖化防止に貢献。また、環境分野での新たな雇用の確保や地域の活性化にも寄与。

事業費100百万円あたり、概ね4,000人日の雇用見込み。

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費

国立公園等の保安全管理上の諸問題

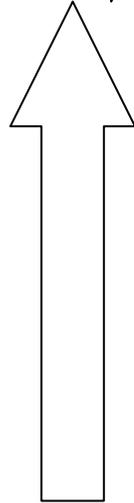
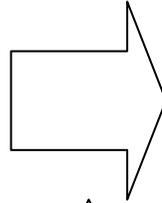
高山植物の盗採や高山蝶等の密猟
外来動植物の侵入による自然生態系への影響の懸念
山岳地や湖沼・海岸等での投棄物・漂着物の処理に苦慮
利用集中期のお花畑等への踏み込み
集中山岳地の登山道が荒廃
人為による裸地化や里地里山・人工林の放置による生物多様性の喪失
野生動植物の生息・生育地への違法な車両の乗り入れ 等



スノーモービル等乗り入れ禁止区域での指導

国立公園等の保安全管理の充実

監視活動の充実
外来種の除去・捕獲
投棄物・海岸漂着ゴミ等の回収
パトロールや制札による立入り制限
登山道の伝統的工法によるきめ細かな維持管理の実施
植生復元、吸収源対策を兼ねた森林整備
監視活動 等



アウトプット

世界に誇れる国立公園づくり



自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し事業を実施



山頂での埋設ゴミの回収

地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（石油特会）

3,000百万円（3,000百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地球温暖化への国民の関心は高く、国民の多くが京都議定書という言葉を知っている。しかしながら、広範な行動参加までには至っていない現状にあることから、温暖化防止の具体的な行動に結びつくよう広く国民運動を展開し、国民一人一人の意識改革を行っていくことが重要。

このため、6月の環境月間を中心に、経済界を始めとする各界各層と連携し、テレビ、新聞、ラジオ等を有機的に用い、温暖化の危機的状況の周知と具体的な温暖化防止行動の実践を促す集中キャンペーンを実施するもの。

平成19年度は、クールビズの定着、エコ製品選択の定着、レジ袋・過剰包装の縮減、エコドライブの実践を集中的にPRする。

2. 事業計画

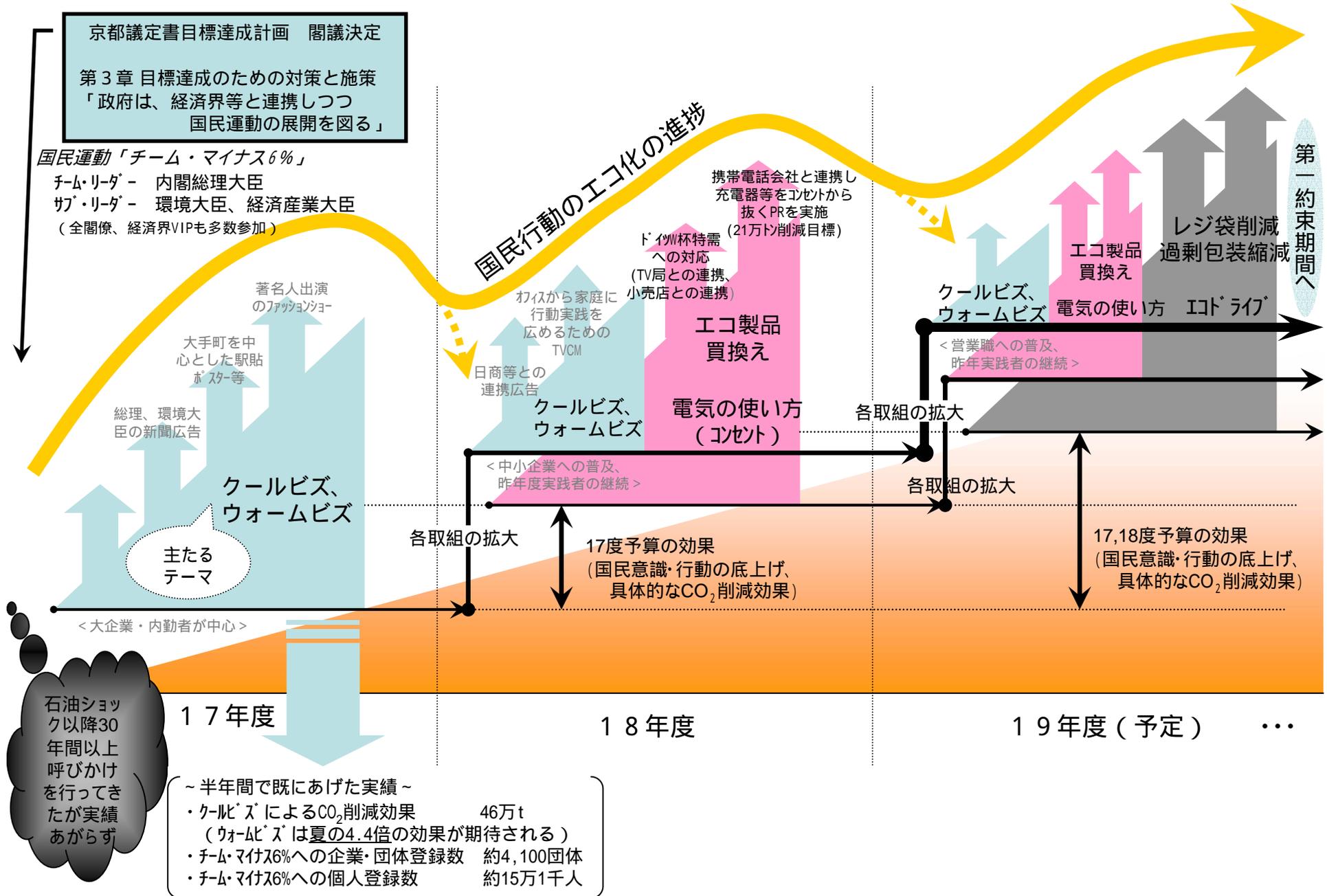
2005（平成17）年度より実施。2008年の京都議定書第1約束期間に向けて、国民のライフスタイル・ワークスタイルを脱温暖化型に変えることで、新たに20人に1人が温暖化防止行動の実践を開始することを目標とする。

3. 施策の効果

〔アウトプット〕本事業による予算の集中投下及び企業等の連携により、集中キャンペーン中、テレビ・新聞・webサイト等で毎日地球温暖化情報を目にする程の徹底したPRが行われる。

〔アウトカム〕国民の20人に1人（約630万人）が新たに具体的な温暖化防止行動（6つのアクション）を実践することにより、年間約150万トンのCO₂削減につながる。

地球温暖化防止国民運動の重点項目と予算規模の考え方（概念図）



(新) 温暖化対策「一村一品 知恵の環づくり」事業 (石油特会)

800百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地域に根付いた温暖化対策を推進するため、市町村ごとに温室効果ガスの排出量が少ない一品(取組)を選定することにより、情報の共有等を通じ対策の広がりを推進し、地域レベルでの知恵の環を広げていく。

地球温暖化対策をキーワードに、地域の幼児から学生、社会人、主婦、高齢者に至るまであらゆる世代が一つにまとまり競い合うことを通じて、市町村単位での強い連帯感を形成、地球温暖化問題解決への具体的な行動を喚起する。

具体的には、都道府県地球温暖化防止活動推進センターが、各市町村(自治体、学生、企業等の各主体)と連携して、地球温暖化対策のシンボルとなる一村一品を掘り起こし、地球温暖化対策「一村一品」として選定する。

また、選定した一村一品については、同センター等が中心となって地域のメディアと連携して開催する地方品評会・全国品評会を通じて、広く地域全体に温暖化対策の推進に関する情報を発信し、地域レベルでの温暖化防止の知恵の環を広げる。

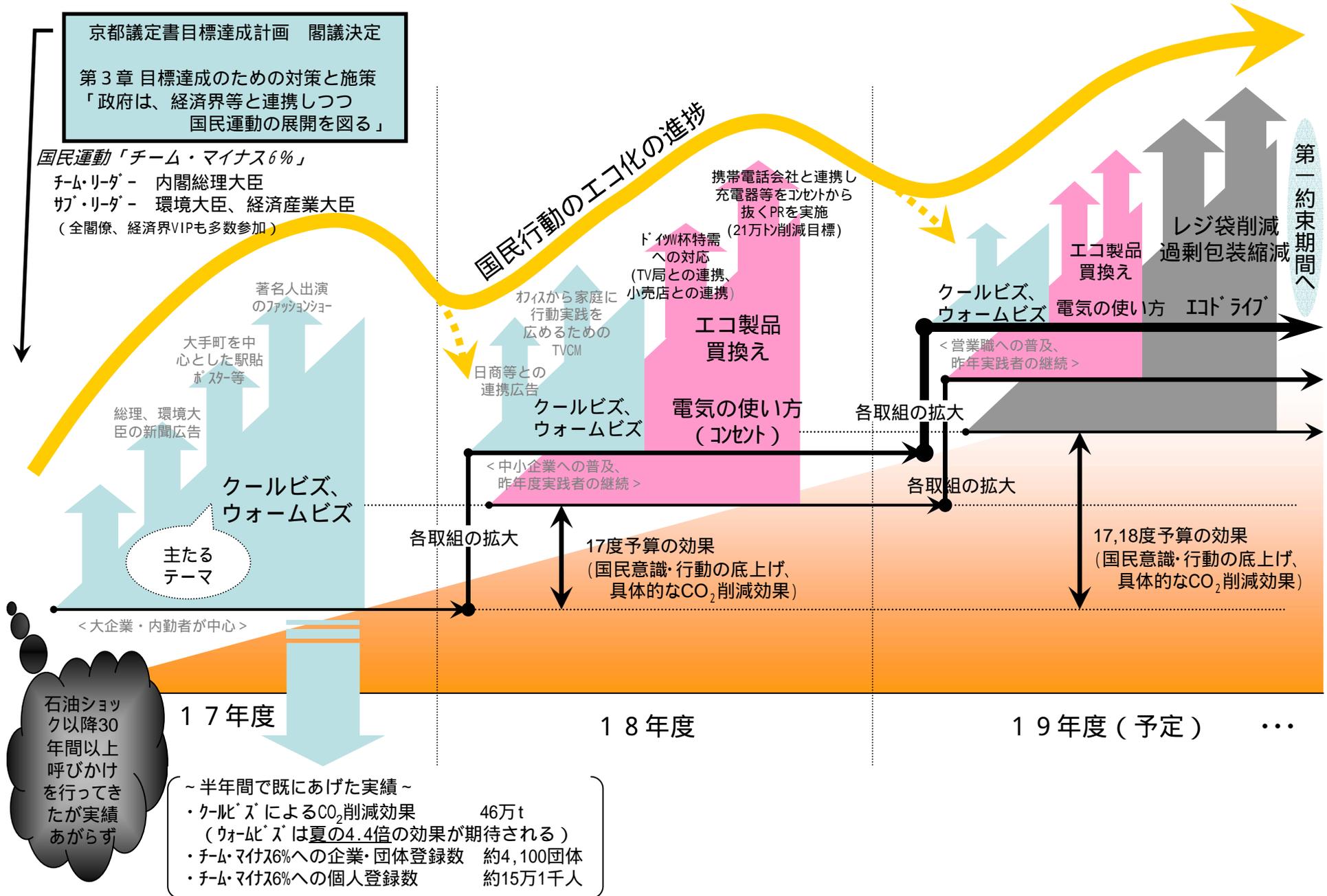
2. 事業計画

3カ年事業。全国地球温暖化防止活動推進センター及び都道府県地球温暖化防止推進センターが中心となって、毎年、全国市町村の約1/3(約600市町村)を対象に事業展開する。

3. 施策の効果

各市町村が選定した地球温暖化対策「一村一品」をシンボルとして、幅広い主体が一体となって温暖化防止に取り組むことを促し、CO₂排出量の低減を図る。

地球温暖化防止国民運動の重点項目と予算規模の考え方（概念図）



(新)バイオマスエネルギー等中核的温暖化対策技術戦略策定調査

50百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地球温暖化対策の解決に必要な温室効果ガスの大幅な削減を中長期的に実現することを目指し、今後の対策技術の革新や社会システムの構造転換の可能性を評価した上で、大幅な排出削減の中核を担うバイオマスエネルギー等の対策技術の開発・普及戦略を策定する。また、各排出部門における排出削減のポテンシャルを評価し、環境基本計画でその策定が位置づけられた中長期的な国内排出削減目標の策定に活用する。

2. 事業計画

エネルギー供給、運輸等の部門毎に、今後の技術革新や構造転換の可能性を評価した上で、中長期的・継続的な排出削減の中核を担う主要な対策技術(中核的温暖化対策技術)を特定し、当該技術の開発・普及シナリオを描き、その実現のために必要な施策のロードマップを作成する。

さらに、それら中核的温暖化対策技術を含め、各部門の排出削減の技術的ポテンシャルを評価し、環境基本計画でその策定が位置づけられた中長期的な国内排出削減目標の策定に活用する。

3. 施策の効果

中長期的に大幅な排出削減を担う中核的温暖化対策技術の開発・普及を進めるとともに、地球温暖化対策の国内対策に関する中長期目標の設定、京都議定書以降の国際枠組みの交渉への我が国の対応の検討に資する。

京都メカニズムクレジット取得事業

(一般会計・石油特会) 7,326百万円(2,558百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)において、国内対策に最大限努力してもなお目標達成に不足すると見込まれる差分(1.6% = 5年間で約1億トンCO₂)については、京都メカニズムを活用して対応することとしている。

議定書の約束達成のためには、政府が京都メカニズムクレジットを取得することが必要。また、温暖化対策事業は、プロジェクトの立ち上げからクレジットの発生までに3~8年の長期間を要するほか、事業の発掘や投資には専門的知識を要する。

政府は、2006年度から、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を活用してクレジットを取得する制度を立ち上げ、京都メカニズムクレジットの取得事業をNEDOに委託して実施している。

2007年度も本事業を拡大実施し、早期に必要な量のクレジットを取得することを旨とする。

2. 事業計画

以下のような手法を適切に組み合わせてクレジットを取得する事業をNEDOに委託する。

プロジェクト開始前にクレジット購入契約を締結する方式

事前のクレジット購入契約の対象とならなかったクレジットを市場を通じ調達する方式

グリーン投資スキーム(クレジット代金を環境対策に使うという条件で行う国際排出量取引)

こうした調達業務を適時適切に実施できるよう、最長8年間にわたる国庫債務負担行為を要求するとともに、毎年度予算において、クレジット代金の一部を前渡金として交付する。

3. 施策の効果

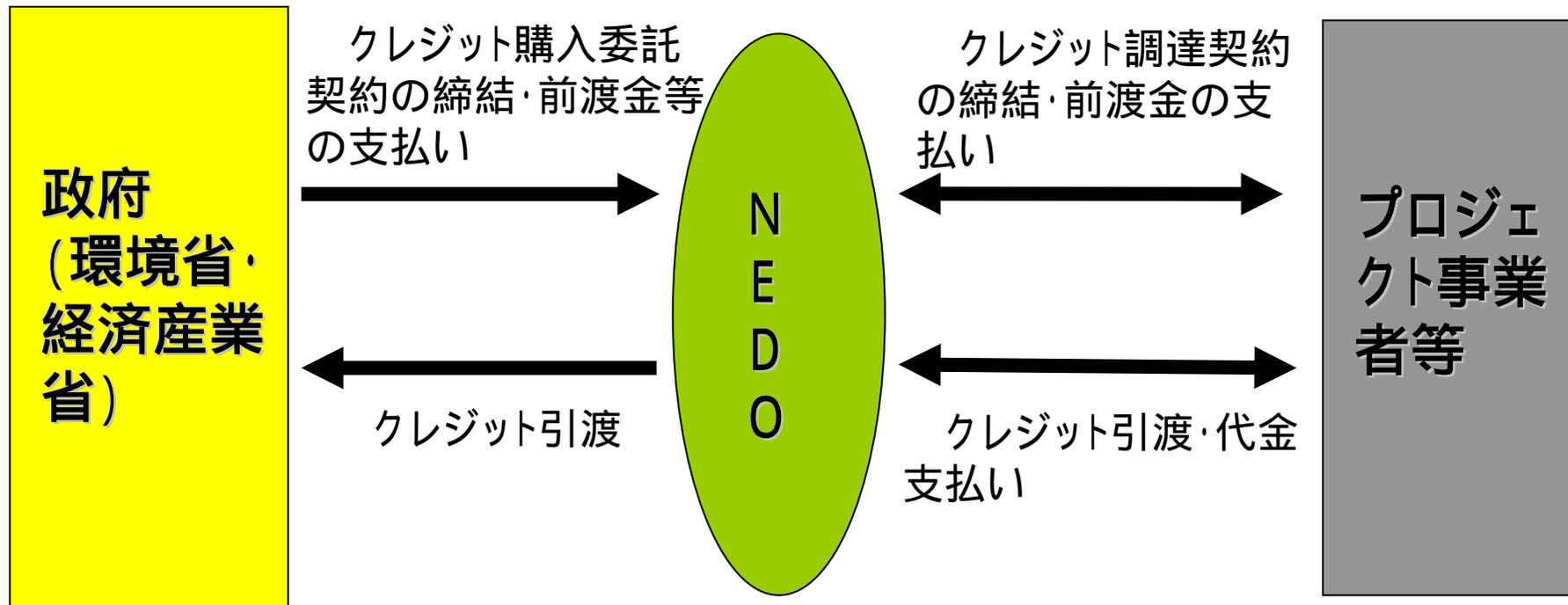
京都議定書目標達成計画において京都メカニズム活用量として予定している基準年排出量比1.6%分(総計1億tCO₂)のクレジットが取得でき、国内の温暖化対策を補完することができる。

地球規模での温暖化対策の促進と途上国等の持続可能な開発に貢献。

京都メカニズムクレジット調達制度の概要

政府(環境省・経済産業省)は、最長8年間にわたる国庫債務負担行為を要求するとともに、クレジット調達を新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に委託。

NEDOは、国庫債務負担行為の枠内で費用効率的にクレジット購入契約を締結。その後、毎年クレジットが発生・引き渡されるごとに代金を支払う(一部前渡金あり)等の手法により、調達業務を実施。



(*)クレジット取引の状況をもつつ、GISスキームによる取得や現物クレジット取得を行うことも視野に入れている。

CDM / J I 事業調査 (石油特会)

800百万円 (600百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

本調査は、CDM/JI対象国において、温室効果ガスの排出抑制を実現するCDM/JIプロジェクトの発掘を目指して、その実現可能性（フィージビリティ）を調査することを目的とする。

本調査では、一般的な事業実施のための検討のみならず、排出削減量の推計、ベースラインシナリオ及びモニタリング手法の検討を行う他、プロジェクトの事業化に向けたCDMプロジェクト設計書を作成する。また、ホスト国政府におけるCDM/JI事業の承認に関する方針、姿勢についても調査する等、当該案件が事業化するために想定されるあらゆる障害について多角的に検討する。

調査の方法としては、事業相手方や相手国政府等との接触を通じた現地調査、ありうべきプロジェクトの設計及び排出削減見込み量の試算等とし、プロジェクト設計書を作成した上で報告書をまとめ、検討評価委員会に提出し、その評価を受けることとする。

2. 事業計画

調査案件を公募し、採択の上、CDM/JI事業調査を実施する。調査の結果は検討評価委員会が評価し、事業実施可能性が認められた案件については、政府のクレジット調達制度によるクレジット取得につなげていく。また、今後新たな事業案件の発掘にも資することができるよう、調査結果を広く一般に公表する。

3. 施策の効果

省エネ・代エネによるCDM/JIプロジェクトについて、優良な案件の発掘・実現可能性調査を行い、案件形成を促進することにより、クレジット調達制度による取得クレジットを増加させる。

地球規模での温暖化防止と途上国等の持続可能な開発に貢献する。

(新)代替フロン等3ガス排出抑制対策強化推進費

22百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

京都議定書の削減対象となっている温室効果ガスのうち、削減に係る費用対効果が高いといわれる代替フロン等3ガス分野について追加削減の可能性を探る。

平成20年に予定されている京都議定書目標達成計画の見直しにおいて、より実効性、確実性のある代替フロン等3ガス排出抑制対策を位置づけるため、代替フロン等3ガスの使用・排出に係る最新の状況を踏まえた排出量見通しを算定し、改訂計画に盛り込むべき追加的な対策について検討する。

また、京都議定書第1約束期間となる平成20年度以降においては、改訂計画に位置づけられた対策を推進するための支援措置、普及啓発等、国としての施策を実施する。

2. 事業計画

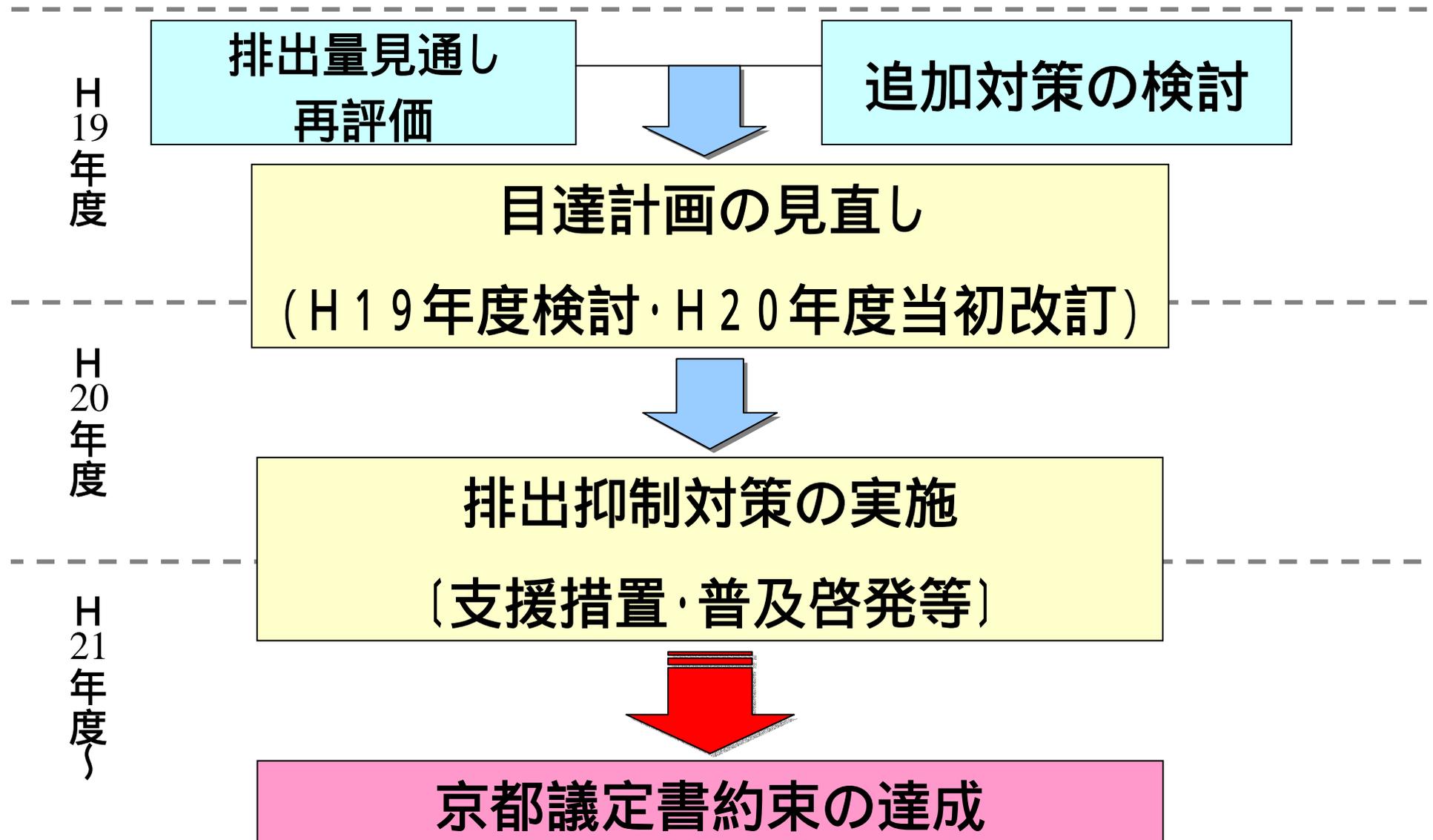
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1.代替フロン等3ガスの排出量見通しの再評価			
2.追加的対策の検討			
3.支援措置、普及啓発等の実施			

3. 施策の効果

京都議定書目標達成計画の評価に必要な対策・施策の進捗状況、排出状況等について、最新の状況が把握されるとともに、現行計画の見直しに資する。

京都議定書における温室効果ガスの排出削減目標の達成に寄与する。
脱フロン社会の構築に向けた意識形成が図られる。

代替フロン等3ガス対策強化費：実施内容とスケジュール



ノンフロン化推進方策検討調査費

10百万円(7百万円)

地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

昨年4月に策定された京都議定書目標達成計画において、代替フロン等3ガス(HFC, PFC, SF6)の新規代替物質、代替フロン等3ガスを使用しない技術及び回収・破壊技術・製品の利用促進を図ることとされた。

フロン使用断熱材、エアゾールをはじめとするフロン使用製品について、フロン類の使用禁止措置の導入を含めたノンフロン製品普及方策を検討するため、製品ごとのノンフロン化進捗状況、市場動向、技術開発動向等を把握し、ノンフロン化を阻害している要因を分析するとともに、海外における規制及び市場の動向を調査・分析する。

製品ユーザーがノンフロン製品の使用・購入を選択するための普及啓発を行う。また、地域におけるノンフロン化推進の牽引とするため、地方自治体におけるノンフロン製品の調達の支援や導入の波及効果を目的としたモデル事業を実施する。

2. 事業計画

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. フロン使用製品の使用実態・将来動向調査			
2. ノンフロン化推進方策の有効性評価			
3. フロン製品規制動向・制度検討調査			
4. ノンフロン製品の普及促進事業			

3. 施策の効果

フロン使用製品のノンフロン化が推進されることにより、代替フロン等3ガスの使用量の削減が図られる。

京都議定書における温室効果ガスの排出削減目標の達成に寄与する。

脱フロン社会の構築に向けた意識形成が図られる。

ノンフロン化推進方策検討調査費： 検討スケジュール

- 断熱材については、平成19年度に予定されている京都議定書目標達成計画の評価・見直しに間に合うよう調査を進める必要がある

18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度～ (2010～)
----------------	----------------	----------------	----------------	------------------

ノンフロン化推進方策検討調査

断熱材

調査検討

普及啓発等、目標達成のための追加的対策

目標計画の
評価・見直し

その他
の用途

調査検討

ノンフロン化の推進施策

京都議定書第1約束期間

地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金・石油特会)

4,113百万円(2,716百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

現在、我が国においては、京都議定書の6%削減約束の達成に向けて、温室効果ガス排出量を削減するための各種の対策技術の導入普及に取り組んでいるところであるが、依然として運輸部門・業務その他・家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。

このため、既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要不可欠であることから、基盤的な温暖化対策技術の開発について公募により選定した民間企業等に委託又は補助して行う。

2. 事業計画

以下の技術開発分野ごとに、基盤的な温暖化対策技術の開発について、優れた技術開発の実施に係る提案と実施体制を有する企業等を公募により選定し、委託又は補助して行う。

・バイオマスエネルギー等戦略的温暖化対策技術開発【委託】

第3期科学技術基本計画の分野別推進戦略において戦略重点科学技術として位置付けられた「バイオマスエネルギー技術・利用システム技術」、「革新的水素貯蔵・輸送技術」、「都市エネルギー利用システム技術」について、技術開発を行う。

(1) バイオマスエネルギー技術・利用システム技術開発

草木質バイオマス系のエネルギー利用及び持続可能型地域バイオマス利用システムに関する技術開発テーマについて技術開発を行う。

(2) 革新的水素貯蔵・輸送技術

安全な革新的水素貯蔵・輸送技術について技術開発を行う。

(3) 都市エネルギー利用技術

都市部におけるエネルギー利用効率の向上技術、未利用エネルギーの利用
・地球温暖化技術開発

1. 重点的に取り組む技術開発【委託】

(1) 省エネ対策技術実用化開発

省エネ対策技術の分野において、実用化できる省エネ対策技術開発。

(2) 再生可能エネルギー導入技術実用化開発

バイオマスエネルギー（戦略重点課題として取り扱う草木質バイオマスエネルギー技術・地域バイオマスエネルギー利用システム技術を除く）を含む再生可能エネルギー導入技術における技術開発。

(3) 都市再生環境モデル技術開発

都市の特性を踏まえた先導性・先見性が高い地球温暖化対策に係る技術開発・実証。

2 . 製品化技術開発【補助】

上記のカテゴリーにおいて、これまでの技術開発の成果により、製品化が十分期待できる有望な技術を対象として、技術開発を行う。

【補助内容等】

補助先 民間企業

補助率 1 / 2

3 . 施策の効果

実用化できる新たなエネルギー起源二酸化炭素排出量削減対策技術の開発。

地球環境研究総合推進費(平成2年度～)

背景と目的

- ・地球環境政策の立案・推進には、科学的な裏付けや科学的なデータが不可欠
- ・地球の温暖化をはじめ、様々な地球環境問題が深刻化問題解決に向けた取り組みとして、科学研究は有効かつ重要なものの一つ

地球環境政策を科学的に支える研究を総合的に推進し、地球環境問題の解決に寄与

制度の特徴

- ・地球環境保全施策に貢献する先導的・独創的な研究を推進するための**政策反映指向型競争的資金**
- ・**地球環境保全に関する関係閣僚会議**の作成する「**地球環境保全調査研究等総合推進計画**」と整合性を図りつつ、**ボトムアップ**的公募と**トップダウン**的公募の双方を活用し、地球環境研究を総合的に推進
- ・推進費専属の**プログラムオフィサー(PO)**による指導助言体制(平成17年度より)
- ・若手研究者(40歳未満)を対象とした革新型研究開発領域を設定(平成18年度より)
- ・有識者を含む**アドバイザリーボード**会合開催による課題の効率的かつ効果的な進行を促進(平成18年度より)

IPCC(気候変動に関する政府間パネル):地球温暖化に関する最新の科学的知見をまとめ、温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的として1988年に設立された国連の組織

近年の成果

- ・将来の温室効果ガス排出量と対策効果を統合評価モデル(AIM)により定量的に予測・評価
- ・地球温暖化に伴う異常気象(豪雨強度や真夏日日数)の変化を解析
- ・脱温暖化社会に向けた中長期政策オプションの提示と日英合同科学プロジェクトの発足
- ・侵入種が生態系に及ぼす影響を解析し、「特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律」の法案策定に貢献

今後、期待される成果

- ・京都議定書の第2約束期間以降の政策立案を科学的に支えるデータの提供
- ・温暖化に伴う日本及びアジアの中長期的(50~100年)な多様な分野の影響予測を提示
- ・気候変動シナリオと社会経済シナリオの連携により、IPCCでの新しい排出シナリオ作成への貢献

地球環境研究総合推進費（競争的資金）

4,656百万円（3,256百万円）

地球環境局総務課研究調査室

1．事業の概要

地球環境問題への適切な対応には、正確かつ最新の科学的知見が重要な役割を担っている。本経費は、地球環境問題の解決に対し科学的側面から貢献することを目的としており、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨など、様々な地球環境問題を対象とし、産学民官の研究機関に所属する研究者から、提案公募方式により研究課題を募っている。

本経費については、地球環境保全政策の科学的な支援という観点を第1に指向し、地球環境保全に関する関係閣僚会議が策定する「地球環境保全調査研究等総合推進計画」との整合性を図りつつ、学際的・国際的な観点からの運営を図っている。

2．事業計画

1 研究課題当たりの研究期間は3～5年間。新規、継続含め、18年度は42のボトムアップ型研究課題（研究テーマを公募しその中から課題を選定する仕組み）及び4つのトップダウン型プロジェクト（研究テーマや代表者を事前に定めた上で、細部を公募し競争的に選定する仕組み）を実施中。継続予定の研究課題については中間評価等を実施し、その結果を研究計画や資源配分へ適切に反映させつつ、研究を実施する。

また、18年度から、新規性・独創性・革新性の高い地球環境研究を強化するため、若手研究者を対象とした「地球環境研究革新型研究開発領域」を創設した。

3．施策の効果

研究成果は、地球温暖化対策を始め地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるとともに、IPCC等の国際的取り組みに貢献する。更に最新の研究成果を判り易く広報することにより、地球環境問題の普及啓発に貢献する。

地球環境研究総合推進費(平成2年度～)

背景と目的

- ・地球環境政策の立案・推進には、科学的な裏付けや科学的なデータが不可欠
- ・地球の温暖化をはじめ、様々な地球環境問題が深刻化問題解決に向けた取り組みとして、科学研究は有効かつ重要なものの一つ

地球環境政策を科学的に支える研究を総合的に推進し、地球環境問題の解決に寄与

制度の特徴

- ・地球環境保全施策に貢献する先導的・独創的な研究を推進するための**政策反映指向型競争的資金**
- ・**地球環境保全に関する関係閣僚会議**の作成する「**地球環境保全調査研究等総合推進計画**」と整合性を図りつつ、
- ・**ボトムアップ**的公募と**トップダウン**的公募の双方を活用し、地球環境研究を総合的に推進
- ・推進費専属の**プログラムオフィサー(PO)**による指導助言体制(平成17年度より)
- ・若手研究者(40歳未満)を対象とした革新型研究開発領域を設定(平成18年度より)
- ・有識者を含む**アドバイザリーボード**会合開催による課題の効率的かつ効果的な進行を促進(平成18年度より)

IPCC(気候変動に関する政府間パネル):地球温暖化に関する最新の科学的知見をまとめ、温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的として1988年に設立された国連の組織

近年の成果

- ・将来の温室効果ガス排出量と対策効果を統合評価モデル(AIM)により定量的に予測・評価
- ・地球温暖化に伴う異常気象(豪雨強度や真夏日日数)の変化を解析
- ・脱温暖化社会に向けた中長期政策オプションの提示と日英合同科学プロジェクトの発足
- ・侵入種が生態系に及ぼす影響を解析し、「特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律」の法案策定に貢献

今後、期待される成果

- ・京都議定書の第2約束期間以降の政策立案を科学的に支えるデータの提供
- ・温暖化に伴う日本及びアジアの中長期的(50~100年)な多様な分野の影響予測を提示
- ・気候変動シナリオと社会経済シナリオの連携により、IPCCでの新しい排出シナリオ作成への貢献

温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費

～ Green System 構想～

-GHGs Removals and Emissions Estimation Database Network System

297百万円(200百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

温室効果ガス排出量の算定に必要な各種統計とのオンライン情報システムを構築し、迅速かつ確実に温室効果ガス排出量を作成、公表する。これらの情報は全て公開し、国民一体となって温室効果ガス排出削減対策を進めるための情報基盤を構築。

第1約束期間に確実に6%削減目標を達成するため、京都議定書目標達成計画の進捗状況を把握し、その評価・見直しを徹底的に行う。

2. 事業計画

平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス排出量情報システムの構築・京都議定書目標達成計画の評価、見直し	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス排出量情報システムの運用開始	<ul style="list-style-type: none">・システム全体の維持管理

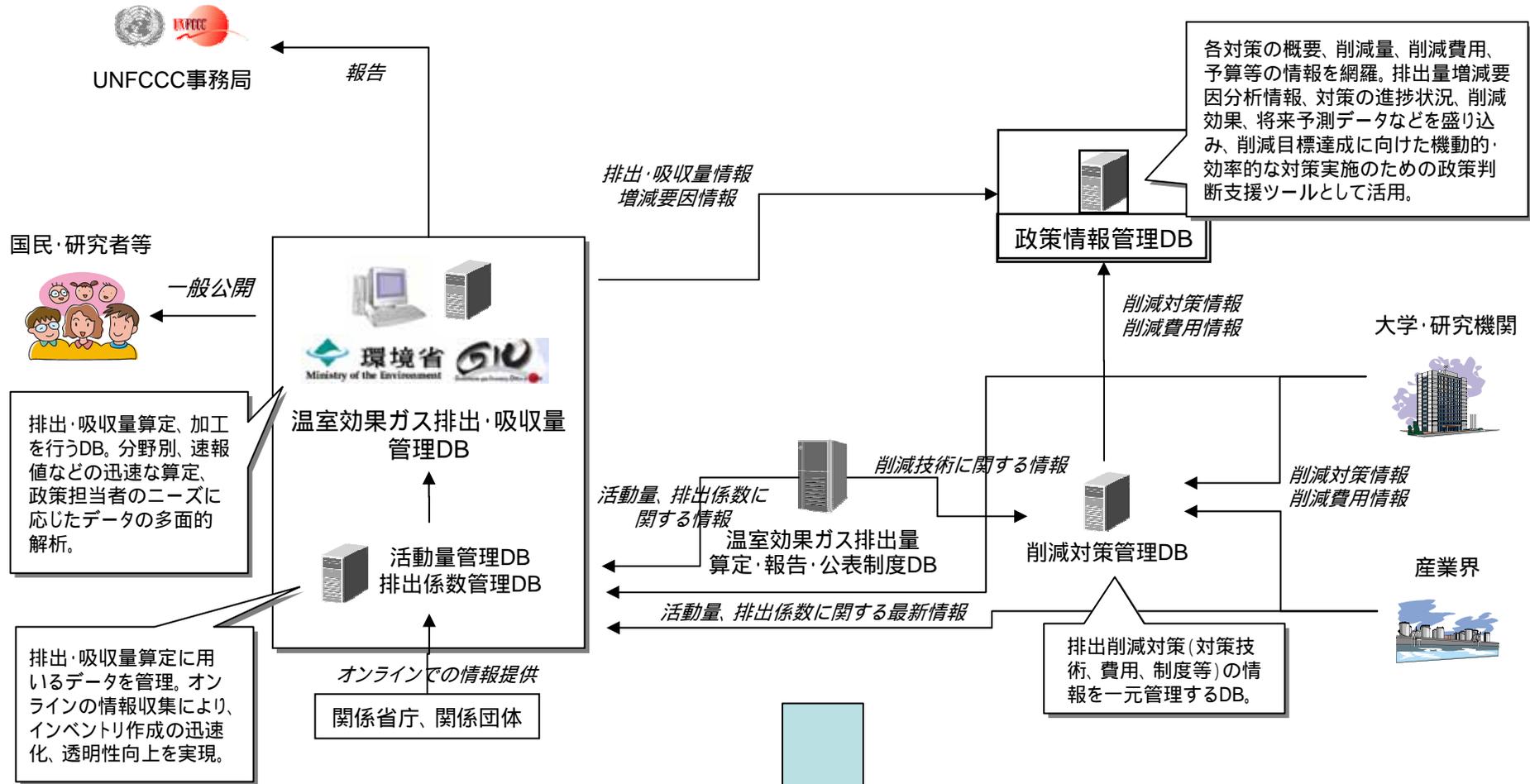
3. 施策の効果

温室効果ガス排出量の分野別集計、速報値集計等の迅速な集計、多面的データ解析等がデータベース化されることで、第1約束期間における迅速かつ機動的な温室効果ガス削減対策が可能となる。

情報を全て公開することで、国民一体となって温室効果ガス排出削減対策を進めるための情報基盤が整備される。

6%削減約束を果たすため、京都議定書目標達成計画の評価、見直しを行う。

GREEN System
 (GHGs Removals and Emissions Estimation Database Network System)



排出量・対策情報の迅速な集計、多面的解析
 第1約束期間(2008年～)における機動的な対策
 国民一体とした排出削減対策を進めるための情報基盤の整備

(新)複数事業者連携等による排出削減対策評価事業(石油特会)

50百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

温室効果ガスの排出は、多数の製品等を製造・輸送・使用・廃棄するまでのライフサイクルのプロセスごとにおいて、複数の主体によってなされるものであるが、排出量の算定や削減効果の評価は、各プロセスごとに各主体が直接排出する排出量を指標として行われるのみであるが現状である

そこで、温室効果ガスの排出がライフサイクル全体の中でどのような連関によってなされているかを可視化することによって、

- ・他者の排出量の削減につながる取組

(ex.省エネ製品や軽量型素材、低排出型燃料の開発・普及)

- ・近接する複数の主体が一体となってエネルギーの使用を合理化する等の取組(ex.工業地帯内での廃棄物や廃熱などの事業者間融通)

についても排出量を削減する取組として適切に評価する手法を策定する。

2. 事業計画

特定の活動・商品を対象として、

製品等の全体のプロセスにおける排出量削減への貢献度を定量的に把握し、データベース化する(例えば、製品の家庭での使用に伴う排出量について、平均的な使用時間等を設定して排出量を算定する等)。

上記取組の実践事例を詳細に把握し、データベース化する。

～ で得られた情報をもとに、排出量の削減効果を評価するための手法を確立する。

を行う。

3. 施策の効果

様々な製品等について、全体のプロセスにおける排出量削減への貢献度を定量的に把握できるようになることで、各主体の取組促進のために適切にインセンティブを付与していく素地ができあがること。

(新)次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費

150百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書第1約束期間は2012年に終了するが、気候変動に関する国際的な取組に空白を作らずに、次期枠組みを速やかに実行に移すことがきわめて重要。しかし、これまでの交渉経緯を踏まえると、次期枠組み構築までに多くの時間は残されておらず、現在の議論の進展を我が国の主導の下で加速化する努力が不可欠。

このため、(1)気候変動枠組条約の究極目的の実現に向け、中長期目標とその実現に向けたパス(道筋)に関する国際合意を得るための取組を推進するとともに、国内外の合意形成を加速するためのセミナーを開催する。また、(2)各国の参加の鍵となる、持続可能な開発、適応対策、技術の開発・普及などの主要要素について戦略的な検討を行う。さらに、(3)条約や議定書を補完する取組であるG8対話やAPPなどのプロセスへの貢献を行う。

2. 事業計画

平成19年(2007年)	平成20年(2008年)
(1)次期枠組みに関する国際合意促進経費	(京都議定書第1約束期間開始)
(2)気候変動枠組条約・京都議定書強化のための将来要素開発経費	
(3)G8気候変動イニシアティブ推進経費	(G8日本サミット開催)

3. 施策の効果

検討事項について、締約国会議等における次期枠組みに関する交渉において、我が国提案としてインプットを行い、交渉を加速化するとともに、我が国のリーダーシップを発揮する。

「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」等のG8プロセス、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ等の補完的取組を推進させ、主要排出国における対策の充実・強化を図るとともに、次期枠組み交渉についても、進展を促す。

次期枠組みの検討

参考：京都議定書の交渉

1995年 COP1
ベルリン・マンデートに合意

1997年 COP3
京都議定書を採択

2001年 COP7
京都議定書の実施ルールとしてマラケッシュ合意を採択

2008～2012年
京都議定書の第1約束期間

2013年以降の枠組みに関する交渉

3つのプロセス
(1)長期的協力対話(条約)
(2)議定書3条9項AWG
(3)議定書9条

2007年 IPCC第4次
評価報告書の発表

2008
米大統領選挙

2009～10年？
マンデート交渉合意

2011～12年？
枠組み合意

2013年～
第2約束期間

08年 G8日本サミット
G8気候変動イニシアティブ推進経費

2007～08年 削減ポテンシャル、コスト等に関する基礎検討

2009～10年 交渉の状況を踏まえた我が国の目標の設定

次期枠組みに関する国際合意促進経費
気候変動枠組条約・京都議定書強化のための将来要素開発経費

国内の中長期削減目標に関する検討

次期枠組みの在り方について、

中環審「気候変動に関する国際戦略専門委員会」で検討

- 国際交渉をリードするためには、各国の主張を把握・分析し、戦略的に対応することが必要
- 現在は、幅広い観点から次期枠組みの論点整理等を行っている段階
- 条約の目標達成に向け、国際社会の合意形成に積極的に貢献

(新)クールシティ中枢街区パイロット事業(石油特会)

1,000百万円(0百万円)

水・大気環境局 大気生活環境室
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

京都議定書目標達成計画(平成17年4月)において「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO2化」が盛り込まれるなど、ヒートアイランド対策と省CO2対策は密接に関係している。また、都市再生プロジェクトにおいても都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開が決定されている(第八次決定 平成16年12月)ことから、都市の中心部において、CO2排出量の削減を図りつつヒートアイランド現象を緩和することは重要かつ効率的である。

しかし、実用化されている対策技術の多くは、費用の問題や知名度の低さなどから一般への普及があまり進んでおらず、現段階では一部の地方公共団体や民間事業者での取組に止まっている。そこで、都市の中心市街地のなかでも注目度の高いと考えられる街区を公募で数力所選定し、複数の省CO2・ヒートアイランド対策を組み合わせたパイロット事業を実施する。

(補助の内容)

負担割合 国1/2、民間事業者1/2 (補助金)

補助先 民間事業者

2. 事業計画

平成19年度から平成23年度まで

項目	H19	H20	H21	H22	H23
クールシティ中枢街区パイロット事業					

3. 施策の効果

直接的にCO2を削減するとともに、対策技術の認知度を高め、一般の事業主体への導入促進を図る。また将来的には、量産化や新規参入業者の増加に伴う費用低減による波及効果により、さらなる普及を図る。

クールシティ中枢街区パイロット事業

ヒートアイランド現象の顕著な都市の中心市街地のなかでも注目度の高い街区を公募により数カ所選定し、集中的に複数のヒートアイランド対策を組み合わせたパイロット事業を実施

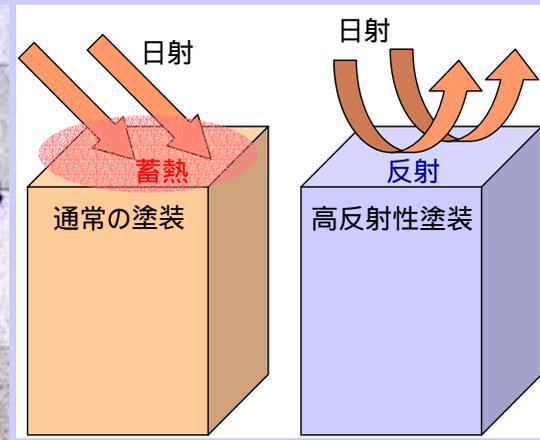
環境インフラ・・・都市環境の改善に資する自然的・人工的な都市の基盤



緑地化



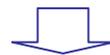
保水性建材



高反射性塗料

etc...

ヒートアイランド対策技術の活用



・都市におけるヒートアイランド現象の緩和
・ヒートアイランド対策技術の普及促進

水・大気環境局 大気生活環境室
水環境課、地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

ヒートアイランド対策を通じた都市の熱環境改善を図るため、下記の事業を実施する。

- (1) ヒートアイランド現象に関する調査及び観測
 - 環境影響の調査
 - 気温等の広域測定
 - クールシティ推進に向けた指針の作成(新規)
 - ヒートアイランド対策に関する普及啓発
- (2) 環境技術を活用した対策技術のヒートアイランド対策の検証
 - 大都市オフィス街をモデル地区とした熱環境管理推進事業
 - 都市内水路等を活用した実証モデル調査
 - 地下湧水等及び地下熱を利活用した対策技術の効果検証並びに地下水・地盤・地下熱環境の影響評価
- (3) 熱中症予防情報の提供及びモニタリング

2. 事業計画

項目	H17	H18	H19	H20	H21
環境影響の調査					
気温等の広域測定					
クールシティ推進に向けた指針の作成					
ヒートアイランド対策に関する普及啓発					
大都市オフィス街をモデル地区とした熱環境管理推進事業					
都市内水路等を活用した実証モデル調査					
地下湧水等及び地下熱を利活用した対策技術の効果検証並びに地下水・地盤・地下熱環境の影響評価					
熱中症予防情報の提供及びモニタリング					

3. 施策の効果

ヒートアイランド現象、及びその影響、対策効果等は現段階では定量的な評価が困難である。本事業によって、定量的な施策目標を作成・実行するための影響指標や評価手法を検討し、ヒートアイランド対策の推進を図る。

(新)騒音やヒートアイランド等都市環境の負荷の軽減に資するまちづくり技術支援
14百万円(0百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課
大気生活環境室

1. 事業の概要

都市活動に起因する大気環境問題には、大気汚染、騒音、ヒートアイランド現象、地球温暖化と現象としては様々であるが、こうした問題を改善するための方向性や対策はその多くが共通したものである。

このうち自動車騒音については、騒音に係る環境基準(道路に面する地域)について平成20年度末を達成目標とし、自動車及び道路を中心とした各種騒音対策がなされてきたところであるが、幹線道路を中心に既存の施策では環境基準の達成が困難なところもある。

そこで、まちづくりの観点から、騒音対策に加えてヒートアイランド対策、地球温暖化対策への効果を期待できる施策を構築する。具体的には、道路交通の発生源となる地域や施設、既存の施策では環境基準の達成が困難な地域等において、

建築物の外壁等に大気環境の保全の効果のある建築素材の利用促進
集合住宅等の良好な生活環境・省エネ性能の確保

を目指した施策を構築する。

2. 事業計画

項目	H19	H20	H21
大気環境保全に資する建築物外壁素材等の利用促進			
1)建築素材パントリーの作成(吸音率、保湿性等)、提供			→
2)都市への適用検討(適用範囲、騒音シミュレーション等)			→
3)施策の総合検討(制度設計等)			→
集合住宅等の良好な生活環境・省エネ性能の確保			
1)先導的地域の条例等調査			→
2)都市への適用検討(適用範囲、騒音シミュレーション等)			→
3)施策の総合検討(指針(仮)の策定等)			→

3. 施策の効果

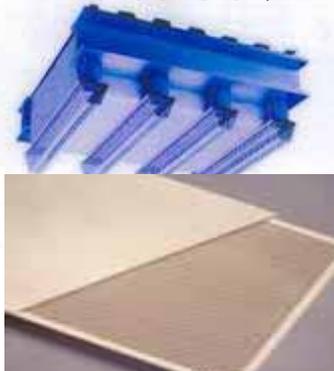
自動車騒音対策、ヒートアイランド対策、地球温暖化対策をまちづくりの観点から推進する。

騒音やヒートアイランド等都市環境の負荷の軽減に資する まちづくり技術支援



建築物の外壁等に大気環境保全の
効果のある建築素材の利用促進

(吸音効果、保湿効果
～騒音対策、ヒートアイランド対策の効果)



集合住宅等の良好な生活環境・
省エネ性能の確保

(遮音性能、気密性能
～騒音対策、CO₂削減対策の効果)



- ・ 大気環境保全に効果のある建築素材の性能に関する調査、活用方策の検討
- ・ 自動車の運行等から生活環境を保全するためのまちづくり指針(仮)の策定

(新)省CO₂型都市づくりのための面的対策推進事業(石油特会)

500百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書目標達成計画においては、地域・都市構造や交通システムの見直し等、面的な対策の必要性が強く打ち出されている。

本事業では、地方公共団体、交通事業者、大規模事業者・集客施設、NPO等の多様な主体の参画の下、地域の自然資本の有効活用を図りつつ、省CO₂型の集約的な都市構造の構築に向けて、効率的な土地利用策との連携、自動車交通需要の抑制、都市の骨格となる公共交通の利便性の向上等を図り、もって都市活動に由来するCO₂排出量を削減する。

2. 事業計画(平成19~21年度)

当該地域の事情を勘案しつつ、CO₂排出削減目標を設定し、計画に基づき相乗効果が発揮されるよう、以下のような対策群を実施する。

効率的な土地利用施策との連携

地方公共団体等が行うトランジットモールの整備など土地利用の高度化、中心部の魅力を高める施策と連携し、そのうち環境対策に係る部分への補助等を行う。(補助率 1/2)

自動車交通需要の抑制策等

事業所など需要側が、従業員の通勤手段を自家用車から公共交通等へ切り替える目的で行う事業等について補助を行う。また、都市の骨格となる公共交通機関と需要側の連携を促進する事業(削減量ポイントを記録するICカードシステムの導入等)、公共交通機関の利便性を高める事業等に補助を行う。(補助率 1/2)

3. 施策の効果

地域の自然資本の有効活用を図りつつ、効率的な土地利用の推進、自動車交通需要の抑制、都市の骨格となる公共交通の利便性の向上等を図り、都市活動に由来するCO₂排出量を削減する。

省CO₂型都市づくりのための面的対策推進事業

前橋市:自動車依存型都市

1人当りCO₂排出量 = 1.21 t

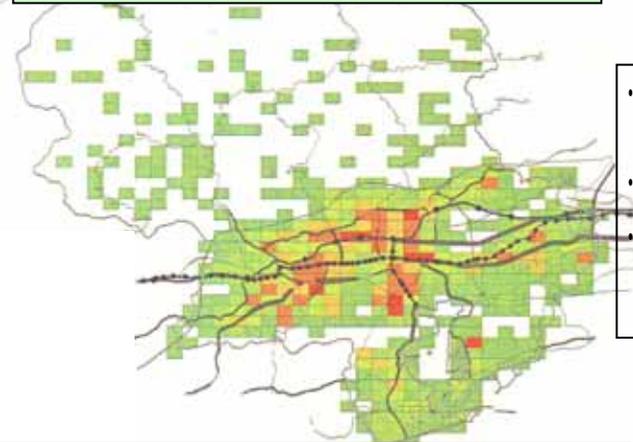
運鶏旅客部門



- ・郊外に住宅スプロール
- ・路面電車廃止
- ・**道路網整備**
- ・通勤通学には自家用車

高知市:中心部集約型都市

1人当りCO₂排出量 = 0.87 t



- ・市街地中心部と住宅地が隣接
- ・**路面電車**
- ・通勤通学にはオートバイ、自転車の割合高い

前橋市と高知市の基礎データ比較

	2000年							1960年
	面積	人口	市街化区域	改良済都市計画道路延長	中心部(3×3km)人口	DID人口密度	DID人口密度 ^m	
前橋市	147.34km ²	約28万人	4,483ha	155km	50,840人	4,514人/km ²	10,473人/km ²	
高知市	144.95km ²	約33万人	4,987ha	119km	68,625人	6,360人/km ²	10,137人/km ²	

資料:総務省「国勢調査」、国土交通省「都市計画年報」から環境省作成

平成18年版環境白書より抜粋

同規模の都市であっても、その都市の構造によって、CO₂排出量に大きな差異が生じている。拡散した都市ほど、一人当たりのCO₂排出量(運輸旅客・民生)が増大する傾向。

地域の自然資本の有効活用を図りつつ、土地利用の効率化、自動車需要の抑制、都市の骨格となる強行交通の活性化等の施策を適切に組み合わせ、集約型の都市の構築を目指す。

調査・削減シミュレーション
地域の自然資本の有効活用を図りつつ、土地利用政策と交通政策を融合した運輸・民生対策等の立案(熱環境改善も含む。)

効率的な土地利用施策との連携
地方公共団体等が行う他の街なか居住施策やトランジットモールの整備など土地利用の高度化、中心部の魅力を高める施策と連携し、環境対策に係る部分への補助等を行う。

自動車交通需要の抑制策等
事業所など需要側が、従業員の通勤手段を自家用車から公共交通等へ切り替える目的で行う事業等について補助を行う。また、都市の骨格となる公共交通機関と需要側の連携を促進する事業(削減量ポイントICカード等)、公共交通機関の利便性を高める事業等に補助を行う。

気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費

349百万(300百万)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

地球温暖化が進行しつつあり、その悪影響が顕れ始めている。このような事態に賢明に対応し、被害を軽減するためには、環境の監視を強化し、対応し得る体制作りが必要である。このために、地球温暖化の影響の監視、評価、情報提供を行うシステムを関係府省・機関の連携の下、国内及びアジア太平洋地域レベルで構築する。

2. 事業計画

(1)気候変動影響監視評価センターの設置

地球温暖化分野に係る地球観測について、統合された観測を推進するため、関係府省・機関が参加する連携拠点の事務局を運営する。

(2)気候変動影響評価パートナーシップ推進事業

アジア太平洋地域において、深刻化する地球温暖化の影響に適切に対処するため、衛星データと地上観測データを組み合わせ、影響をその発現初期の段階で検出する観測や気候変動影響予測等を推進する。また、産業界、市民社会と連携した環境危機情報システムのありかたについて検討を行う。

3. 施策の効果

(1)総合科学技術会議「地球観測の推進戦略」を踏まえ、国内の関係府省・機関が密接に連携しつつ、政策ニーズを踏まえた地球観測を、国際的な連携のもと統合的・効率的に推進する体制整備に貢献。

(2)地球温暖化影響に対して脆弱なアジア太平洋地域途上国におけるモニタリング・影響評価を推進することにより、途上国の取組に寄与し、気候変動対策に係る将来の国際枠組み構築にも貢献。

(3)地球温暖化に関する最新の観測データ、科学的知見を迅速かつ分かり易く広く一般に提供し、地球温暖化問題の深刻さ、対策の必要性に関する国民の理解、意識の啓発と行動の喚起に貢献するとともに、環境危機情報の即時活用により利益を還元。

気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等事業

背景

地球温暖化の進行、影響の顕在化。それを受けた国内外の動き。

影響の顕在化



写真提供)名古屋大学
環境学研究科
雪氷圏変動研究室



出典)国連ミレニアム
エコシステムアセスメント報告書

国内

総合科学技術会議意見具申「地球観測の推進戦略」
本年8月に温暖化分野連携拠点の設置を3省庁共同で地球観測推進部会に提案、承認。

国際

・G8グレンイーグルスサミットで、日本政府の気候変動イニシアティブとして、途上国の温暖化対処能力の強化を目指した気候変動影響監視評価ネットワークの構築を提唱。
・GEOSS(全球地球観測システム)10年実施計画(H17.2)にも貢献

事業概要

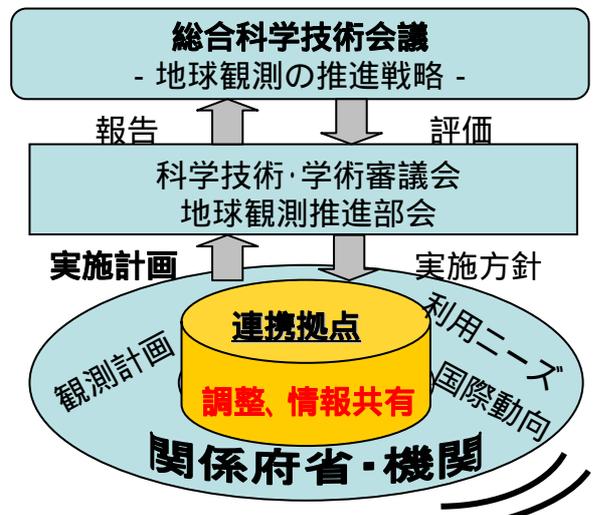
気候変動影響監視評価センター設置

【温暖化分野連携拠点の事務局として】

- ・観測実施状況の把握、ニーズの集約、実施計画作成、実施状況報告
- ・連携促進のための情報分析、WG運営等

【温暖化分野観測の中核的役割を担うセンターとして】

- ・QA/QCなど観測基盤技術の形成
- ・科学的知見の国民への情報発信



アジア太平洋地域でのパートナーシップ構築

【温暖化影響早期観測網の構築】

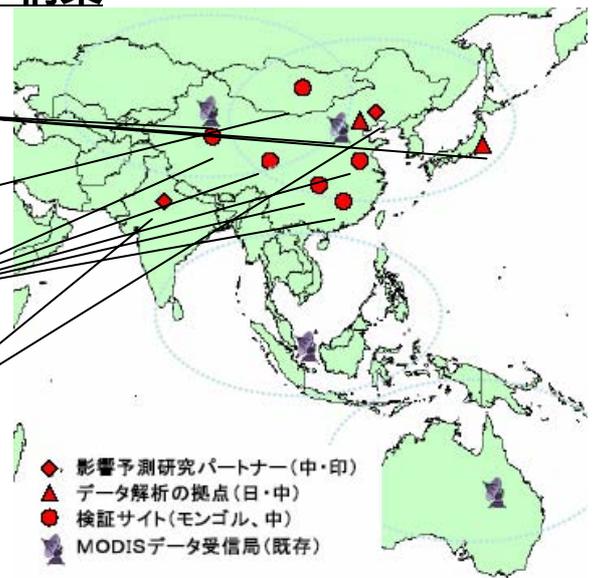
- ・リモートセンシングデータによるアジア地域の植生、土地利用、冰雪被覆等のモニタリング
 - 温暖化最前線であるモンゴルでの凍土変動に関する観測、影響要因の解析
 - 黄河・長江流域での水収支等解析、農業生産・生態系への影響評価

【最新気候シナリオによる気候変動影響予測】

- ・高分解能の最新気候シナリオをアジア太平洋地域に適用
- ・共同研究を通じ影響予測を推進

【産官学連携によるアジア環境危機情報システムの検討】

- ・産業界、学識者、NGO等からなる検討会を設置し、観測成果のビジネスや社会生活での活用促進のための施策を検討する。



(新) 東アジアにおける酸性雨等広域環境政策形成推進事業費

20百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

平成18年5月に経済財政諮問会議にて決定された「グローバル戦略」においては、東アジア広域での環境分野における政策調整を可能とする道筋を明らかにすることを求めている。更に、平成18年6月に経済財政諮問会議に提出された「経済成長戦略大綱」においては、アジア共同の環境危機管理システムを形成すること、具体的には、アジア諸国と連携しつつ、酸性雨などについて環境モニタリングの質及び量の向上を図ることを位置づけている。

一方、東アジアでは、13か国が参加して東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)が構築されており、現在、設立基盤強化のための協定化についての議論が行われている。

このような背景の下、以下の事業を実施する。

モニタリング強化・環境情報共有化に向けた検討

対流圏オゾンについては、越境大気汚染物質として注目されており、その濃度が上昇しているとの指摘がある、また、近年、農業被害等についての研究が蓄積されてきている。こうしたことから、EANETにおける対流圏オゾンの簡易測定法の導入、精度保証・精度管理方法について検討を行う。

アジア環境共同システムのマニュアル作成

EANETはアジア諸国と共同した国際的な体制づくりの成功例であり、そのアプローチについて、他の環境分野の参考となるよう体系的に整理する。

2. 事業計画

	H19	H20
モニタリング強化・環境情報共有化に向けた検討		
アジア環境共同システムのマニュアル作成		

3. 施策の効果

東アジア地域の越境大気汚染問題に係る環境管理能力の向上を図るとともに国際的な環境管理の体制づくりに寄与することが期待できる。

東アジアにおける酸性雨等広域環境政策の形成に向けたE ANETの展開

要 請

- ・アジア共同の環境危機情報システムの形成 (経済成長戦略大綱)
- ・モニタリングの強化による環境情報の共有化
(経済財政諮問会議グローバル戦略)
- アジア諸国と共同して国際的な体制作り (経済成長戦略大綱)
- 東アジア越境大気汚染に係る科学的データ蓄積・提供の必要性

課題

オゾンとは100年にわたって増加 (図1)
農作物被害の懸念 (図2)
オゾンについては従来からEANETの測定項目であるが、測定機器の購入及び維持管理が途上国においては困難

参加各国の自主的モニタリング実施や精度管理の成功例にも関わらず、よく知られていない
他の環境分野におけるシステム構築のためのノウハウに係るニーズの高まり

協定化の必要性の理解を深める (大気汚染管理手法のキャパシティ・ビルディング)

対流圏オゾン濃度に関するデータ (参考)

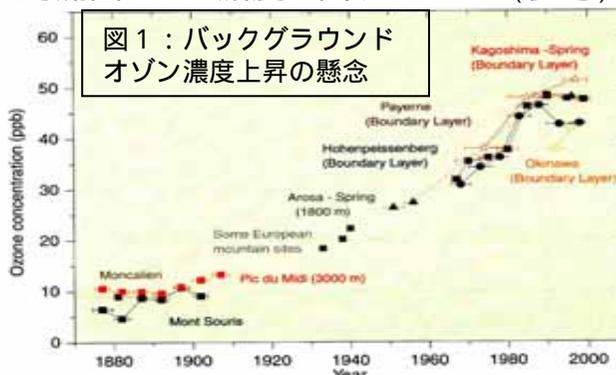
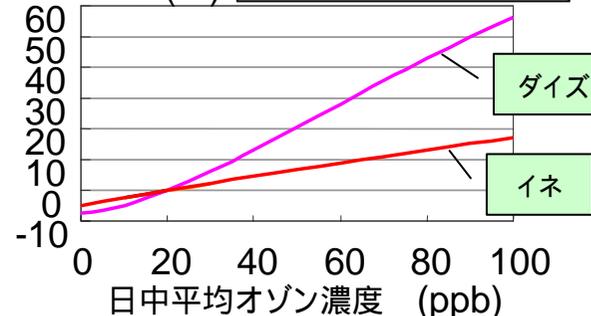


図2 農作物減収の恐れ



施策

モニタリング強化・環境情報共有化に向けた検討 (新規)
対流圏オゾンについて簡易測定法の導入により、東アジアにおけるオゾンの測定データの共有化

アジア環境共同システムのマニュアル作成 (新規)
EANET成功要因の分析・整理等によりマニュアル及び各国事例集の作成

排出量インベントリガイドラインの作成 (既存予算)
汚染物質排出量把握のためのガイドライン作成

EANETの基盤強化、一層の展開

平成22年 (2010年) 目途
東アジア広域環境政策の形成
(アジア環境行動パートナーシップ 構想 : アクション1)

越境大気汚染問題に関する東アジアの環境管理能力の向上

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

近年、その発生が増大している黄砂は、日本、中国、韓国及びモンゴルの共通の環境問題として関心を高めている。これら4か国及びUNEP等の国際機関によって「アジア開発銀行(ADB)-地球環境ファシリティ(GEF)黄砂対策プロジェクト」が実施されており、第1フェーズの報告書においてモニタリングネットワークの重要性とその具体的な方向が明らかにされた。

一方、平成18年5月に経済財政諮問会議にて提案された「アジア環境行動パートナーシップ構想」において、2008年までに黄砂モニタリングネットワークを確立し、2010年までに東アジア広域環境政策を形成することが位置づけられている。

このような背景の下、以下の事業を実施する。

ライダー装置の設置

ライダー装置(レーザー光線により上空の黄砂の分布をリアルタイムで観測する装置)による国内での黄砂モニタリングネットワークを整備、運営する。

国際黄砂モニタリングネットワークの確立(一部新規)

国際的なライダーネットワークで得られたデータを、日本、韓国、中国、モンゴルの4か国で検証・交換を行うスキームについて、国際ワークショップ等を開催して検討する。また、昨今の黄砂に係る早期警報・発生源対策の必要性に対する認識の高まりを踏まえ、インターネットを活用した黄砂データ提供システムを構築し、情報提供を行う。

2. 事業計画

項目	15・16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
国内ライダー装置設置					
ネットワークの確立					

3. 施策の効果

国際的な連携に基づく黄砂モニタリングネットワークの構築により、正確な早期警報情報による日常生活や産業への影響の最小化、発生源予測・発生源対策を行うための基礎データの取得に寄与することが期待される。

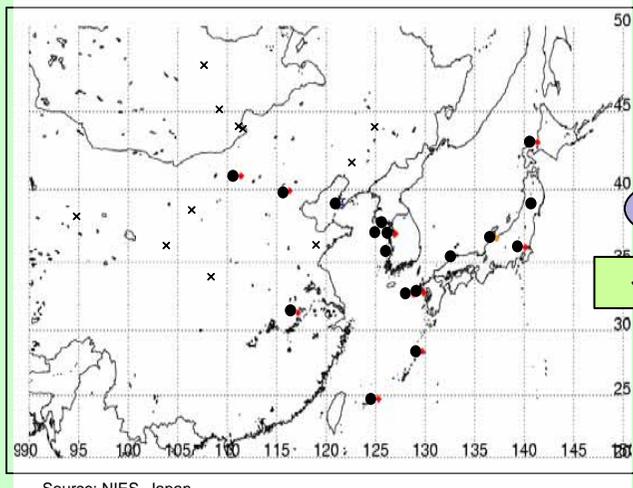
黄砂モニタリングネットワークの確立

背景

- ・近年北東アジア地域において被害が急激に拡大
- ・本年、東京において6年振りに観測

早期警報・発生源対策
の必要性に対する認識
の高まり

データ提供システムの構築

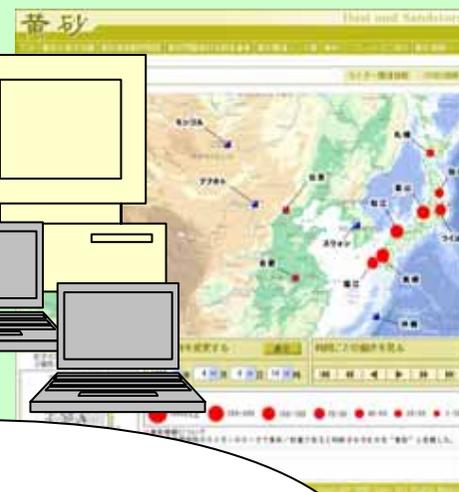


NIESライダーネットワーク構想

インターネット

データ収集

データ加工



特徴

1. ライダーを利用した正確かつ定量的な早期警報及び観測(飛来量の多寡を示すことが可能)
2. 観測情報のリアルタイム提供が可能

効果

1. 正確な早期警報情報により、日常生活や産業への影響を最小化
2. 発生源予測・発生源対策を行うための基礎データを取得

ライダーとは

地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の垂直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置

平成20年(2008年) 黄砂モニタリングネットワークの確立(アジア環境行動パートナーシップ構想:アクション1)

(新)海洋環境モニタリング多様化推進費

20百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

知床における油にまみれた海鳥の大量漂着、中国吉林省での化学工場爆発による海洋汚染の懸念のような事故的な事案に関する対応を強化するため、衛星画像の活用の可能性の検討、我が国近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理等により、海洋環境モニタリングの多様化を検討する。また、想定される事案に対処するための関係研究機関等との連携に係る体制について、整理・検討する。

2. 事業計画

海洋環境モニタリングの多様化(平成19年度～21年度)

- ・衛星画像の活用による油流出に係る情報把握の可能性の検討
- ・日本近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理
- ・諸外国での類似案件に係るモニタリングについての情報収集
- ・漂流ゴミの海中での状況把握手法の検討等

事案発生時の対応体制の検討・構築(平成19年度～21年度)

- ・学術調査等の蓄積がある研究機関等との情報共有、科学的検討に関する連携体制の検討・整備

3. 施策の効果

モニタリングシステムの多様化、関係機関との連携の強化により、突発的な事故等に対して、適時、適切な情報を収集、提供する能力を強化する。

海洋環境モニタリングの多様化に係る検討調査

新たな油汚染

タイムリーなデータ取得

(1) 衛星リモートセンシングによる

流出源検出システムの構築

- ・人工衛星による広域同時観測
- ・合成開口レーダー (SAR) を用いた昼夜・天候を問わない観測
- ・流出油の自動判別
- ・画像データベースを活用した遡及的な解析



新たな越境汚染

効率的なデータ取得

新たな汚染問題への対応

国際的枠組みの有効活用

我が国近海における潮流等の最新の知見の整理

諸外国での類似案件に係るモニタリングの情報収集、

想定される事案発生について、国立環境研究所などの情報共有と科学的検討

関係機関との連携に係る体制について整理・検討

突発的な油流出事故に対し、タイムリーかつ遡及的な汚染の把握が可能
越境汚染に対し、バックグラウンドデータの効率的な取得、未知の汚染への
対応、国際的な枠組みを活用した環境監視が可能

POPs（残留性有機汚染物質）条約総合推進費の一部

23百万円（21百万円）

環境保健部環境安全課

1．事業の概要

PCB、ダイオキシン等の残留性有機汚染物質（POPs）による地球規模の汚染を防止するため、国際的な協調下でその製造・使用の廃絶・削減等を行うことを定めた残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）が2004年に発効した（日本は2002年に締結）。このため、汚染実態の監視等同条約に基づく対策を実施する。

2．事業計画

東アジアPOPsモニタリング調査

アジア・太平洋地域における環境試料の収集、分析を行い、国内外で精度の向上等が進められている長距離移動モデルを活用すること等により、正確な汚染の状況及び将来動向を把握し、条約の有効性の評価に必要なデータを集積するとともに、同地域諸国における環境試料の収集・分析能力の一層の向上を図る。

併せて、上記で得られたアジア・太平洋地域におけるデータを活用することにより、同地域のリーダー国として、本地域でのPOPs汚染状況の把握と有効性／効果の検証に積極的に貢献する。

東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催

我が国の所有する知見をアジア太平洋地域やその他の地域に発信するため、専門家や行政官を招集し、東アジアにおけるPOPsモニタリングの地域活動の促進のためのワークショップや専門家会合等を継続的に開催する。

条約モニタリング作業部会への参画

条約と連携を図りながら東アジア地域におけるモニタリングを適切に実施するため、条約に設置されたモニタリング作業部会へ参画する。

3．施策の効果

汚染実態の継続的な調査により、条約を適切に履行するとともに、東アジア諸国による環境試料の収集・分析能力の向上を図る。

また、東アジア地域でのモニタリング等を通じて、地球規模での環境リスクの低減を推進する。

POPs条約関連施策の概要

国内実施計画の運用

製造等の規制、排出削減、適正処理等の具体的措置

製造、使用、輸
出入の規制

非意図的生成物
質の排出削減

PCB廃絶の
ための取組

在庫・廃棄物の
適正管理・処理

汚染された場
所の特等

各種措置の基盤となる施策

環境監視

**国際的取組
東アジア地域でのモニタリング等**

情報の提供

研究・技術開発

国内実施計画の実施状況の点検と改定

条約における新たな課題への対応

新たな条約対応物質の検討

有効性評価のためのモニタリングの実施

太斜字を本事業で実施

アジア太平洋地域生物多様性保全推進費

131(131)百万円

自然環境局自然環境計画課
野生生物課

1. 事業の概要

新・生物多様性国家戦略に掲げられる施策方針及びヨハネスブルクサミットの合意文書を受けて、湿地、渡り鳥、サンゴ礁等のアジア太平洋地域における国際協力の取組を継続及び拡大し、湿地の保全、再生、ネットワーク化を推進するもの。

特に、アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベースを構築するとともに、関係各国との合意の下、アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略を作成するほか、「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥パートナーシップ」に基づく渡り鳥の重要生息地のネットワーク強化等を図る。

2. 事業計画

	~ 17	18	19	20	21	22
・アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業			////	////	////	////
・アジア地域における生物多様性保全推進費						
ラムサール条約湿地リバイブス推進事業		////	////	////	////	////
渡り鳥重要生息地調査	////	////	////	////	////	////
アジア湿地管理促進事業	////	////	////	////	////	////
東アジア～オーストラリア地域渡り性水鳥パートナーシップの推進		-----	////	////	////	////
アジア地域鳥類重要生息地情報整備	////	////				
・アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	////	////	////	////	////	////

3. 施策の効果

- ・アジア・オセアニア地域のサンゴ礁保護区のデータベースの構築、アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略の作成により、当該地域のサンゴ礁保護区のネットワーク構築が推進される。
- ・国内およびアジア地域における湿地の保全及び賢明な利用が推進され、ラムサール条約の適切な履行に貢献する。
- ・アジア太平洋地域における渡り鳥保全に係る国際協力の枠組が構築され、重要生息地ネットワークの強化が進展する。

アジア太平洋地域生物多様性保全推進費

新・生物多様性国家戦略に掲げられる施策方針及びヨハネスブルクサミットの合意文書を受けて、湿地、渡り鳥、サンゴ礁等のアジア太平洋地域における国際協力の取組を継続及び拡大し、湿地の保全、再生、ネットワーク化を推進する。

● **アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業**

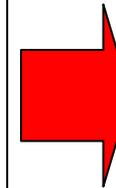
アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベースの構築
国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)総会の我が国での開催
アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略の作成

● **アジア地域における生物多様性保全推進費**

国内及びアジア地域における湿地の保全及び賢明な利用の推進
「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥パートナーシップ」に基づく、
渡り鳥の重要生息地のネットワーク強化

● **アジア地域渡り鳥等国际共同研究推進費**

二国間渡り鳥等保護条約・協定に基づく定期会合の開催
渡り鳥の二国間共同調査の実施



アジア太平洋地域に
おける湿地の保全、
再生、ネットワーク化
等の国際協力の推進

CDM/JI事業調査のうち

(新)アジア新エネ・省エネプログラムCDM事業調査(石油特会)

200百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

エネルギー需要が急増しているアジア諸国においては、太陽光発電、バイオ技術、省エネ技術等の新エネルギーや省エネルギーの対策推進のための政策が不十分であること、これらの技術の利用の経済性(条件によっては比較的短い期間で初期コストが回収できる場合もあること)が認識されていないこと等から導入が進んでいないのが現状である。

このため、アジアの途上国において、環境・エネルギー政策の状況を踏まえ、太陽光発電、バイオ燃料、省エネ機器等の導入プログラム案を策定し、これを活用したCDM事業の形成を図る。

2. 事業計画

(1)アジアにおける温暖化対策技術普及のグランドデザインの策定

アジア地域において、太陽光発電、バイオ燃料、省エネ型機器(照明、家電等)、メタン等非エネルギー起源CO₂対策技術について、普及可能性・普及シナリオ、普及施策(プログラム)案を調査検討する。

(2)有望対策技術に係るCDM事業化調査及び技術導入実証事業

(1)の結果を踏まえ、CDM事業の実施可能性を検討し、事業設計書を作成する。相当な排出抑制効果が見込めるがホスト国において導入実績は乏しい技術については、パイロットスケールの技術導入実証事業を実施する。

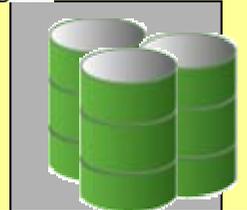
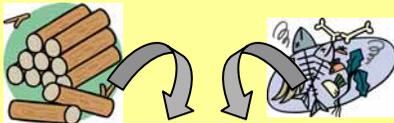
3. 施策の効果

アジア諸国で我が国が比較優位を持つ環境技術を活用したCDM事業の形成を促進するとともに、アジア諸国における自然エネルギー・省エネルギー技術の普及を図り、温室効果ガスの排出抑制に貢献する。

アジア新エネ・省エネプログラムCDM事業調査(石油特会)



太陽光発電



エコ燃料



省エネ型機器

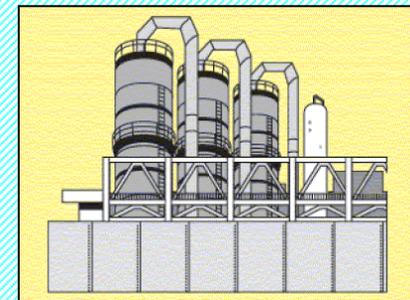
グランドデザインの策定
アジアの主要途上国における二酸化炭素対策技術の普及可能性・普及シナリオ、普及施策(プログラム)案の調査検討

アジア地域全体におけるCO2の大幅な削減に貢献

アジア

有望な対策技術のCDM事業化調査、及び技術導入実証事業

プログラム型CDM事業化の可能性調査



パイロットスケールの実証事業

3 R イニシアティブ国際推進費

1 4 4 百万円 (1 0 3 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 企画課

1. 事業の概要

3 R (リデュース、リユース、リサイクル) イニシアティブの推進について、我が国が G 8 議長国となる平成 2 0 年 (2008 年) を目指して、以下の事業の実施により国際的なリーダーシップを発揮する。

・アジア各国の 3 R 推進のための政策対話・計画/ビジョン策定支援協力
アジア各国において 3 R を推進するための計画/ビジョンの策定を支援する。また、シンガポール等と協力して東アジアにおける 3 R 政策対話を実施する。

・ 3 R に関する技術移転の推進

3 R に関する技術・システムの情報をデータベース化し、アジア開発銀行や国連環境計画と連携して情報拠点を構築する。

・アジア資源循環研究推進事業

アジアにおける 3 R ・廃棄物管理の研究者・専門家間での連携を目的とした研究ネットワークを形成する。

・ (新) 3 R 行動計画案策定調査

平成 20 年に日本で開催する G 8 サミットを念頭に 3 R 行動計画案を策定する。

・ (新) 3 R イニシアティブ高級事務レベル会合の策定

3 R イニシアティブに関する具体的な取組について議論するために、3 R イニシアティブ高級事務レベル会合を開催する。

・ (新) 3 R 技術国際展開実現可能性調査

我が国が有する 3 R 技術・システムの国際展開を図るべく、処理困難物を我が国の技術を用いて無害化し希少金属を回収する取組について、環境の影響を含めた実現可能性調査を行う。

2. 事業計画

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
	事前調査	政策対話	計画策定	3カ国の事業を 3グループに分けて実施	
			東アジア 政策対話		
	データベース作成		データベースの管理・情報拠点の構築		
	研究ネットワークの形成				
			計画案策定	G8サミット	フォローアップ
	高級事務レ ベル会合			高級事務レ ベル会合	
			実現可能性調査実施		フォローアップ

3. 施策の効果

平成20年に日本で開催するG8サミットへ向けての3Rイニシアティブの
更なる推進

政策担当者レベル、研究者レベルでのアジア各国間の連携の強化

3Rに関する国際的な研究の推進による科学的基盤の強化

我が国の先進的な3R技術・システムの国際的な展開

3 R イニシアティブ国際推進費

課題

- ・ 廃棄物の発生が増大と質の多様化による不適正な処理
- ・ 循環資源の越境移動の活発化による国内外の廃棄物処理・リサイクルシステムへの影響
- ・ 資源価格の高騰

基本的な考え方 (平成18年版循環型社会白書)

国際的な循環型社会を構築するために、

まず各国の国内で循環型社会を構築し、

廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化し

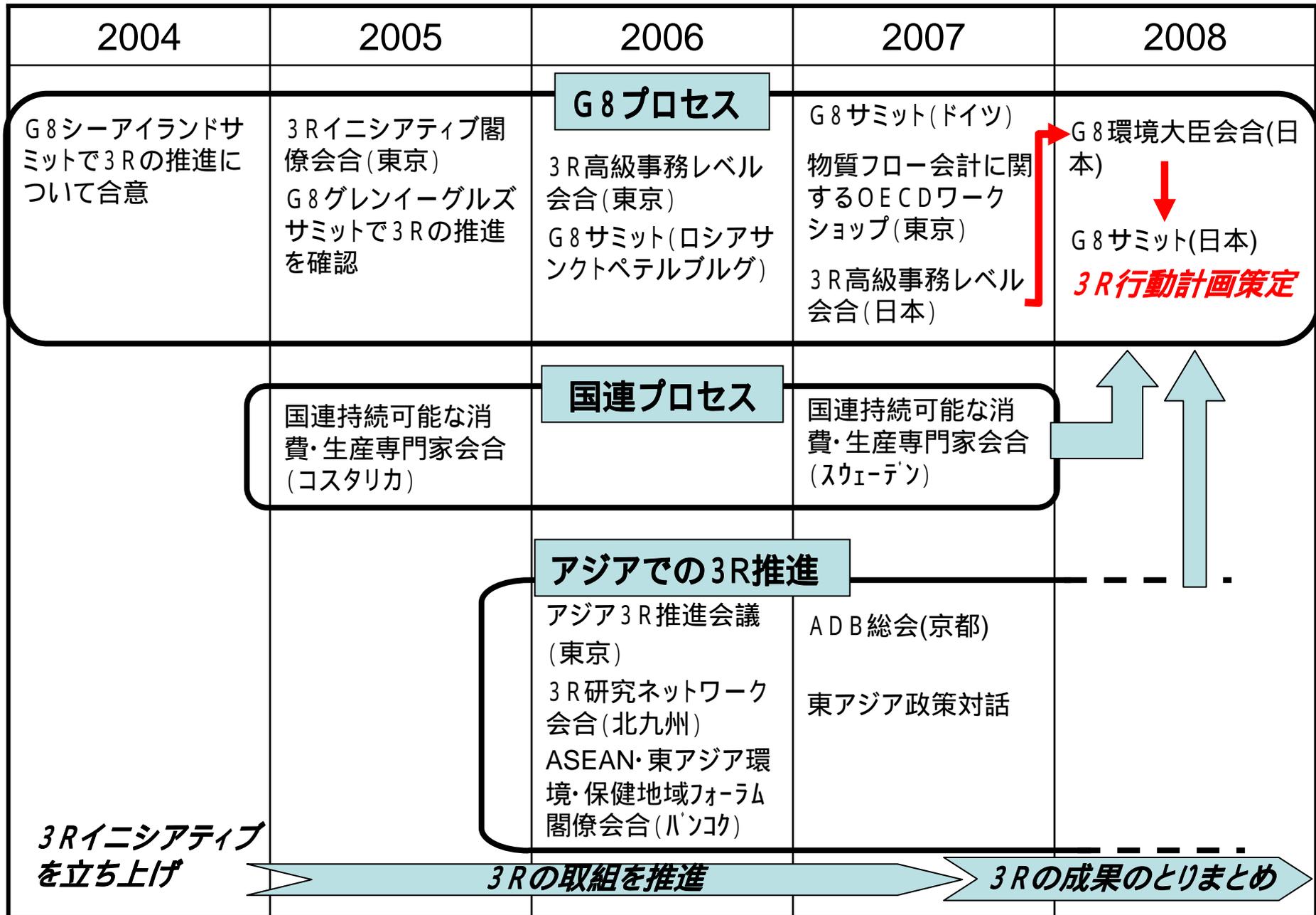
その上で循環資源の輸出入の円滑化を図ることが必要。

我が国は、G8議長国となる2008年を目指して3 R イニシアティブの推進に向けてリーダーシップを発揮

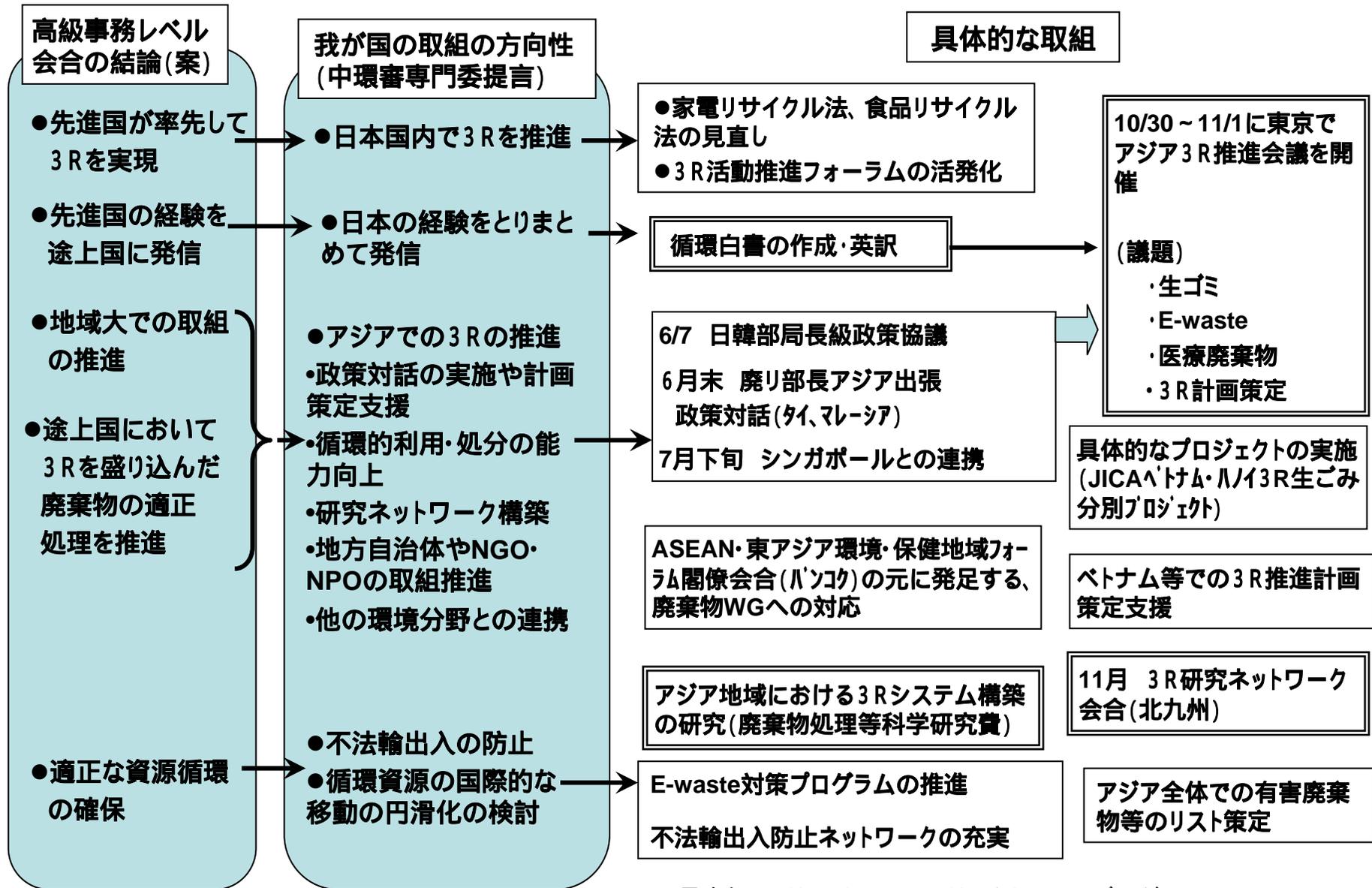
具体的な取組

- ・ アジア各国における3 R 推進計画/ビジョンの策定支援
- ・ 東アジア3 R 政策対話の実施
- ・ 3 R 技術・システムに関する情報拠点の構築
- ・ 3 R に関する研究者・専門家のネットワーク形成
- ・ バーゼル条約を基盤とした、廃棄物の不法な輸出入の防止対策(別掲)
- ・ 循環資源の越境移動において環境保全を確保するためのフェージビリティ調査の実施
- ・ 3 R イニシアティブ高級事務レベル会合の開催(2007年)
- ・ 3 R 行動計画案の策定

3Rイニシアティブ国際展開の戦略(案)



2006年における3Rの展開



・7月中旬G8サミット(ロシア・サンクトペテルブルグ)
 ・APEC首脳会議(2006年11月、タイ・バンコク)

(新) 国際環境協力強化のための情報・人材基盤の整備

6百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

戦略的、効率的な海外経済協力の実施に向けた議論が国内で活発化する中、経済成長戦略大綱では「産業界と連携して、環境経営に関する実務的な研修の基盤整備や海外進出・関連企業の現場での人材育成上の課題の検討を行うこと」が国際環境協力強化の目標として掲げられている。これらを受けて、民間を中心とした人材活用のための基盤整備事業を行う必要がある。

2. 事業計画

途上国の環境情報&民間協力側面支援；環境インベスターズフォーラム

- ・アジアを中心とする開発途上国を毎年1カ国抽出し、情報収集・分析を行った上で、国際環境協力の方針を明確化する。
- ・エコアジアと同時期に、当該国及び日本の官民の代表が議論を行う公開フォーラムを開催する。

人材育成

- ）多様な環境管理の技術とノウハウを持っている団塊世代を途上国において活用するための基盤整備として、研修スキームを検討し、立ち上げる。
- ）海外進出をしている日系企業を拠点にして、日本の高い環境意識の普及を図るため、海外進出企業の実態調査等を行い、現地企業が環境教育を行うための教材、研修マニュアルを作成する。

3. 施策の効果

(アウトプット)

- ・途上国のニーズと日本の民間企業の持つ技術の情報共有

(アウトカム)

- ・民間企業の技術を生かした効果的・効率的な環境協力の実施
- ・日本の環境技術の普及と途上国の環境問題改善
- ・日本企業のビジネスチャンス拡大
- ・海外進出企業の現地での社会的地位向上

(新)持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成戦略事業

125百万円(0百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

本事業は「アジア環境行動パートナーシップ構想」における環境大競争時代をリードする人材育成の具体化を図るもの。2005年から開始された「国連持続可能な開発のための教育の10年」我が国実施計画でも、高等教育機関の取組の推進を初期段階での重点的取組分野に指定。

以上を踏まえ、アジア(我が国を含む。以下同じ。)の環境人材育成のため、2カ年で右施策を行う。

アジアにおける環境人材ニーズ調査や、アジアの大学院間の連携に関する検討等を行い、「持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成ビジョン」策定

各大学の強みを活かした国内大学院ネットワーク構築支援(国連大学と連携しアジア国際ネットワークに発展)

大学院・地域連携型環境教育指導者育成の実践

環境人材育成のための基礎プログラム作成

シンポジウム・ウェブサイト等により ~ の成果をアジアに発信

2. 事業計画(1.の番号に対応)

平成19年度 インタビュー・文献等調査、有識者検討会、ビジョン策定
大学の選定、カリキュラム開発支援、ネットワーク構築支援
大学院・地域連携型環境教育指導者育成の実践
基礎プログラム作成 等

平成20年度 ・ ・ 継続

国際シンポジウム、ウェブサイト等で広報・普及

3. 施策の効果

環境人材育成ビジョンの下での、アジアの各大学の強みを活かした国際人材育成ネットワークや、大学院レベル等での環境人材育成プログラムのアジアへの普及により、アジアの環境人材育成が促進される。

持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成事業

各人の専門分野と環境の関係性を認識し、仕事と環境保全を結びつけることができる人材

高等教育機関におけるESDの推進は、ESDの10年実施計画の重点的取組分野

グローバル戦略に基づき、アジアにおける環境人材養成が求められている

アジアにおける
環境人材ニーズ調査

アジアの高等教育機関
間の連携に関する検討

我が国高等教育機関の
環境関連教育調査

環境政策の超長期ビジョンを考慮

1

持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成ビジョン策定

国際人材育成ネットワーク構築（国連大学/文科省と連携）

国際人材育成ネットワーク
構築支援

- 国連大学へ拠出。
- 国連大学が中心となり、アジアにおける国際人材育成ネットワーク（国境を越えた環境大学院）を構築。

2

国内大学院ネットワーク
構築支援

- 日本の強みを活かした国際人材育成ネットワークへの参加大学の選定、各大学への趣旨説明、協力要請
- 選定された大学に対し、各大学の強みを活かしたカリキュラム開発支援、オンラインコースの検討、体制整備支援 等

3

大学院・地域連携型
環境教育指導者育成の実践

- 目的：自治体、教育関係者、NPO等で環境教育をリードする人材の育成
- 平成18年度「環境学習人材育成事業」で作成したシラバスを活用して研修を実施
 - 上記実践を踏まえ、プログラムを作成 等

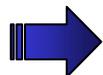
4

環境人材育成のための
基礎プログラム作成

- 工学分野、農業分野等各分野と関わりの深い産業と持続可能な開発とのつながりについて、大学・産業界と連携して分野別に教材を作成（日・英）
- 作成した教材の導入プログラムを検討し、学部レベルで実践 等

シンポジウム・ウェブサイト等により、

～ の成果をアジアの大学等に発信・普及



「持続可能なアジア」実現をリードする環境人材の育成

(新) アジア太平洋エコライフスタイル普及啓発費

3百万円(0百万円)

地球環境局総務課

1. 事業の概要

地球環境問題への対策に関しては市民レベルでの取組が不可欠であり、我が国においても、京都議定書目標達成計画に家庭部門からの温室効果ガス排出量の削減目標を定めるなど、働きかけを進めている。環境省としても、チームマイナス6%、クールビズなど、国民参加を求める各種施策を行っており、個人レベルでの地球環境保全活動につながっている。

一方、平成18年5月に環境大臣が発表した「アジア環境行動パートナーシップ構想」において、クールビズのアジア各国への普及など、アジアのライフスタイル改革を提案している。

世界規模での市民レベルの取組を促すため、環境省が行っている国民参加を求める施策及びその成果を、インターネットを通して英語で情報発信し、国外に広く紹介する。

2. 事業計画

平成19年度に、「チームマイナス6%」及び「COOL BIZ」の英文サイトを構築し、その後、既存コンテンツの英訳及び英文コンテンツの更新を継続的に行っていく。

3. 施策の効果

環境省が行っている国民参加を求める施策を海外に紹介し、世界規模での市民レベルの取組を促進する。

環境省外国語版ホームページ充実強化

32百万円(32百万円)

大臣官房総務課環境情報室

1. 事業の概要

我が国の環境対策や国際貢献などについての国際的な理解を高める観点から、環境省の外国語版ホームページを充実強化する。

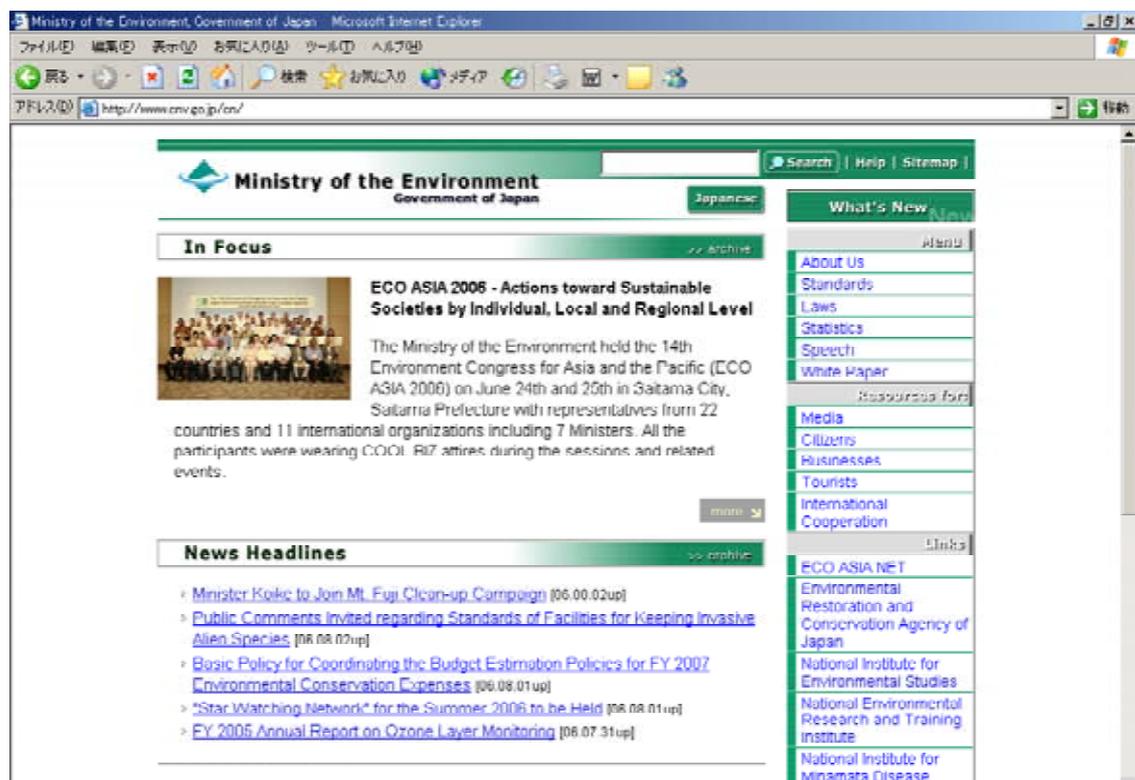
2. 事業計画

環境省の外国語版ホームページについて、「政府の広報活動の基本方針」「環境省における行政情報の電子的提供に関する実施方針」等に基づき、英語を中心に、戦略的広報トピック等の掲載、報道発表資料の英語概要の原則掲載、アクセシビリティ対応の充実などにより充実強化する。

3. 施策の効果

アウトプット：外国語版ホームページへのアクセス数の向上

アウトカム：我が国の環境対策や国際貢献などについての国際的な理解の向上



(新) G8 環境大臣会合開催準備等経費

69百万円(0百万円)

地球環境局総務課

1. 事業の概要

我が国は、2008年(平成20年)のG8サミットにおいて議長国を務める予定である。近年のG8サミットにおいて環境問題に関する成果文書が発出されており、特に2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいては気候変動が主要議題となるなど、環境はG8サミットの重要な議題となっている。

G8環境大臣会合は、G8サミットに環境面からインプットすることを目的として1992年(平成4年)以降、G8サミット議長国の環境担当大臣の主催により行われている。2008年のG8日本サミットでの環境問題に関する更なる議論を促すため、G8環境大臣会合を開催し、その議論の成果をG8サミットにインプットする必要がある。

よって、環境大臣会合での議論を有意義で実効性あるものとするため、討議テーマに関する情報の各国・研究機関からの収集・分析、準備会合の開催、会場選定等のロジ面での準備等を平成19年度において行う。また、大臣会合のWebサイト等を設置することにより、G8各国の環境分野の取組、会議成果等を国内外に情報提供する。

2. 事業計画

平成19年度において以下の事業を行う。

- (1) G8環境大臣会合資料等の準備
- (2) G8環境大臣会合開催準備
- (3) G8環境大臣会合についての広報

3. 施策の効果

G8諸国の環境担当大臣間の対話を促進することにより、地球規模の環境問題等の解決に向けた環境政策・行動をリードする。また、会合の広報を行うことにより、各国市民の環境問題への関心を更に高めるとともに、G8諸国の環境政策についての理解を深める。

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1．事業の概要

日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）では、北東アジアの中核である日本、中国、韓国の3カ国の環境大臣が一堂に会し、本地域及び地球規模の環境問題に関する協力について率直な意見交換を行っている。また、本会合は毎年継続して定期的を開催することにより、3カ国の協力関係及び協力プロジェクトの形成・推進を強化するものである。平成19年度は第9回会合（TEMM9）を日本で開催する予定であり、北東アジア地域でのより一層の連携強化、本地域の地球環境保全への貢献などの課題について議論を進めていく。

2．事業計画

事前の準備会合において中国及び韓国と日程や議題等の調整をした後、時期を見て本会合を開催する。また、本会合の前後各1回作業部会を開催し、TEMMプロジェクトの進捗状況等を確認する。

本会合開催後はその成果をとりまとめ、同地域からの環境イニシアティブとして、他の国際枠組みに積極的に発信する。

3．施策の効果

北東アジアの環境管理においてTEMMが主導的な役割を果たすことにより、本地域及び地球規模の環境改善に寄与する。また、TEMMにおける活動、成果を積極的に発信することにより、国際社会に対して社会経済等の状況が異なる国々が効果的に環境協力を行う際のモデルを示すことができる。

(新)違法伐採への取組及び環境への影響調査費

11百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

今日、世界的な森林の減少が続くなかで、その原因のひとつとして、違法伐採が指摘されている。違法伐採問題は、G8グレンイーグルズ・サミットでも取り上げられる等、国際的にも問題と対策の重要性に関する認識は向上してきている。このような背景の下、以下の事業を実施する。

森林環境保全の観点からの違法伐採対策調査

我が国と関係の深い、東南アジア、極東・シベリア地域において、違法伐採に起因した森林破壊について情報収集し、違法伐採が及ぼす環境へのインパクトを評価する。

違法伐採対策の取組推進調査

国際的取組の状況調査等

英国、EU等の公共調達の実行事例について実施状況、改善の取組等の調査を行う。また、生物多様性条約等の環境条約における取組を違法伐採対策と連携して進める方策についての検討を行う。

グリーン購入法の取組の普及・啓蒙

地方公共団体や民間事業者(需要者)における違法伐採に関するグリーン購入法の取組の普及の状況を調査し、実態を把握する。また、グリーン購入法の取組を、地方行政、民間の需要者などに広げるための普及・啓蒙を実施する。

2. 事業計画

		H.19	H.20	H.21
環境へのインパクト調査				
国際的取組のモニタリング				
グリーン購入法の取組の	実績把握			
普及・啓蒙	普及・啓蒙			

3. 施策の効果

違法伐採の更なる取組について、環境条約等と連携した取組を展開することに貢献する。また、グリーン購入法を政府関係機関にとどまらず、広く地方公共団体や民間へも普及を進める。

違法伐採への取組及び環境への影響調査(新規)

違法伐採



木材生産国の森林の減少の加速
森林生態系の破壊

木材市場価格の引き下げ → 木材生産国外にも深刻な被害をもたらす

G8 グレニーグルズ・サミット(平成17年6月)

日本政府の気候変動イニシアティブ
(違法伐採対策に取り組むことを表明)
「政府調達の対象～合法性が証明された木材・木材製品」

グレニーグルズ行動計画
「違法伐採問題に対処するためには、
木材生産国及び木材輸入国双方の取組が必要」



一般への普及・啓蒙が重要



我が国の政策の連携を考えるうえで、木材生産国の情報が必要
違法伐採の環境への影響
他の輸入国における取組



森林環境保全の観点からの違法伐採対策調査

違法伐採対策の取組推進調査

我が国と関係の深い、東南アジア、極東・シベリア地域対象

国際的取組みの状況調査



・違法伐採に起因した森林破壊についての情報収集

グリーン購入法の取組の実績把握及び
普及・啓蒙

・違法伐採が及ぼす環境へのインパクトの評価

(新) 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査費

500百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

漂流・漂着ゴミについて、より効果的な発生源対策や清掃運搬処理を進めるためには、漂着の状況と地域の特性を踏まえた取組が必要であり、また、効率的な清掃方法の開発利用や関係者の参加・協力が重要である。このため、一定範囲のモデル海岸地域について、地域全体の漂着ゴミの状況や地域特性について情報を収集し、対策の在り方を検討する。また、環境保全上の価値が高い海浜等について、実験的なクリーンアップとフォローアップ調査により、効果的な清掃運搬処理の手法を検討する。

2. 事業計画：以下の調査を初年度10地域において実施。

モデル地域概況調査(平成19年度～平成22年度)

漂着ゴミの著しい一定範囲の海岸地域をモデル地域として、漂着ゴミの状況、地形・海流等の現地特性、周辺の発生源の有無、利用可能なゴミ処理施設、海岸の利用と影響の程度等について調査し、効果的な対策の在り方を検討する。

クリーンアップ調査(平成19年度～平成22年度)

概況調査結果を基に、環境保全上の価値が高い海浜等において、クリーンアップ作業を行う。この中で、漂着したゴミの分類、漂着経路や発生源の推定を行うとともに、地形等の条件に応じた重機や前処理機械の利用、地元のボランティアの参加方法など、効果的・効率的な清掃処理処分方法を検討する。

フォローアップ調査(平成19年度～平成22年度)

クリーンアップ調査実施後、当該海浜にどのような形でゴミが漂着するのかをモニタリングし、漂着メカニズムの解析や効果的な清掃の頻度、方法等の検討を行う。

NGOとの連携方策の検討(平成19年度～平成22年度)

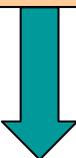
漂流・漂着ゴミ問題に取り組んでいるNGO等との意見交換を定期的に行い、関係者間の連携の推進及び効果的な対策検討に活用する。

3. 施策の効果

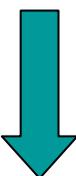
効果的な対策手法の開発により、政府、地方公共団体、NGO等の連携による発生抑制、清掃等に係る対策推進に資する。

被害が著しい地域への対策(モデル地域における分析等)

清掃



運搬



処理

地域状況を踏まえた対策、技術実証、NGO等との連携

(モデル地域の概況調査)

・漂流・漂着ゴミの被害が著しい一定の海岸線の概況調査を実施し、漂着の状況、周辺の発生源の有無、海岸の利用・影響の状況、利用できる周辺施設等の情報を整理する。

(クリーンアップ・フォローアップ調査)

モデル地域の中で、環境保全上の価値が高いが、管理者による対応が十分でない等の海岸で、クリーンアップ及びフォローアップ調査を行う。

技術的検討(技術例)

・運搬費を軽減するため減容(破碎機を用いて流木を破碎、発砲スチロール溶融等)
・人による作業を軽減するため、機材投入(砂浜でのビーチクリーナー活用等)

清掃等のシステム検討

・清掃後、再漂着の状況をフォローアップ
(漂着状況の解明、必要な清掃 頻度、経費)

(NGOとの連携方策検討)

・ステークホルダーの意見の活用と連携

効果的な対策手法の開発により、政府、地方公共団体、NGO等の連携による発生抑制、清掃等に係る対策推進に資する。

災害廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理事業分）

100百万円（ 0百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の概要

本事業は、市町村（一部事務組合等を含む）が行う、洪水等により浸水した家屋から排出される畳、家具や、倒壊した家屋のガレキ等の災害廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業を補助対象としているところであるが、外国由来のものを含む漂着ごみ問題が近年深刻化してきていることを受け、今般、新たに、災害に起因しないが大量のごみの漂着等おびただしい量の漂着ごみの発生を廃棄物処理法第22条の「その他の事由」と見なし、市町村が行う当該処理事業を補助対象とできるよう、制度の一部改正を図るもの。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律137号）

第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

2. 事業計画

補助率：1 / 2（法律補助）

補助先：市町村（一部事務組合等を含む。）

交付要件： 海岸保全区域外

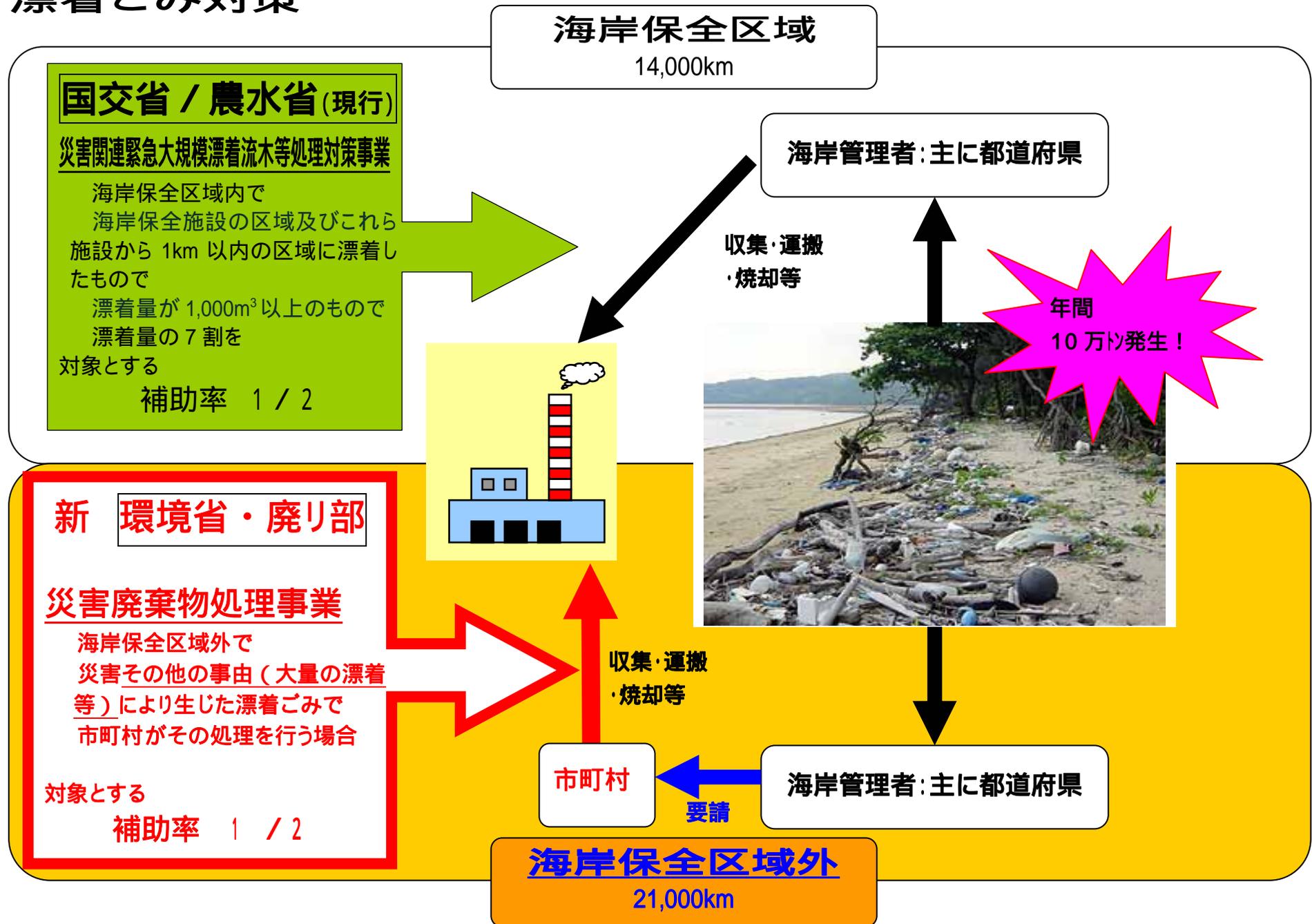
災害に起因しないが大量の漂着等により生じた漂着ごみ
市町村が行う処理事業

参 考：海岸保全区域内においては、国土交通省、農林水産省及び水産庁が、海岸等に漂着した流木等の撤去を海岸管理者である地方公共団体（主に都道府県）が行う場合の支援制度として、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を設けている。

3. 施策の効果

大量の漂着等により生じた漂着ごみにより被害を受けた市町村が行う当該処理事業を支援することで、生活環境の保全が図られる。

漂着ごみ対策



1．事業の概要

平成18年2月、国際化学物質管理会議で「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（SAICM）が採択された。各国政府、国際機関、産業界、非政府機関等は、SAICMに沿って、2020年（平成32年）までに化学物質の健康・環境への影響を最小とするよう取り組むことが求められている。

このため、SAICMに沿って、国内の化学物質管理の取組を進めるとともに、アジア太平洋地域における国際協調の下での化学物質管理に主導的に取り組むこととする。

また、経済協力開発機構（OECD）等における化学物質管理に関する国際協調に引き続き貢献する。

2．事業計画

SAICM国内実施計画の推進（平成19年度～）

平成18年度中に策定するSAICM国内実施計画に沿った政府の取組の進捗状況の点検を行う。

アジア太平洋地域におけるSAICMの推進（平成19年度～）

SAICM事務局等と協力してアジア太平洋地域地域会合を開催し、SAICM地域実施計画の策定に主導的な役割を果たすとともに、その実施について技術的な支援を行う。

OECD等を通じた国際協調（継続）

OECDにおける化学物質管理に関する国際協調、GHS（化学物質の分類・表示に関する世界調和システム）の実施、PIC条約（有害物質の国際貿易における事前通報・同意）の履行等に引き続き取り組む。

3．施策の効果

本事業により、アジア太平洋地域実施計画等が作成され、世界に発信される。

その結果として、アジア太平洋地域における化学物質管理の取組が進むとともに、さらなる国際協調が図られる。

化学物質国際協力費 (アジア太平洋地域における化学物質管理の推進)

・2006(H18)年2月 第1回ICCM(国際化学物質管理会議)

SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)を採択

国連環境計画等の国際機関により承認

SAICMの概要

- ドバイ宣言** :30項目からなる政治宣言文。
包括的方針戦略:リスク削減、知識と情報、体制整備、能力向上と技術協力、不法な国際取引の防止の5つの目標の達成に向け、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価等について記述。
世界行動計画 :各国の取組の参考として、273の行動項目を提示

・2009(H21) 第2回ICCM

・2012(H24) 第3回ICCM

・2015(H27) 第4回ICCM

・2020(H32) 第5回ICCM

SAICMの実施状況を
フォローアップ

2020年までに化学物質が健康・環境に与える影響を最小化

SAICMのフォローアップ

各国政府

SAICM国内実施計画の策定等

<我が国の取組>

- H18 関係省庁連絡会議の設置
- H18 国内実施計画の策定
- H19 普及啓発事業の展開
- H19~ 計画の進捗状況の点検・評価・見直し

各地域における取組

地域会合、地域行動計画の策定等

アジア太平洋地域(日本)

アフリカ地域(ナイジェリア)

ラテンアメリカカリブ海地域
(アルゼンチン)

中東欧地域(ルーマニア)

西欧その他地域(英国)

括弧内は地域の連絡調整担当国

国際機関

産業界

非政府機関

世界の水環境保全のための国際的活動経費

148百万円(125百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

平成18年3月にメキシコにおいて、水に関係する様々な課題解決を探るために、第4回世界水フォーラムが開催された。この閣僚級会議では、安全な飲料水と基本的衛生の確保に関する国際的合意を達成するための閣僚宣言がとりまとめられるとともに、日本国環境省としても水環境保全に関する取組等を行った。

このため、「世界の水環境保全のための国際的活動経費」のうち、以下の事項について調査内容を拡充する。

アジア水環境パートナーシップ事業(拡充)

アジア水環境パートナーシップは、アジアモンスーン地域における政策情報等のデータベースを平成20年度までに構築することとしているが、世界水フォーラムでの環境省が主催した分科会での勧告を受けて、平成21年度以降の事業展開を検討するための調査を実施する。

水環境保全活動の情報発信(拡充)

第4回世界水フォーラムにおいて、「アジア・太平洋地域水フォーラム」の設立が提唱された。同フォーラムの事務局は日本に置かれ、その活動は平成19年度において本格化することから、日本の水環境保全の取組について、より一層の情報発信を行う。

2. 事業計画

調査項目	H19	H20
アジア水環境パートナーシップ事業(拡充)		→
水環境保全活動の情報発信(拡充)		→
世界の水環境保全のための調査研究		→
水質汚濁等問題解決に向けた調査等支援事業		→

3. 施策の効果

アジア地域をはじめとする世界各国の水環境管理施策が向上することにより、世界の水環境が適正に保全される。

世界の水環境保全のための国際的活動経費

第4回世界水フォーラム(2006年3月、メキシコ)

(閣僚宣言)

国連ミレニアム宣言などの国際合意された開発目標を開発途上国が達成することの再認識

(環境省主催分科会での勧告)

地球的規模の水環境に係る多様な情報の提供
多様な規模の国際的パートナーシップの構築

(アジア太平洋閣僚会議)

世界水フォーラムに併せて、アジア・太平洋地域の閣僚出席による会議の開催
「アジア太平洋地域水フォーラム」の設立等が採択

アジア水環境パートナーシップ事業

アジアモンスーン地域における政策情報等のデータベースを平成20年度までに構築

拡充：分科会の勧告等を受けて、平成21年度以降の新たな事業展開を検討するための調査を実施

世界水フォーラムなどの国際会議における水環境保全活動の情報発信

拡充：「アジア・太平洋地域水フォーラム」の活動が平成19年度から本格化するため、日本の取組をより一層情報発信

アジア地域を始め、世界の水環境が適正に保全

(新)2008年サラゴサ国際博覧会における普及啓発事業調査

20百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

サラゴサ国際博覧会は、2008年(平成20年)6月14日から9月13日に、スペイン国アラゴン州サラゴサにおいて、「水と持続可能な発展(Water and Sustainable Development)」をテーマとして開催される。目的としては、人類の生存に欠かせない「水」との新たな関係を構築する必要性を、地球規模で考える枠組みを創造することである。

平成18年3月に開催された第4回世界水フォーラム閣僚級会議において、「水と環境」のテーマが新たに設けられる等、近年、水問題解決に向けた環境的な側面がより重視されている。

環境省はこれまでも、アジア・モンスーン地域における水環境保全に係るデータベース構築に取り組むなど、世界の水問題の解決に向けて貢献してきており、こうした経験を踏まえて、今回の博覧会においても、我が国が水環境保全の重要性について世界的に発信することが期待されている。

このため、サラゴサ国際博覧会における我が国の水環境保全のための取組のPRや、水に関する様々なステークホルダーと連携したイベント等、水環境関係の普及啓発活動を実施するための検討を行い、博覧会開催期間においてイベント等を実施する。

2. 事業計画

調査項目	H19	H20
水環境関連施策のPRやイベント等の実施内容の検討	←→	
パンフレット等の作成	←	→
博覧会開催期間における普及啓発活動の実施		←→

3. 施策の効果

水質汚染を中心とした公害を克服した経験を背景として、高い水環境汚濁対策技術を有する我が国が、環境技術や対策のノウハウを世界に発信することによって、世界の水環境保全に貢献することができる。

(新) 2008年サラゴサ国際博覧会における普及啓発事業調査

2006年 スペイン政府より日本に対して、サラゴサ博覧会への参加招請
日本政府としての公式参加の閣議了解(予定)

2007年

サラゴサ国際博覧会における、水環境関係の普及啓発活動を実施するための検討を実施

- ・我が国の水環境保全のための取組のPR
- ・水に関する様々なステークホルダーと連携したイベント 等

2008年

サラゴサ国際博覧会
(6月14日～9月13日、スペイン)
テーマ: 「水と持続可能な発展」

目的: 人類の生存に欠かせない「水」
との新たな関係を構築する必要性を、
地球規模で考える枠組みを創造

水環境関連施策のPR
イベント等の実施

環境対策技術やノウハウの情報発信

世界の水環境保全に貢献

(新) 第10回生物多様性条約締約国会議招致準備経費

7百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

我が国は、平成5年に生物多様性条約を締結し、生物多様性国家戦略の策定を行う等国内施策を展開している一方、国際的には条約発効以来最大の拠出国である他、二国間協力等を通じて世界の生物多様性保全に貢献している。

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催が予定されている2010年は「生物多様性2010年目標」の達成年であり、COP10は重要な節目の会議となる。

一方、国内的には、生物多様性保全への関心は十分に高まっていると言えず、国際的にも「生物多様性2010年目標」の達成は厳しい状況である。このような状況を踏まえ、国内的、国際的な生物多様性保全に向けた取組を推進するため、生物多様性条約にとって重要な通過点となる2010年のCOP10を我が国に招致することを検討している。

このため、COP10開催に必要な情報等の収集、官民一体となった取組とするためのパートナーシップ立ち上げの準備を平成19年度に実施する。

2. 事業計画(平成19年度～平成22年度)

- | | |
|------------------|--|
| 平成19年度
(2007) | ・COP8開催地(ブラジル)調査
・官民パートナーシップ準備会合開催
・COP9開催地準備状況調査(ドイツ) |
| 平成20年度
(2008) | ・COP9会議時にサイドイベント、アジア地域会合を開催
・官民パートナーシップの立ち上げ
COP10・独 |
| 平成21年度
(2009) | ・補助機関会合時にサイドイベント、アジア地域会合を開催
・アジア地域パートナーシップ会合開催 |
| 平成22年度
(2010) | ・COP10開催 |

3. 施策の効果

我が国の生物多様性保全への取組の国際的アピール

特に企業等の民間セクターへの働きかけを強化することを通じた「生物多様性保全の主流化」への貢献、生物多様性保全に対する国内各層の関心を飛躍的に高める効果。

締約国会議招致のメリットと 今後のスケジュール

2010年の意義

- ・2010年生物多様性目標の達成年
- ・2010年以降の条約実施の枠組を決定
1992年地球サミット以降の最大の節目年

日本の貢献度

- ・締約国として最大の拠出金
(年間約170万ドル)
- ・国家戦略の策定、外来種対策等積極的な国内施策の推進
- ・二国間・多国間協力による国際的な取組の推進

日本はこれまでに、着実に国内施策を実施。
また、国際的にも協力を強化してきている。

期待されるメリット

- ・国際的に我が国が環境分野で先導的役割を果たしていることをアピール
- ・国内的には、実質的な取組を行っているにもかかわらず定着しない「生物多様性」を普及させるとともにより幅広い取組を促進

環境省としてのメリット

- ・気候変動京都会議以降初の国際環境会議
環境省のプレゼンスを内外に示す良い機会

「生物多様性の保全」を機軸として、国、地方公共団体、民間、一般市民までに、保全活動を浸透させる。

(生物多様性の主流化、
mainstreaming Biodiversity)

今後の計画

- ・H19 前回ブラジル、次回ドイツの開催ロジ、サブの把握、官民連携の検討
- ・H20 COP9ドイツで次期開催を宣言、閣僚級会合及びCOP10での主要議題を検討
- ・H21 COP主要国、及び国際機関と2010年目標の評価及び2010年以降の目標設定について調整
- ・H22 COP10を開催

地球環境局総務課

1. 事業の概要

中東及びその周辺地域(以下「中東地域等」という。)は、我が国にとり石油資源を中心に経済的な繋がりが深く、また、廃棄物問題などの都市環境の悪化等、双方に共通の環境問題を抱えている。また、気候変動等の地球環境問題についても、中東地域等は独自の立場から主要なアクターとして国際交渉の場で行動している。

このような特色を有する中東地域等と我が国とが環境協力を進めていくことは、双方にとり、また世界の環境にとり有益である。このため、環境連携会合の開催や環境連携戦略の策定により、双方の連携強化を進める。

2. 事業計画

(1) 日本・中東地域等環境連携会合の開催

我が国、中東地域等各国及び関係国際機関の代表者による会合を開催する。会合では、平成16年3月に開催された「日本・アラブ環境大臣セミナー」において地域の共通の課題として確認された「廃棄物」「水資源」等を重点テーマとし、各国の状況や、課題の解決に向けた協力のあり方等について意見交換を行う。また、国際金融の分野において中東地域等が重要なアクターであることを踏まえ、「金融と環境」についても議論を行う。

(2) 環境連携戦略の策定

現地調査団の派遣

有識者等からなる現地調査団を中東地域等に派遣し、現状の把握、環境改善に向けた協力の具体的ニーズ等(CDMを含む。)について調査を行う。

環境連携戦略の策定

環境連携会合及び現地調査で得られた知見等を踏まえ、中東地域等の環境問題を改善するための方策を検討し、環境連携戦略として取りまとめる。

3. 施策の効果

中東地域等における環境改善が進む。

環境分野における中東地域等と我が国との協力関係が深まることにより、気候変動等の地球環境問題に関する国際的な協調体制が強化される。

(新) 島嶼国を始め世界各地との環境連携強化費

70百万円(0百万円)

地球環境局環境協力室

1. 事業の概要

気候変動への対応や2015年を目標とするミレニアム開発目標の達成など国際的な枠組みにおける我が国のリーダーシップを確保する上で、島嶼国をはじめとする途上国との環境協力を強化することが必要である。

このため、地球温暖化による影響が深刻な島嶼国や、戦略的な経済協力の進めるための国別援助計画を策定する途上国について、環境の状況を把握し、的確な環境協力の方針を固めて、環境連携を強化する。

2. 事業計画

(1) 情報収集

島嶼国(ツバル等)、アフリカ(セネガル、マダガスカル島)及び南米(ボリビア等)などを対象に現地調査団を派遣し、環境の現状、関係者、環境改善に関するニーズ等について調査を行う。

(2) 地域環境連携方針の検討

調査結果等を踏まえ、環境連携の方策を検討する。その際、以下の重点的な課題を念頭に、間接的な社会・経済的影響とその緩和におけるODAの役割等も検討する。

島嶼国	温暖化の影響に伴う追加的ニーズ
アフリカ	貧困対策、衛生問題
南米	資源開発

3. 施策の効果

太平洋島嶼国等における環境の改善。

気候変動等の地球環境問題に関する国際的な協調体制の強化。

(新) 新たな循環型社会形成推進基本計画の策定業務経費

18百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

平成12年5月に成立した循環型社会形成推進基本法(循環基本法)に基づき、平成15年3月に策定された循環型社会形成推進基本計画(循環基本計画)は、循環基本法の規定により、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされており、循環基本計画のフォローアップ時の中央環境審議会委員の指摘等を踏まえ、既存指標の見直しを行うとともに、関係者ヒアリングなどにより、既存計画の効果の把握を行ったうえで、新たな循環基本計画を策定する。

2. 事業計画

- ・ 新たな循環基本計画案の作成
- ・ 中央環境審議会循環型社会計画部会での案の審議
- ・ 中央・地方ヒアリング
- ・ 関係省庁協議・閣議決定
- ・ 国会報告・公表

3. 施策の効果

新たな循環基本計画の作成により、循環型社会の形成を推進

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

第15条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。

（略）

7 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとし（略）



循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月）

第6章 計画の効果的実施

第1節 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見を聴きながら、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて、環境基本計画の点検との連携を図りつつ循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して報告することとされている年次報告（循環型社会白書）などに反映します。

また、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、循環基本計画の見直しを行うこととし、見直しの時期は、5年後程度を目途とします。



- ・ 第1回点検報告（平成17年2月）
- ・ 第2回点検報告（平成18年2月）
- ・ 既存計画の効果の把握



新たな循環型社会社会形成推進基本計画の策定

廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等）（公共）

109,173百万円（92,051百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

市町村等が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

平成19年度は、循環型社会形成の一層の推進を図るため、経済成長戦略大綱工程表において、ごみ発電と比肩する廃棄物処理システムとして確立・普及することとされたバイオガス化施設整備の推進等に力を入れる。

（1）高効率原燃料回収施設（バイオガス化施設）の推進

循環型社会形成をリードするモデル（交付率：1/2）である、生ごみから高効率にメタン回収を行うバイオガス化施設として、従来からの「メタン発酵＋メタン発酵廃液処理等からなる湿式システム」に加え、「メタン発酵＋メタン発酵残さ熱回収等からなる乾式システム」の整備を推進する。

（2）地球温暖化対策のためのエネルギー回収能力の増強

京都議定書目標達成計画に位置づけられた廃棄物発電・熱利用を着実に拡大するため、エネルギー回収能力を増強させるための増設を推進する。

（3）漂着ごみ対応のための処理施設の増強

海水を含む漂着ごみを既存施設において処理できるようにするための能力増強（塩分腐食対策等）のための増設を推進する。

（4）地域のバイオマス利用促進

地域のバイオマス系産業廃棄物を併せて処理する有機性廃棄物リサイクル推進施設の整備を推進する。

2．事業計画

交付率：1 / 3（循環型社会形成をリードするモデル施設は、1 / 2）

交付先：市町村（一部事務組合等を含む。）

3．施策の効果

国と地方が構想段階から協働し、地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分のもと廃棄物処理・リサイクル施設の整備を総合的に進めることにより、地域における循環型社会の形成を本格的に推進し、国全体を循環型社会に転換していく。

資源とエネルギー回収を徹底する 循環型社会づくりの基盤強化（公共）

バイオマス対策

能力増強対策

エネルギー
回収の徹底

高効率メタン回収

湿式システムと
「乾式システム」の整備を推進

効率的エネルギー回収の増強

エネルギーを回収し尽くすため、
「エネルギー回収能力」の増強

地域づく
り・保全

地域のバイオマス利用促進

併せ産廃施設として有機性廃棄
物リサイクル推進施設の整備を
推進

漂着ごみ処理体制確保

漂着ごみ処理の課題である
「塩分腐食対策」等の能力増強

廃棄物処理施設における温暖化対策事業（石油特会）

2,300百万円（1,505百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課

1. 事業の概要

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行うものである。

また、工場単位でバラバラに行っているごみ発電を複数工場全体で統合管理し、ごみ発電量を最大化(最適化)する「ごみ発電ネットワーク事業」及び廃棄物焼却施設から発生する中低温域の余熱を熱導管によらず需要側の施設に車両で輸送する「熱輸送システム事業」について補助を行うものである。

2. 事業計画

(1) 補助対象となる事業（一定以上の効率のもの）

(ア) 廃棄物発電施設、バイオマス発電施設整備事業

(イ) 廃棄物熱供給施設、バイオマス熱供給施設整備事業

(ウ) 廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設整備事業

(エ) バイオマス改質燃料利用施設整備事業（平成19年度拡充要求事項）

(オ) ごみ発電ネットワーク事業（平成19年度拡充要求事項）

(カ) 熱輸送システム事業（平成19年度拡充要求事項）

(2) 補助額

上記ア～エ：施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度。）

上記オ、カ：補助対象となる施設整備費の1/2を限度。

(3) 補助先

民間事業者等

3. 施策の効果

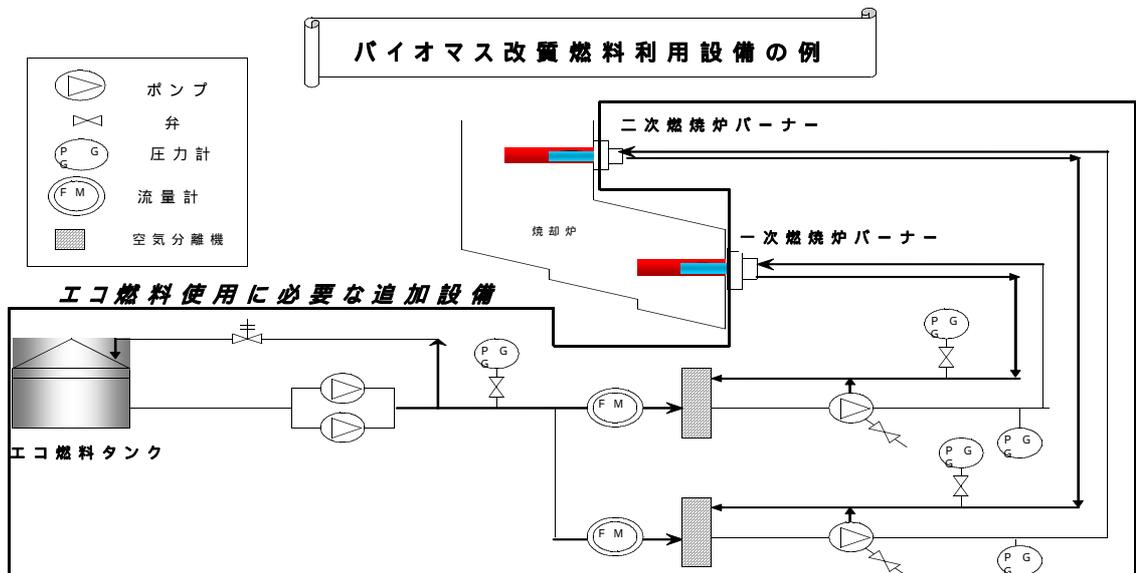
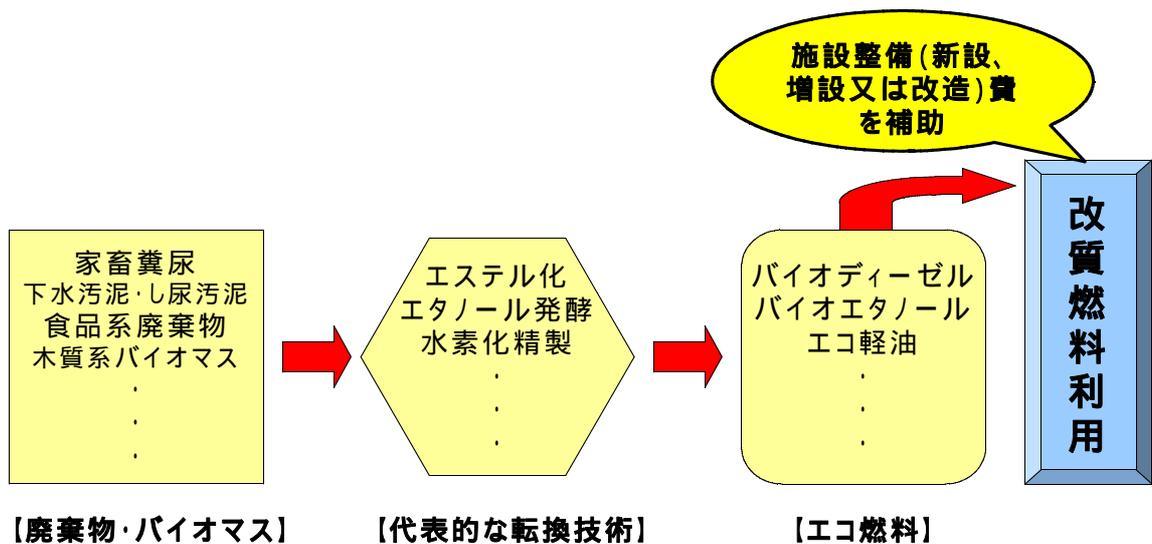
二酸化炭素の排出削減、化石燃料の節減、エネルギーの有効活用

廃棄物処理施設における温暖化対策事業 (バイオマス改質燃料利用施設)

内 容

循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿って、温暖化対策に資する廃棄物処理施設を整備を促進するため、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等がバイオディーゼル燃料等のバイオマス改質燃料を使用するに当たっての施設整備事業（新設、増設又は改造）であって、使用割合等一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

< バイオマス改質燃料利用に必要な対策の例 >



上記により、廃棄物・バイオマス由来のエネルギー利用を促進することとなり、二酸化炭素の排出削減、化石燃料の節減、エネルギーの有効活用等の効果が期待できる。

廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）

1,600百万円（1,300百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1 事業の概要

循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究並びに次世代型の廃棄物処理技術の開発に関する課題を公募・採択し、これらの研究・開発を推進することにより、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図る。

事業の概要と対象とする分野については、次のとおり。

項目	研究事業	技術開発事業
事業名	廃棄物処理対策研究	次世代廃棄物処理技術基盤整備
対象	<p>【重点テーマ研究】 3R推進研究 バイオマス循環利用研究 循環型社会構築社会科学研究 等</p> <p>【若手育成型研究】</p> <p>【一般テーマ研究】 廃棄物の適正処理、循環型社会構築に向けた課題を広く選定</p> <p>【3Rイニシアティブ特別枠】 アジア等国際的な地域レベルでの3Rシステム構築のための研究開発</p>	<p>循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業により実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れ、既に基礎研究、応用研究を終えた段階の技術開発を対象</p> <p>【重点枠】 石綿廃棄物無害化技術開発 漂着ごみ対策技術開発 廃炉解体技術開発 等</p>

2 事業計画

毎年度、公募により研究テーマ、開発技術を募り、学識者である委員により評価を行い、評価の高い課題を選定し補助対象とする。

3 施策の効果

循環型社会の実現に貢献。

産業の発展とそれに伴う雇用創出が見込まれる。

アジア地域等国際的な地域レベルでの3Rシステムの構築に資すること。
アスベスト廃棄物の無害化処理等の技術水準の向上。

廃棄物処理等科学研究費補助金による研究・技術基盤整備

廃棄物処理対策研究事業

< 事業の対象 >

- 「重点テーマ研究」
3 R 推進研究
バイオマス循環利用研究
循環型社会構築社会科学研究 等
- 「一般テーマ研究」
廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究
廃棄物適正処理研究
循環型社会構築技術研究
- 「若手育成型研究」
一般テーマ研究と同様の内容について、若手研究者を対象とするもの

次世代廃棄物処理技術基盤整備事業

< 事業の対象 >

- 「廃棄物適正処理技術」
廃棄物処理施設関連技術
最終処分場関連技術
廃棄物不適正処理監視・修復技術等
- 「廃棄物リサイクル技術」
生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、
廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術
- 「循環型社会構築技術」
リデュース・リユース・リサイクルに係る循環利用設計、建設、
生産技術
- 「重点枠」
石綿廃棄物無害化技術開発
漂着ごみ対策技術開発
廃炉解体工事の低コスト化のための技術開発 等

「3 R イニシアティブ特別枠」
アジア等国際的な地域レベルでの3 R システムの構築

H19 予算額：
あわせて1,600百万円

「アスベスト無害化技術開発特別枠」
アスベスト廃棄物の無害化に係る技術開発

環境と調和する循環型社会の実現
環境行政の施策支援、技術水準の向上



(新) バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム化調査 12百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

生ごみ等のバイオマス系廃棄物の成分データや原単位をデータベース化し、安定・確実な循環利用を図ることが出来る需要と供給の組み合わせ例や循環ループのモデルシステムを設計する。

このため、都市部(住宅街、オフィス街、工場地区)、農山漁村部(農業地域、畜産地域、林業地域、漁業地域)を包括している市町村等を代表地域とし、生ごみ等のバイオマス系廃棄物の種類、排出量、成分、供給側の事情等と、利用可能性の十分にあるリサイクル品や回収エネルギーの利用先、受入可能数量、需要側の事情等を調査し、データベース化する。

調査結果を基に、

2. 事業計画

平成19年度

- ・代表地域の選定
- ・代表地域におけるバイオマス系廃棄物の種類、量、成分等基礎情報を調査
- ・代表地域における利用可能なリサイクル商品やエネルギーの種類、量、供給先等の調査

平成20年度

- ・バイオマス系廃棄物の基礎情報データのデータベース化
- ・バイオマス系廃棄物の利活用モデルシステムの設計

3. 施策の効果

調査により整備したバイオマス系廃棄物の基礎情報データや利活用モデルシステムを参考にして、地域に最適なバイオマス系廃棄物の利活用方法の選択を可能とすることができる。

バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム化調査

・食品廃棄物約1900万トン
 (動植物性残さ、売れ残り、
 食べ残し、厨芥類)

・家畜ふん尿
 約8900万トン

・下水道汚泥
 約7500万トン

・その他
 約7200万トン

用途

飼料

肥料

エネルギー

肥料

エネルギー

肥料

エネルギー

バイオマス系廃棄物の
成分データ、原単位等
のデータベース化

代表地域を選定しバイオマス系廃棄物の供給側のデータと、需要側のデータのマトリックスを作成

	飼料成分	加リ-
養豚需要	供給不足	-
新エネ需要	-	マッチング

バイオマス系廃棄物の
利活用のモデルケース
(循環ループ)の設計

【バイオマス種類】×【成分】×【供給量】×【飼肥料・エネルギー用途】×【需要】等のベストな組合せ

一律・一様な利用でなく、バイオマス系廃棄物の種類、性状や量、地域事情に応じた安定・確実な方法によるリサイクルやエネルギー変換を選択

循環型社会

脱温暖化社会

(新)市町村の廃棄物処理事業の3R化に向けた改革調査費

19百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の概要

市町村の廃棄物処理事業の3R化を図るため、平成18年度に作成する一般廃棄物処理事業のコスト分析手法を示す「廃棄物会計基準」、有料化の考え方を示す「有料化ガイドライン」及び一般廃棄物の標準的な分別収集区分や再資源化・処理方法の考え方を示す「処理システムガイドライン」を踏まえ、市町村の廃棄物処理事業を、効率性、3R効果、温暖化対策効果等の観点から数値化して評価する「3R化事業評価指標」を設定し、人口・産業等の地域特性が類似する市町村間で比較評価できるようにする。

また、市町村の一般廃棄物処理計画を3R化改革するための手段と取組方策等を示し、一般廃棄物処理計画策定指針を改訂する。

2. 事業計画

平成19年度：「3R化事業評価指標(案)」の設定、類似団体間の
ケーススタディ

平成20年度：「3R化事業評価指標」及び一般廃棄物処理計画策定
指針改定の策定

3. 施策の効果

市町村の廃棄物処理事業について、類似団体間で比較評価が可能な指標を設定することにより、以下の効果が得られ、市町村の廃棄物処理事業の費用対効果(3R、CO2削減、効率性等)を高めることができる。

- ・ 事業が社会経済的に効率的なものとなる。
- ・ 個々の市町村の現在の水準と先進市町村の水準を把握・評価
- ・ 一般廃棄物処理システムの変更や新規導入などの市町村の廃棄物処理事業の説明にあたって、その必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点・課題を、住民や事業者に明確に説明することができる。
- ・ 一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、住民の意識改革等を進めることができる。

市町村の廃棄物処理事業の3R化に向けた改革

【目的】

- 一般廃棄物処理事業の3R化を社会経済的・効率的に進める。

ツールの作成

廃棄物会計基準

一般廃棄物処理事業の
コスト分析手法

有料化ガイドライン

有料化の進め方

処理システムガイドライン

一般廃棄物の標準的な分別
収集区分や再資源化・処理
方法の考え方

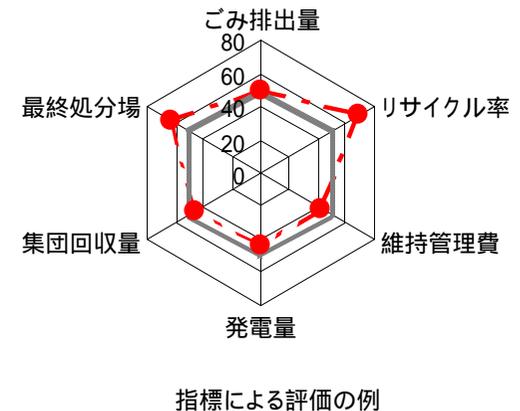
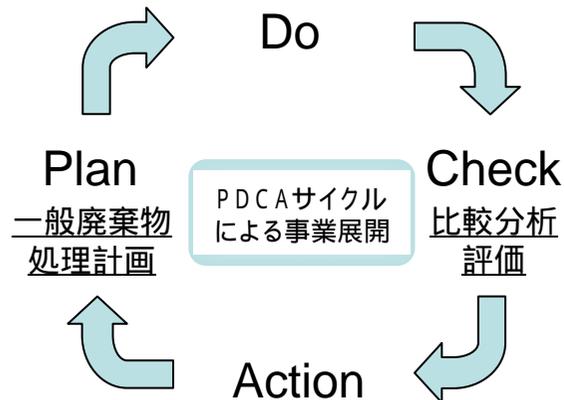
平成18年度内に
取りまとめ

平成17～18年度の事業

ツールを踏まえた3R化改革手法の策定

・市町村廃棄物処理事業の効率性・資源・エネルギー回収・減量化
効果の比較分析手法、指標の策定

・市町村一般廃棄物処理計画の3R化改革への手段や地域の取組
方策等を示す指針策定



平成19～20年度の実業

効率的に3R推進

(新)家電リサイクル推進事業費

132百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

家電リサイクル法は、本年4月に施行後5年が経過し、附則に定められた見直し時期を迎えたことから、本年6月に、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に「家電リサイクル制度評価検討小委員会」を設置し、見直しに向けた審議を行っている。

本事業は、改正家電リサイクル法の円滑な施行のために普及・啓発を行うとともに、法の施行状況に係る実態調査等を実施するものである。

2. 事業計画

改正家電リサイクル法の円滑な施行のための普及・啓発(平成19年度～)

- ・改正家電リサイクル法の消費者への周知徹底の推進
- ・優良事業者等の表彰制度の検討 等

家電リサイクル法施行状況調査(平成19年度～)

- ・廃家電4品目の新製品の動向、組成変化、中古家電の輸出状況、離島での処理状況調査
- ・ブラウン管テレビの廃棄状況調査(2011年の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、今後廃棄台数の増加が予想される) 等

改正家電リサイクル法に係る政省令改正等のための法施行状況実態調査(平成19年度)

- ・家電(4品目以外)に係る実態調査(品目、組成、中古品の輸出状況等)

3. 施策の効果

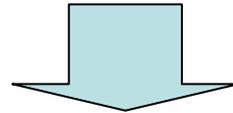
改正家電リサイクル法の周知徹底により消費者の意識が向上することで、廃家電の適正なりサイクルが一層促進されることが期待できる。

法の施行状況の実態調査を行うことにより、平成19年度に予定している関係政省令改正を円滑に行うことができる。

【家電リサイクル法の見直し】

(新)家電リサイクル推進事業費 132,397千円

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)は、今年、施行後5年を経過し、見直しの時期が到来したことから、平成18年度に所要の法改正を実施



平成19年度において、

改正法の円滑な施行のために消費者等に対し、広く制度の周知を行い、廃家電の適正なりサイクルを促進

現行法の対象品目について、廃棄状況等の実態調査を実施

平成19年度に予定している政省令改正のために、現行法の対象品目以外の廃家電に係る廃棄状況の実態調査を実施

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業概要

食品リサイクル法の見直し検討がされる中で、これまでの取り組みが再生利用中心の取り組みであることの反省をふまえ、循環型社会の形成についての基本原則にのっとり、再生利用から発生抑制へ取り組みの重点を移す必要がある。

食品関連事業者の取り組みは、もっぱら再生利用が中心であるが、家庭系の生ゴミ排出の主役であり、かつ、食品関連事業者の取組に影響を及ぼす消費者意識の向上が重要であることから、食品関連事業者及び消費者に対する発生抑制を中心とした取組が重要である。

このため、食品関連事業者及び消費者をはじめとする関係者が連携して取り組む食品循環資源の再生利用等をさらに推進することを目指す。

2. 事業計画

改正食品リサイクル法の普及・啓発事業(平成19年度～)

・消費者等に対する発生抑制の取り組みの重要性の周知徹底

優良事業者等の表彰制度の創設(平成19年度～)

・食品リサイクルの先進的な取組を行っている食品関連事業者や地域における商店街等の優良な取組の表彰制度の創設

3. 施策の効果

食品リサイクルにおける発生抑制に対する消費者意識を向上させ、消費者の行動を通じた食品関連事業者の発生抑制を中心とした取組が期待される。

優良事業者による先進的な取組みを、広く普及することで、食品関連事業者や消費者を取り込んだ地域の取組の底上げを図ることが期待できる。

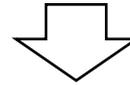
【 食品リサイクル推進事業費 】

基本方針において再生利用等実施率20%が
目標であるが、その大部分は再生利用

【取組の重点を発生抑制へ移行】

食品排出事業者に影響を及ぼす消費者の
意識向上が重要

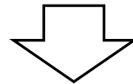
【発生抑制を中心とした普及啓発が重要】



改正食品リサイクル法の
普及・啓発事業

発生抑制の取組を重点と位置づけ、
発生抑制に対する消費者の意識向上
を図る

〔ポスター、リーフレット等により
重要性を周知徹底〕

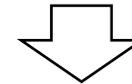


消費者の行動を通じ、食品関連事業者の
発生抑制に対する取組みを向上させる

優良事業者等の表彰制度
の創設

食品リサイクルの先進的な取組を
行っている食品関連事業者や地域
における商店街等を優良な取組と
して表彰

〔優良事例を基にパンフレット、
ポスターを作成〕



食品関連事業者や消費者を取り込んだ
地域の取組の底上げを図る

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1 . 事業の概要

本事業は、容器包装リサイクル法の改正を契機に、国・自治体・事業者、国民の各主体が今まで以上に連携・協働することを目指し、各種関連施策を集中的に実施することにより、改正容器包装リサイクル法の効果を最大限に引き出すことで、容器包装廃棄物の 3 R をさらに推進することを目的とする。

2 . 事業計画

容器包装廃棄物の 3 R 促進に係る表彰事業(平成18年度～)

- ・優良小売店及び容器包装製造事業者等表彰事業
 - ・もったいないバッグ運動等容器包装削減優良事例表彰事業
- 容器包装廃棄物の 3 R 等に係る事業者の先進的取組の促進に係る事業

(平成19年度～)

- ・コンビニエンスストア等において容器包装廃棄物等の 3 R を推進するための具体的かつ先進的な取組に関するパイロット事業の実施
- 地域における容器包装廃棄物の 3 R 推進モデル事業(平成18年度～)
- ・特定の地区における自主協定・自主的取組によるレジ袋等の容器包装廃棄物の削減や 3 R の推進を先進的に進めるモデル事業の実施
- 容器包装リサイクル法施行に係る適正化推進事業(平成18年度～)
- ・ただ乗り事業者対策、制度改正に係る情報提供
- 容器包装廃棄物排出抑制推進員活動促進事業(平成19年度～)
- ・推進員の活動の場の企画や推進員制度の周知

3 . 施策の効果

容器包装廃棄物の 3 R が促進され、一般廃棄物の排出量の減少にも資することが期待される。

調査等で把握した自治体や事業者の先進的取組を、他の自治体や事業者にも水平展開することで、全体的に取組の底上げを図ることが期待される。レジ袋に係る施策の推進や具体的な負担による行動の変革を促す措置や、容器包装廃棄物排出抑制推進員の活動支援・促進措置により消費者の意識向上が期待できる。

資源の有効利用

環境負荷の低減

リデュース・リユース
が進んでいない

最終処分場が
ひっ迫

容器包装リサイクル制度

法改正

基本的
方向

循環基本法における3R推進の基本原則にのっとり循環型社会構築の推進
社会全体のコストの効率化
国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

目標

Reduce

Reuse

Recycle

意識の
変革

マイバツグ
の推進

簡易包装
の推進

リターナブル
容器の
推進

普及
啓発

防止
ただ乗り

等々

ツール

モデル事業

表彰事業

自主協定

推進員制度

等々

各主体の連携・共働による容器包装廃棄物の3Rの推進

(新)物質フロー会計に関するOECDワークショップの開催

24百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

我が国の提案で採択されたMFAに関する平成16年のOECD理事会勧告を踏まえ、国際共同研究の成果を平成19年度中にOECD理事会に報告する必要があことから、物質フロー会計(MFA)等に関する国際共同研究の節目として、主要各国の政策担当者や、ハイレベル専門家等を集めた国際ワークショップを我が国で開催し、MFA上の指標、政策上の活用のための共通手法について、意見調整を行う。

会議の成果は、今後の資源生産性の指標に係る各国共通の目標設定に向け、OECD理事会報告に反映させる。

2. 事業計画

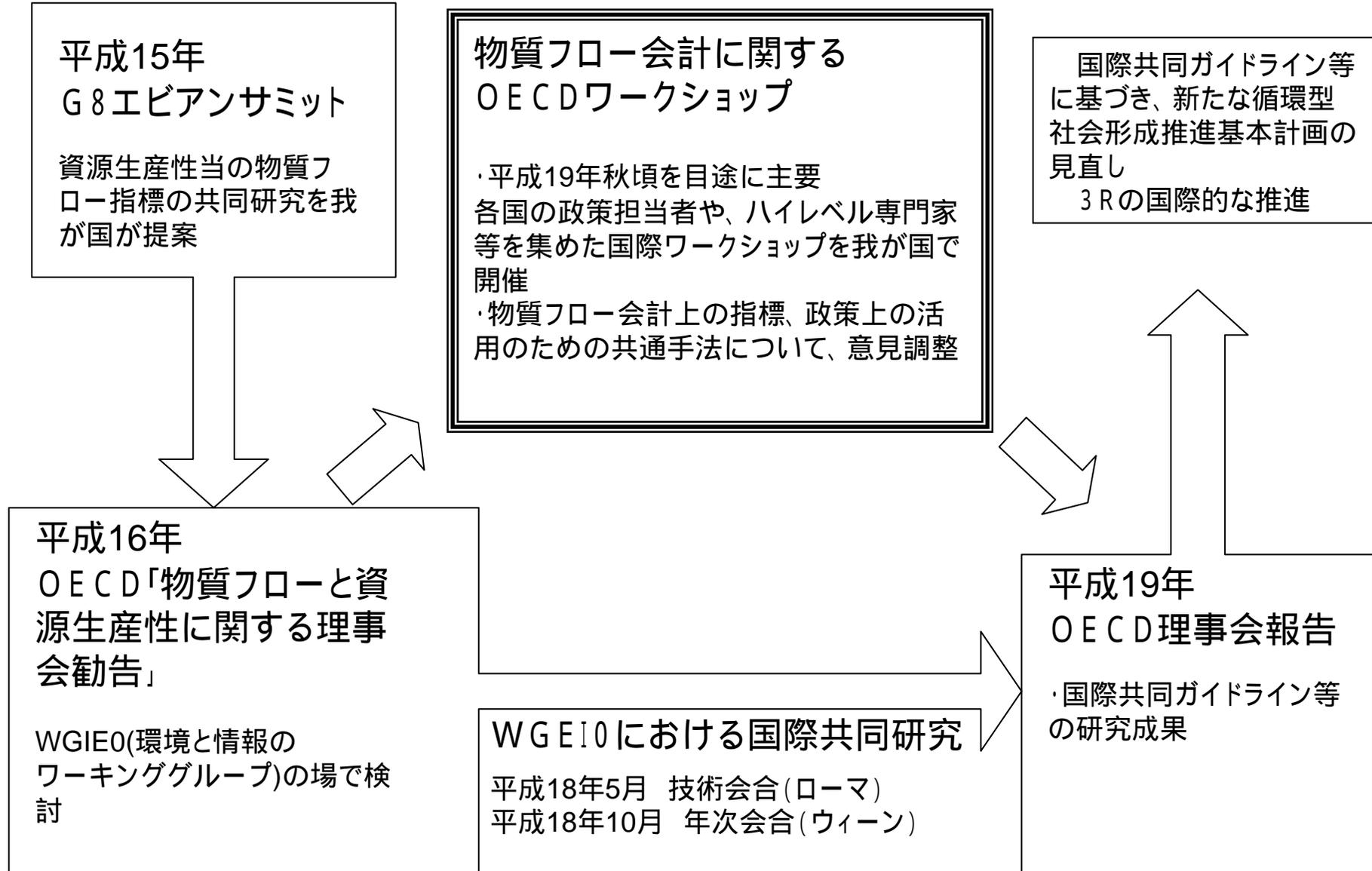
平成19年度秋頃を目途に国際ワークショップを開催する。

3. 施策の効果

- ・MFA等に関する国際ガイドラインの策定等に向けた意見交換を行うことにより、これまでの研究成果を総括し、今後の政策目標設定手法等の国際統合化が促進

- ・平成20年度を目途に新たな、循環型社会形成推進基本計画(循環基本計画)の見直し作業において、国際統合化を踏まえた循環基本計画が策定される

物質フロー会計に関するOECDワークショップの開催



アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

39百万円（31百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

近年、アジア諸国の著しい経済発展に伴い、鉄くず等の循環資源の需要が急増しており、廃棄物についても国際的な流通が成立するようになった。一方、これら循環資源の国際移動に伴い、リサイクルや廃棄物処理に係る制度・技術が未熟な途上国における環境汚染が懸念されている。

また、平成17年の3Rイニシアティブ閣僚会合開催に続き、平成18年には高級事務レベル会合が開催され、循環資源の不適正な国際移動問題、途上国支援等が議論されたところ、そのフォローアップとなる施策展開が必要である。

環境省では、平成15年度より、アジア各国と連携して不法輸出入の防止及び循環資源の適正な管理体制を構築することを目的とした「不法輸出入防止国際ネットワーク事業」を実施しており、バーゼル条約第7回締約国会議等においても高い評価を受けている。当該ネットワークの強化に向け、引き続き我が国がイニシアティブを取ることが必要である。

平成19年度は、ワークショップの開催やウェブサイトの拡充により、アジア各国のバーゼル条約当局や税関等の間で情報交換等を引き続き行うほか、ITを活用した循環資源輸出のトレーサビリティの向上に資する具体的な制度設計を検討する。

2. 施策の効果

<アウトプット>

アジア各国の関係法令データベース（ウェブサイト上に掲載）
循環資源輸出のトレーサビリティの向上

<アウトカム>

- ・廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジア各国間のネットワーク構築
- ・アジア各国のバーゼル条約担当官、税関担当官等の能力向上
- ・循環資源の不法輸出入の未然防止

アジアにおける資源循環の推進方策に関する 戦略的検討

中古品の基準・ 認定に関する調査

【調査内容】

輸出相手国における中古品の市場や認定基準等の調査

【調査対象】

鉛バッテリー・
中古テレビ 等

不法輸出入防止 ワークショップの開催

目的：バーゼル条約担当官間での情報共有
参加者：バーゼル条約担当官、税関職員等

(1)不法輸出入防止ネットワーク 事業を通じたアジア各国との 連携強化

ウェブサイトの拡充

各国担当官の情報交換の場の提供
各国の関係法令等の掲載

循環資源の有価 性に関する調査

【調査内容】

輸出相手国における、
循環資源の市場の有
無及び処理状況

【調査対象】

石膏ボード 等

(2)循環資源の輸出入のあり方に関する検討

ITを活用したトレーサビリティの向上に関する検討

【調査内容】

循環資源が輸出先国にて適正に処理されているかにつき、ITを活用して調査監視の実現可能性を踏まえ、具体的な制度設計を検討



IT新改革戦略(平成18年1月19日IT戦略本部決定)(抄)

今後のIT政策の重点

1. ITの構造改革力の追求
 - (1) 21世紀に克服すべき社会的課題への対応
ITを駆使した環境配慮型社会

目標

5. 廃棄物の国際的な移動の円滑化も視野に入れ、ITを活用して廃棄物のトレーサビリティを向上させることにより、適正な資源循環の確保を推進する。

実現に向けた方策

6. 2008年度までに、国際的な資源循環の円滑化・活性化のために、関係各国と連携の下、ITの活用により、越境移動における廃棄物のトレーサビリティ向上のためのシステムづくりに本格的に着手する。

アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業

42百万円（25百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1．事業の概要

アジア太平洋地域におけるe-waste（電気電子機器廃棄物）の量の急増に伴い、環境及び健康に及ぼす悪影響が懸念されており、バーゼル条約締約国会合や3Rイニシアティブ閣僚会合においてもe-waste対策の必要性が確認されたところである。

このため、バーゼル条約事務局では、アジア太平洋地域におけるe-wasteの最小限化、資源の有効再利用及び環境上適正な処理を確実にすることを目的としたプロジェクトを計画している。

中古利用目的も含む相当数の電子電気機器を途上国向けに輸出している我が国としては、当事国としてe-waste問題に取り組む必要がある、多数国に関わる問題であることから、国際機関であるバーゼル条約事務局と協力してe-waste対策を推進することが妥当である。

当該プロジェクトのうち、平成19年度は、我が国として関わりの深い、ベトナム及びカンボジアの2箇国についてe-wasteのインベントリーを作成する事業等に対して拠出を行う。

2．事業計画（下線部の活動について事業を行う）

平成18年：e-wasteインベントリー作成、パイロット事業、ワークショップ

平成19年：e-wasteインベントリー作成、パイロット事業、ワークショップ、環境上適正な処理に関するガイドライン作成

平成20年：パイロット事業、国際会議

3．施策の効果

<アウトプット> e-wasteインベントリー、適正処理ガイドライン、法制度整備等

<アウトカム>

- ・e-wasteの適正な処理による環境汚染・健康被害の未然防止
- ・e-wasteのリサイクルによる資源の有効利用促進
- ・アジア太平洋地域の廃棄物政策担当者、産業界、NGO等の能力向上
- ・関係者間のパートナーシップの構築

バーゼル条約事務局における 電気・電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクト

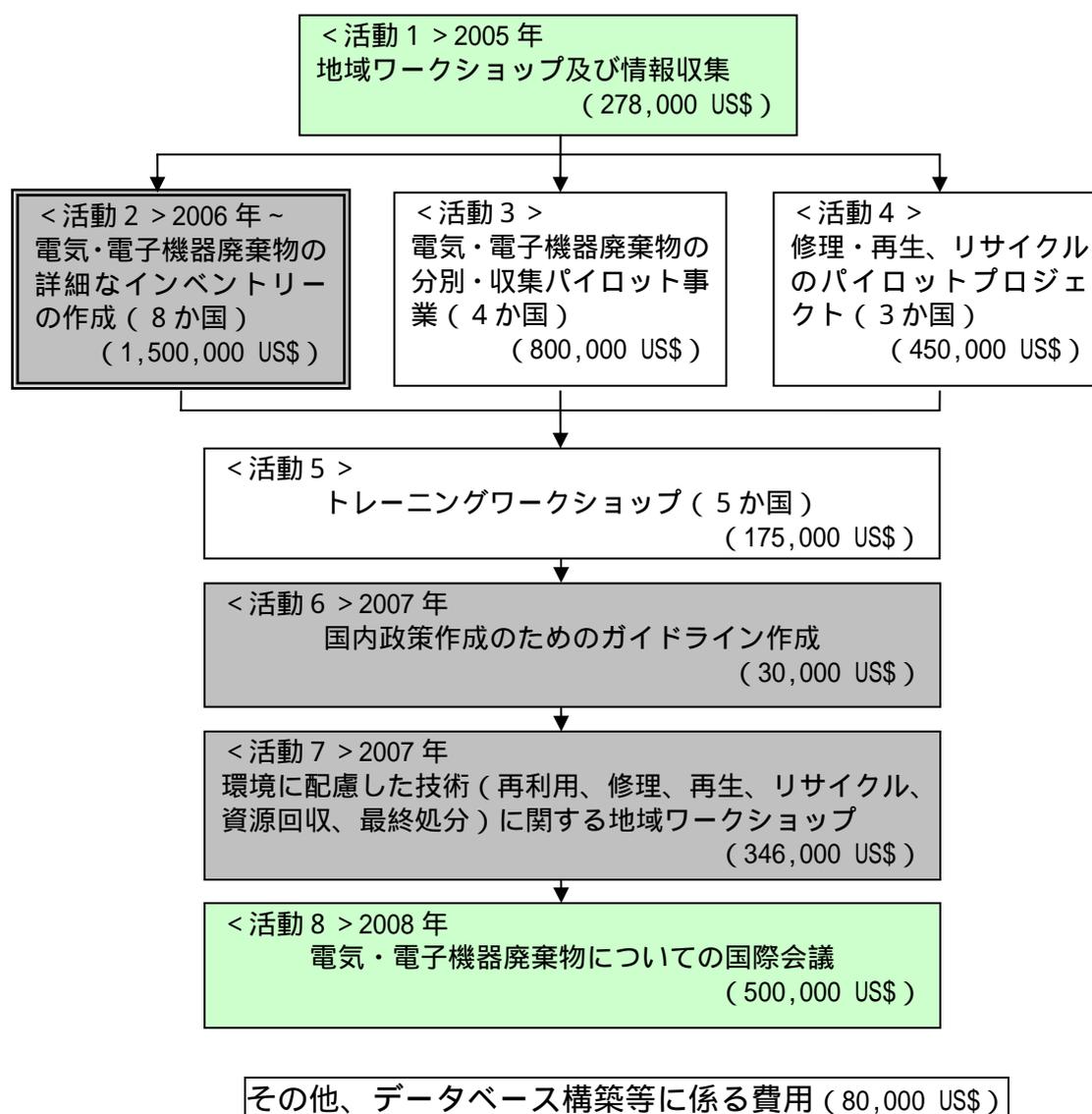
1. 参加予定国

中国、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、インド、インドネシア、カンボジア、日本

2. 期間 2005年～2008年

3. 予算 総額 4,159,000 USドル

4. プロジェクト概要



*活動1, 2, 6, 7, 8について支出を行う。

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）（公共）

15,922百万円（13,679百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような助成制度の見直しを行うものである。

この他、内閣府に計上している地域再生基盤強化交付金により浄化槽整備を推進

助成率、助成先等 1 / 3、市町村

浄化槽市町村整備推進事業の助成要件の緩和等

- (1)複数戸の設置
- (2)改築に要する経費の新設
- (3)年度内整備戸数の緩和
- (4)高度処理型浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換における助成の対象地域等の拡大

- (1)対象地域の拡大
- (2)対象浄化槽の拡大

2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

(新)小規模事業場への浄化槽技術適用調査(公共)

10百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

小規模事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法における排水基準が適用されず、未規制となっているが、公共用水域の水質保全を推進するためには、小規模事業場からの排水対策も重要となる。

平成12年通知「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」により、浄化槽への事業場排水を雑排水として受入れ可能な業種が示されているが、近年の浄化槽処理技術の向上により、浄化槽により受入れ可能な事業場排水を排出する業種はさらに増えていると考えられ、調査・把握することが必要となる。

また、受入れ可能な事業場排水について適切な処理を行うため、それぞれの業種の汚水の特性にあった浄化槽の設置や維持管理の手法を検討することが必要であり、その内容を事業場の管理者に周知することが必要となる。

2. 事業内容

小規模事業場のうち、浄化槽による処理が可能な事業場(業種)の調査

事業場毎における浄化槽の設置や維持管理手法の検討及びガイドライン(マニュアル)の作成

3. 施策の効果

浄化槽により処理可能な小規模事業場の業種を調査・検討し、示すことで、浄化槽による小規模事業場の排水対策を進め公共用水域の水質保全を図る。

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1．事業の概要

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

このため、産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、処理業者の優良性に係る評価制度と評価基準の設定及びその高度化等の検討、産業廃棄物処理業の新しいビジネスモデルの提示など、優良な処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を推進するために必要な各種調査・事業を実施する。

2．事業計画

- (1) 地方事務所と連携した処理業者及び排出事業者の優良化に向けた普及啓発及び研修の実施
- (2) 新ビジネスモデルの支援
- (3) 優良性に係る評価基準の高度化、多量排出事業者の優良化指標の検討
- (4) 優良業者に係る情報を公開するネットワークシステムの構築
- (5) 産業廃棄物処理業実態調査
- (6) 情報開示システムサポートデスクの設置

3．施策の効果

悪質な業者が淘汰され、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造転換の推進
産業廃棄物処理ビジネスの振興

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

電子マニフェストシステムについては、情報の大量処理や通信の高速度化に対応できるよう、インターネットを利用したシステムの大幅な改良を図ったところである。平成19年度は、平成18年1月19日にIT戦略本部により取りまとめられた「IT新改革戦略」で掲げられた「平成22年度における電子マニフェストの利用割合50%」という目標の達成に向け、普及啓発や利用者のインセンティブ強化といった事業を行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図る。

2. 事業計画

(1) ブロック別・業界別電子マニフェスト研修会の実施

電子マニフェストの普及促進を図るため、自治体の協力を得てブロック別、業界別に説明会を行い、計画的に普及啓発を図る。

(2) 電子行政報告システムの構築

情報処理センターに集約される廃棄物情報を活用し、加入者の行政報告の簡便化を支援する仕組みを構築し、行政報告の合理化を推進する。

(3) 社内会計管理システムと電子マニフェストとの融合システムの推進

紙マニフェストの情報を管理するシステムを活用している事業者、処理業者が多く存在することから、民間で開発・販売している種々の社内会計管理・廃棄物情報管理システムソフトと電子マニフェストとの連携・接続するためのシステムを構築する。

(4) 電子マニフェストヘルプデスク要員養成

普及促進の仕組み及び体制を整備するため、電子マニフェストの導入検討に当たりの確に対応できる普及担当者を養成する。

3. 施策の効果

廃棄物処理システムの透明性の向上

排出事業者の処理責任の認識の徹底

排出事業者・処理業者の情報管理の合理化

行政の監視業務の合理化

電子マニフェスト普及促進事業

背景

衆議院環境委員会及び参議院環境委員会における廃棄物処理法改正案に対する附帯決議
産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、
電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大を図る方策を検討すること。

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日 IT戦略本部決定)における達成目標
平成22年度までに、大規模排出事業者について交付されるマニフェストの80%
(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする。

電子マニフェストの普及に向けて

紙マニフェストに比べた利点

排出事業者、処理業者にとって、情報管理の合理化につながる。
偽造がしにくく、行政の監視業務も合理化できる。

現在の普及状況

マニフェストの年間使用枚数
4千万～5千万件のうち、
電子マニフェストの利用割合
約3.5%(平成17年度実績)

重点普及目標

大規模排出事業者(建設業、製造業、
電気業、ガス業等)を中心に普及促進
を図る。

普及目標

平成20年度における利用割合最大30%
平成22年度における利用割合50%

普及方策

電子化普及促進プランの策定等
電子マニフェストシステムの高速化・大容量化
普及啓発事業(ビデオ、冊子、説明会等)
電子行政報告システムの構築
社内会計管理システムと電子マニフェストとの融合システムの推進

(新)石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業費

1.1 百万円 (0 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

平成18年の廃棄物処理法の一部改正により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する石綿を含む廃棄物について、高度な技術を用いて石綿廃棄物を無害化する処理を行う者を個別に環境大臣が認定し、認定した者には、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置に係る許可を不要とする制度を設けたところ。

認定の手続きは、様々な技術が想定されることから、専門家の意見を聴取して行うこととした。

また、認定施設に対し、適宜立入検査を実施する。

2. 事業計画

(1) 技術専門委員会(仮称)の設置

高度な無害化技術の認定審査にあたっては、個別の技術の審査を行う必要があり、廃棄物処理の分野の他、様々な分野において専門的な知識が必要となる。そこで、学識経験者等の専門的知識を有する者から意見を聴取するために技術専門委員会(仮称)を設置する。

(2) 立入検査等の実施

安全で安心な石綿含有廃棄物の処理を確保するために、認定施設に対し、定期的に立入検査を行う。

また、認定手続きの際には、必要に応じて現地調査を実施するなどし、円滑な処理施設の設置を図る。

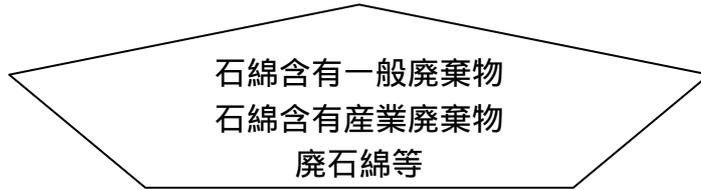
(3) 処理技術に係る知見の収集

この認定制度は、予め一定の技術基準を設けて審査を行うものではないため、種々の技術の申請が想定されるところであり、今後の申請に対し、迅速な対応を行うために、アスベスト廃棄物無害化技術について知見の収集を行う。

3. 施策の効果

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の環境大臣による認定業務を円滑に遂行し、石綿含有廃棄物の適正な処理を実現する。

無害化処理認定手続のフロー



申請者

<申請に必要な資料>

・申請書

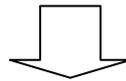
施設の位置、構造等の設置に関する計画

施設の維持管理に関する計画

その他（実証試験結果、無害化の科学的因果関係の証明書類 等）

・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書（生活環境アセス）

許可制度の生活環境影響調査結果の書類と同内容



国

公告縦覧手続

- ・施設設置場所、種類等の公告
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の縦覧
- ・関係都道府県知事及び市町村長からの意見聴取
- ・利害関係者の意見書提出

等



認定の要件の可否を判断

無害化処理の内容の基準

無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準

無害化処理の用に供する施設の基準



認定



国

無害化処理認定業者への報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令

認定の取消し

事業の廃止及び変更の届出、施設の廃止等の届出

低濃度 P C B 汚染物の適正処理実証調査事業

33 百万円 (18 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1．事業の概要

低濃度 P C B 汚染物は、電気機器として約 120 万台と非常に多いが、分解すべき P C B の量そのものはわずかであることから、その処理に当たっては、安全性の確保を前提としつつ、従来の化学処理方法に加え、既存の処理技術についても検討を行い、効率的な処理を行うことが必要である。

このため、低濃度 P C B 汚染物について、性状や濃度に応じた最適な処理条件について検討を行い、確実かつ効率的な処理方法の確立等を行う。

2．事業計画

(1) 低濃度 P C B 汚染物の焼却処理実証試験

低濃度 P C B 汚染物について焼却処理の実証試験を行い、性状や濃度に応じた最適な処理条件について検討し、確実かつ効率的な処理方法の確立を行う。

(2) 低濃度 P C B 汚染物の焼却処理に係る運転管理手法等の検討

低濃度 P C B 汚染物の焼却処理について、最適な運転管理手法等について検討を行う。

(3) 低濃度 P C B 汚染物の洗浄方法等に関する調査・検討

低濃度 P C B 汚染物から抜油をした後に残る部材や外側容器について、従来の洗浄方法に替わる簡易な洗浄方法について調査を行う。また、主として高濃度 P C B 廃棄物に適用することを前提に作成した収集・運搬ガイドラインについて、低濃度 P C B 汚染物に適用する場合の検討を行う。

3．施策の効果

低濃度 P C B 汚染物について、既存の処理技術で処理を行う場合の最適な処理条件が明らかとなり、確実かつ効率的な処理方法が確立されるとともに、低濃度 P C B 汚染物を処理する場合の最適な運転管理手法等を整理することにより、国民の安全性、信頼性に対する理解が深められる。

(新) コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業

(一般会計・石油特会)

245百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課・環境経済課

1. 事業の概要

環境基本計画でも明らかにされたように、地域の多様な主体が参加して、経済・社会両面からの地域再生にも資するような環境保全活動を行うことが求められている。このような地域における社会的な価値の実現を目的とする事業すなわちコミュニティ・ビジネスについては、地域からの金融面等の支援の下で、効果的・継続的に事業が実施されることが望まれる。そのためには、それらの事業について、コミュニティ・ファンド等によって、環境保全や地域再生に及ぼす効果及び事業の継続性に関する評価が行われ、評価に基づいて地域の様々な主体の参加の下で事業計画が練り上げられることが有効である。

そこで、以下のようなモデル事業を実施する。

活動の事業計画の概要が策定された段階で、コミュニティ・ファンド等の活動に対して支援を行う第三者や、地域協議会等地域再生全体について検討を行うのにふさわしい者が、計画の内容が地域の環境、経済、社会の各側面にどのような影響を与えるかについて評価を行い、具体的な事業計画の策定に反映させる(事業を縮小又は廃止することも含む。)ことを支援する。また、先行的な事業について、上記のような評価を受けて実施される事業の実施についても支援を行う。〈一般会計〉

また、京都議定書の第一約束期間を控え、喫緊の課題となっている温室効果ガス排出抑制に目的を絞った活動については、比較的評価が容易であることにも鑑み事業実施段階について支援する。すなわち、これら事業のうち、既存のコミュニティ・ファンド等から適切な評価を受け、融資を受けるものに対し、当該事業の環境保全上の価値が高まる施設の設置等に関して、ファンド等から行われた融資の半額程度の支援を行う。〈特別会計〉

ア) 支援の対象となる活動の内容

多様な主体が参画する環境保全活動であり、経済的に自立して継続可能なものであって、かつ、社会問題解決や地域コミュニティの活性化にも資するもの

(例)

- ・里山等の保全活動と地元の名産品づくり、エコツアーを組み合わせた取組
- ・リサイクル活動により生産したバイオディーゼルの用いたコミュニティ・バスの運営

イ) 支援対象となる者

地域住民、NPO、経営者等が参加した協議会等の組織又はコミュニティ・ファンド等活動に対して支援を行う組織
事業者

ウ) 支援の内容

活動の持続性に係る調査及び環境面、経済面、社会面からの評価及び実施計画の策定への評価内容の活用に対する交付金の交付等
活動の環境保全上の価値を高める事業費に対する交付金の交付等

2. 事業計画

平成19年度 モデル事業の選定及び実施(8カ所 8カ所) 地方EPOによる支援

平成20年度 モデル事業の選定及び実施(8カ所 8カ所)

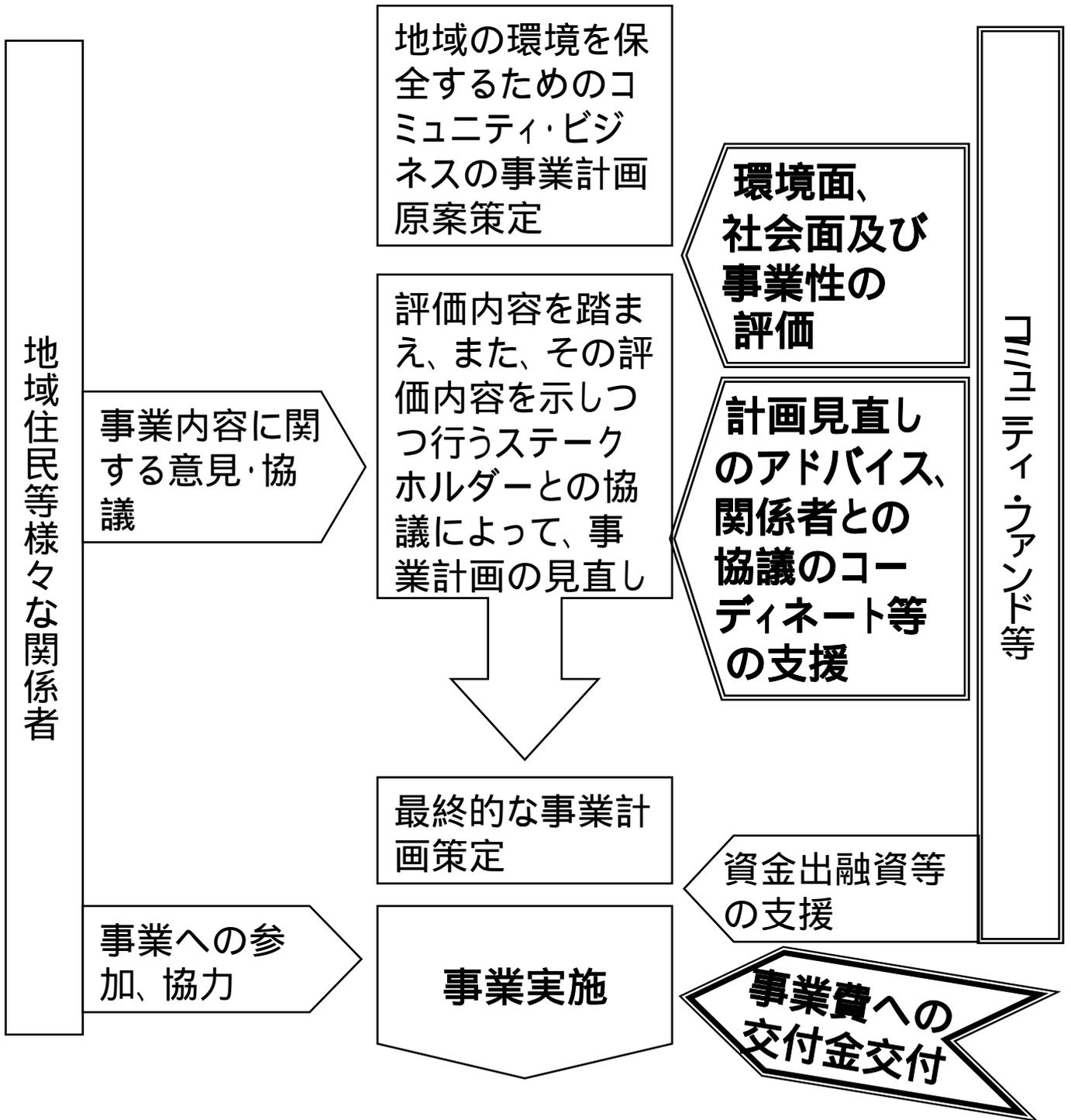
19年度分に関するモデル事業の分析、地方EPOによる支援

平成21年度 20年度分に関するモデル事業の分析及び手法の一般化

3. 施策の効果

モデル事業の実施によって調査、評価の実施について普及啓発する。また、事例を通じて持続性の評価検証のための手法について、一般的な手法開発を行う。開発された手法を全国的に情報提供するとともに、地方環境事務所や地方EPOが地域においてこのような手法の活用を促す。これらによって、地方において、行政に頼らない自立的であり、かつ社会的側面や経済的側面をも統合的に向上させるような環境保全活動を促進する。

コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業



二重線に囲まれたファンド等による評価、計画見直しの支援部分をモデル事業として支援、評価手法及び評価の活用方法について検証を行う。
事業費の一部について支援する。

(新)環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(石油特会)

365百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課・環境経済課

1. 事業の概要

京都議定書の第1約束期間を目前に控え、温室効果ガス排出削減は喫緊の課題となっている。温室効果ガスは、生活及び産業のあらゆる場面において排出されるものであり、先進的な企業も地域の中小企業もそれぞれに削減を図る必要がある。

このうち、先進的な削減の取組を進めている企業については、日本政策投資銀行において、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法により評価し、その評価結果に応じて政策金利を決定し、環境保全に資する設備投資等に対する融資(環境配慮型経営促進事業融資制度)を行っている。このような企業について、さらに一層の温室効果ガス排出削減を求めるため、特に大きな排出削減の取組に努めることを誓約した企業に対して、日本政策投資銀行を通じて低利融資を行うための利子補給を行う。

一方で、地域の中小企業については、地方公共団体が作成した温室効果ガス排出抑制のための計画を踏まえて、必要な削減努力を行うことが望まれる。

また、環境基本計画において示された通り、地域コミュニティの活力向上を通じた環境的側面と社会的側面の統合的な向上を図ることが、今後、地域、ひいては日本の環境を、国を中心とした行政に頼らず、民間の力で守っていくためにも望まれる。

そこで、地方公共団体が作成した温室効果ガス排出抑制のための計画の実現に資するとともに、地域再生にも結びつく事業について、地方公共団体が出資した機関を通じて低利融資を行うための利子補給を行う。

2. 事業計画

平成19年度～ ・交付の実施

平成20年度～ ・融資を受けた事業の実施状況及び地球温暖化防止効果の調査

3. 施策の効果

民間の知恵と活力が発揮され、先端的な環境経営や地域の活力向上と相まって、地球温暖化防止に資する事業活動が、低利の融資を受けて実施されること。

1. 事業の概要

金融の機能を活用して企業などの取組と国民の意識を結びつけ、CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) 等に努力する事業者や実際に環境保全に資する事業に対して十分な資金が流れやすくすることが重要であるため、次の事業を実施する。

- 投資家等が、企業等が行う環境などの社会的取組を適正に評価することができる環境の整備
- 資金運用の際に、自分の資金がどのように使われていくのかに関心を持ち、金融商品や金融機関を選択する際の判断に活用することの重要性についての普及啓発の実施

2. 事業計画

	H19	H20	H21
投資家に資する情報の整理等 ・投資家の動向調査 ・環境報告書等記載事項調査 ・有価証券報告書記載事項調査	←→		
・投資家に資する情報の記載方法のあり方の検討	←→	→	
・企業の評価手法のあり方の検討	←→	→	→
普及啓発 ・シンポジウム・検討会等	←→	→	→
・環境教育等に資するマニュアル等の策定	←→	→	
・金融機関、地域住民、NPO等が参加する意見交換会		←→	→

3. 施策の効果

投資家に資する情報の整理及び普及啓発活動により、企業などによる環境などへの社会的課題への取組が社会から積極的に評価され、個人金融資産が環境などの社会的課題に有効に活用され、環境保全に資する事業に対して十分な資金が流れることにより環境配慮への取組が加速し、経済が活性化することを図る。

国等におけるグリーン購入推進経費

76百万円(34百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

平成17年4月28日に閣議で決定された「京都議定書目標達成計画」において、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率優先的調達を行うとしており、また、同法において、国の責務として、環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずることとされている。これらに基づき次の施策を行う。

ライフサイクルアセスメント(LCA)手法を用いて、特定調達品目中のうち著しく温室効果ガス増加に影響を与えているものについて、本年度に引き続き調査し、重点改善を検討する品目を定め、当該品目の排出の増加要因を分析し、排出抑制のための適正な基準を設定、強化する。来年度より本格運用予定の商品環境情報提供システムについて、維持管理を行うとともに、システムの利用を通じてより環境負荷の低減された商品が選択してもらえよう、事業者から提供された商品の環境情報についてLCA手法を用いた評価を行い、情報提供を行う。本年度作成予定のグリーン購入推進のためのマニュアルについて小規模自治体での有効性の検証を行い、ガイドラインにまとめる。

2. 事業計画

(平成19年度)

重点検討品目としてLCAベースでの基準強化(10品目)

品目の追加、要件変更について整理・拡充

データベースの運用

小規模自治体での推進マニュアルの有効性検証及びマニュアルの見直し

3. 施策の効果

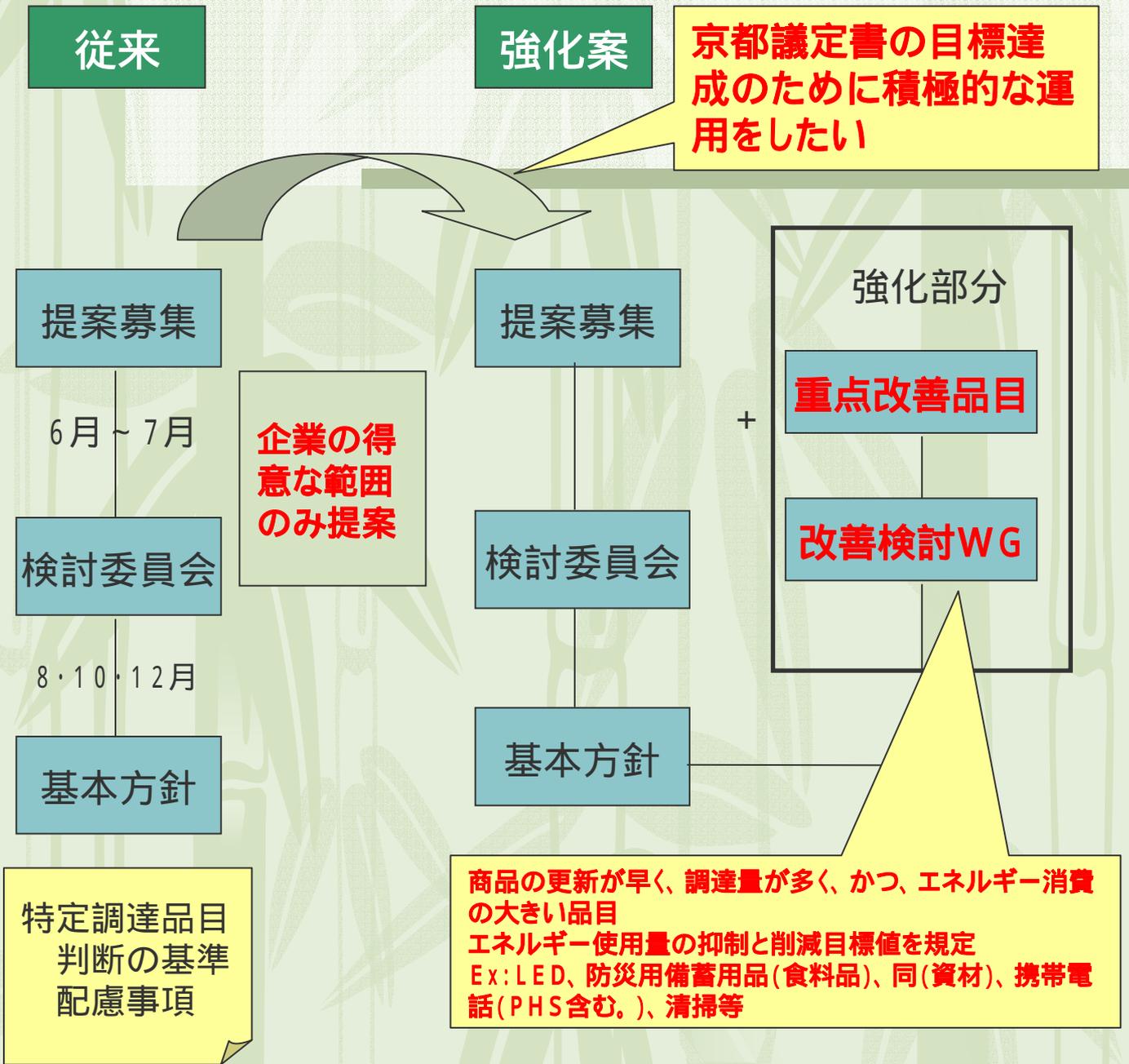
国及び消費者等の調達物品によるCO₂削減効果の促進

グリーン購入の推進の阻害要因の詳細な把握

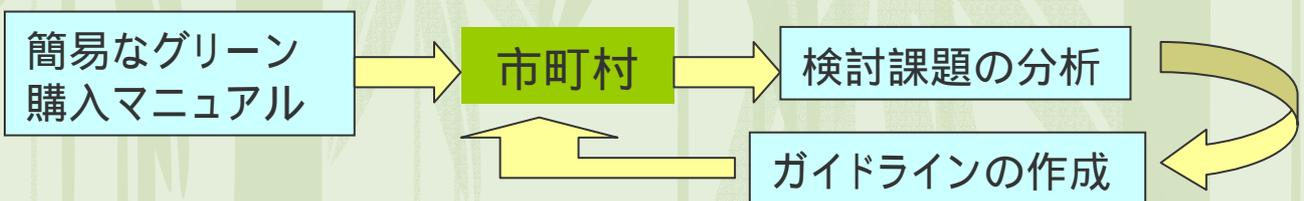
事業者への更なるCO₂排出量の少ない製品の開発、普及促進

小規模自治体へのグリーン購入の浸透

・グリーン購入法ライフサイクルの視点の強化



・地方公共団体へのグリーン購入の推進



環境物品等情報提供体制整備費

52百万円（18百万円）

総合環境政策局環境経済課

1．事業の概要

事業者が環境物品を製造し市場に提供する過程において、製品販売のグローバル化や製品部品の調達のグローバル化に伴い、各国の環境規制が環境配慮型商品の製造時に大きなハードルとなるケースが増大している。

各国の環境規制に関する情報を入手することは、それぞれの主体から提供されており非常に大きな労力を要し、かつ、様々な言語で提供をされており、中小企業が多くを占めるサプライチェーン上の製品部品供給者においては困難を極めている。

このため、これらの情報を整理し、簡単に入手可能な情報提供体制を確立し、製品製造者に加え、製品部品供給者にも環境情報を浸透させていく必要性があり、これを実現するために、これらの情報提供のあり方や信頼性の確保のためのあり方を検討し、提供体制を確立していく必要がある。こうした体制の必要性については、本年7月にとりまとめられた経済成長戦略大綱でも指摘されており、同戦略の工程表にも、今後取り組むべき課題として列記されている。

また、環境に関する基準の統一化のため、日中韓における環境ラベルの調和化に向けて次の施策を行う。

各国における環境規制について情報を収集し、その情報を整理・表示する方法について検討を行う。

日中韓のそれぞれの国におけるラベルの基準について調査し、調和化に向けた課題の整理を行う。

2．事業計画

（平成19年度）

各国における環境規制に関する情報の収集及び信頼できる情報確保方法の検討

PC、水性ペイント、プラスチック、筆記用具の各国の基準の調査及び調和化に向けた課題の整理

3. 施策の効果

国及び消費者等の調達物品によるCO₂削減効果の促進

グリーン購入の推進の阻害要因の詳細な把握

各国における環境規制情報の把握

事業者への更なるCO₂排出量の少ない製品の開発、普及促進

環境ラベルに対する共通認識の形成

サプライチェーンのグリーン化



規制対応できず輸出できなくなる事例が発生している。

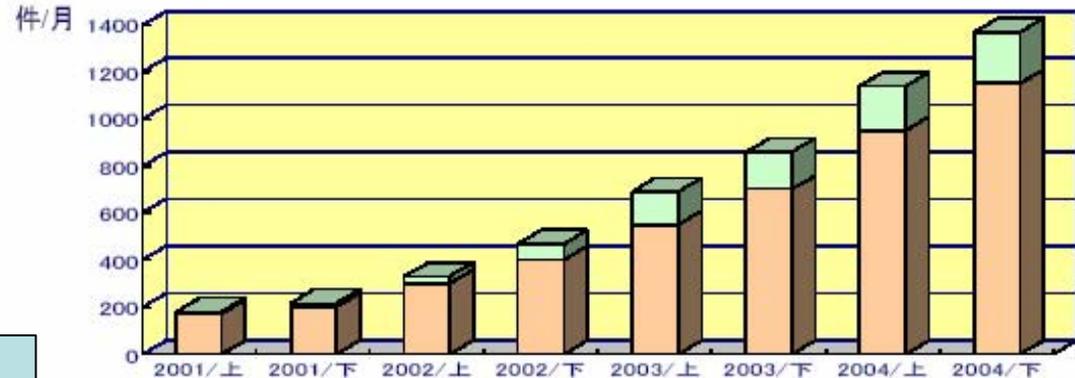
2001年 ソニーショック

(オランダのカドミウム規制に該当し家庭用ゲーム機の輸入禁止、欧州向け130万台の出荷停止)

ある企業における調査依頼件数

JGSPPI公開資料より

□ 国内 □ 海外



• 環境情報の集中化

ベースとなる環境配慮に関する各国の情報を有効に提供する体制の確立を支援

JG P S S I (Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative) の活動の支援と、その他の業界への情報提供及び部品を製作しているアジア企業への情報発信

JG P S S I の取組みを分析し、全業界がガイドラインの作成を進められるように支援を図る

日本の成功例をアジア全域に広め、サプライチェーンのグリーン化を図ることで、より高度な環境配慮製品の開発を推進させ国際競争力を高める。

学校エコ改修と環境教育事業（一般会計・石油特会）

2,053百万円（1,545百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

地域社会の基礎単位である学校及びその校区において、環境への負荷が少なく快適な学校環境づくり、学校と地域が協力した環境教育をモデル的に推進する。

（1）地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業（石油特会：2,000百万円）

学校の特徴に応じた二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、新エネ導入の最も効果的な組み合わせ（断熱、遮光、緑化など）による施設整備に要する費用の一部を補助する。

（2）学校等エコ改修と環境教育事業（一般会計：53百万円）

各自治体で行われる「地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業」を技術面からサポート。また、エコ改修を素材とした、環境教育のプログラムづくり等を行う。さらに、平成18年の結果を踏まえて、さらに効果的な事業を行うための研究を進める。

2. 事業計画

原則3年間で実施。

平成17年度、平成18年度採択校については、引き続き改修工事・環境教育を行う。

補助先 地方公共団体

補助率 1 / 2

平成17年度採択 10校程度 1,000百万円

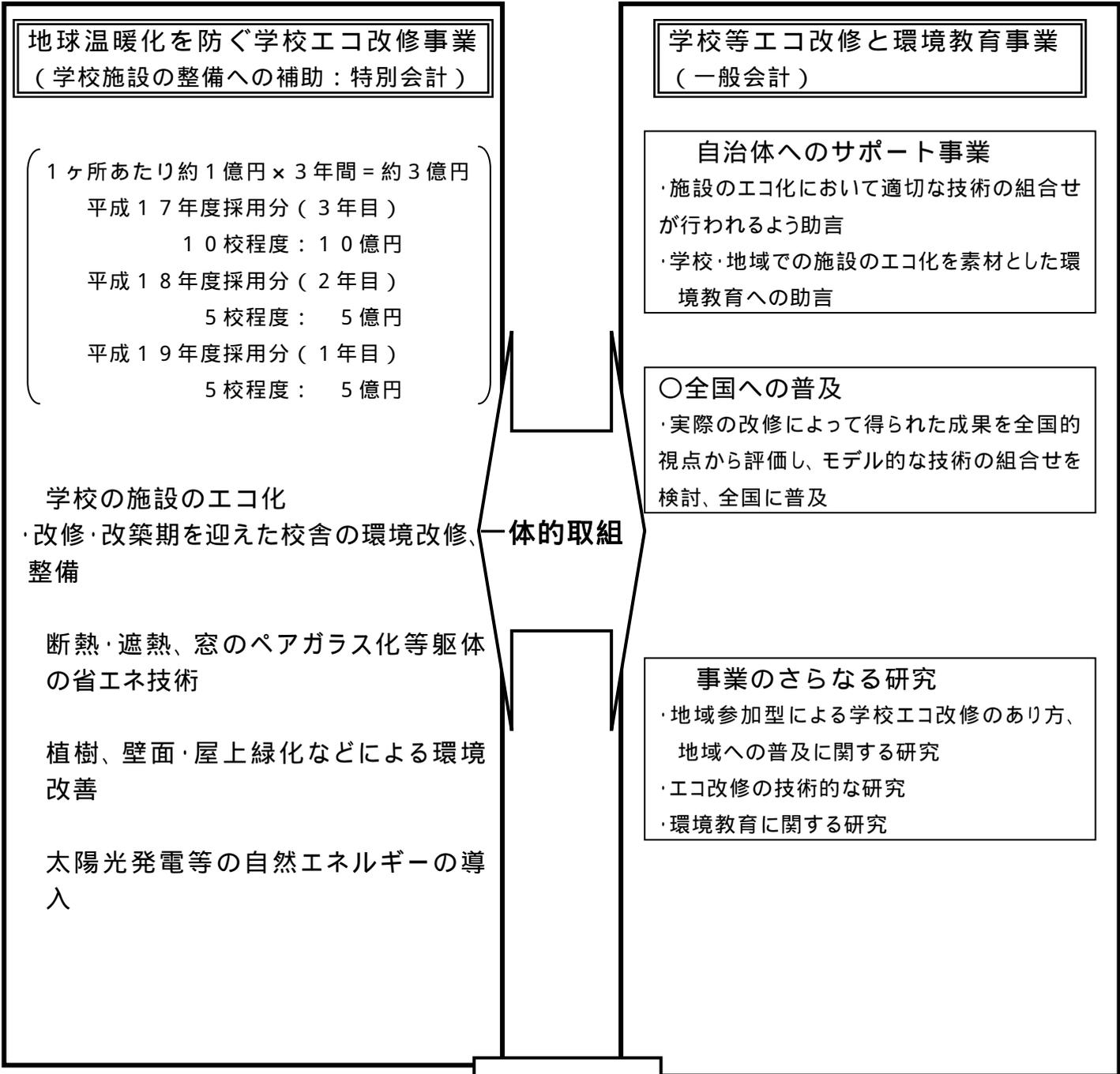
平成18年度採択 5校程度 500百万円

平成19年度採択 5校程度 500百万円

3. 施策の効果

学校や校区内の施設のエコ化による二酸化炭素排出量削減と、これを題材として地域での環境教育の普及、環境建築技術者の育成等を図り、環境負荷の少ない地域づくり、地域における環境保全意識の醸成を促進する。

学校等エコ改修・環境教育モデル事業



得られる効果

- 学校での環境教育の進展
- 地域が参加した環境教育の展開
- 学校施設からの環境負荷低減
- 建築物での環境負荷に関わる技術者の拡大
- 自然エネルギー等の利用による学校の災害対応機能の強化

国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業

59百万円（35百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成17年から、日本が提案した「国連持続可能な開発のための教育の10年」（以下「ESD」）が開始された。平成18年3月30日に関係省庁連絡会議が決定した国内実施計画は、地域における取組の支援を国内実施計画の初期段階での重点事項として挙げており、その対応が求められている。

地域におけるESDにおいては、教材やプログラムは、地域の特性を踏まえ、具体的な行動につなげるものが必要となる。現状ではこれらを地域で行う教材・プログラム等がないことに加え、ESDの実践者同士が互いに学びあう場がないことから、それぞれの活動が単発に終わっていることに問題がある。そのため、地域でプログラム作成及びそれを活用した授業・講座等を実践し、それらの成果をとりまとめて全国へ普及させる。

2. 事業計画

2カ年で以下の事業を行う。

(1) ESD全国事務局の運営

各地域でESDを具体的に進めるための取組を支援するため、ESD全国事務局が様々な課題の枠組検討及び作成、各地域へのESDの内容レクチャー、実施プログラムの助言等を行う。

(2) 教材・プログラム作成

全国事務局からの助言・サポートを踏まえ、地域の関係者らを巻き込んで教材・プログラムを作成し、学校の授業などでモデル的に実施する。

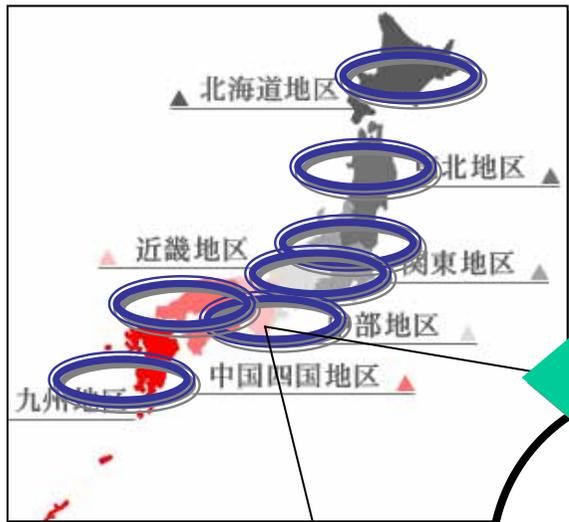
(採択地域 平成18年度：4地域、平成19年度：3地域程度(計7地域))

3. 施策の効果

地域に根ざした参加型の「国連持続可能な開発のための教育の10年」の教材・プログラム作成手法が具体的に示され、本省からの情報発信及び各地域の「ESD推進フォーラム」等を通じて、ブロック内各主体との情報共有を行うことにより、国内におけるESDの取組が促進される。

地域におけるESDの推進

わが国におけるESDの10年実施計画の重点取組事項



成果のとりまとめ・教材作成、
成果物の普及

有識者検討会・ワーキンググループ

全国事務局

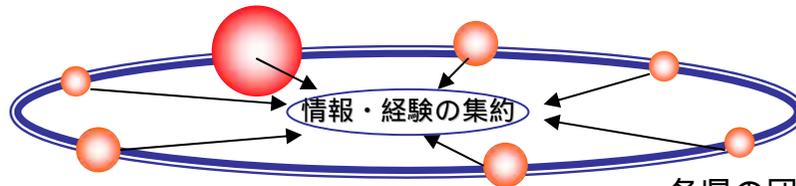
採択団体のESD推進に係る助言・サポート
(レクチャー、プログラムの提示等を含む)

地域におけるESD教材
プログラムづくり&実践
(全国7カ所)

報告・
フィードバック

採択団体

地域レベルでのESDの実践
地域版教材・プログラム作成、結果の発信等



市教育委員会、
環境部局、
NPO、大学等

各県の団体

地区ESD推進フォーラム

全国7ブロック内で普及
& 地域の取組を支援

- ・ 総会の開催
 - …採択団体の活動、各県のベストプラクティス、共通の課題等の情報共有・意見交換
 - …各県の民間団体のネットワーキングの場
- ・ 総会の発表資料をウェブサイトで公開 地域レベルのESD推進に係る有用情報の蓄積

➡ 各ブロック内で自律的なESD推進

(新)環境教育出前教材(「エコ学習トランク」)普及事業

116百万円(0百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

環境教育の地域格差を解消し、環境保全に向けて自ら行動できる人づくりを行うため、環境問題全般を網羅した、誰もが容易に指導、学習することのできる環境教育・学習出前授業用のパッケージ教材(「エコ学習トランク」)を全国に広く配備する。

2. 事業計画

(1) 既存の教材等の収集・分析を行い、また、学校や地方自治体、企業等のニーズを踏まえた上で、基礎的な環境問題全般を網羅した環境教育・学習出前授業用パッケージ教材(「エコ学習トランク」)を作製する。

トランクには、指導者用手引き、学習者用ワークシート、各種学習教材等授業で必要とされる全ての用具類を盛り込む。

(2) 作成したエコ学習トランクを、全国の地方自治体(都道府県及び市区町村)、地方環境事務所、環境教育関連施設等に配備し、あらゆる機会での環境教育・学習に活用してもらう。また、事務局を通じて企業にも貸出を行う。

なお、貸出時には、環境カウンセラー等の講師派遣について紹介し、より実効性のある授業の実施を目指す。

(3) 利用者には、アンケート調査を実施し、定期的に教材の評価・見直しを行う。利用者のニーズに沿った教材であり続けるために、利用者の意見や環境問題に関する最新の情報等を反映させていく。

3. 施策の効果

環境教育出前教材(「エコ学習トランク」)を普及させることで、誰もが容易に環境教育を行うことが可能となる。環境教育の地域格差が解消され、自発的・具体的に環境保全活動に取り組む人が増加することによって、持続可能な社会の構築が促進される。

環境教育出前教材(エコ学習トランク)普及事業

地方自治体・企業などが行う環境教育の平準化を進めるために、これまで研究・開発されてきた環境教育教材の総合的な検証と、誰もが関心を持ち環境教育に携わることができる普及手法の確立を目指す。

既存教材収集・分析、出前授業に関するアンケート

仕様・効果・配布先等を検討
(有識者検討会)

エコ学習トランクの製作

指導者用手引き
学習者用ワークシート
学習教材

貸出

企業による環境教育
貸出方式による教材提供(実費負担)

配備

地方自治体等による環境教育
地域における環境教育の平準化

誰でも出来る環境教育
地方環境事務所・環境
カウンセラーの紹介

知識の取得や理解のみならず、自ら行動できる人づくりの推進

(新) 地域環境政策ビジョン策定推進費

42百万円(0百万円)

大臣官房政策評価広報課地方環境室

1. 事業の概要

平成17年度から地方環境事務所が設置され、環境政策を各現場で展開する拠点として事業を開始しており、これを生かした都道府県を超えた広域的な地域での総合的な環境政策の推進が求められている。そのため、各地域の特性、課題に合った効果的な環境政策を総合的に推進するため、地域ブロックごとに環境政策ビジョンを策定し、これに基づき地域レベルで総合的な政策を展開する。

2. 事業計画

(1)自治体、研究機関が保有している環境情報・データの収集、整理

(2)各地域における環境政策が目指すべきビジョンの作成・提示

盛り込むべき事項

- ・地域として目指す環境の姿
- ・広域的視点での環境政策の取組みの方向
- ・取組みに参加する主体
- ・重点的に取り組むべき横断的な広域的政策(最重要事業)

(3)各地域において策定されたビジョンで特定された「最重要事業」の実施

(19年度)・4事務所でビジョン策定

(20年度)・4事務所で19年度策定のビジョンを元に「最重要事業」を実施

・3事務所でビジョンを策定

(21年度)・3事務所で20年度に策定したビジョンを元に「最重要事業」を実施

3. 施策の効果

これらの施策を実施することにより、地方環境事務所は、機動的できめ細かな現場部隊として、地域の自治体、企業、NGO、研究機関などを連携して、地域の課題に取り組むことにより、事務所が地域環境力の活性化、支援拠点、地域の環境データバンク等の機能を発揮し、広域的な課題に取り組むことができる。

自然環境局総務課自然ふれあい推進室

1. 事業の概要

エコツーリズムの推進に向け、新たな施策を加えた一層の取り組みに加え、議員提案による「エコツーリズム推進法(仮称)」の制定に備えた経費を計上し、エコツーリズムの普及・定着に向けた展開を図る。

【事業の内容】

エコツーリズム啓発事業

旅行関係の博覧会への出展、Web情報「エコツアー総覧」の英語版の充実等。

エコツーリズムのノウハウ確立事業

特に優れた事例の環境大臣表彰等。

エコインストラクター人材育成事業

- ・自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成(再チャレンジ関連施策)
- ・農家対象の里山ガイドツアー支援。

国立公園内におけるエコツーリズム支援事業

国立公園内(ラムサール登録湿地等)におけるエコツーリズムの仕組みづくり等。

エコツーリズム推進法(仮称)施行経費

各地の全体構想の認定や地元協議会への参画等に必要な経費

2. 事業計画

平成19年度から3ヶ年で上記各種事業を実施。(法施行経費を除く)

3. 施策の効果

自然学校のインストラクター及びエコツアーガイドを3年間で300人育成。

エコツーリズムの考え方に基づいた自然や歴史・文化資源の保全・活用の全国的な普及・定着を図ることにより環境保全等が推進できる。

エコツーリズム関連施策の強化について

H16. 6月
とりまとめ

エコ
ツーリズム
推進法
(仮称) 制定

法案成立後、H19
年度施行(予定)

法律に規定される国の責務

- 基本方針の作成・公表
- 各地の全体構想の認定
- 認定全体構想の広報
- 協議会活動状況の公表
- エコツーリズム推進連絡会議
- 協議会への技術的助言
- 人材育成のための情報提供
- 広報を通じた国民理解の増進
- 財政上の措置

施策の充実

- エコツーリズム憲章
- エコツアー総覧
- エコツーリズム大賞
- エコツーリズム推進マニュアル
- モデル事業(～18)

エコツーリズム全国
推進セミナー

エコ
ツーリズム
推進会議
5つの
推進方策

骨太の方針2006、再チャレンジ、農山漁村の
共生・対流、観光立国等の政府全体の取組

H19年度の新たな施策の強化

エコツーリズム 啓発事業

エコツーリズム啓発、
イベント開催
エコツアー総覧
(継続・拡充)

エコツーリズムの ノウハウ確立事業

省庁連携による戦略的
エコツーリズムの推進
エコツーリズム推進マニ
ュアルの改訂
エコツーリズム全国推進
セミナーの開催(継続)
エコツーリズム大賞
(継続)

エコインストラクター 人材育成事業 (副大臣PT)

エコインストラクターイン
ターンシップ支援
(再チャレンジ関連事業)
農家対象の里山ガイド
ツアー支援

エコツーリズム地域 の取組支援事業

国立公園内における取組
地方環境事務所における
地域支援の取組

エコツーリズム推進 法施行経費

本省における各地の
全体構想の認定等に
必要な経費
各地方環境事務所に
おける地元協議会への
参画等に必要な経費

エコツーリズム推進の施策を充実・強化

(新)里地里山・里親プラン事業費

38百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- (1) 里地里山保全の推進には、農林業者のみならず、多様な主体の参画が不可欠であり、第三次環境基本計画(H18.4)において、「行政・専門家・地域住民・NPO等の連携による体制づくり」を図ることとしている。
- (2) また、政府の「再チャレンジ推進会議」における中間取りまとめ(H18.5.30)において、団塊世代等のU・Iターン者への職・住等の情報提供として、「地域の自然環境(里地里山等)保全のため、人材・活動場所の登録と専門家による研修を組み合わせ、実施民間団体への紹介を行う。」と明記されたところである。
- (3) なお、先の通常国会で成立した「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」の国会審議においては、「耕作放棄地や里山の適切な管理に積極的に取り組むこと。」が附帯決議(参議院)に盛り込まれたところであり、鳥獣被害対策の観点からも里地里山保全の推進が急務である。
- (4) 以上を踏まえ、団塊の世代の都市住民等が、容易にNPO活動やボランティア活動に参加できるフィールド・ボランティア登録、保全活動を適切な方向に促進するための専門家の派遣による助言や、研修の実施を総合的に行う。

2. 事業計画

- (1) フィールド・ボランティア登録
NPO・専門家データ収集及び登録、登録システム整備(平成19年度)
データ更新・保守(平成20~23年度)
- (2) 専門家派遣・研修制度(平成19~23年度)

3. 施策の効果

- ・フィールド・ボランティア登録により、団塊の世代等の都市住民のボランティア参加を促進させ、全国の里地里山保全活動の活性化を図る。
- ・専門家派遣・研修制度により、地域の保全再生活動を適切な方向に促進させるとともに、初心者の技術習得を図り、持続的な活動に繋げる。

団塊の世代による里地里山・里親プラン

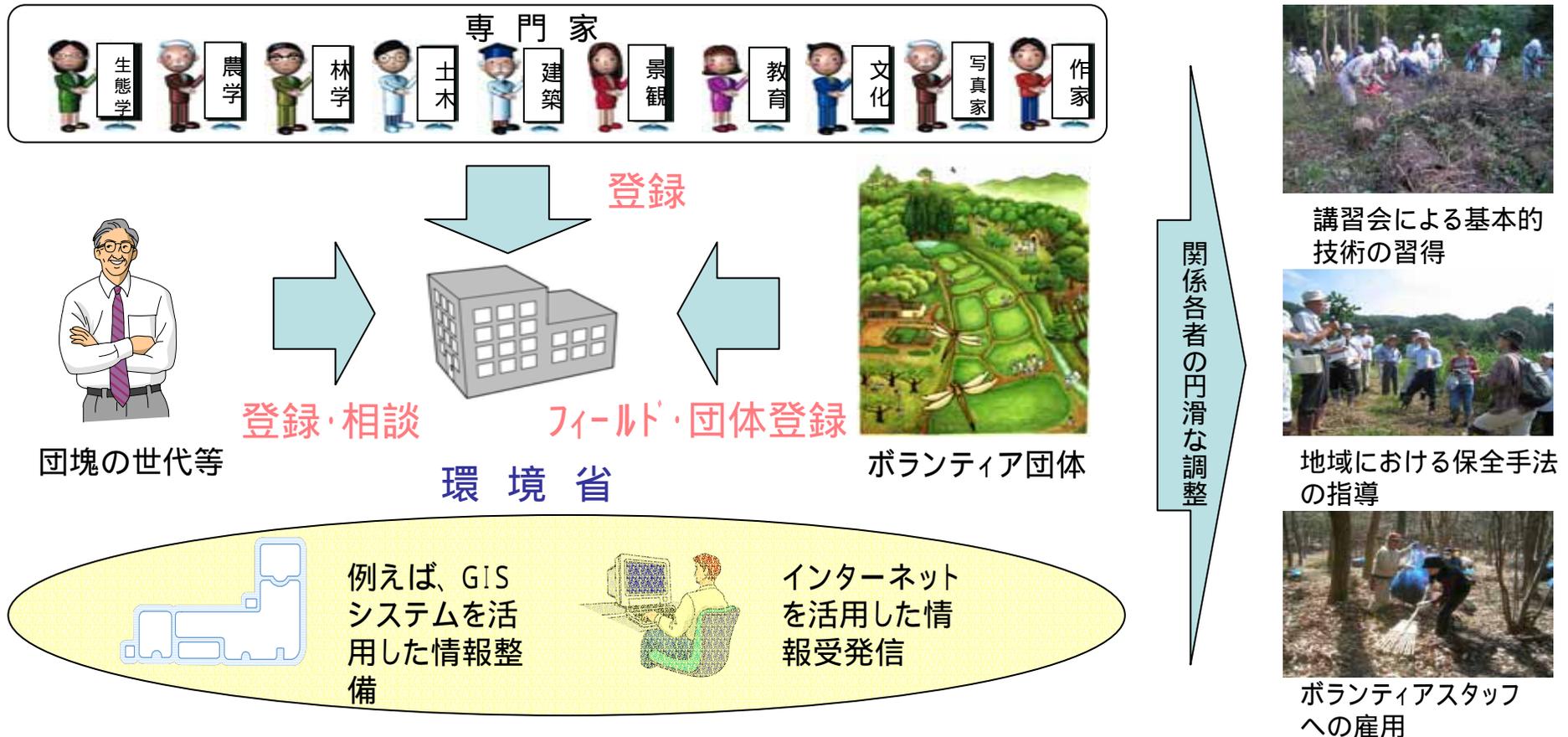
～フィールド・ボランティア登録、専門家紹介・研修制度～

【概要】

団塊の世代の都市住民等が容易にボランティア活動に参加できるよう、活動場所の相談・斡旋を行うとともに、保全活動を適切な方向に促進するため専門家の紹介等を行い、基本的技術の習得を図る。

【効果】

団塊の世代が円滑にボランティアに参加し、ボランティアスタッフ等への雇用が期待される。



(新) 土壌環境リスクコミュニケーターの登録・研修等事業

(再チャレンジ支援策関連)

21百万円(0百万円)

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

土壌汚染のおそれがある土地についての調査や対策を円滑に進めるためには、土壌汚染対応の説明に対する土地所有者等の不安を払拭し、地域の関係者に、説明者の中立性、公平性の立場からの信頼を得ながら土壌汚染の現状と対策について情報伝達を円滑に進める、リスクコミュニケーションの推進が必要。

このため、長年土壌汚染調査・対策に従事して一線を退く方々（特に団塊世代）の知識と経験を活かし、土壌汚染の調査・対策の現場のリスクコミュニケーションへの活用と人材育成の推進を図る。

具体的には、リスクコミュニケーションガイドラインの作成、人材育成プランの作成、人材登録・派遣・活用システムを検討・整備する。このことにより、実際の土壌汚染対策の現場で活躍し離職した人材等の人生再チャレンジを支援する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H19	H20	H21	H22
ガイドライン作成	←→			
人材育成、登録、活用システムの検討・実施	←			→
派遣システムの検討、整備		←→		

3. 施策の効果

土地所有者等の不安が払拭され、土壌汚染調査・対策が円滑に実施され、塩漬け土地の解消や土地の流動化、都市の再開発等が円滑化するとともに、高齢者・団塊世代に新たな活躍の場が生まれ、雇用促進が期待される。

提言4：リスクコミュニケーション市場の創出 ~ 土壌のフィールドを起爆剤に ~

背景 土壌汚染対策に係るリスクコミュニケーションを担う人材不足
 土地所有者等のリスクコミュニケーションの不安が払拭されない
 土壌汚染対策が進まない現状(塩漬け土地化)

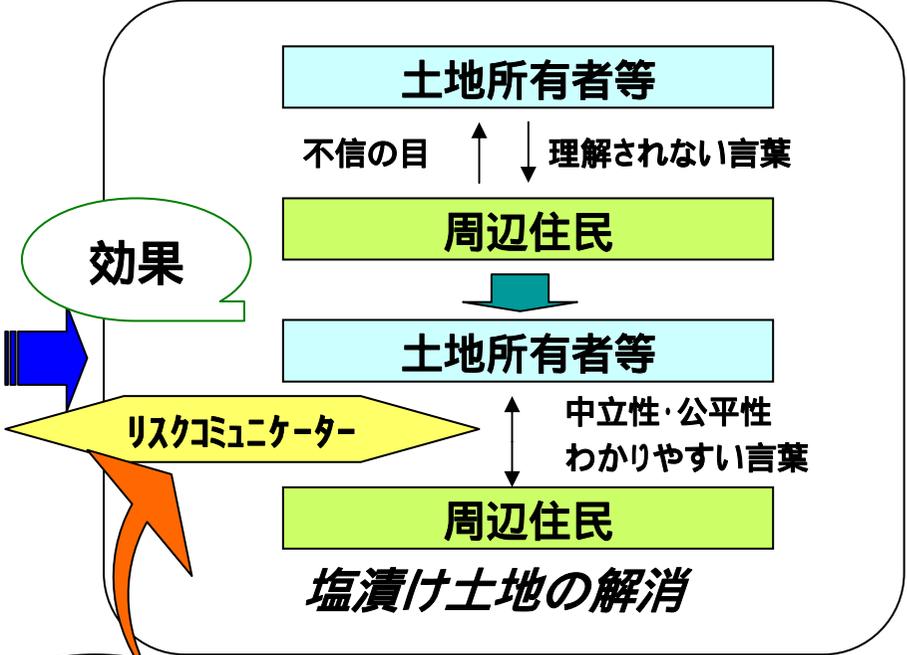
長年の知識・経験を活かし、住民に信頼されるリスクコミュニケーターを育成し活用

~ 土壌汚染対策に係るリスクコミュニケーションを担う人材の育成と活用の推進 ~

- リスクコミュニケーション技術の開発(公募・実証)
- リスクコミュニケーション・ガイドラインの作成
- 人材育成プランの作成
- 人材保有・派遣・活用プラン及びシステムの作成

モデル事業の実施とフィードバック

将来的には、リスクコミュニケーター認定制度(仮称)の創設の検討



知識と経験を有したシニアの活用

高齢者の雇用促進
 高齢者・団塊世代の再チャレンジ支援
 ('2007年問題'対応)

(環境研究総合推進費のうち)

環境技術開発等推進費(競争的資金)

1,650百万円(881百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

社会的要請や総合科学技術会議における環境分野の検討等を踏まえ、緊急に開発すべき環境技術分野を特定し、国立試験研究機関、独立行政法人、民間企業等において実施される当該分野に係る研究・開発課題を支援することにより、環境技術の開発・普及の推進を図る。

具体的には、以下の領域を対象として、国立試験研究機関、独立行政法人、民間企業等から研究・開発課題の提案を募集する。

基礎研究開発(研究開発の期間:3カ年)

実用化研究開発(地域の独自性・特性を活かした研究・開発課題枠を含む。研究開発の期間:2カ年)

統合型研究開発(研究開発の期間:3カ年)

フィジビリティスタディー研究(研究開発の期間:1カ年)

アスベスト飛散抑制対策に資する研究開発(研究開発の期間:2カ年)

戦略的研究開発領域(新規)(研究開発の期間:3カ年)

2. 事業計画

毎年度実施する(平成13年度から)。

新規実施課題数の拡充を図るとともに、自然共生型流域圏・都市再生技術研究領域を廃止し、新たに戦略的研究開発領域を創設する。

3. 施策の効果

本事業の実施により、環境技術の分野における競争的な研究開発環境が形成され、未解明の環境問題についての基礎的研究、実用化が急がれる技術開発が効率的に推進される。

また、本事業の成果は、環境行政の重要課題解決の促進、地域や民間における環境保全の取組などに活用される。

戦略的研究開発領域 (競争的資金)

トップダウン型研究 = 重点的に進めるべき研究課題を環境省が提示し、
詳細な実施方法等を公募

課題等選定

公募

審査・採択

採択課題の支援

募集課題等の設定

戦略的重点化を図る
研究課題方針

研究課題を構成
する基本的な枠組み

目標・目的の
明確化

募集内容

具体的な研究内容

研究プロジェクト
リーダー

研究推進体制
(各サブテーマの
研究参画者等)

審査内容

求める成果が
達成できる研究
課題を採択

研究課題詳細の
決定

目的の達成

研究資金制度の
有効活用

国の政策への貢
献の明確化

アウトカムの明確
化

ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業

680百万円(400百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

ナノテクノロジー分野は、新規産業の創出や成熟産業の変革をもたらす可能性を有することから急速に発展している分野であり、第三期科学技術基本計画においても、第二期に引き続き、重点分野とされる見込み。特に、環境分野等他分野への応用は重視すべきとされているところ。

ナノテクノロジーを環境技術に応用することにより、小型化・高機能化のメリットを活かした革新的な環境技術の開発を目指す。具体的には、産学官連携により以下のナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。

(1)超小型・高機能環境モニタリング技術、(2)健康・生態影響の多角的評価システム、(3)有害物質の高効率除去膜、(4)環境汚染修復のための新規微生物の迅速機能解析技術の開発、(5)新たな炭素材料を用いた環境計測機器の開発、(6)環境負荷を低減する水系クロマトグラフィーシステムの開発、(7)ホウ素等に対応可能な排水対策技術の開発、(8)高エネルギー密度界面を用いた大容量キャパシタの開発

これまでの事業の成果の普及やシーズやニーズの発掘等のためのワークショップの開催

2. 事業計画

各技術について原則5ヶ年間で技術の実用化を図る。ただし、各技術とも、3年目に外部有識者による中間評価を行い、効果的・効率的推進を図る。

(1)～(3)：H15～19年度(H17中間評価)、(4)(5)：H16～20年度(H18中間評価)、(6)：H17～21年度(H19中間評価)、(7)：H19～21年度(H20中間評価)、(8)：H19～23年度(H21中間評価)

3. 施策の効果

- ・アウトプット：超小型・高速・高機能な測定分析システムや、高効率・低コストな有害物質除去・浄化技術等の開発
- ・アウトカム：科学技術におけるイノベーション創出や環境産業の活性化に資する。また、革新的環境技術による環境保全施策の高度化が期待される。

型・高機能環境モニタリング技術の開発

人が身の回りの有害物質の状況を把握し

改革・環境配慮型行動様式へ転換



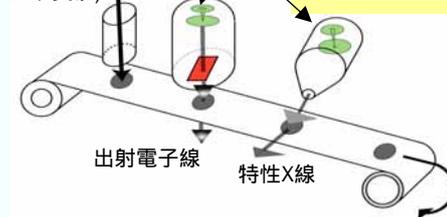
な炭素材料を用いた環境計測機器の開発

型で省電力なX線源・電子線源を用いて、

高密度なエアロゾル観測及び現場での非破壊分析が可能

ダイヤモンドまたはCNTを用いた電界放出型電子源

エアロゾル (PM2.5や黄砂)

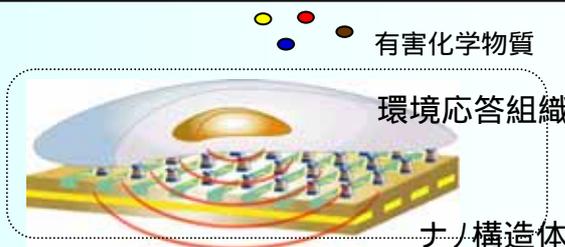


生態影響評価

生態影響の多角的評価システムの開発

速・正確な健康・生態影響の評価により

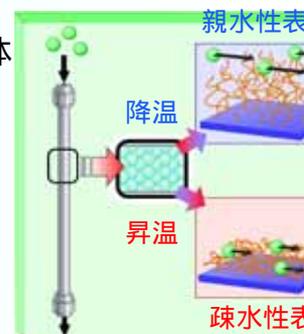
配慮型製品の製造・普及の促進



負荷を低減する水系クロマトグラフィーシステムの開発

ンパク質等、有機溶媒下で変性する物質についても、

内と同じ状態(水溶媒下)で分析が可能



環境汚染防止対策

物質の高效率除去膜の開発

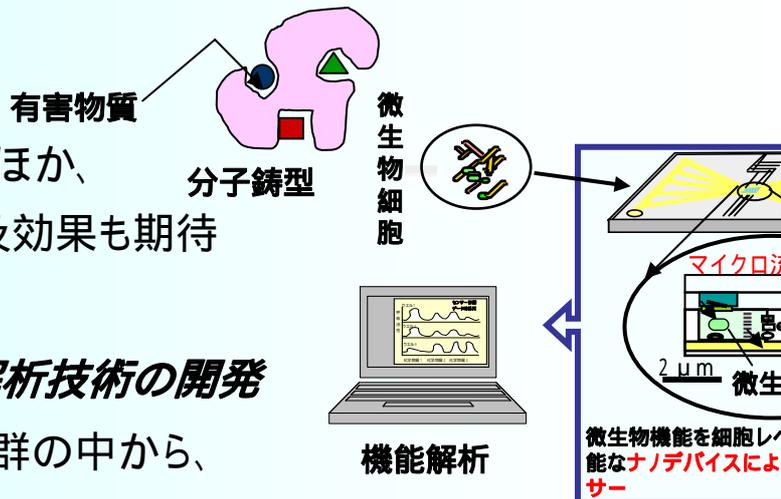
ダイオキシン類やアオコ毒等の効果的除去のほか、

業排水からの肥料の回収・再利用等への波及効果も期待

汚染修復のための新規微生物の迅速機能解析技術の開発

様々な場所・条件で採取された多数の微生物群の中から、

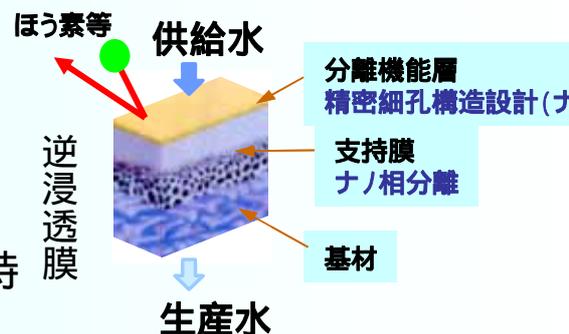
環境保全効果を有する微生物を探し出すことが可能



素等に対応可能な排水対策技術の開発【新規】

ナレベルの構造制御膜等により、ほう素等を含む排水を

効率が安価に処理。ふっ素・硝酸等処理への応用も期待



暖化防止対策

高誘電率・イオン伝導
固体電解質界面

(新)地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業

80百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月閣議決定)及び中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成18年3月)において、地域における科学技術の振興及び産学官連携の推進のため、国として積極的に支援することとしている。一方、地域の環境問題のうち、設備等の面から地方公共団体が単独で取り組むのが困難な研究課題も多く、産学官連携による研究・技術開発はまだ少ない。本事業は、地域における産学官連携による環境技術開発の基盤整備に資する支援を行うものである。

地域における環境技術開発人材ネットワークの形成

地域環境研究・技術開発セミナーやワークショップを開催し、()地域における環境技術開発に対する意識向上と人材育成、研究者等との人的交流の促進と、()地域住民への環境研究等に対する啓発普及活動を行う。

地域の資源を活かした産学官連携による地域環境問題の解決と、地場産業を活かした環境技術開発

(1-1)地域の環境問題解決パートナーシップ

地域固有の環境問題について、問題解決に向けた研究・調査等を行う。

(1-2)地域の環境技術開発パートナーシップ

地域発の優良技術シーズを実用化する技術開発を行う。

成果の全国への普及

産学官連携マニュアルを取りまとめ、シンポジウム等を開催する。

2. 事業計画

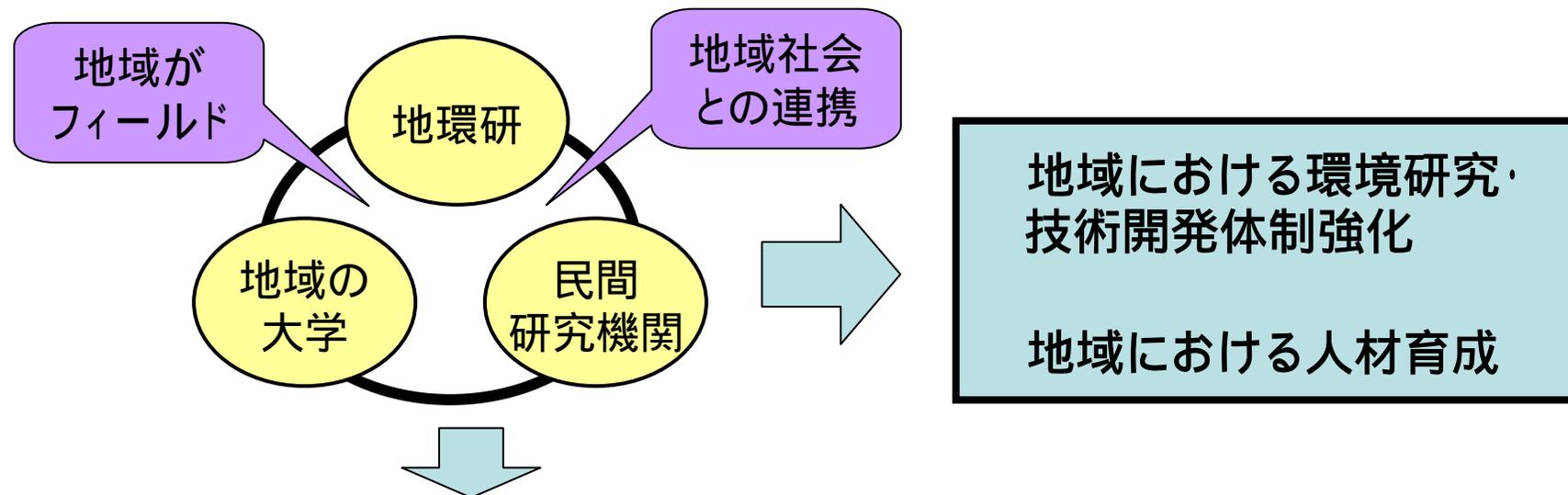
平成19年度～22年度(4か年)

3. 施策の効果

地域で不足する情報交換体制及びネットワークの強化を図ることにより、地環研等のポテンシャルを活用した産学官連携による環境研究・技術開発の基盤整備に対する貢献が期待される。

環境分野における地域の研究・技術開発と産学官連携

- 地域の産学官連携による環境研究・技術開発の基盤整備
 - － 全国47都道府県の全てに設置されている地方環境研究機関等、貴重な環境研究資源を活用



- 産学官連携による地域の環境保全促進
- 地域の中小企業等の技術の活用・普及
- 地域の環境研究機関の活用・能力強化

(新)環境技術イノベーション創出支援事業 110百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

我が国の科学技術政策は「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」を掲げ、本年度から第3期の「科学技術基本計画」が進みつつあるところである。

環境保全の促進に不可欠な環境技術の絶えざるイノベーションの創出を実現するためには、切れ目のない支援策が求められており、環境技術開発については実用化から普及段階において支援策の充実が必要である。

そこで、環境技術のうち実用化(プロトタイプ)の段階にあるものの製品化に至らない技術について、技術の完成・精緻化等製品化へ向けたハードル克服を支援する。

2. 事業計画

平成19～21年度は毎年5件程度を採択し、それぞれ3年の期間内に技術の完成・精緻化による製品化を実施。各案件について、1年目にニーズ調査や技術改良の検討を行い、その結果、製品としての普及が見込まれない技術への支援を中止。

平成21年度は、本事業全体の間接評価を実施。

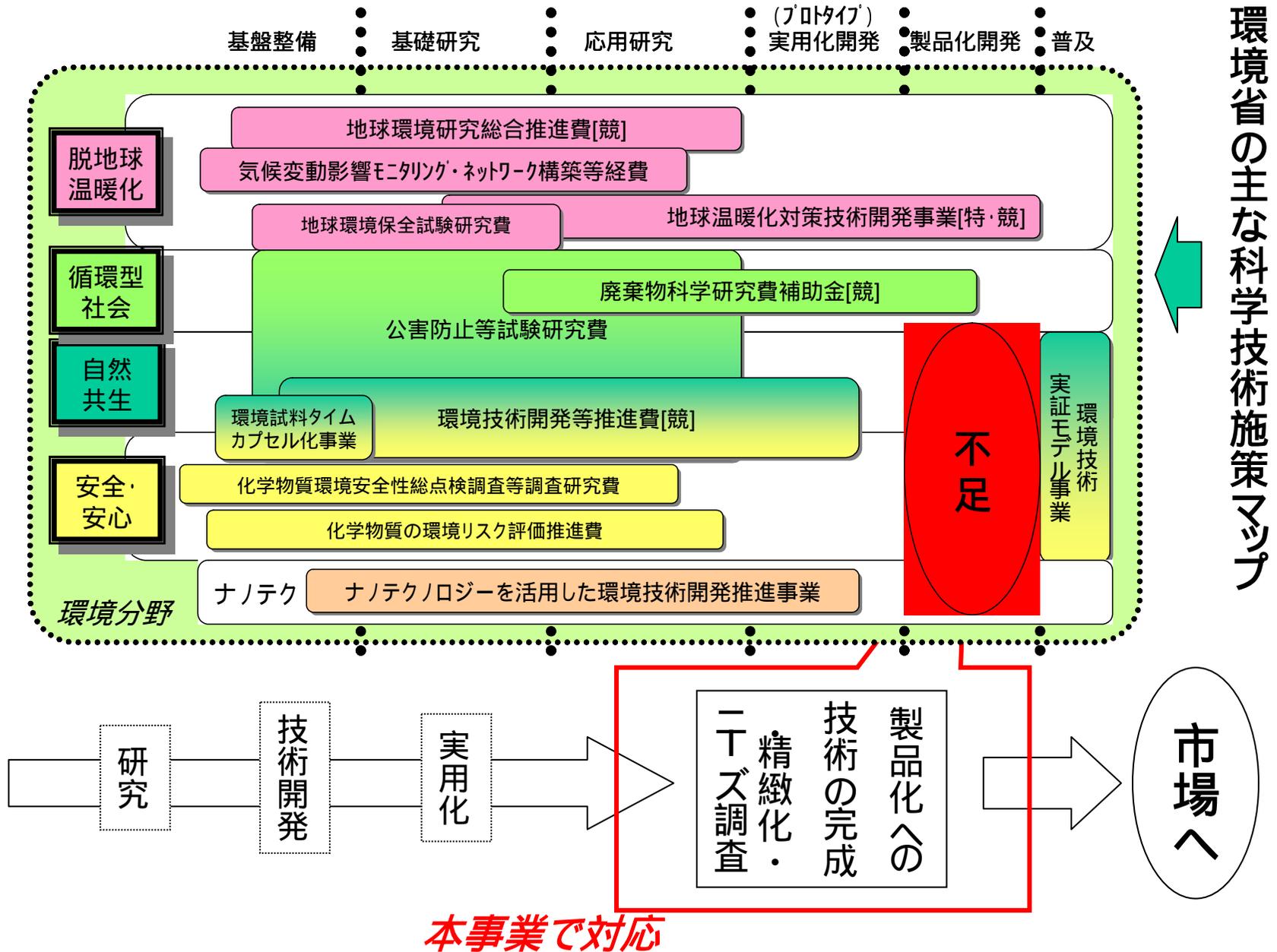
平成23年度は、事業終了年度とし、イノベーションの創出状況等、本事業全体の評価を実施。

3. 施策の効果

アウトプット：実用化段階にある環境技術を、市場のニーズに合致するよう製品化する。

アウトカム：環境技術の絶えざるイノベーションの創出の実現による優れた環境技術の発展と、環境保全の促進及び環境技術分野における国際競争力の強化。優れた環境技術の開発・普及による環境保全と環境産業の成長の両立。

環境技術イノベーション創出支援事業



環境政策の超長期ビジョン策定

27百万円（30百万円）

総合環境政策局環境計画課

1．事業の概要

今後の環境・資源制約の強まり、国際的相互依存の進展、日本の人口減少等の長期的趨勢の中で、今後の持続可能な社会の形成を目指すために、2050年頃の地球、アジア及び日本の環境を見通した超長期の展望を専門的な知見から検討し、それに基づく政策提言を行う。

2．事業計画

18年度に引き続き、有識者を交え、地球環境問題、世界的な人口問題、日本の高齢化、アジア諸国の経済成長等による日本の環境政策に与える影響や複数シナリオによる将来展望の検討を行うとともに、その検討のために必要な情報収集を行う。さらには、2050年頃に実現すべき持続可能な社会の姿とそのための対策・技術選択肢及び2050年に向けた道筋（ロードマップ）について検討を行い、19年度中に超長期ビジョンを取りまとめる。

また、各国の政府関係者、有識者等を交えながら、国際シンポジウムを行い、取りまとめた超長期ビジョンを対外的に発信する。

3．施策の効果

超長期のビジョンを提示することにより、幅広い関係者による取組について方向付けを行うことができる。また、アジア地域及び世界における議論に知的な貢献を行うことができる。

環境影響評価制度等推進費

42百万円（10百万円）

総合環境政策局環境影響評価課

1. 事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、附則第7条において、施行後10年を経過した場合に、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとしている。平成21年度6月に法の完全施行から10年を迎えることから、環境影響評価法の施行状況等について、総合的に検証を進めていく必要がある。

平成19年度には、環境影響評価制度総合研究会（局長諮問）を立ち上げ、施行状況の調査等を通じて現行法の課題の抽出を行う。

2. 事業計画

	H19	H20	H21
環境影響評価制度の推進	→		
	現行法の課題抽出	課題への対応方向の検討	制度の見直し

3. 施策の効果

現行法の施行状況等について検討を行い、法に定められた施行後10年の制度の見直しを行う。

（参考）

環境影響評価法附則第7条

政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

環境影響評価制度の充実・推進に向けた施策の展開

平成9年6月 環境影響評価法公布

平成11年6月 環境影響評価法完全施行^()

()平成18年3月末までに、環境影響評価法に基づき環境影響評価手続を終了した案件:94件

平成17年3月 基本的事項改正
平成18年3月 主務省令改正

附則第7条
政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成19年度 現行法制度の課題抽出

平成20年度 課題への対応方向の検討

平成21年度 法に定められた施行状況の検討・制度の見直し

環境データの整備利用推進費

58百万円（27百万円）

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

環境保全施策の効果・影響の把握に不可欠な環境データは、我が国においては量的にも質的にも不十分であり、既存の環境データも十分に利用されていないのが実態。そのため、施策への反映を想定した環境データの整備や利用・提供のあり方の総合的な検討を行う。

また、中でも事業者の環境配慮への取組実態に係る数値的なデータの必要性は特に指摘されており、包括的な調査を行う。

環境統計の整備・利用のあり方検討

環境統計について、体系的な整備、有効な利用のあり方を総合的に検討する。

環境投資等実態調査

事業者を対象に、分野別の環境投資の状況を標本調査により把握する。平成19年度以降は、平成18年度に実施するパイロット調査の検証結果を踏まえ、本格調査を実施する。また、成果を環境統計集の作成に反映する。

2. 事業計画

環境統計の整備・利用のあり方検討

平成18年度 海外・国内事例等の調査、有識者による検討会の実施

平成19年度 有識者・中央環境審議会における検討、マニュアル整備

環境投資等実態調査

平成18年度 パイロット調査の実施・検証、環境統計集の作成

平成19年度以降 本格調査の実施、環境統計集の作成

3. 施策の効果

の結果を環境統計の整備・利用に活用し、環境保全施策の効果・影響の把握・評価を促進する。の結果は、広く周知・公表し、環境ビジネスの振興に役立てる等、今後の環境配慮の取組に活用する。以上により、行政機関等による環境行政・研究の効果的・戦略的推進に寄与する。

(新)第三次生物多様性国家戦略実施等推進費

71百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

(1) 「第三次生物多様性国家戦略」策定及び条約への報告

- ・ 現行国家戦略策定以降の自然環境の状況や、社会経済的な変化に対応するため、第三次国家戦略を策定
- ・ 第三次国家戦略を条約事務局へ報告

(2) 「第三次生物多様性国家戦略」普及広報

- ・ 第三次生物多様性国家戦略を普及・広報するため、国民の幅広い層に訴えかける運動を実施
- ・ 様々な主体の参加を促すため、ガイドライン、行動指針等を作成

(3) 2010年目標達成に向けたアクションプラン作成等

- ・ 第三次国家戦略を踏まえ、2010年目標達成のためのアクションプラン作成等を検討
- ・ 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の誘致を念頭に置き、2010年目標への取組について普及広報活動を実施するとともに、ポスト2010年目標の検討を開始

2. 事業計画

平成19年度： 第三次国家戦略の策定、普及広報、 2010年目標達成に向けたアクションプラン作成等検討開始、 ポスト2010年目標に関する検討開始

平成20年度： 国民運動、ガイドライン等の検討及び作成

平成21年度： ガイドライン等の作成、ポスト2010年目標の提案

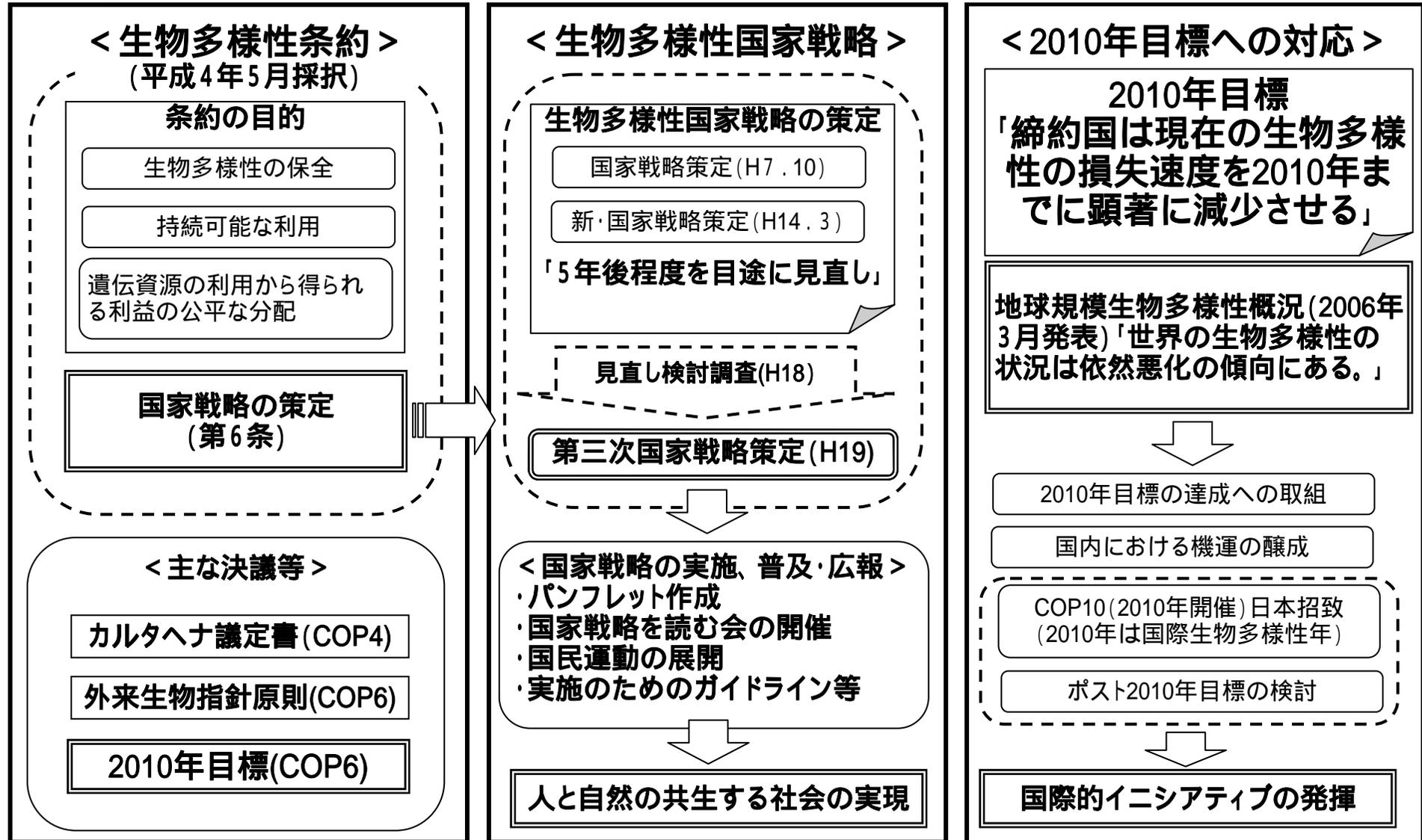
平成22年度(COP10開催)： 普及広報のためのサイドイベント開催

平成23～24年度： ポスト2010年目標への対応

3. 施策の効果

- ・ 第三次生物多様性国家戦略の策定により、わが国における生物多様性の保全の効果的な推進を図り、人と自然が共生する社会を実現
- ・ 生物多様性条約の「2010年目標」に対する取組の飛躍的促進と、国際社会におけるイニシアティブを発揮

第三次生物多様性国家戦略実施等の推進



1. 事業の概要

平成17年7月に我が国で3番目の世界自然遺産として「知床」が登録され、世界遺産に対する国民の関心は一層の高まりを見せている。

特に、平成15年に行った学識経験者からなる検討会において、「知床」の他に候補地とされた「小笠原諸島」と「琉球諸島」においては、登録への期待が高まっているところである。

「小笠原諸島」、「琉球諸島」の2地域については、世界遺産条約上の登録基準に合致する地区を詳細に検討し、対象区域を確定するとともに、地元
の合意形成や保護区の設定などの社会的条件の整備を進める。

「小笠原諸島」については、課題である外来種対策と保護担保措置の充実について積極的な取組が始まるとともに、地域における機運が盛り上がりつつあることから、「地域連絡会議」及び「科学委員会」の設置など地域と一体となった管理体制を整備するとともに、ユネスコ世界遺産委員会に提出する「推薦書」及びその付属資料となる「管理計画」を作成するなど推薦に向けた準備を進める（H19年度拡充）。

将来的に世界自然遺産となりうる地域とされた地域を対象として、世界的視点での自然環境の評価を行い、総合的な保全管理方策を検討する。

2. 事業計画

平成16～20年度

3. 施策の効果

「小笠原諸島」と「琉球諸島」の世界遺産推薦に向けた条件整備
将来的に世界自然遺産となりうる地域とされた地域の適正な保全管理
17年度には「知床」の世界遺産登録を実現



世界遺産登録までのプロセス

暫定リスト提出

(推薦書提出の少なくとも1年前まで)



推薦書提出

2月 1日 : 提出期限

5月～12月: 諮問機関(IUCN)による評価
(現地調査及び書類審査等)



世界遺産委員会(年次会合)

推薦書提出の翌年
推薦物件を審議、登録の可否が決定

小笠原世界遺産候補地地域連絡会議

- 小笠原世界自然遺産(候補地)の適正な管理のあり方を検討し、地域の関係機関との連絡・調整を図る場。
- 「推薦書」や遺産地域の「管理計画」について検討決定する場。
- 環境省、林野庁、東京都、小笠原村及び地元関係団体で構成予定。

小笠原世界遺産候補地地域科学委員会

- 小笠原諸島の自然環境を把握し、科学的なデータに基づいて推薦書及び管理計画の策定、外来種対策など保安全管理に必要な科学的助言を得る場。
- 学識経験者や行政機関から構成予定。

推薦書、管理計画の決定



知床世界自然遺産地域における保全・共生推進調査費

71百万円（65百万円）

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

平成17年7月の第29回世界遺産委員会において、「知床」（北海道）が新たに世界自然遺産として登録された。

登録後は知床が有する世界的に顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Value）を保全する重い国際的責務が生じ、特に「海域管理計画の早期策定（策定期限：平成20年度）」や「IUCNの評価報告書に示された課題（管理のための指標の開発、登山道管理戦略の策定、科学的な調査研究の推進等）」、「評価調査団の招致（H19年度拡充）」など、知床の世界自然遺産登録に際して勧告された措置についての的確な履行が求められる。知床が有する世界的に顕著な普遍的価値の保全と適正な利用を図っていくため、生態学的に持続可能な資源利用のあり方を整理するとともに、世界遺産による付加価値化（ブランド化）など具体的な方策を検討し、知床が有する世界的に顕著な普遍的価値と共生した地域づくりを目指す。本調査は学識経験者の協力を得て、関係機関（北海道、林野庁、地元等）と連携して行う。

2. 事業計画

事業内容	H18年度	H19年度	H20年度
(1) 登録勧告への対応			
海域管理計画の策定	<調査・	検討>	<策定>
IUCN評価報告書に示された課題 （「海と森の生きもの調査」を含む）		<検討・実施>	
評価調査団の招致（H19拡充）			
(2) OUVと共生した地域づくり	<調査・	検討>	<とりまとめ>

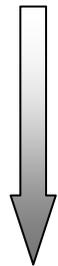
3. 施策の効果

知床世界自然遺産地域の保護と適正利用の推進

知床が有する世界的に顕著な普遍的価値と共生した地域づくりの推進

知床世界自然遺産地域における保全・共生の推進

➤平成17年7月：
「知床」の世界自然遺産登録



国際的責務



(1) 世界遺産委員会における勧告への対応

- ① 海域管理計画の策定 (策定期限: 2008年)
- ② IUCNとの調整により実施が必要とされた措置
(観光客の管理、登山道管理戦略の検討、
エゾシカ・ヒグマの管理、管理指標・水準の開発等)
- ③ サケ科魚類管理計画の策定
- ④ IUCNによる評価調査団の招致 (2007年度)

■ 知床世界自然遺産地域
における保全・共生推進調査

勧告への速やか
かつ的確な対応

(2) 知床世界自然地域での保全と適正利用の推進

- ① 世界遺産センターの整備
- ② 学術的調査
(世界遺産条約第5条に基づく)

■ 知床世界遺産センター(仮称)
の整備

知床の
世界的に顕著な
普遍的価値と
共生した地域づくり

条約上の責務の
履行

知床世界遺産センター（仮称）整備事業費

347百万円（35百万円）

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

平成17年7月の第29回世界遺産委員会において、「知床」（北海道）が新たに世界自然遺産として登録された。

登録に伴い、知床が有する世界的に顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Value）を保全していくことが日本の責務となった。世界遺産条約第5条においては、当事国に対し、世界自然遺産の保護、保存等のための研修センターの設置等を促進すること、学術的調査を奨励することが求められている。

このため、以下のような機能を有する「知床世界遺産センター（仮称）」を整備する。

調査研究・モニタリング
情報の収集・管理・提供
普及啓発
人材育成 等

（参考）世界遺産条約 第5条（e）

文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

2. 事業計画

平成18年度～20年度

事業内容	H18年度	H19年度	H20年度
(1) 基本計画、基本設計	→		
(2) 実施設計		→	
(3) 施設整備		→	→

3. 施策の効果

知床世界自然遺産地域の保護と適正な利用の推進

知床世界遺産センター(仮称)

～ 知床世界自然遺産地域の保全管理の拠点施設 ～

調査研究・モニタリング

< 自然環境 >

- ・気候
- ・流水
- ・植生(森林植生、草本植生、外来種等)
- ・動物(鳥類、海棲哺乳類、陸生哺乳類、魚類等)
- ・自然景観 等

< 社会環境 >

- ・河川工作物の設置状況
- ・利用者数 等

情報の収集・管理・提供

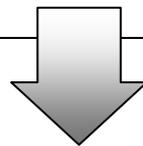
自然環境及び社会環境に関する情報を収集し、GIS等を活用して一元化し、提供

普及啓発

世界遺産を人類全体の宝として保全し、持続可能な活用を図っていくための普及啓発を実施

人材育成

調査研究・モニタリング、情報の収集・管理・提供、普及啓発等を実施してくための人材を育成



知床世界自然遺産地域の保護と適正利用の推進

(新)サンゴ礁保全行動計画策定事業費

34百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

(1) 平成18年5月に沖縄で開催された太平洋・島サミットにおいて、小泉首相がICRI等を通じたサンゴ礁保全について太平洋島嶼国に協力を行うことを表明したこと等を受け、環境省では、アジア・オセアニア地域のサンゴ礁保全に向け積極的に協力することとしている。

(2) 一方、平成13年度に環境省が選定した「日本の重要湿地500」や平成17年度に沖縄県が選定した「重要サンゴ礁群集」等の国内の重要なサンゴ礁において、それらの多くが保護地域の外に位置し、十分な保護措置や調査・モニタリング等が実施されていない。

(3) このため、国内のサンゴ礁の保全を強化し、加えて、国際協力を行う上での必要な知見・経験を高めることを目的に、重要なサンゴ礁地の詳細調査(分布図の作成等)・保全管理計画の策定を行うとともに、サンゴ礁保全連絡会議を開催し我が国の総合的なサンゴ礁保全に向けたサンゴ礁保全行動計画を策定する。

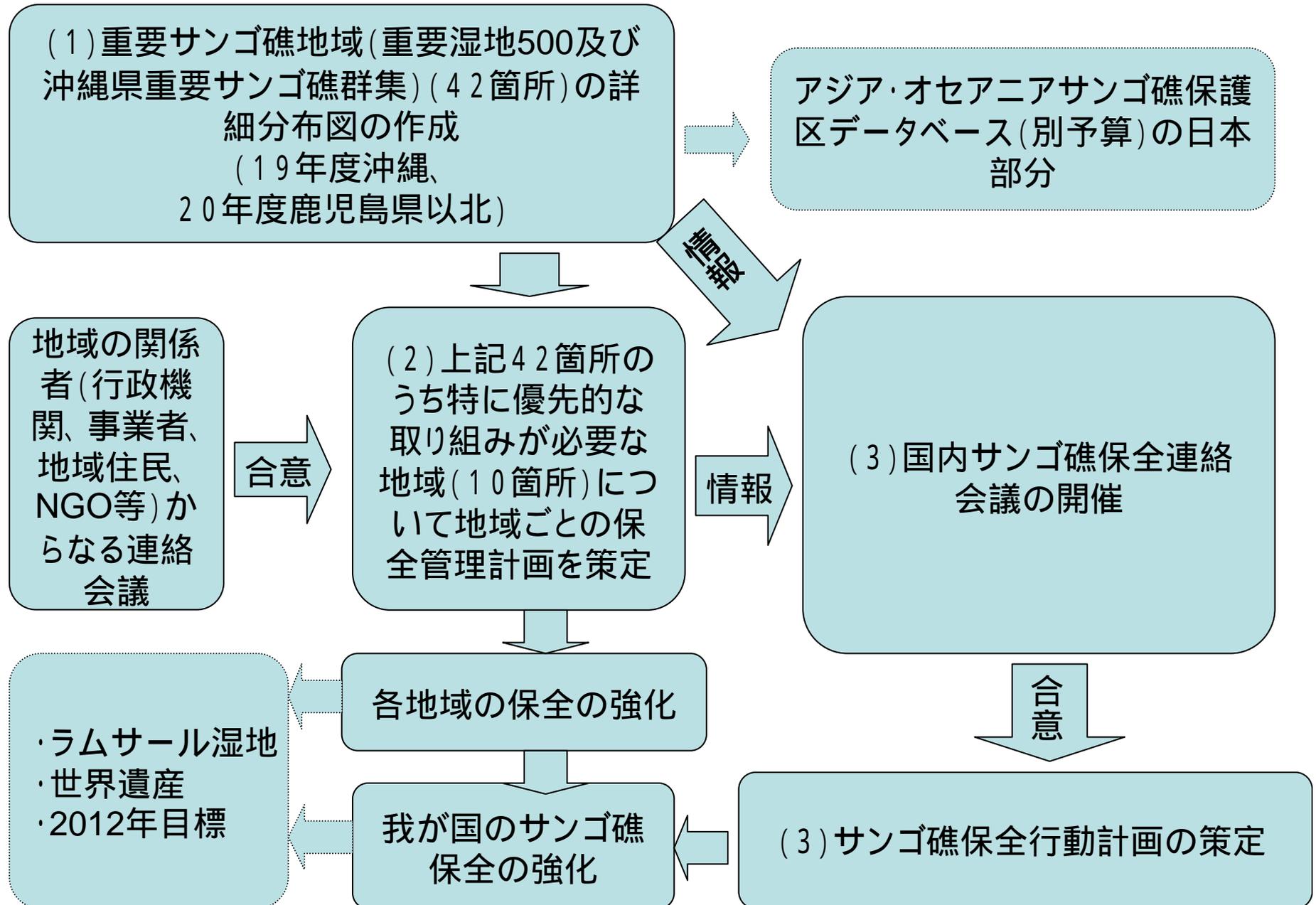
2. 事業計画

- (1) 重要なサンゴ礁の詳細調査(分布図作成等)(19~21年度)
- (2) 重要なサンゴ礁の保全管理計画の策定(22~23年度)
- (3) サンゴ礁保全行動計画の策定(24年度)

3. 施策の効果

個別のサンゴ礁の詳細調査及びそれに基づく保全管理計画を策定することにより、我が国の重要なサンゴ礁の保全が強化されるとともに、我が国のサンゴ礁全域を対象としたサンゴ礁保全管理計画を策定することにより、総合的なサンゴ礁保全が推進される。また、これらの活動を通じて、国際協力に必要な知見が一層蓄積される。

サンゴ礁保全行動計画策定



1. 事業の概要

本省においては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物の選定作業等を行うため、専門家会合の開催、情報収集調査の実施等を行う。

地方環境事務所等においては、特定外来生物の飼養等の許可事務として申請に対する審査、立入検査等を進めるほか、持ち込まれた遺棄個体などを回収・処分するための体制を整備する。また、水際規制の中で任意放棄される個体の引取処分体制を維持するほか、税関における種同定作業の補助及び輸入業者・旅行者等への普及啓発業務を行う。

2. 事業計画

(本省)

- ・特定外来生物等の選定及び飼養等基準策定調査 (H16より 通年実施)
- ・外来生物情報支援ネットワーク事業費 (H17より 通年実施)

(地方環境事務所)

- ・飼養等管理事務費 (H18より 通年実施)
- ・水際での輸入管理事務費 (H18より 通年実施)

3. 施策の効果

特定外来生物の飼養等許可申請に対し、適切な施設で飼養等するよう指導をする中で逸出防止が図られている。また、水際対策の中で非意図的に混入した特定外来生物等を検出し、処分することで日本の生態系等に係る被害を未然に防いでいる。

外来生物対策管理事業費について

外来生物法の円滑な施行

外来生物対策管理事業費

特定外来生物の選定
(専門家会合の開催)
(情報収集調査)

WEB上の外来生物情報
提供・交換

外来生物対策管理 事業地方事務費

・許可事務
・危険個体の
回収処分

水際輸入管理
・任意放棄引取
・種の同定
・普及啓発

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

(1) 特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において環境省直轄により防除事業を実施する。

奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの完全排除を目指し、集中的なワナの配置や移動抑制柵の設置など戦略的に防除事業を実施する。

ラムサール条約湿地など環境省が所管する保護水面や環境省レッドリスト掲載種の生息地においてオオクチバス等の防除事業を実施する。

国立公園等保護上重要な地域のうち特に重点的対策を要する地域において、外来生物対策の検討・防除事業を実施する。

(2) 広域分布外来生物防除モデル事業

都道府県の区域を越えて広域に分布して被害を及ぼすおそれがあるアライグマ、カミツキガメ、アルゼンチンアリ等の特定外来生物について、地方公共団体と連携した防除のためのモデル事業を実施する。その成果を防除手法のマニュアルとしてとりまとめ、各地の防除に活用する。

2. 事業計画

(年度)

	17	18	19	20	21	
(1)特定外来生物防除直轄事業	→					
沖縄・奄美地方マングース防除	→					
オオクチバス等防除推進事業	→					
国立公園等外来生物重点防除事業	→					
(2)広域分布外来生物防除モデル事業	→					
アライグマ防除モデル事業	→					
カミツキガメ等防除モデル事業	→					

3. 施策の効果

重点地域における集中的な防除の実施により、完全排除への道筋をつけるとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた総合的・効果的な防除の推進方策を明らかにすることにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を低減し、被害の拡大防止を図る。

外来生物の防除について

特定外来生物防除等推進事業

環境省直轄防除事業

- ・マングース防除(奄美・やんばる)
- ・オオクチバス防除(ラムサール湿地等)
- ・国立公園等重点防除(知床、小笠原、西表)

広域分布外来生物 防除モデル事業

- ・アライグマ
- ・カミツキガメ
- ・アルゼンチンアリ
- ・セアカゴケグモ



希少野生動物野生順化特別事業費

108百万円(35百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

トキ野生順化特別事業

トキについては、現在建設中の「野生順化施設」を平成18年度より供用開始し、野生順化訓練を行うこととしている。このため、野生順化訓練に向けた「野生復帰プログラム」を策定するとともに、周辺環境の整備、地域住民のコンセンサス作りのためのワークショップの開催、野生順化訓練の実施及びモニタリング体制の確立を行う。

ツシマヤマネコ野生順化特別事業

ツシマヤマネコは平成23年からの野生復帰を予定しているため、これに向けた野生復帰計画を策定する。また野生復帰させるに当たっての周辺環境整備と地域住民のコンセンサス作りのためのワークショップの開催、広報活動などを行う。

2. 事業計画

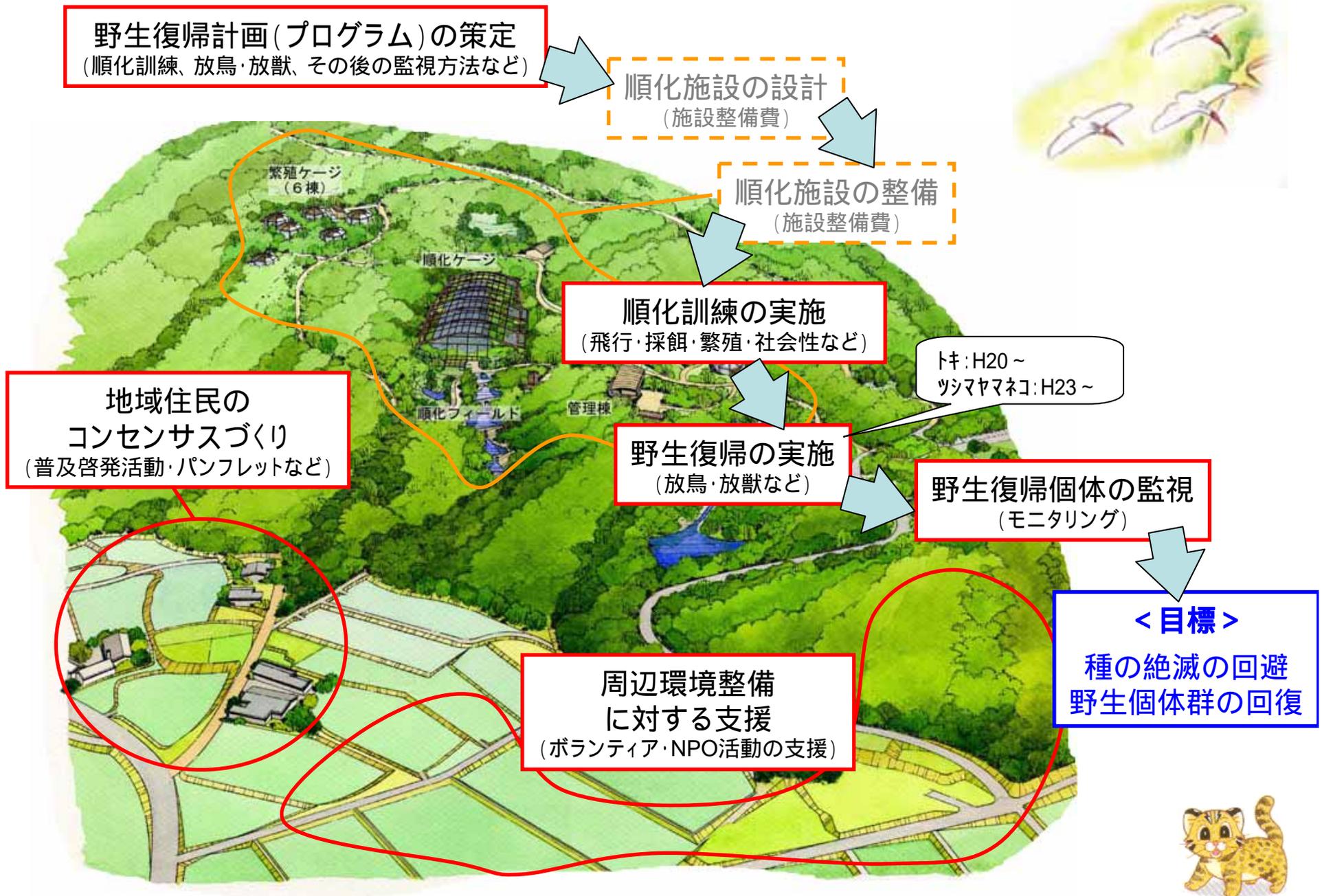
トキ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラムの策定	→	▶				
周辺環境整備					▶	
野生順化訓練の実施						▶
モニタリング体制の確立		▶				
試験的野生復帰及びモニタリング						▶
地域住民のコンセンサス作り						▶

ツシマヤマネコ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラム策定(基本計画)	→					
〃 (復帰計画)		▶				
野生順化施設設計			▶			
〃 整備						▶
野生順化訓練実施						▶
地域住民のコンセンサス作り						▶

3. 施策の効果

トキ、ツシマヤマネコの野生復帰のための野生順化訓練と野生復帰及び野生復帰後のモニタリングを実施し、地域住民等地域社会の協力を得ながら総合的に当該種の野生復帰を適切かつ確実に進め、もって種の絶滅を回避する。

希少野生動物野生順化特別事業の流れ



1. 事業の概要

改正法の効果的かつ着実な運用を図るために、次の事業を展開。

- (1) 飼養放棄動物の適正管理推進事業(新規)
殺処分数の減少を図るため、インターネットを活用した再飼養支援データベースの拡充による譲渡の一層の推進を図る。
- (2) 動物取扱業適正化推進事業(新規)
顧客等に対する動物取扱業制度を周知することにより、動物取扱業の適正化を図る。
- (3) 個体識別措置推進事業(継続)
技術マニュアルの策定、データベース・ネットワークの整備、普及啓発事業の実施等による所有者明示措置の推進等
- (4) 基本指針検討・推進事業(継続)
- (5) 飼養動物との共生基盤強化事業(継続)等
- (6) 調査連絡事務費・動物の適正飼養推進事業費(継続)

2. 事業計画

- (1) 飼養放棄動物の適正管理推進事業
3年間で、動物愛護団体との連携システムを整備。
- (2) 動物取扱業適正化推進事業
3年間で、動物取扱業者検索システムを作成。
- (3) 個体識別措置推進事業
平成18年度より3年間で個体識別の技術マニュアルの策定、データベース・ネットワークの整備・運用、個体識別機材の貸出し等の普及啓発を実施。
- (4) 基本指針の検討事業
基本指針のフォローアップ、動物愛護管理センサス等を実施。
- (5) 飼養動物との共生基盤強化事業等
総合的な普及啓発は平成13年度から継続して実施。平成17年度より4年間で、順次、各種基準・ガイドラインの作成・見直し等を実施。
- (6) 調査連絡事務費・動物の適正飼養推進事業費
平成13年度から継続して実施。

3. 施策の効果

- (1) アウトプット
各種普及啓発事業の実施、動物愛護管理データの整備、個体識別データベース・ネットワークの整備、再飼養支援データベースの整備、動物取扱業者検索システムの整備、個体識別に係るガイドライン等の整備
- (2) アウトカム
総合的・計画的な動物愛護管理施策の推進、国民の動物愛護管理意識(動物愛護管理法の周知率)の向上、個体識別措置の普及率の向上、犬ねこの引取り数及び殺処分数の減少、適正な動物取扱業者の選択

< 動物愛護管理推進費 >

改正動物愛護管理法

運用上の必要な対策

基本指針(国)、
推進計画(県)
取扱業の適正化
危険動物の規制
個体識別措置
その他

基本指針等の
フォローアップ
迷惑防止対策、遺棄の
減少、処分動物の減少
動物取扱業制度の周知
マイクロチップ等の推進
国民の活動盛り上げ、
意識の醸成
その他

基本指針・推進計画の策定・推進

飼養放棄動物の適正管理推進

動物取扱業の適正化

個体識別措置推進

基盤整備(普及啓発、基準作成等)

1. 事業の概要

(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業

鳥獣保護管理等専門家登録事業

特定計画を中心とした鳥獣保護管理や外来生物の防除等の効果的な実施や現場での捕獲指導等の専門的知識を有する者を登録する制度を構築する。

専門家フォローアップ研修事業

鳥獣保護管理等の専門家として登録された者に対し、最新の知見や各種事例等についての研修を行い技術の向上等を図る。

(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

-1 特定鳥獣保護管理計画の策定及び適切な実施の推進に係る技術者の育成 都道府県職員等を対象

-2 効果的な鳥獣保護管理を実施するための地域的取組に係る技術者の育成 市町村職員等を対象

捕獲等の保護管理に係る適正な技術及び知識の普及

2. 事業計画

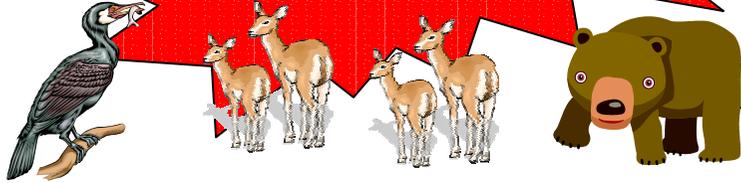
鳥獣保護管理等専門家登録事業 平成19年度～

3. 施策の効果

本事業により鳥獣の保護管理に係る人材の育成を図ることで、特定鳥獣保護管理計画の策定・実施、鳥獣による被害の防止、捕獲等の保護管理に係る適正な技術・知識の普及など、鳥獣の保護管理に係る体制整備が推進される。

鳥獣保護管理に係る人材育成事業

野生鳥獣による被害の発生
地域的な絶滅のおそれ



最新の知見・技術

・研修の充実・
資質の向上
登録専門家の
フォローアップ



・人材の登録・
専門家の確保
資質の確保



登録の申請



資質の評価

データベー
スへの登録
被害現場等
での活用



人と鳥獣の
より良い関係の構築



1. 事業の概要

(1) 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査(継続)

広域特定鳥獣保護管理指針を踏まえて計画された取組の効果を検証するために各種の調査等を実施する。

(2) 広域特定鳥獣情報ネットワークの構築(新規)

関係都道府県間でリアルタイムの特定鳥獣の捕獲数及び被害情報等の情報交換を円滑に行うためのプログラムの開発及び広域特定鳥獣情報ネットワーク体制の整備を構築する。

(3) 海棲哺乳類に関する情報収集、生息状況に関する調査及び評価(新規)

オホーツク海や北太平洋から我が国に回遊又は生息する海棲哺乳類について、生息状況調査等を実施する。

2. 事業計画

(1) 平成18年度～平成23年度

(2)～(3) 平成19年度～平成23年度

3. 施策の効果

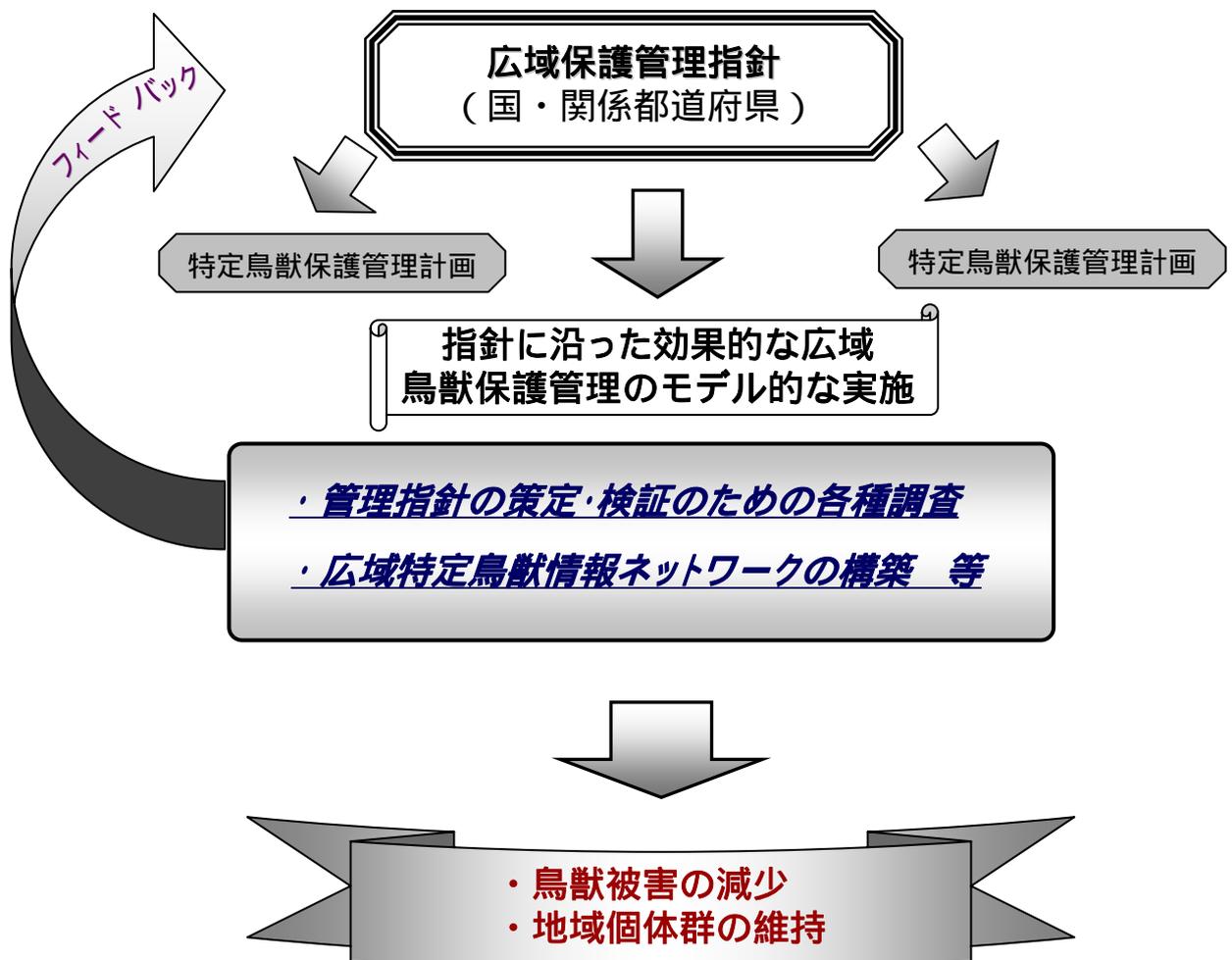
地域個体群等の状況及び被害の程度を踏まえ、広域的な保護管理指針が策定されることにより、関係省庁、農林水産部局、関係都道府県、市町村等が、統一した考え方の下に保護管理対策を実施することにより、当該鳥獣の地域個体群を維持しつつ農林水産等への被害が軽減される。

広域分布型鳥獣保護管理対策事業



・ 農林業被害額が200億円で推移
(科学的なデータに基づく個体数調整等の必要性)

・ 絶滅のおそれのある地域個体群の存在
(下北半島のサル、西日本のツキノワグマ他)



(新) 輸入鳥獣適正管理推進費

30百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」では、国内に生息する鳥獣の捕獲等は原則禁止となっているが、海外から輸入される鳥獣については、水際の手続きのみで国内流通には特に規制がない。

そのため、国内で違法捕獲した鳥獣を輸入された鳥獣と偽って違法飼養する「すりかえ」が問題となっている。

このような問題を適切に対応するため、今国会において鳥獣保護法の改正を行い、特に違法流通が問題となっている国内産と同種の輸入鳥獣（特定輸入鳥獣）に対して、適法に輸入されたことを証する標識（脚環）を交付し、装着させる規定を設けた（法第26条関係）。

新たに設けられたこれらの規定が円滑に機能するように、

法第26条に基く特定輸入鳥獣への脚環による識別措置の実施 等
交付された脚環の情報をデータベースによる管理
を行うものである。

2. 事業計画

平成19年度～平成23年度（5カ年）

3. 施策の効果

当該事業を実施することにより適法に輸入された特定輸入鳥獣を明確にすることにより関係省庁との連携が図りやすくなり、国内に生息する鳥獣の違法捕獲防止と違法飼養の取締の強化に貢献できる。

輸入鳥獣の適正管理

《 事業概要 》

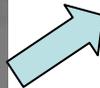
鳥獣法改正に伴う輸入鳥獣適正管理事業

輸入鳥獣情報整備事業



国内で違法に捕獲した
鳥類を輸入鳥と偽って飼養

対応



対応



輸入鳥獣の適正管理

- ・ 輸入鳥の識別措置(脚環の装着)()
- ・ データベースによる情報管理()

- ・ パンフレットの作成()



連携

国内鳥獣の保護

(都道府県、警察等)

国内の違法捕獲等の取締り

(環境省)

国内の違法捕獲等の取締りへの支援

- ・ 識別マニュアルの作成

自然環境局自然環境整備担当参事官室
自然環境計画課
野生生物課鳥獣保護業務室

1．事業の概要

国立・国定公園等の整備を推進し、自然と共生する地域づくりを更に進める。

国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業並びに国民公園等の整備について、直轄事業により着実に実施する。

特に、国立公園の主要な入口における情報提供、集団施設地区の景観形成及び登山道整備等について、目標年次を設定した上で重点的に推進する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正を踏まえ、国指定鳥獣保護区の保全事業を新たに直轄事業として実施する。

自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国定公園等の整備を支援する。

2．事業計画

(1) 国立公園の直轄事業（保護上及び利用上重要な公園事業）

国立公園の主要な入口において、国立公園に関する情報提供を行うための整備を関係機関の協力を得て実施。

山岳地域の適正な利用を推進するための登山道整備（標識、洗掘箇所¹の修復、植生復元等）、利用拠点の良好な景観を形成するための展望地点の再生、標識の一斉更新等を重点的に実施。

失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業を更に推進。

(2) 国指定鳥獣保護区の直轄事業

鳥獣の生息環境が悪化している生息地の保護を図るための保全事業を、自然再生事業（直轄）として新たに実施。

(3) 国民公園等の直轄整備

皇居外苑、北の丸公園、新宿御苑、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設整備を実施。

(4) 国定公園等の交付金事業（交付率：45%、交付先：都道府県）

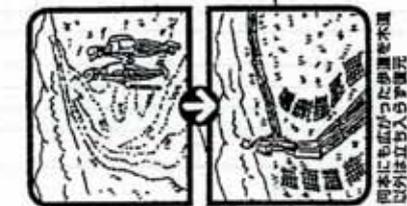
国定公園事業

長距離自然歩道整備事業（国立・国定公園区域外）

3．施策の効果

国立・国定公園、国指定鳥獣保護区等における自然環境の保全・再生及び自然とのふれあいの場の整備の推進。

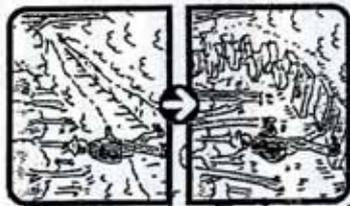
自然公園等事業の整備例



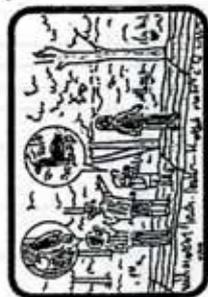
四季にも成がった歩道を不凍
以外は立ち入り禁止



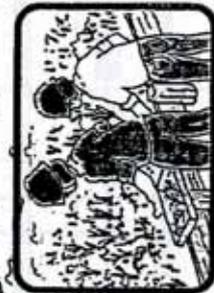
登山者が集まる頂上
にも遊歩道の設置



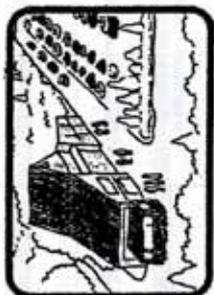
活用された箇所は資材材料で
修復



自然体験フィールド整備事業
(自然観察道、観察拠点等)



自然環境保全経路事業
(遊歩道整備)

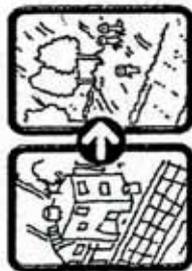


利用路誘導設備整備
(インフォメーションセンター)
(マイカー規制用駐車導線)

良好な景観の形成



町並み景観に合わせた景観の整備

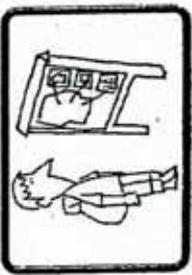


景観調性を保ちながら整備

わかりやすい案内の整備



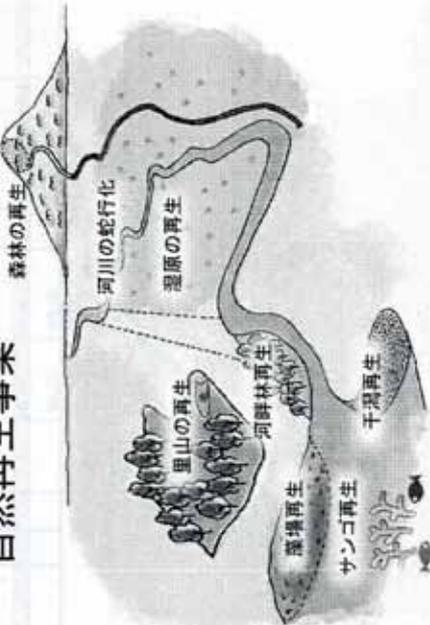
デザイン統一による一体的な案内の整備



外国人にもわかりやすい案内の整備



自然再生事業



森林の再生

河川の蛇行化

湿原の再生

里山の再生

河野林再生

灌漑再生

サンゴ再生

干潟再生

(新) 自然公園法制定50周年記念事業

16百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

(1) 自然公園シンポジウムの開催

自然公園法制定50周年の節目において、自然公園の保全と適正な利用について国民の普及啓発を図るとともに、国内外から国立公園政策に関わる専門家を招き今後の制度のあり方を考える。

(2) 国立公園記念誌の作成

全国の国立公園の最新の情報とともに日本の国立公園の施策の展開の歴史を取りまとめ、外国語併記の国内外への情報発信資料として記念誌を作成する。

(3) 外国語版国立公園ホームページの作成

日本の国立公園の施策や利用に関する情報を海外に向けてアピールできるよう外国語版のホームページを作成する。

2. 事業計画

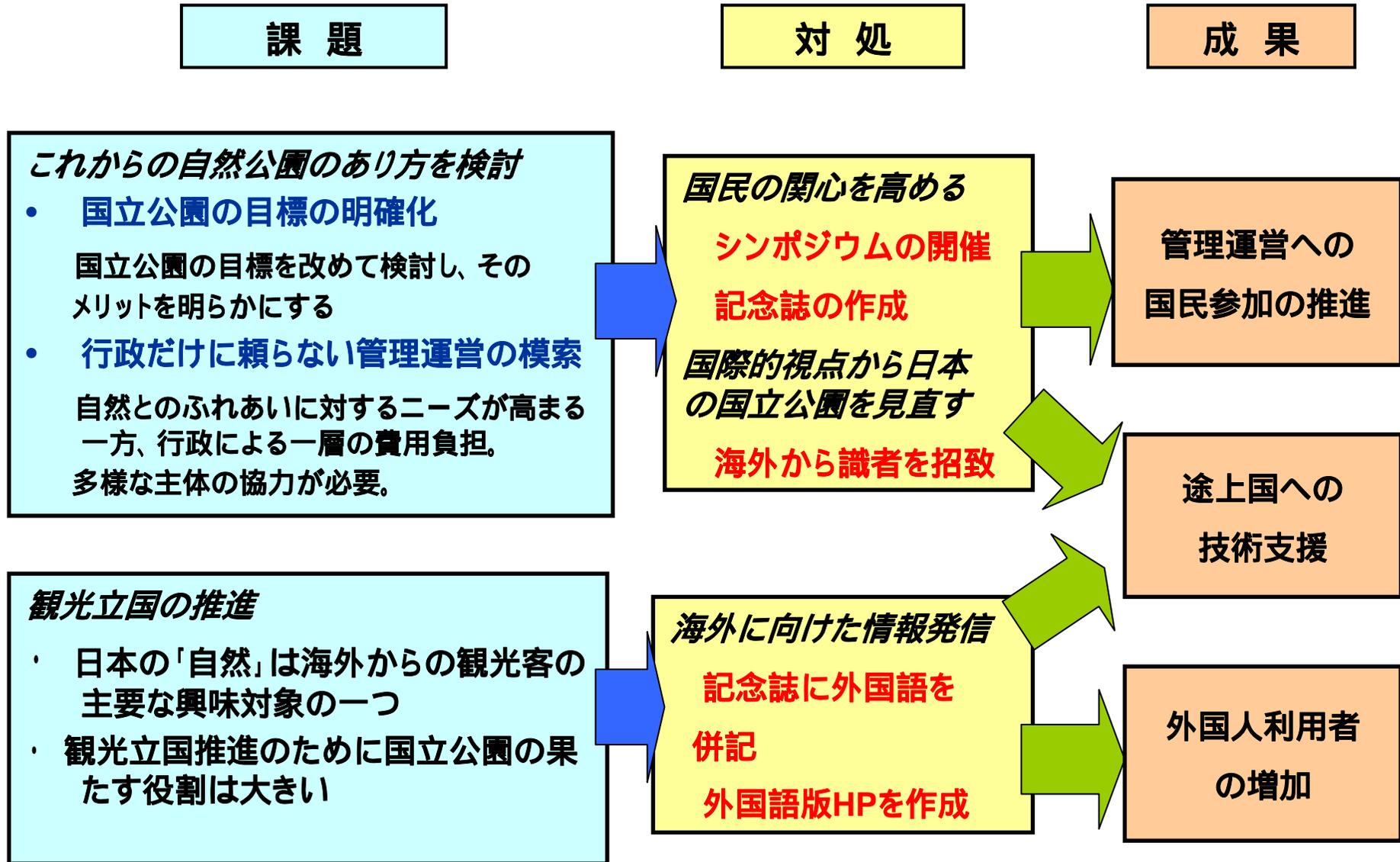
19年度 自然公園シンポジウムの開催、国立公園記念誌の作成
外国語版国立公園ホームページの作成

3. 施策の効果

自然公園に対する国民の関心と理解を高め、国立公園の保護管理への参加意欲の増大を図る。併せて、国際的な視点から日本の国立公園制度を見直し、制度改正の検討を本格化させる。

国立公園を利用するための海外への情報の提供は、観光立国の推進に大きく寄与する他、日本の国立公園の現況や制度の内容を海外に情報発信することを通じて途上国への自然公園施策に対する技術支援を行う。

自然公園法制定50周年記念事業



(新) 国立・国定公園総点検事業費

49百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

科学的データを収集し、風景地保護に加えて生物多様性保全の観点より、全国の国立・国定公園の再評価を行い、全国的な価値を有する地域を国立・国定公園に編入するなど、指定状況等の総点検を行う。

専門家からなる検討会を設け、全国の国立・国定公園について風景、生物多様性、公園利用等の観点から再評価を実施。

生物多様性関連のデータを収集するため、特に公園の核心地域での生物の生息情報を現地調査により把握する。

各種情報をGIS処理し、ふさわしい公園区域や公園計画の案を明らかにする。

2. 事業計画

平成19年度	調査の枠組み設計 国立公園の生物多様性・景観調査(データ解析・現地調査)
平成20年度	国定公園の生物多様性・景観調査(データ解析・現地調査)
平成21年度	国立・国定公園利用調査、公園の再評価
平成22年度	国立公園の再配置
平成23年度	国定公園の再配置

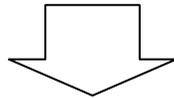
3. 施策の効果

収集した科学的データに基づいて、83の国立・国定公園の全ての地域について総点検を実施し、その指定区域や公園計画の見直しを実施。国のレベルで、本当に保護管理すべき地域の抽出を行う。

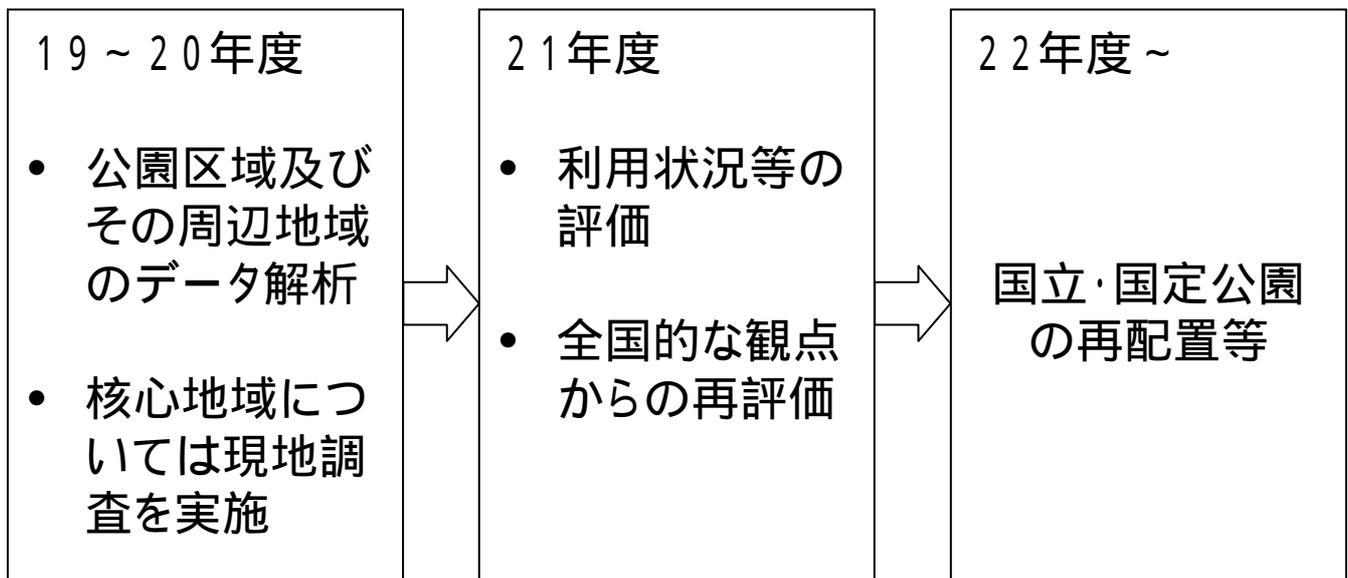
公園区域の見直しと科学的データの集積を行うことにより、地域の合意形成を促進し、多様な関係者の参画を得て管理を推進する。

国立・国定公園総点検

- 自然公園法制定から50年、国立公園法制定から75年
- 新・生物多様性国家戦略
『生物多様性の視点から既存の保護地域制度を捉え直し、制度の強化、指定の拡充、科学的データに基づく管理の充実、保護地域間の連携確保など、保護地域制度がより効果的に機能するために必要な取り組みを進める。』



指定状況等の総点検が必要



施策の効果

全国的な効果
公園ごとの効果

生物多様性上重要な地域を適切に保護する。公園区域の見直しと科学的データの集積を行うことにより、地域の合意形成を促進し、多様な関係者の参画を得て管理を推進する。

広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業

38百万円(16百万円)

自然環境局国立公園課

近年の環境保全に関する社会全体の関心や意識の高まりに伴い、国立公園に求められる役割・期待も多岐に渡ってきている。そのため、国、地元自治体、NPO及び民間企業等の広範な関係者の協力の体制の下、多様な利用ニーズを反映した安全・快適な国立公園づくりを進める。

(1) 国立公園の戦略的運営の推進

「国立公園の新たな運営戦略(仮称)」に基づき、国立公園ごとに「国立公園戦略的運営協議会(仮称)」を設置し、「国立公園戦略運営プログラム(仮称)」を策定

(2) サポータークラブ設立モデル事業

上記(1)の推進のため、直接的又は間接的に国立公園の運営をサポートする民間企業、個人等よりから構成されるサポータークラブを設立。

(3) 民間活動推進モデル事業

自然公園法に基づく「公園管理団体」及び「風景地保護協定」の新たな指定及び締結及び既指定団体における課題の解決のための支援。

2. 事業計画

事業内容	H18	H19	H20	H21
(1) 国立公園の戦略的運営の推進				
国立公園の新たな運営戦略の策定				
運営協議会の設置、プログラム策定及び実施				
(2) サポータークラブ設立モデル事業				
(3) 民間活動推進モデル事業				

3. 施策の効果

国立公園の戦略的な運営体制を確立し、景観形成など幅広い環境問題や風格のある国土づくりへの対応を促進。

利用者のニーズを的確に反映し、多様な主体の参画を得て、自然公園等事業、グリーンワーカー事業などを組み合わせ、公園管理水準を向上。

国立公園戦略的運営の推進

対応すべき課題の多様化

- | | |
|----------------|-----------------|
| 国立公園への多様な期待 | 国と地方の新たな役割分担 |
| ・景観形成 | ・公園内の安全対策への責任増大 |
| ・環境保全活動への参加の拡大 | ・国直轄施設の拡大 |
| ・観光立国 | |
| ・温暖化対策としての役割 | |

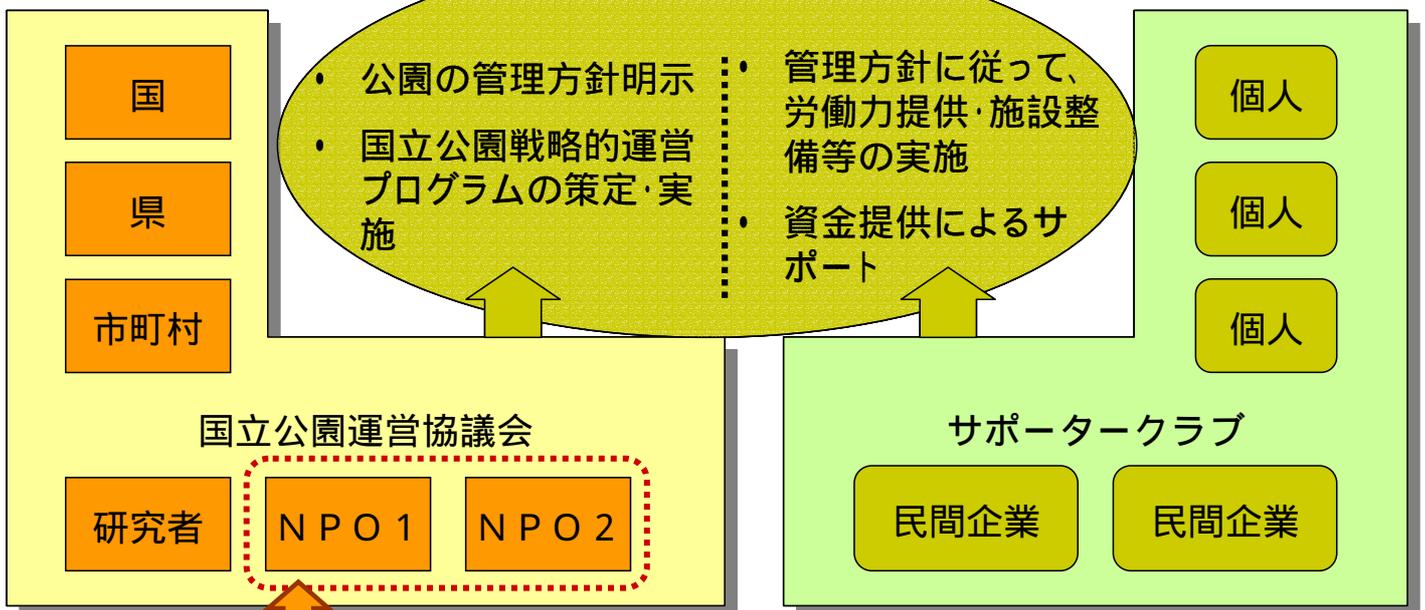
多様な課題、ニーズに対応して施策を総合的に展開し、
広範な関係者との連携・分担による地域活性化が急務

国立公園戦略的運営プログラムの展開

国立公園の新たな運営戦略

全国的な視点の基本方針

各国立公園において



それぞれの立場、役割で取組を実施

民間活動推進
モデル事業

環境省：自然公園等事業、グリーンワーカー
山岳トイレ、アクティブレンジャー 等

国立公園を核として景観形成・観光立国を推進

1. 事業の概要

(1) 景観法を活用した景観形成推進事業

国立公園内で培った自然風景地における景観形成のノウハウを集約して自然風景地形成マニュアル(仮称)を作成するとともに、国立公園内の景観行政団体の取組を支援し、公園内外が一体となった景観形成を推進する。

(2) 国立公園における景観再生の検討

国内外の景観再生先進地における手法及び制度等の調査並びに有識者へのヒアリング等を実施し、国立公園の利用拠点の景観の阻害要因となっている建築物等が残存している地区において、景観再生を図るための手法及び制度検討を行う。

2. 事業計画

- | | |
|-------|--|
| 18年度 | 自然風景地景観形成マニュアルの作成、景観計画作成支援 |
| 19年度 | 自然風景地景観形成マニュアルの配付及び講習会の開催、
景観計画作成支援、
景観再生手法の検討(景観再生先進地調査等) |
| 20年度 | 景観計画作成支援
景観再生手法の構築 |
| 21年度～ | モデル地区における景観再生計画の策定 |

3. 施策の効果

国立公園公園隣接地においてもより良い景観管理が促進され、国土全体の良好な景観の保全・形成が図られる。

また、国立公園の利用拠点の景観再生について、手法等の知見が集積され、景観再生の円滑な実施が可能となる。

景観形成推進事業

景観法を活用した景観形成推進事業

景観形成手法普及事業

国立公園内で培ったノウハウを普及

景観計画策定支援事業

国立公園隣接地において景観法に基づく景観計画を策定しようとする公共団体の支援

公園区域周辺においても
一体化した景観の形成が
推進

より良い景観が保たれる
地域が拡大

国立公園における景観再生の検討

利用拠点において景観の阻害要因となっている
廃屋等が残存している地区の景観再生

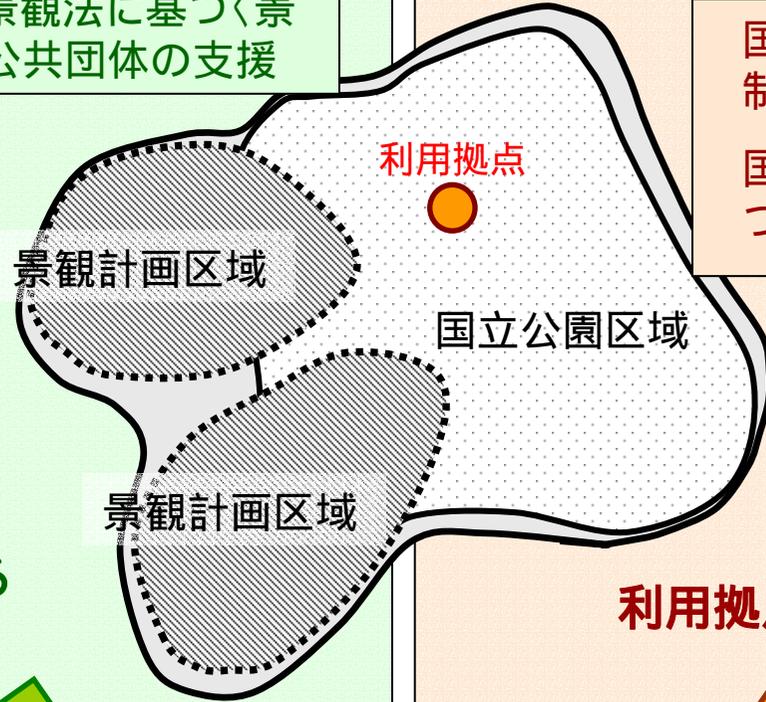
景観再生方策検討調査

国内外の先進地における取組や先進
制度等の調査

国立公園の利用拠点における適用に
ついて検討

利用拠点における景観再生手法の構築

国立公園及びその周辺地を含めた景観の質の向上



国立公園等管理体制強化費（アクティブ・レンジャー）

350百万円（218百万円）

大臣官房政策評価広報課地方環境室

1．事業の概要

自然保護事務所が果たす本来的な機能である国立公園の管理、野生生物の保護及び地域の自治体・専門家・NPOとの連携の強化を図りながら、国民に顔の見える環境省自然保護官の現地管理体制を確立するための事業。

2．事業計画

自然保護官が行う業務のうち、自然保護地域内のパトロール、利用者への指導、自然解説などの現地業務や自然公園指導員等のボランティアとの連絡調整を主体的に担当するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を平成17年度に70名雇用したところであるが、まだ十分な対応とは言えないため、さらに30名程度雇用（合計100名程度）し、現地管理体制の一層充実強化を図る。

（1）主な業務

- ・ パトロール
- ・ 利用者指導
- ・ 自然解説
- ・ 自然公園指導員及びパークボランティアとの連絡調整

（2）配置計画

地方環境事務所（7か所）

自然保護官事務所等（83か所）

これらの中から今後、配置する地区を検討。

環境省の非常勤職員として雇用。公募により全国から広く募集の上、選考。

3．施策の効果

専門的な知見を持ったアクティブ・レンジャーを現地に配置し、管内の国立公園等を対象として計画的、定期的にパトロールや利用者指導などを行うことにより、自然保護及び利用上の問題を早期に捉え適時的確な対策に繋げるなど、国立公園等の管理水準を高めることが可能となる。

国立公園等管理体制強化費 (アクティブ・レンジャー)



穂高連峰(中部山岳国立公園)



知床五湖(知床国立公園)

全国に260名の自然保護官等を配置しているが、広大な保護地域の管理や業務の増大に追われ十分な現地パトロールが行えない。
現地管理体制の強化が急務。

職員一人あたり
国立公園管理面積：8,800ha

自然保護官を補佐する
アクティブ・レンジャーを導入

【アクティブ・レンジャーの役割】
国立公園等のパトロール
利用者の指導や自然解説
地域ボランティアとの連絡調整など

【導入の方法】
全国の国立公園や野生生物の重要な生息地に100名程度配置
環境省の非常勤職員として雇用
公募により全国から広く募集



(パトロール)



(歩道柵点検)

フットワークと機動力の強化

問題の早期発見とタイムリーな対策の実行

国立公園など現場体制の強化



山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助

200百万円(150百万円)

自然環境局国立公園課

1．事業の概要

山岳地域及び離島や海岸域などの条件不利地における環境浄化対策及び安全対策の推進を図るため、山小屋事業者等が行うし尿・排水処理施設、利用者の避難施設等の整備について、都道府県を通じた間接補助等を行うことにより、その推進を図る。

2．事業計画

平成11年度より、全国の山小屋等からの要望を受け、毎年度10箇所程度において整備を実施。

3．施策の効果

国立公園等の山岳し尿処理施設等の整備促進により、優れた自然景観地の保全と快適な利用環境の維持、利用の安全性の向上が図られる。

山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助



特定の山岳地に利用が集中



トイレの使用は順番待ち



山岳地のトイレは未処理で放流
(白い堆積物は未分解のトレットペーパー)



山小屋は厳しい立地条件に位置する



補助による山岳トイレの整備
(オガクズ式し尿処理施設)



オガクズ式トイレの内部

自然環境局自然環境整備担当参事官室

1．事業の概要

(1) 温泉の適正利用の推進に関する検討調査

国民の温泉に対する関心が依然として高く、いわゆる本物志向も強まっていることから、温泉の禁忌症、利用（入浴・飲用）上の注意事項及び温泉利用施設における温泉成分等の分析手法及び飲用利用基準の在り方等について最新の知見を収集し、温泉の掲示の適正化等を推進するための基礎資料とする。

(2) 温泉資源の保護対策等に関する検討調査

我が国における源泉総数が増加する中で自噴泉が減少傾向にあるなど温泉資源の制約が懸念されていることから、温泉地におけるゆう出量の経年変化の動向及びその変動要因を探ること等により、温泉資源の有効な保護対策手法の立案のための基礎資料とする。

2．事業計画

(1) 平成17年度～平成19年度

(2) 平成18年度～平成20年度

3．施策の効果

温泉に係る適切な情報提供及び温泉資源の保護対策を同時に推進することにより、我が国の貴重な自然資源である温泉を国民が安心して持続的に利用することを可能とする。

温泉の保護・適正利用対策の概要

旅行者の動向

(出典:(財)日本交通公社「旅行者動向2005」)

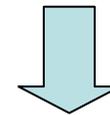
行ってみたい旅行のタイプ(複数回答)

1位	温泉旅行	(52.4%)
2位	自然観光	(48.2%)
3位	グルメ	(41.8%)
4位	歴史・文化観光	(39.4%)
5位	海浜リゾート	(38.7%)



掲示は大丈夫？

資源は大丈夫？

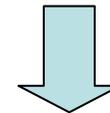


我が国の源泉数の推移

	昭45	平16	比較
利用源泉(自噴)	5,354 孔	5,120 孔	約 4%減
利用源泉(動力)	7,028 孔	13,805 孔	約 2.0倍
未利用源泉(自噴)	1,309 孔	2,989 孔	約 2.3倍
未利用源泉(動力)	1,745 孔	5,730 孔	約 3.3倍
計	15,436 孔	27,644 孔	約 1.8倍

- ・温泉の利用上の注意事項
- ・飲用利用基準等 の検討

- ・ゆう出量の経年変化と
その要因を調査



適切な情報提供 = 安心して利用できる！
保護対策の推進 = 持続的に利用できる！

自然再生活動推進費

53百万円（51百万円）

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

平成15年1月に施行された自然再生推進法第4条において、国及び地方公共団体の責務として、「地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努める」こととされており、具体的には、同法第11条において、自然再生の実施者の相談に応じる体制の整備を図ること、また、第15条においては、財政上の措置等を講ずるよう努めることとされている。

平成18年7月現在、同法に基づく自然再生協議会が全国18箇所で設立されており、今後さらに増えていく見込み。

そのため、同法第11条に示された体制整備の一環として、引き続き相談窓口業務に必要な情報基盤の整備やホームページにおける情報提供と、法第17条第2項に示された自然再生専門家会議の運営を行う。

2. 事業計画

事業内容	H17	H18	H19	H20	H21
(1) 地域データ収集整備					→
(2) 専門家ネットワーク形成					→
(3) 自然再生専門家会議運営					→
(4) 情報収集・提供システムの整備					→
(5) 技術的活動支援				→	

3. 施策の効果

自然再生推進法に基づく自然再生事業を行うNPO等民間団体の活動基盤の強化。

NPO等民間団体の活動を中核とするきめ細かな自然再生事業の推進による地域固有の生態系回復の円滑な推進。

地域の自主的な自然再生の取組が継続されるための体制づくりの推進。

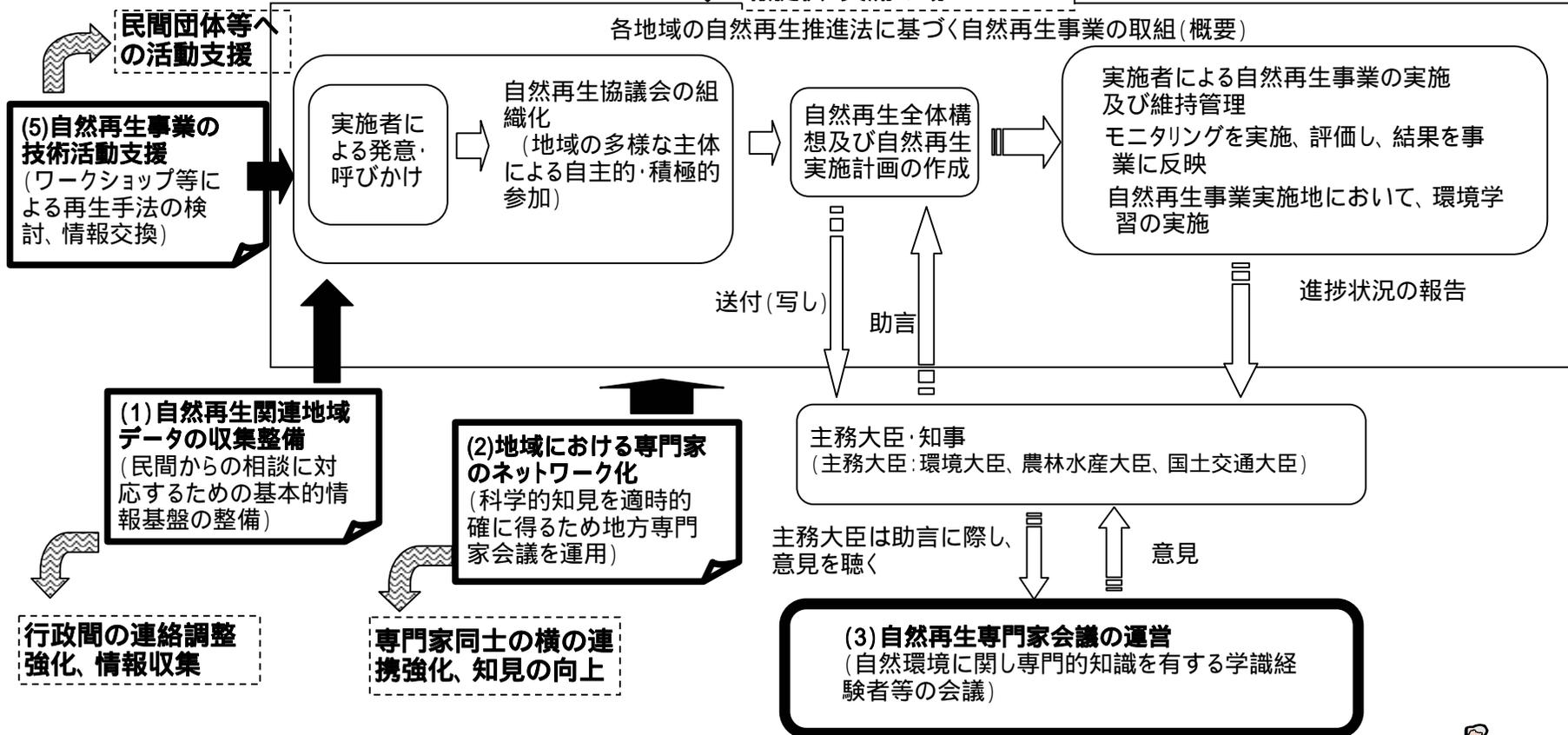
自然再生活動推進費

(4) 自然再生に関する情報収集・提供システムの整備(ホームページ管理・作成)



一般、協議会メンバー向け情報提供・交流の場

各地域の自然再生推進法に基づく自然再生事業の取組(概要)



□ → 自然再生推進法の流れ(例)

▣ → 自然再生活動推進



自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費

299百万円(238百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

平成13年6月に自動車NOx・PM法が成立し、関係8都府県において自動車NOx・PM総量削減計画が作成され、各種施策が総合的に進められている。

自動車NOx・PM法の推進に資するため、自動車交通による環境影響の評価のための基礎情報調査、NOx・PMの総量削減対策の進行管理、局地的な高濃度汚染が見られる道路沿道地域の改善事業、使用過程車対策実証実験を引き続き実施するとともに、新たに、局地汚染対策支援事業、ロードプライシングの効果及び実現可能性調査を行う。

特に、19年度は大気汚染が著しく集中的に施策を講ずることが必要な地域について、局地汚染対策の推進を図るため、自治体が計画を策定し、当該計画に基づき実施する局地汚染対策事業に対し、支援を行う。

2. 事業計画

項目	H18	H19	H20	H21	H22
自動車交通環境影響総合調査(H14~)					→
総量削減対策進行管理検討調査(H14~)					→
局地における大気汚染改善事業(H16~)		→			
使用過程車対策実証実験(H18~)		→			
局地汚染対策支援事業(H19~)				→	
局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査(H19~)				→	

3. 施策の効果

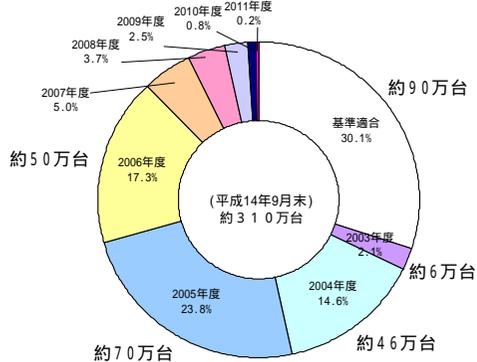
総量削減対策の目標である平成22年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図る。

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費

自動車NO_x・PM法

国：車種規制(新車への代替)

排出基準適合状況

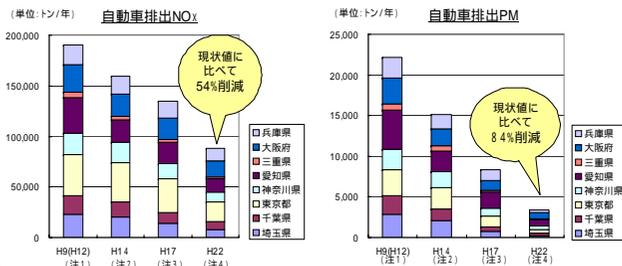


ア 自動車総合調査

注) 対策地域内に使用の本拠を有する同法による規制の対象となるトラック及び特種自動車について、排出基準の適否を推計した。不適合と推計されるものについては、使用可能期限となる年度別に区分した。

自治体：総量削減計画

自動車NO_x・PM法に基づく削減目標



イ 進行管理調査

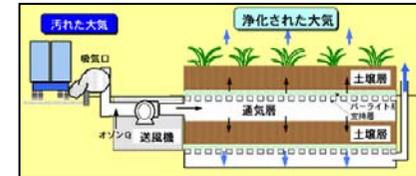
注1) 各都府県が策定した総量削減計画に盛り込まれている現状値(東京都:H12,その他の7府県:H9)の累計 注2) 平成14年度推計値 注3) 総量削減計画に定められた中間目標値 注4) 総量削減計画に定められた目標値

事業者：自動車使用管理計画

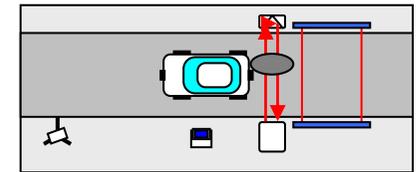
必要に応じ施策の見直し等に反映

その他関連調査

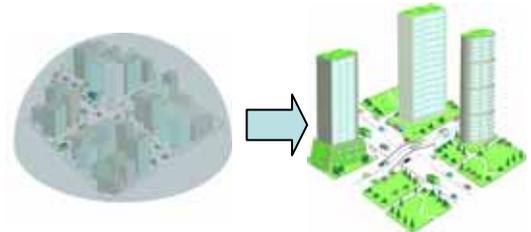
ウ 局地改善事業



エ 使用過程車実証実験



オ 局地汚染対策支援事業



カ 局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査



平成22年度におけるNO₂・SPM環境基準の達成

1. 事業の概要

自動車からのCO₂を削減するためには、自動車の燃費の改善が重要である。運輸部門から排出されるCO₂のうち約34%はトラックから排出されるものであることから、CO₂削減のためには、自動車の中でも、特に、トラックの燃費を改善することが不可欠となる。

トラックの燃費を改善する最も効果的な方策は、低燃費車への早期代替である。車両総重量が3.5トンを超えるディーゼルトラックについては、これまで燃費の規制が行われてこなかったが、平成18年3月、新たに平成27年の燃費目標が示されたため、今後、規制に適合した低燃費トラックが市場に供給されることとなった。

このため、京都議定書の約束達成に向け、事業者等のCO₂等の排出量削減に関する自主的な取組を促進するため、荷主、運送事業者等が燃費基準適合車を導入する際の費用負担に対して、補助を実施することとする。

2. 事業計画

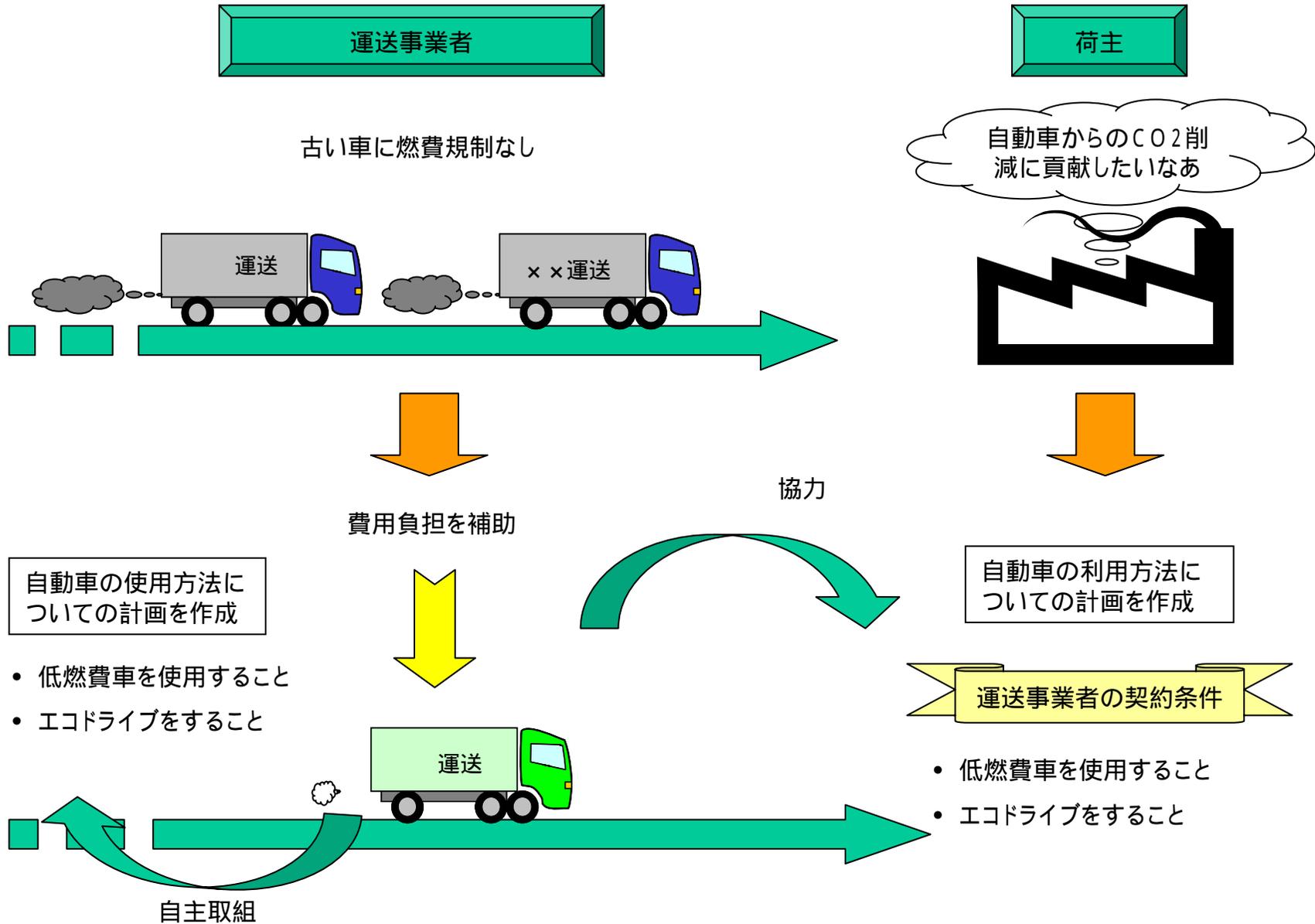
燃費基準及び排出ガスの最新規制適合車の導入に関し、平成19年度より平成21年度まで要望を受け付け、補助を実施する。

補助額：通常車両価格との差額の1/2

3. 施策の効果

燃費基準及び排出ガスの最新規制適合車の導入を促進することにより、自動車から排出されるCO₂や大気汚染物質を削減する。

自動車使用合理化推進事業



1. 事業の概要

音源ごとの評価・規制のあり方について技術的検討を行う。振動については、生活環境における振動曝露量（物理量）と人体影響（被害感）との関係を把握する手法を検討する。

騒音評価手法・規制手法のあり方検討

音源ごと（航空機・鉄道・工場）の評価方法、特定工場等の規制のあり方に係る検討を行う。

振動評価のあり方検討

水平及び鉛直振動測定手法及び振動感覚特性の評価手法を検討し、生活実態に即した評価のあり方について検討を行う。

建設作業騒音・振動規制のあり方検討

近年の建設作業騒音・振動の実態に見合った規制のあり方を検討する。

2. 事業計画

	H18	H19	H20
諸外国の騒音・振動に係る評価・規制の状況調査			
騒音評価手法・規制手法のあり方検討			
振動評価のあり方検討			
建設作業騒音・振動規制のあり方検討			

3. 施策の効果

総合的な騒音曝露状況の把握が可能となり、地域の生活環境の保全を目指したモニタリング・対策を行う際の基礎資料となる。

振動の発生源・地盤特性に応じた測定・評価手法を確立することにより、振動苦情の実態をより正確に把握することが可能となる。

建設作業場から発生する騒音・振動全部を評価することにより、苦情に的確に対応できるようになる。

騒音及び振動評価手法及び規制手法等検討調査

騒音



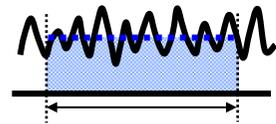
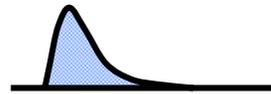
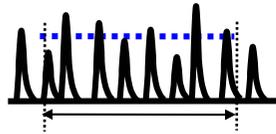
WECPNL



Lmax



L5



【検討の背景】

- ・基準制定から30年以上経過
- ・欧米ではLeqベースでの評価が主流
- ・音源ごとに評価指標が異なるために総曝露量を把握できない

住環境意識の向上

測定機器性能の向上

情報処理技術の向上

音源ごとの測定方法、評価手法、規制手法の見直し

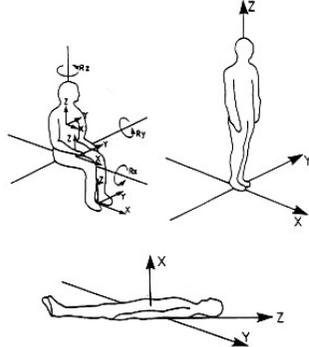
- ・環境基準等の一層の整備(航空機、鉄道)
- ・規制制度の一層の適正化(特定施設、特定建設作業場)
- ・モニタリング体制整備支援を行う際の基礎資料

騒音及び振動評価手法及び規制手法等検討調査

振動

【国際的な評価手法の見直し】

- ・ ISO2631-1(1997)
全身振動に対する人体曝露の評価
- ・ ISO2631-2(2003)
建物内における振動及び衝撃による曝露の評価

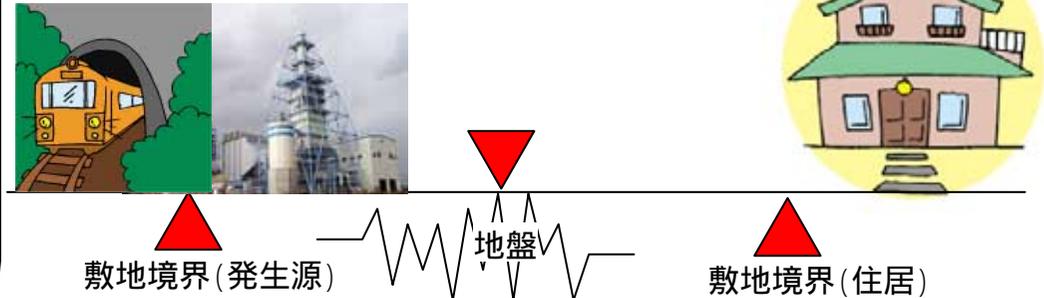


➡ 欧米では屋内評価へ移行する方向

【近年の苦情傾向】

- ・ 都市部に苦情が集中
- ・ 発生源と住居が近接(解体工事等)
- ・ 規制対象以外の苦情が大きな割合を占める

(振動伝搬特性把握のイメージ)



地盤及び家屋構造の違いによる振動伝搬特性を考慮し、

- ・ 水平及び鉛直振動測定方法の検討
- ・ 人体振動感覚特性の検討

環境振動に関するガイドライン(仮称)の策定

建設作業騒音・振動の規制のあり方検討

建設作業騒音・振動に係る規制の現状

施工前における予測が不完全

- ・届出時における審査が困難
- ・建設作業騒音については「計画変更勧告」が規定されていない

規制対象について

- ・規制対象(特定建設作業)以外に係る苦情が近年増加傾向にある
- ・個別の重機のみを測定・評価することが困難
- ・技術の進歩に規制が追いつかない(規制対象の追加は政令案件)

現行規制



さく岩機



ブルトーザ



くい打ち機



バックホウ

[規制対象] 特定建設機械ごと個別に規制
(低騒音型機械は対象外)

[評価時間] 特定建設作業機械の稼働期間

[評価指標] 波形ごとに規定

- ・指示値(変動しない場合)
- ・L5(指示値が不規則で大幅に変動)

改正イメージ



[規制対象] 工種毎の規制(特定建設作業場)
(解体工・基礎工・建築工・掘削等)

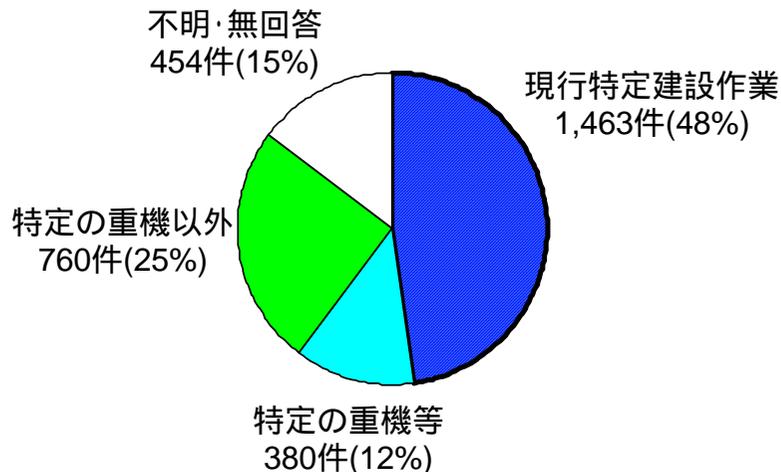
- ・特定建設作業はシグナル
- ・資材置き場や工事車両の出入

[評価時間] 工種毎の作業期間

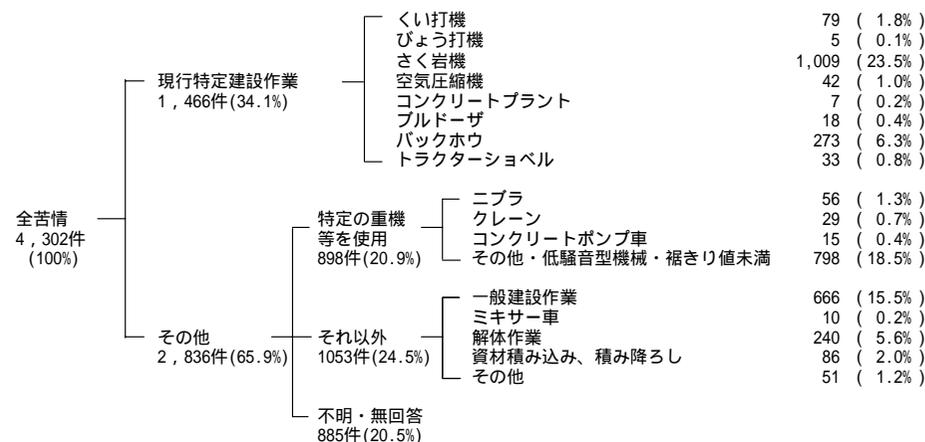
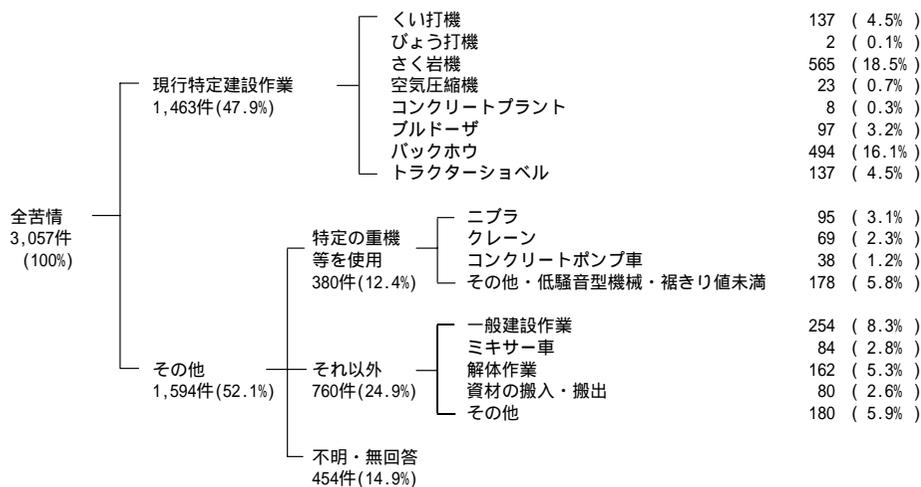
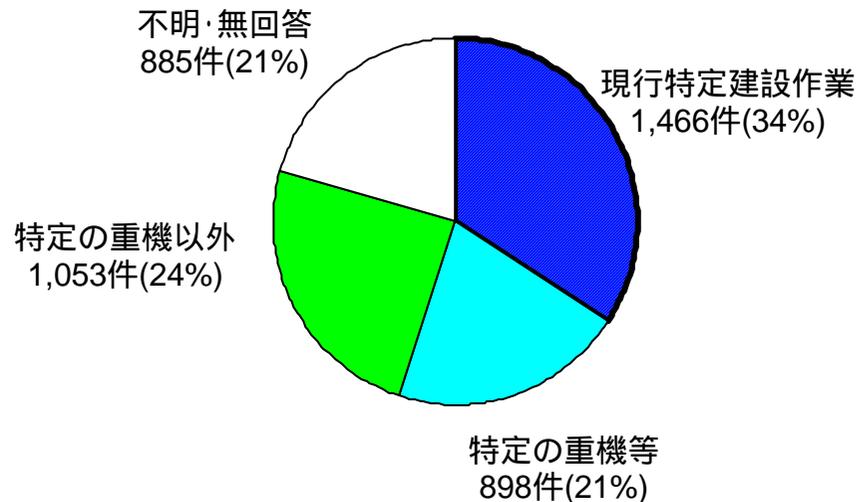
[評価指標] LAeq(苦情対応ではL5併用か)

建設作業騒音に係る苦情の内訳

平成6年度(3,057件)



平成15年度(4,302件)



(新) アジア E S T の実現に向けた技術支援 60 百万円 (0 百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

東アジア地域を中心とする国々においては、経済的発展を遂げる一方で、交通需要の増大に伴う自動車による環境負荷が深刻な課題となっている。

そのため、環境省では「アジア E S T (Environmentally Sustainable Transport) 地域フォーラム」を開催して政策対話を続けているところであるが、このような政府レベルの取組と共に、AWG E S C (アセアン環境面で持続可能な都市に関する作業部会) との議論も踏まえ、都市レベルでも E S T 推進にむけた活動が重要と認識されたところである。また、今後各国で E S T の関連事業を実施する上で、資金援助、開発プロジェクトの策定面等の取組の重要性が増すこととなる。

そのような中、平成 19 年度にアジア開発銀行 (A D B) の年次総会が京都にて開催予定であり、加盟 66 の国・地域の各国金融界の首脳が一堂に会する機会であることから、この関連イベントとして「E S T に関する市長間の政策対話」を開催し、わが国の自動車交通に関連する環境技術に関するセミナーとも併せ、E S T の推進に向けて融資面・技術支援等での大きな推進力を得ることとする。

2. 事業計画

H 19 : 京都において A D B 年次総会の関連イベントとして市長間の政策対話及び自動車交通に関する環境技術セミナーの開催

H 20 ~ 21 :

アジア域内において政策対話・環境技術セミナーを継続して開催

3. 施策の効果

- ・わが国が支援するアジア地域における E S T 実現に向けて、国別戦略プランの策定等の活動を促進させる相乗効果が期待できる。
- ・アジア E S T の実現に向け、今後策定される国別戦略を基に各国で実施される E S T 事業について、融資面等での大きな推進力を得る。
- ・アジア E S T 地域フォーラムの開催等にとどまらず、E S T 事業の実現まで目を向けた日本の取組姿勢を示すことにより、アジア地域におけるわが国のプレゼンスを向上させる。

アジアESTの実現に向けた技術支援

ADB(アジア開発銀行)年次総会との連携(平成19年度:京都開催)

国際機関・政府開発援助等
による協力

連携

ESTの実現に向けた都市レベルの取組
自動車交通に関する環境技術の普及

連携

民間企業による商業
ベースの活動

例) UNCRDを通じた協力
(アジアEST地域フォーラム)



アジアESTの実現に向けた技術支援

ESTに関するアジア都市レベルの政策対話及び
自動車交通に関する環境技術支援セミナーの開催

対象: 相手国政府関係者、都市市長、企業関係、一般

アジアEST地域フォーラム(国レベルの政策対話)と都市レベルの政策対話により、アジアESTの実現に向けた相乗効果を図る

対象国・都市

アジア地域を中心に一定水準の経済
発展を遂げ、交通環境の改善が課題
となっている国・都市

ASEAN、南アジア地域、東アジア地域

ESTに関する市長間の政策対話 技術支援セミナー

「市長たちの宣言」
環境技術支援セミナー
・大気汚染対策技術
・環境調和型交通(EST)技術 等

事業の効果

アジアESTの実現に向けて、地域
フォーラムの取組と併せた相乗効果
各国におけるEST事業の実施に向
け、融資面等での大きな推進力
アジア地域におけるわが国のプレゼ
ンスの向上

水・大気環境局

水環境課、地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

平成18年4月7日に閣議決定された第3次環境基本計画において、「湧水の把握件数」を環境保全上健全な水循環の確保の指標とされた。本調査は、湧水に係る情報を収集・整理し、広く情報提供を行うとともに、湧水復活・保全のための具体的な方策を推進する。

(1) 湧水復活・保全活動支援の在り方検討及び湧水保全ガイドラインの作成

湧水復活・保全の在り方の検討を行うとともに、「湧水保全ガイドライン」として各種マニュアルを作成する。

(2) モデル事業の実施

(1)の各種マニュアルに従ってモデル事業やケーススタディを実施し、マニュアルの改善を行う。

(3) ケーススタディの実施

湧水の周辺整備等の将来的な効果及び影響を解明するため、条件を変えてシミュレーションを行うケーススタディを実施する。

(4) 活動支援ツールの作成

湧水保全データベースの構築

湧水保全活動サロン(HP)の設置

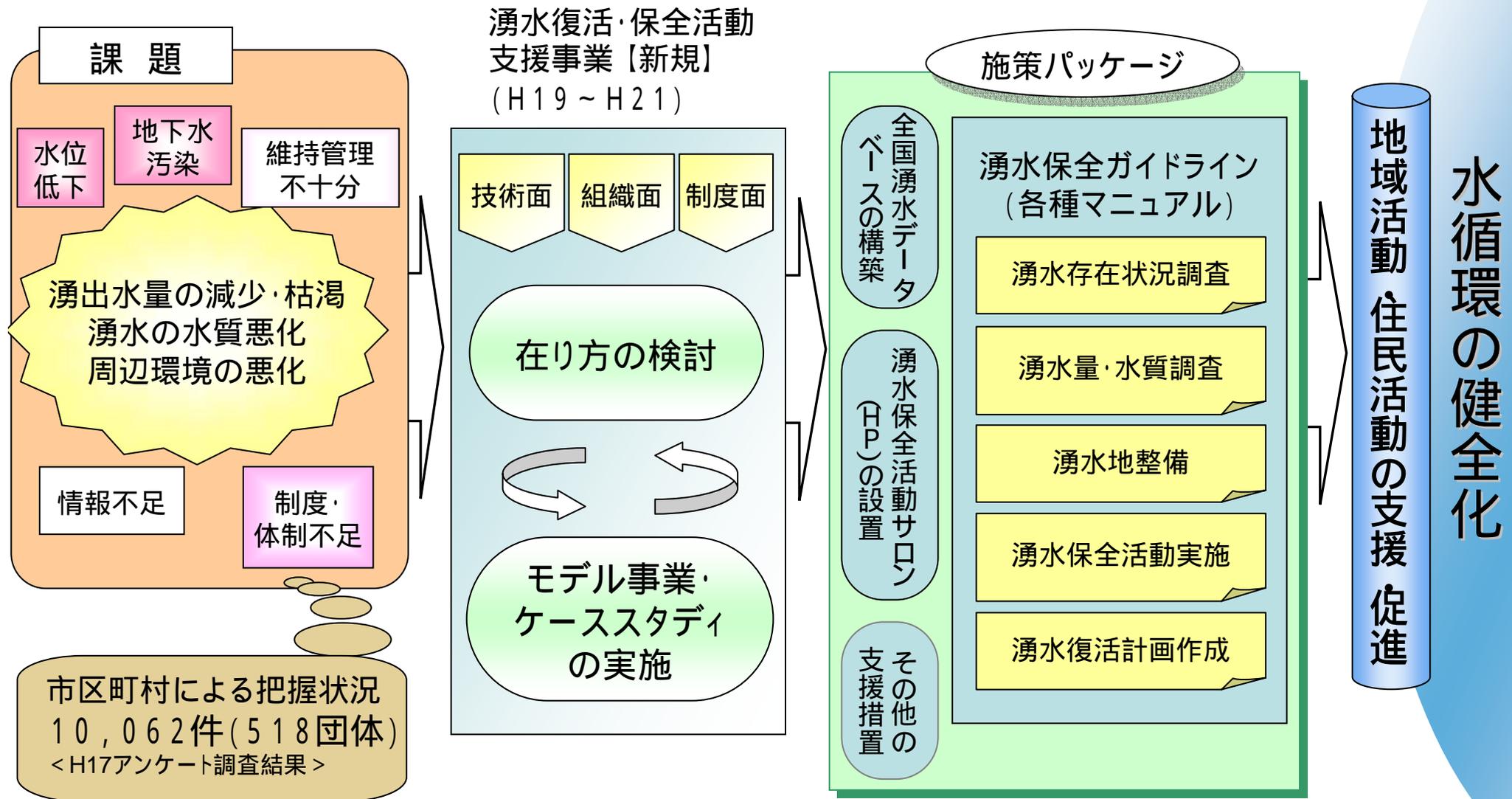
2. 事業計画

調査項目	H19	H20	H21
(1)湧水保全及び活動支援の在り方の検討 及び湧水保全ガイドラインの作成	←	→	→
(2)モデル事業の実施	←	→	→
(3)ケーススタディの実施	←	→	→
(4)活動支援ツールの作成	←	→	→

3. 施策の効果

本調査によって、湧水の存在状況の把握や復活・保全活動の支援がなされ、環境保全上健全な水循環の確保に資することができる。

湧水復活・保全活動支援の推進



(新)地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査 45百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

第三次環境基本計画では、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」が重点分野政策プログラムに位置付けられ、国は流域の地方公共団体等による環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画の作成・実行の促進・支援、国の地方組織は、流域協議会等を通じ、地方公共団体や関係者との調整・連携の推進等 - 国の役割が示されている。また、このプログラムの進行管理を行うことが新たに位置付けられ、水質の環境基準の維持・達成状況や、環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改訂数を指標とすることとなった。

環境省としても、地方公共団体等の水循環計画の策定に係る取組の支援を行っているものの、水循環計画の策定が劇的に増加するような状況ではなく、環境基準未達成、湧水の枯渇、水生生物の減少など、水環境、水循環の課題が顕在化している水域がある。

このため、国が類型あてはめを行う水域等広域的な対応が必要な水域を対象として、地方環境事務所が主体となり、地方支分部局、地方公共団体、流域住民及びNPO等との連携を図りながら、当該水域の水質等の測定を通じた汚濁などの要因の解明を行い、課題解決のための方策を含めた環境保全上健全な水循環計画の作成を行う。

2. 事業計画

調査項目	H19	H20	H21
検討会の運営	←		→
対象水域における水質測定等の現地調査	←	→	
水域特性等の解析による現状把握		←	→
水循環計画の検討(目標設定、施策等)		←	→
事例集のとりまとめ			←

3. 施策の効果

水環境の課題を抱える水域における環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を行うことにより、流域全体の水環境保全の推進に寄与。また、事例として示すことにより、他流域での取組の推進に寄与。

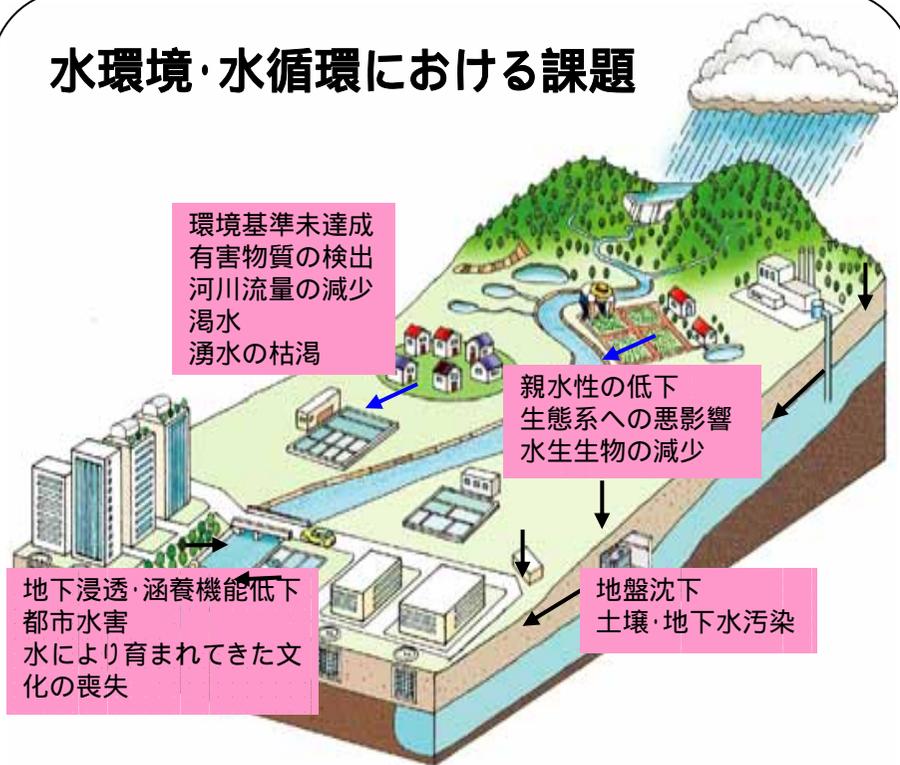
(新) 地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査

「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」
～ 第三次環境基本計画 重点分野政策プログラム ～

国の役割

- 流域の地方公共団体等の水循環構築に向けた計画の作成・実行の促進・支援
- 国の地方組織は、流域協議会等を通じ、地方公共団体や関係者との調整・連携の推進取組推進に向けた指標を新たに位置付け
- 水質の環境基準の維持・達成状況
- 環境保全上健全な水循環構築に関する計画数

水環境・水循環における課題



モデル水域での水循環計画の検討

対象水域

- ・国が類型あてはめを行う水域等広域的な対応が必要な水域
- ・環境基準未達成、湧水の枯渇、水生生物の減少など、水環境、水循環の課題を抱える水域

< 検討会の設置 >

地方環境事務所、地方支分部局、地方公共団体、流域住民、NPO等

< 調査項目 >

- ・水質測定等の現地調査
- ・水域特性等の解析による現状把握
- ・目標設定、施策等の検討

流域毎の環境保全上健全な水循環計画を事例集としてとりまとめ

(新)豊かな沿岸環境回復のための閉鎖性海域水環境保全中長期ビジョンの策定調査

93百万円(0百万円)

水・大気環境局閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

東京湾等の閉鎖性海域における対策は長期の取組を要するものであり、水環境の保全のために、排水規制、水質総量規制及び生活排水対策等、各種施策を継続して実施してきたところである。その結果、海域のCOD、窒素、りんの濃度については改善の傾向が見られるものの、環境基準の達成状況については、劇的な改善を示すに至っていない。また、赤潮の発生や貧酸素水塊の形成など、海域の生態系に悪影響を及ぼす現象も起こっていることから、現在の水環境を効果的に改善し、さらなる豊かな沿岸環境の回復を図る必要がある。

そこで、各水域の環境容量を明らかにし、工場・事業場排水に対する総量規制、面源対策、浅海域や底質等の環境改善対策等を総合的に推進していくための中長期ビジョンを策定する。

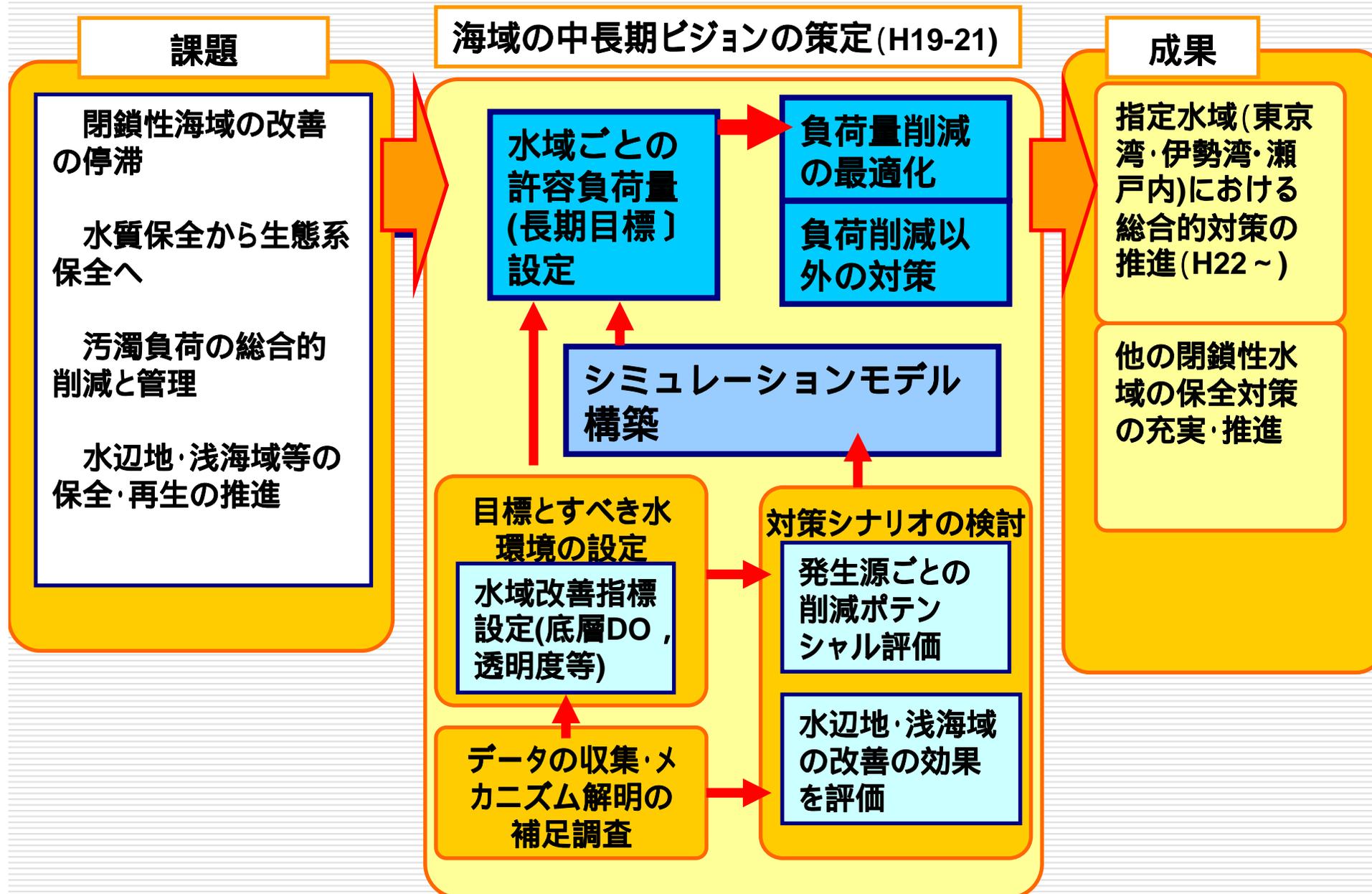
2. 事業計画

- (1) 対策シナリオの検討(平成19～20年度)
- (2) 水質汚濁メカニズムの更なる解明・シミュレーションモデルの構築(平成19～21年度)
- (3) 目標とすべき水環境の設定(平成19～20年度)
- (4) データ収集および補足調査(平成19～20年度)
- (5) 中長期ビジョンの策定(平成19～21年度)

3. 施策の効果

中長期的目標を設定することにより、閉鎖性海域に係る広範な利害関係者の理解と協力を得つつ、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海をはじめとした、閉鎖性海域全般の保全対策の充実・推進を図る。

豊かな沿岸環境回復のための閉鎖性海域水環境保全中長期ビジョンの策定調査



1. 事業の概要

有明海のノリ不作を契機として、平成14年に「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が議員立法で策定され、同法に基づいた各種調査や再生事業が進められている。近年、両海域では有害赤潮や貧酸素水塊の発生など環境悪化が顕在化しているが、これらの原因は未だ解明に至っておらず、海域再生に向けた施策の重点的な展開が図れない状況にある。

この特別措置法に基づき環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会は、同法施行後5年以内の見直しに関し両海域の再生に係る評価を行うことを任務とし、本年内に委員会報告を行う予定である。同委員会の審議や中間取りまとめ(本年2月)では、解明すべき重要課題が特定されているところ、両海域の危機的な現状に鑑み、これら課題に関する調査を行う。

2. 事業計画(平成21年度に各事業の取りまとめを行う)

環境変化が魚類の卵、仔魚の輸送と生残に及ぼす影響の評価

- ・卵、仔魚の輸送機構の解明(平成19~21年度)
- ・輸送経路上の水域環境の評価(平成19~21年度)
- 底質の泥化(悪化)に関するメカニズムの解明と二枚貝への影響評価
- ・漁場価値を喪失した干潟域での底質調査(平成19~20年度)
- ・コアサンプル分析による底質の長期的変遷の把握(平成19~20年度)
- ・底質の泥化(悪化)の二枚貝への影響評価(平成20~21年度)

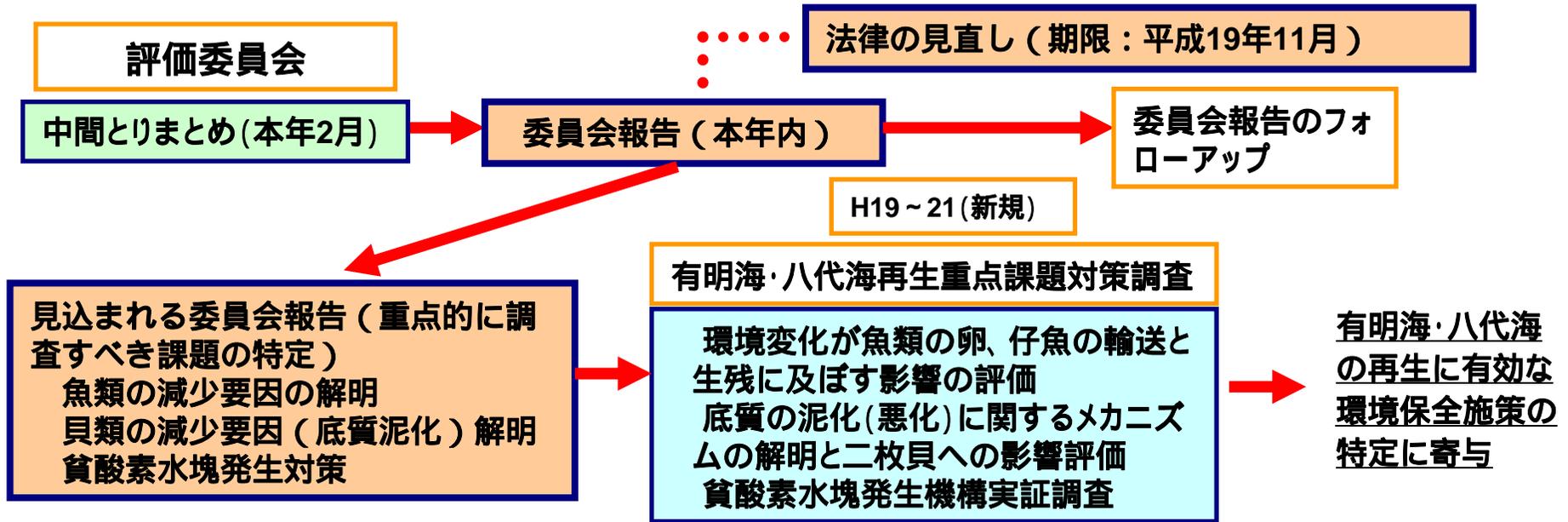
貧酸素水塊発生機構実証調査

- ・貧酸素水塊の連続観測(平成19~21年度)
- ・観測データに基づく貧酸素水塊発生機構の検証(平成19~20年度)
- ・貧酸素水塊発生モデルの検討(平成20~21年度)

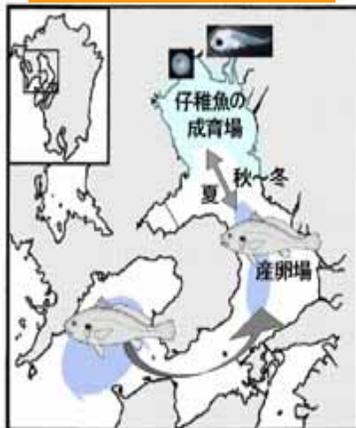
3. 施策の効果

有明海・八代海の環境保全及び水生生物の保存を図る上で問題となっている水域環境の悪化に関し、それらの原因解明及び影響評価を図ることにより、両海域の再生施策の企画立案とその効果的な実施に資する。

有明海・八代海の再生

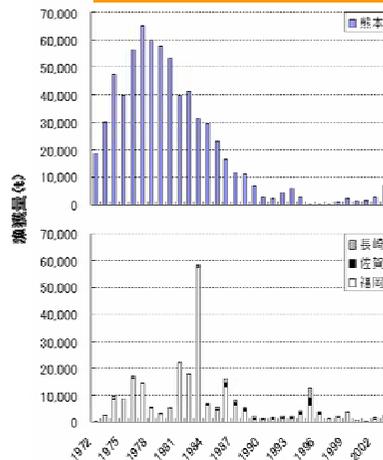


魚類の卵、仔魚



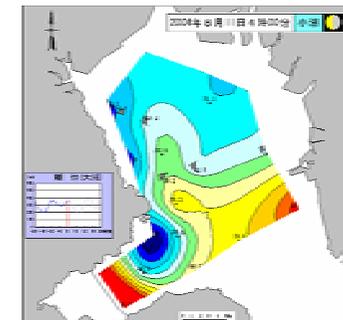
- ・魚類漁獲量は1万3千トンから、6千トンに減少。
- ・減少要因として、卵、仔魚の移送時または育成場での減耗が推測。

底質と二枚貝



- ・アサリの漁獲量は1980年代から急速に減少。
- ・減少要因としては乱獲のほか底質の悪化が推測。
- ・タイラギの減少要因についても底質泥化が推測

貧酸素水塊



- ・貧酸素水塊が湾奥西部と諫早湾口で発生。
- ・底生生物の減少の主たる要因の一つと推測。

(新)琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査 80百万円 (0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

湖沼の水質保全については、平成17年1月の中央環境審議会答申「湖沼環境保全制度の在り方について」（以下「答申」という。）を踏まえ、湖沼水質保全特別措置法（以下「湖沼法」という。）を改正、平成18年4月から施行したところであり、その着実な推進を図ることとしている。

改正湖沼法では、非特定汚染源対策や植生の水質浄化機能の積極的活用等の施策の充実を図ったところであるが、答申、国会審議等においては、更に、水質汚濁メカニズムの解明及び各種汚濁源からの汚濁負荷の的確な把握の推進、経済的手法等の新たな政策手段の導入に向けた検討の推進等を図る必要があると指摘されている。

これらを踏まえ、湖沼の水質改善及びその評価には一定の時間が必要であること等に鑑み、対策の更なる高度化を図るためには、今から琵琶湖等の代表的な湖沼を対象に、今後の新たな対策に向けた調査・検討を同時に進めていくことが緊要であることから、以下の調査を実施する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H19	H20	H21	H22
・ 湖沼水質関係資料等の集積・精査等	←	→		
・ 汚濁メカニズム解明調査（生態系、地下水等）	←			→
・ 汚濁メカニズムのモデル化の検討			←	→
・ 汚濁負荷量管理に関する調査・検討	←			→
・ 水質改善効果の金銭換算等の定量的評価	←		→	
・ 経済的手法の検討	←		→	
・ 諸外国の湖沼水質保全に係る最新知見の調査	←	→		
・ 高度化枠組検討調査			←	→

3. 施策の効果

湖沼水質保全施策の更なる高度化を図るために必要な調査・検討を進めることにより、湖沼の水質保全の一層の推進を図る。

湖沼水質保全対策の推進

湖沼水質保全の現状と課題

湖沼法による湖沼水質保全対策

- ・湖沼水質保全に資する事業の実施
- ・負荷量規制等
- ・非特定汚染源対策推進
- ・植物の水質浄化機能の活用 等

答申等による更なる対策に向けた課題

- ・汚濁メカニズムの更なる解明
- ・汚濁負荷量の的確な把握
- ・経済的手法の検討 等

NPO等による湖沼水質保全の取組

湖沼水質保全技術の開発

指定湖沼以外の湖沼水質対策

これからの取組

改正湖沼法(H18.4.1施行)の円滑な推進

- ・既設事業場等への汚濁負荷量規制
- ・流出水対策
- ・湖辺環境保護 等

更なる対策に向けた課題への対応 (新)琵琶湖等湖沼水質保全対策 高度化推進調査

- ・汚濁負荷メカニズム実証調査
- ・負荷量管理に関する調査・検討
- ・排出権取引等経済的手法検討 等

モデル事業による推進等(既存)

(新)地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査

指定湖沼以外も含めた全国の湖沼における知見の活用

湖沼水質
保全施策
の更なる
高度化に
よる、湖
沼水質保
全の推進

- ・政策評価、答申、国会審議等による指摘
- ・湖沼の水質改善・評価には一定の時間が必要
- ・湖沼法の5年後の検討規定

様々な主体との連携

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

首都圏等の大都市圏においては、移転した工場跡地の大規模な再開発などに伴い、地下階や地下通路とすることになる部分等から大量の汚染土が掘削除去され、捨て場や処理施設を求めて大量に地方へ移動している。

ところが、これらの汚染土は見た目は普通の残土と変わらないため、発生場所から適正な処分場所までの広域的な移動を確実に把握できるようにしなければ汚染が各地に拡散してしまうおそれがある。そのため、電子情報システムを活用して搬出汚染土の物流を管理することができる可能性がある各種技術の情報を整理解析し、汚染土の物流管理システムに必要な性能基準を明らかにすることにより、適切な物流管理の確保を図る。

2. 事業計画

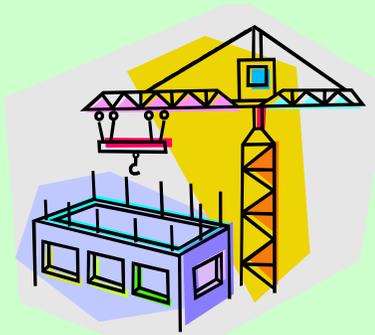
調査項目	H19	H20	H21
汚染土等物流管理に用いることができる可能性が高い既存の物流管理システムの実態調査	←→		
現場試行調査		←→	→
搬出汚染土管理システムの性能基準の検討			←→

3. 施策の効果

本システムが整備されることにより、汚染土処理の透明性の確保及び汚染土の不適正な処理の抑制及び防止が図られる。

搬出汚染土物流管理対策検討調査

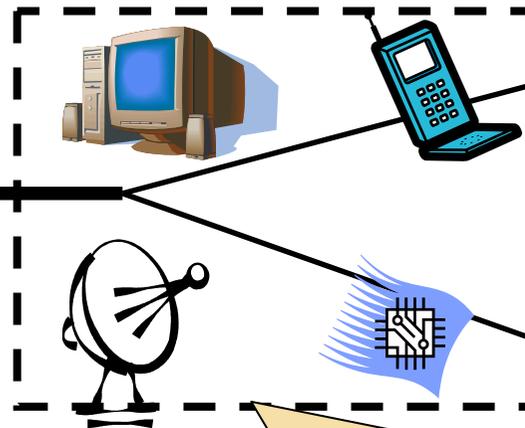
首都圏等の大規模再開発等により汚染土が大量に発生



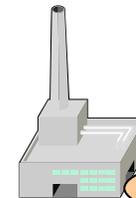
・汚染土が捨て場や処理施設を求めて大量に地方へ移動
・見た目は普通の残土と変わらない

汚染が各地に拡散してしまうおそれ・不安

発生場所から適正な処分場所までの広域的な移動を確実に把握できる電子情報システムを活用した汚染土物流管理を検討



処分場



浄化施設

適切な汚染土物流管理を確保

- ・汚染土等物流管理に用いることができる可能性が高い既存の物流管理システムの実態調査
- ・現場試行調査
- ・搬出汚染土管理システムの性能基準の検討

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

都市の中心部の再開発等においては地下の高度な利用が行われる事例が多いため、掘削した汚染土を浄化しても元の発生場所に埋め戻すことはできない。また、工場跡地などの郊外部における土地改変に伴って生じた汚染土についても、いわゆる「ブランドもの」として周辺住民から嫌われ、元の場所に返すことが難しい例が多い。

本来、浄化等が行われた後の土、砂、れき、溶融物等（以下、再生物）は、例えば骨材としての製品規格等に適合していれば、安全上も製品品質面からも使用に問題はないはずである。ところが、環境安全面からの再生品の品質確認方法等の目安がないことから、利用先が要求する粒度や強度等の物理的品質をクリアした再生物であっても環境保全上問題がないと信じてもらうことが難しい。

このため、環境安全上に問題がない品質にまで確実に浄化等が行われていることの確認、検査、評価の技術の開発を促進するとともに、利用する場所やその周辺の住民の安心を確保することができ、再生物の利用を促進するための指針を作成するものである。

2. 事業計画

調査項目	H19	H20	H21
汚染土に浄化等の措置を施して利用するための指針の検討 ・再生利用を目標とした浄化方法等 ・再生品の安全性の信頼を確保するための方法等	←	→	
再生物の利用促進のための技術の実用性検証	←		→

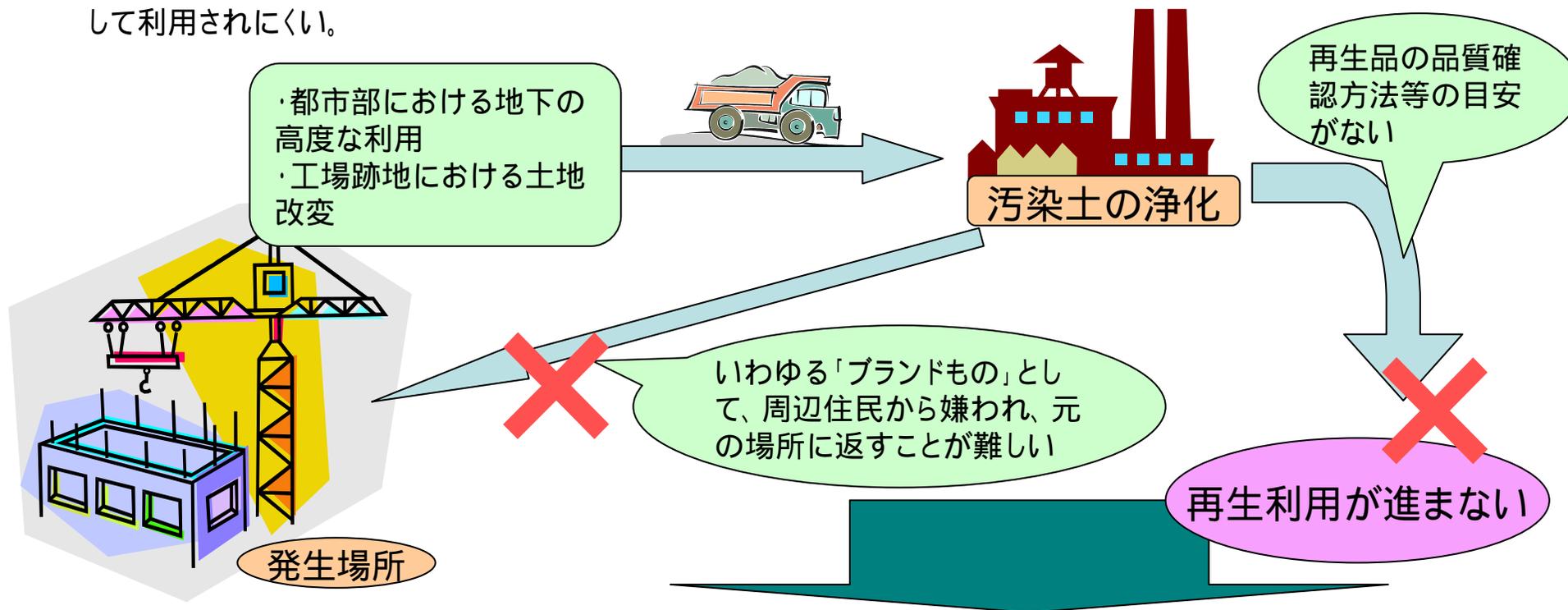
3. 施策の効果

汚染土の利用先の拡大が図られることにより、大都市圏等から大量に発生する汚染土処理の円滑化の促進に大きく寄与する。

汚染土再生利用促進検討調査

背景・課題

- ・掘削した汚染土を浄化しても、周辺住民感情等から元の発生場所に埋め戻すことが難しい例が多い。
- ・汚染土は、再生利用が可能な場合でも、環境安全面からの再生品の品質確認方法等の目安がないことから、安心して利用されにくい。



利用場所やその周辺住民の安心を確保して再生利用を促進するために、

- ・汚染土に浄化等の措置を施して利用するための指針の検討
再生利用を目標とした浄化方法等
再生品の安全性の信頼を確保するための方法等
- ・再生物の利用促進のための技術の実用性検証（公募型）
再生物の品質管理を精緻化・高度化するための技術
再生物の品質確認を効率的かつ迅速に行うための測定技術等

水・大気環境局土壌環境課

1．事業の概要

今後、PCBを含む変圧器等の処理が本格化することに伴い、これまでPCB廃棄物を保管していた場所においてPCB汚染土壌の存在が、全国各地で顕在化する可能性がある。このため、PCB汚染土壌への対策が円滑に推進されるよう、PCB汚染土壌の調査・対策手法をとりまとめたガイドラインの作成を行う。

2．事業計画

実際にPCB廃棄物を保管している場所における漏洩PCBの発生状況、地下への浸透状況等の実態を調査する。

実態調査結果をもとに、土壌中での漏洩PCBの拡散挙動、想定すべき土壌汚染の存在状況などの情報を整理し、実態に適応した調査・対策方法を検討し、ガイドラインにとりまとめる。

上記とあわせて、過去に実施したPCB汚染土壌浄化技術実証調査の結果を集成し、具体的な汚染土壌浄化技術を用いた対策手法についても検討し、ガイドラインにとりまとめる。

3．事業年度 平成19年度～平成20年度

4．施策の効果

本ガイドラインを参考に、現地の状況に応じた調査・対策が適切に実施されることにより、今後、全国各地で顕在化する可能性があるPCB汚染土壌対策が円滑に推進される。

PCB汚染土壌対策ガイドライン策定調査

PCBを含む変圧器等の処理が本格化
PCB廃棄物保管場所でのPCB汚染土壌の顕在化の可能性

PCB汚染土壌の調査・対策方法をとりとまとめたガイドラインを作成

実態調査結果等をもとに調査方法の検討

具体的な浄化手法も含む対策方法の検討

【策定期間】平成19年度～平成20年度

PCB汚染土壌浄化技術実証調査
(H17～H18実施)結果の集成

||

・分かりやすい汚染土壌浄化技術集
の作成、普及・啓発等

実際のPCB廃棄物保管場所での
PCB汚染土壌存在状況の実態調査

||

・想定すべき土壌汚染の存在状況
・PCBの土壌での拡散挙動等

油汚染等汚染土壌対策促進費

具体的・詳細なガイドラインの策定・公表

目
的
的

- 汚染土壌対策の目標、手法、期待する効果が明確化
↓
- 汚染土壌対策を実施しようとするインセンティブを付与
↓
- 土壌環境の改善を推進

検 証

改 善

- ・ 当初の目的が達成されているか？
- ・ 現場の実情に適合しているガイドラインであるか？

課題の抽出

小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査

(小児環境保健研究プロジェクト)

105百万円(46百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

近年、子供に対する環境リスクが増大しているのではないかと懸念があり、国際的にも子供の環境保健に関心が払われている。小児の脆弱性や、小児を取り巻く環境と健康影響との関わりについては、なお未解明な点が多く、小児の環境保健政策は発展段階にある。

今般、我が国において取り組むべき小児環境リスク評価の対応策を検討するために参集した「小児の環境保健に関する懇談会」において、研究基盤の整備、小児環境保健に関する研究の推進等の重要性が提言されたところである。次世代育成に係る健やかな環境の実現を目指して、これらの提言内容を実行し、適正な環境リスク評価を推進する。

2. 事業計画(平成15年度～平成23年度)

研究基盤の整備

(競争的資金の導入、研究拠点群の形成、人材養成、科学的知見の収集及び国際的研究動向の把握)

重点プロジェクト研究の推進

- ・小児の環境中の化学物質に対するばく露評価のためのデータ整備
- ・小児の感受性要因に着目した健康影響評価手法の開発
- ・小児を取り巻く環境と健康との関連性に関する疫学調査
- ・小児環境保健に関連する福祉施策の研究
- ・小児環境保健に係るリスクコミュニケーション

3. 施策の効果

小児特有のばく露や脆弱性に着目した化学物質等の環境リスク評価の推進

適切な環境リスク評価に基づく環境リスク管理の実施

次世代育成に係る健やかな環境の実現

小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査

背景

近年、子供に対する環境リスクが増大しているのではないかと懸念があり、国際的にも子供の環境保健に関心が払われている。

小児の脆弱性や小児を取り巻く環境と健康影響との関わりについてはなお未解明な点が多く、小児の環境保健政策は発展段階。

小児の環境保健に関する懇談会

我が国における小児環境リスク評価の取るべき対応策について取りまとめるために「小児の環境保健に関する懇談会」を開催

研究基盤の整備、小児環境保健に関する研究の推進等の重要性が提言

提言

事業概要

研究基盤の整備

- ・競争的資金の導入
- ・研究拠点群の形成
- ・人材養成
- ・科学的知見の収集及び国際的研究動向の把握

以下の重点プロジェクト研究を実施

- ・小児の環境中の化学物質に対するばく露評価のためのデータ整備
- ・小児の感受性要因に着目した健康影響評価手法の開発
- ・小児を取り巻く環境と健康との関連性に関する疫学調査
- ・小児環境保健に関連する福祉施策の研究
- ・小児環境保健に係るリスクコミュニケーション

施策の効果

小児特有のばく露や脆弱性に着目した化学物質等の環境リスク評価の推進

適切な環境リスク評価に基づく環境リスク管理の実施

次世代育成に係る健やかな環境の実現

1. 事業概要

環境省では平成17年度から、「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」を開始し、街路樹や公園等の市街地において使用される農薬の飛散リスクの評価・管理手法について検討しているところである。

適切な飛散リスクの評価・管理手法を確立するためには、当該事業による曝露量の評価のみならず、毒性評価の結果に基づいたリスク管理の目安となる値(指針値)を適切に設定することが重要である。

このため、市街地での使用実績の多い農薬等をモデルとして吸入毒性試験を実施するとともに毒性評価を行うことにより吸入毒性評価手法の確立を図ることとし、以下の試験等を実施する。

(1) 吸入毒性試験の実施

街路樹や公園等の市街地で使用実績の多い農薬等をモデルとして吸入毒性試験を実施する。

(2) 毒性評価の実施

毒性評価手法の検討

吸入毒性試験を実施した農薬についての指針値の設定

(3) 検討会の開催

検討会を設置し、(1)～(2)の内容について検討し、吸入毒性についてのリスク評価手法を確立する。

2. 事業計画

	H19	H20	H21
1. 吸入毒性試験			→
2. 毒性評価			→
3. 検討会の開催			→

注) 「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」(H17～H21)と連携して事業を実施する。

3. 施策の効果

得られた成果をリスク管理マニュアルとして取りまとめることにより、農薬の大気経路による健康被害の未然防止を図ることが出来る。

また吸入毒性評価手法の確立を通じ、農薬登録段階でのリスク評価・管理措置の充実が可能となる。

農薬飛散リスク削減に向けた取組み

リスク評価

農薬吸入毒性評価手法確立調査 (H19~H21)

～毒性評価手法の検討と毒性指針値の設定～

- (1) 吸入毒性試験の実施
- (2) 毒性指針値の設定

成果の活用

毒性試験は残留実態を踏まえて実施する必要がある

吸入毒性指針値の設定

農薬飛散リスク評価手法等確立調査 (H17~H21)

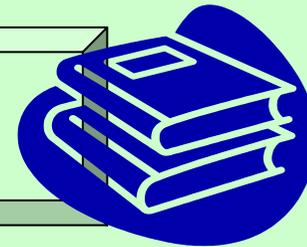
～実態把握(暴露量モニタリング・散布実態調査)～

- (1) 農薬散布実態把握
- (2) モニタリング調査
- (3) 毒性指針値を満たすあるいはよりリスクを低減するための剤型や使用方法の探索

望ましい剤型や使用方法の提言

リスク管理

農薬散布によるリスク削減のためのマニュアルの策定



農薬散布の適正化による国民の健康保護の確保

総合的な化学物質規制制度の導入検討調査 45百万円(26百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

EUでは化学物質の総合的な登録・評価・認可制度（REACH規則：Registration, Evaluation, Authorisation of Chemicals）の導入に向けて、条文案の審議、施行のための技術指針の検討等の取組が進められている。REACH規則案には、既存化学物質を含めた登録制度等これまでの化学物質規制にはなかった考え方が盛り込まれているため、化学物質を製造する我が国の事業者はもとより、化学物質を利用する事業者等からもその動向が注目されている。

他方、我が国の化学物質審査規制法は、改正法施行後5年が経過する平成21年4月に見直しを行うこととされており、REACH規則案を踏まえつつ、将来の化学物質規制の仕組みを検討する必要がある。

そこで、REACH規則案及び運用細則等の検討状況、導入に向けた影響調査、利害関係者の議論の状況等について調査・検討を行い、事業者や国民に広く情報提供する。

また、REACH規則案を踏まえた今後の我が国の化学物質規制の在り方を検討するため、化学物質の製造・輸入・使用事業者、販売業者、流通卸売業者、地方公共団体、NPO・NGO、市民等にアンケート調査を行い、現行制度の問題点、改善すべき点等を整理する。

2. 事業計画

事業内容	18年度	19年度	20年度
REACH規則案等に関する調査			→
国民・産業界等への情報提供			→
アンケート調査の実施			→
化学物質規制制度の評価検討			→

3. 施策の効果

REACH規則案等に関する情報を発信し、化学物質及び化学物質規制制度に対する事業者やNPO・NGOの意識向上が図られる。

また、国際的な動向や国内関係者の意向を調査することにより、これらを踏まえた化学物質審査規制法の見直しに資する。

総合的な化学物質規制制度の導入検討調査の概要

平成21年4月の化審法見直しに向けて、欧州REACH導入状況を踏まえつつ、将来の化学物質規制制度について検討を開始する。

欧州REACH規則案の主な特徴

既存化学物質の製造者等にも登録を義務づけ
成形品に含まれる化学物質も登録が必要
安全性報告書の作成(リスク評価)を義務づけ
顧客への安全性情報提供の義務づけ 等

規則案の調査、
国民・産業界へ
の情報提供(平
成18年度～)

諸外国の状況を踏まえた
総合的な化学物質規制
制度の導入検討(平成19
年度～)

Japanチャレンジの進捗状況及び
REACHの導入状況を踏まえた、
化審法見直し

(新) 製品中の有害化学物質モニタリング調査

25百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

合成の過程で非意図的に生成した有害物質が顔料・染料に含まれた状態で我が国に輸入されていたことが明らかになる等、製品に含まれる有害物質について十分な注意を払う必要が生じている。

また、グローバル化に伴い、さまざまな化学物質が多種多様な製品に含まれて流通していることから、国際的にも製品中の有害物質に着目した取組が進められている。

そこで、有害化学物質を含有する製品のうち、人へのばく露のおそれのあるものや解放系用途で使用されるものについて、上市(市場への投入)及び販売を規制している諸外国の事例を調査し、日本国内で流通している当該製品中の有害化学物質の含有状況をモニタリングする。

さらに、

輸入量が急増している製品のうち有害化学物質を含有している蓋然性の高いもの

現在規制対象となっていないが、様々な媒体を通じて人や動植物への影響が懸念される化学物質を含有する製品についても、モニタリング調査を実施する。

2. 事業計画

事業内容	19年度	20年度	21年度～
諸外国の規制導入状況調査			→
モニタリング対象製品の選定			→
モニタリングの実施			→
製品中の有害物質対策の在り方検討			→

3. 施策の効果

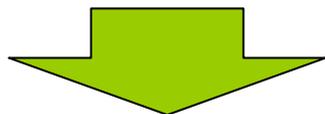
製品に含まれる有害化学物質等について、国内の流通実態等を把握することにより、製品中の有害化学物質対策の在り方の検討に資する。

製品中の有害化学物質モニタリング調査の概要

有害化学物質を含有した製品に係る諸外国の規制状況を調査するとともに、有害化学物質の含有状況をモニタリングする。

背景となる最近の事案

顔料・染料の合成過程で化審法一特(製造・輸入原則禁止)のHCBが副生
諸外国における、人へのばく露のおそれのある物質等の規制



モニタリング対象製品

人へのばく露の観点から海外で規制されている製品
輸入量が急伸している製品のうち、有害物質を含有している
蓋然性の高いもの
様々な媒体を通じて人や動植物への影響が懸念される
未規制物質を含有している製品

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

我が国は、中国、韓国を始めとする東アジア各国と化学物質や化学物質含有製品の輸出入を頻繁に行っていることから、日中韓等東アジアにおける化学物質の適正管理は互いの国にとって必要不可欠である。また、化学物質の製造・輸入を行う事業者からは各国の化学物質審査規制に重大な関心が寄せられている。そこで、本事業では、

東アジア、とりわけ中国及び韓国における化学物質審査規制制度について調査を実施する。

日中韓等の連携方策を検討するために、化学物質審査規制制度に関する国際協力検討会を開催し、その成果を取りまとめた報告書を作成・配付することにより、日中韓三カ国間での審査規制制度のハーモナイゼーションの構築に資する。

日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）とも連動して、中国及び韓国の化学物質管理部局の行政官を招へいした国際シンポジウムを開催する。

2. 事業計画

事業内容	19年度	20年度	21年度
中国及び韓国の審査規制制度調査			→
国際協力検討会開催、連携方策検討			→
国際シンポジウムの開催	→		
日中韓ネットワークの構築・運用			→

3. 施策の効果

中国及び韓国における化学物質審査規制制度を把握することにより、日中韓の化学物質等の輸出入の適正化・円滑化に資する。

また、日中韓三カ国の化学物質審査規制制度の連携・調和を進めることにより、有害化学物質に関する情報の共有、既存化学物質の安全性点検の加速化等に資する。

上述の新規事業に加え、諸外国及び国際機関における化学物質審査規制制度、試験方法等の動向調査等を引き続き実施する。

化学物質審査規制等国際連携推進事業の概要

日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業(19年度～)

化学物質管理に関して我が国と密接に関係する中国及び韓国と化学物質審査規制制度のハーモナイゼーションを構築する。

[化学物質管理を巡る日中韓の現状・課題]

化学物質及び化学品の輸出入量の増加

化学物質の製造・輸入の審査手続(要求データ等)の相違

化学物質管理に係る情報交換ネットワークの構築が必要

中韓の化学物質
審査規制制度の
調査

検討会の開催
・協力・連携方策提言
・英訳報告書の配布

TEMMAと連動した国際
シンポジウムの開催
(中韓行政官招へい)

このほか、諸外国(ex. US-EPA)及び国際機関(ex. UNEP, WHO, OECD)における類似法制、試験方法等の動向調査等を引き続き実施する。

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

平成18年3月の中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を踏まえ、安全・安心で質の高い社会の構築のため、化学物質を取り扱う事業所における事故時のリスクへの対応を確立する必要がある。そのため、化学事故時における化学物質排出量の算出方法の検討、住民への情報提供手法の検討及び環境影響調査上の課題の整理を行う。

2. 事業計画(平成19年度～平成23年度)

化学事故時排出量算定方法等検討調査

化学事故によりP R T R対象物質が環境中に排出された事例を収集し、排出量の算定方法について検討する。また、化学事故時における、通常想定されない反応等を考慮した排出量算定シミュレーションモデルを開発する。

化学事故時情報提供手法検討調査

過去の化学事故における関係者の対応や海外における住民への情報提供手法について調査し、事故時における情報提供手法及び平常時から行うべき事故に関するリスクコミュニケーションのあり方等について検討する。

化学事故時環境影響調査課題把握調査

事故時の環境中化学物質へのばく露及び健康影響評価等の環境影響調査に対応した実績のある調査機関等の情報の自治体への提供その他事故時の化学物質の環境影響調査に係る技術的課題について整理する。

化学事故対応マニュアルの作成

化学事故時の環境保全対策を包括的にまとめた対応マニュアルの作成・普及を図る。

3. 施策の効果

自治体及び事業者向け化学事故対応マニュアルを策定し、普及することにより、化学事故時の迅速かつ適切な環境保全対策とリスク管理を実現する。

化学事故総合対策検討調査

安全・安心で質が高い社会の構築のため、
事故的高リスク問題への対応が必要



精油所火災事故



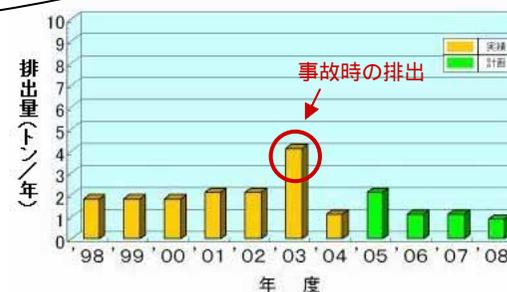
セベソ事故被害範囲図

化学事故総合対策検討調査

化学物質排出量の算出方法検討
住民への情報提供手法検討
環境影響調査上の課題整理
化学事故対応マニュアル策定



住民への情報提供手法検討



大気への排出量の推移

化学事故時の迅速かつ適切な環境保全対策とリスク管理の実現

花粉観測体制整備費

110百万円(110百万円)

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

花粉観測システムは花粉飛散数をリアルタイムで収集し、気象のデータと合わせたデータをホームページから情報提供を行うとともに、本システムから得られたデータ等から花粉の飛散実態を把握するものである。

本システムからの情報提供により、国民の健康維持に資するとともに、花粉症の原因究明に資するものである。

- (1) 都市部における花粉自動計測器の設置
- (2) 山間部における花粉自動計測器の設置
- (3) 花粉観測システムの構築・運用

2. 事業計画

	H17	H18	H19	H20	H21
(ア) 都市部における花粉自動計測器の設置	中国・四国地域	九州地域	東北・北海道地域	関東地域 (更新)	関西地域 (更新)
(イ) 山間部における花粉自動計測器の設置	中国・四国地域	九州地域	東北・北海道地域	関東地域 (更新)	関西地域 (更新)
(ウ) 花粉観測システムの構築・運用					

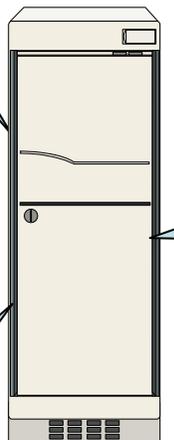
3. 施策の効果

花粉自動計測器の設置範囲を拡大することにより、より多くの地域の国民に情報提供が可能になる。データの積み重ねにより、より詳細な花粉飛散実態の把握が可能になり、国民の健康維持、花粉症の原因究明に資するものである。



花粉観測体制の概要

山間部や都市部に設置した花粉自動計測器により、リアルタイムで花粉飛散数を測定するとともに、そのデータを自動送信しており、常に最新の情報がホームページからご覧いただけるようになっております。



Server

環境省花粉観測システム「愛称：はなこさん」

花粉飛散状況を地図と表、グラフで見ることができます。
花粉飛散データは、観測地点から自動送信されており、毎時35分頃にホームページを更新しています。

花粉の情報を見る

北海道・東北地域
見たい地域をクリックしてください。

九州地域
中国・四国地域
中部地域
関西地域
関東地域

- 測定期間
- 関東地域
- 関西地域
- 中部地域

全局の最新時情報を見る

- 関東地域
- 関西地域
- 中部地域

データのダウンロード

システムの概要

リンク

環境省 国立環境研究所 ETCネット



水俣病総合対策関係経費

3,618百万円(2,618百万円)

環境保健部企画課特殊疾病対策室

1. 事業の概要

すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、水俣病被害者等の高齢化に対応した医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全や地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。また、水俣病のような問題を二度と起こさないためにも、水俣病の経験及び教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

具体的充実強化策は検討中

3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

(参考) [現在実施中の施策]

【総合対策医療事業の推進】

- ・医療手帳・保健手帳

【水俣病問題に関する地域対策等の推進】

高齢化対応のための保健福祉施策の実施

- ・健康管理等事業

水俣病被害者に対する社会活動支援等の実施

- ・胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援事業

環境保全の観点等からの地域の再生・振興対策

- ・水俣病発生地域間の交流等
- ・フィールドミュージアム事業
- ・水俣病問題の環境学習等

(その他)

- ・公害医療研究事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・メチル水銀に係る健康影響調査研究事業
- ・水俣病国際貢献推進事業

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

594百万円（ 555百万円）

環境保健部企画課保健業務室

1．事業の概要

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

平成17年度から平成22年度まで幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 - **そら (SORA) プロジェクト** - 」を実施し、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係についての解明を行うものである。

2．事業計画

- (1) 学童（小学生）を対象とした5年間の追跡（コホート）調査（愛称：**そら (SORA) しらべ隊**）を平成17年度から開始したところであり、平成19年度以降も継続して調査する。（平成17年度から平成22年度）
- (2) 幼児を対象とした症例対照研究を平成18年度から開始したところであり、平成19年度以降も継続して調査する。（平成18年度から平成22年度）
- (3) 成人を対象とした調査を実施する予定。（平成19年度から平成22年度）

3．施策の効果

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行うことが出来る。

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

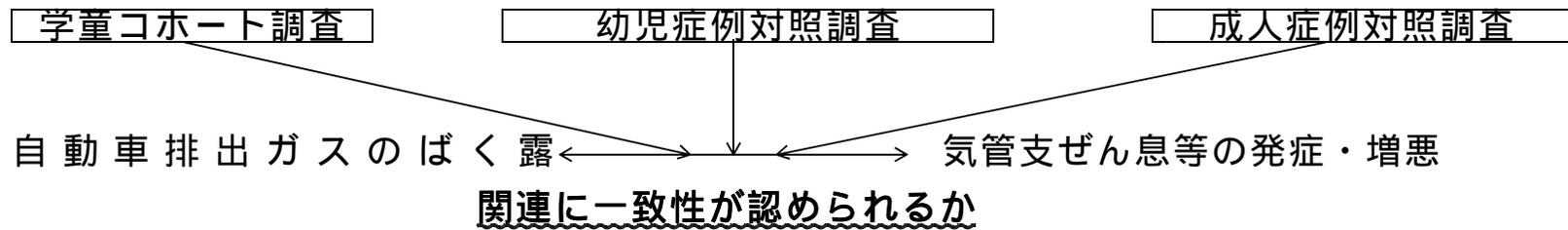
全体計画

1. 疫学調査による因果関係の有無の判断には、複数の疫学調査で関連の一致性があることを観察することが重要。

* 疫学調査による因果関係の有無を判定する際の視点として、「一致性」は「時間的關係（ばく露の時間的先行）」、「量反応關係（ばく露量の増加に伴って相対危険が増加）」などとともに重要な視点である。

* 調査対象者・調査対象地域・調査日時が異なっても、調査デザインが異なっても、同一の関連が観察されれば、この関連は因果関係である可能性が高い。

2. 本疫学調査では、対象やデザインが異なる調査として、学童コホート調査、幼児症例対照調査、成人症例対照調査を実施し、結果の一致性が認められることを確認する。



	調査名	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
1	学童コホート調査						解析
2	幼児症例対照調査						解析
3	成人症例対照調査						解析

一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

68百万円(40百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

一般環境経由による石綿ばく露の可能性のあった地域において、石綿ばく露の可能性があった住民を対象に、職歴や居住歴等の詳細な問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、何らかの石綿ばく露に関する医学的な所見が確認され経過観察が必要な方に対しては、定期的に検査(年1回を想定)を行い、適切なフォローアップを行う。

これらを実施することにより得た情報を基に、石綿ばく露の地域的広がりや、石綿関連疾患(中皮腫・肺がんに加えて、胸膜肥厚班、石綿肺などを含む)の発症リスクについて解析を行う。

2. 事業計画

今後の石綿関連施策や救済法の施行に必要なデータを蓄積するため、以下のとおり継続して行う。

平成18年度～

- ・大阪府泉南地域(5市3町)、尼崎市、鳥栖市

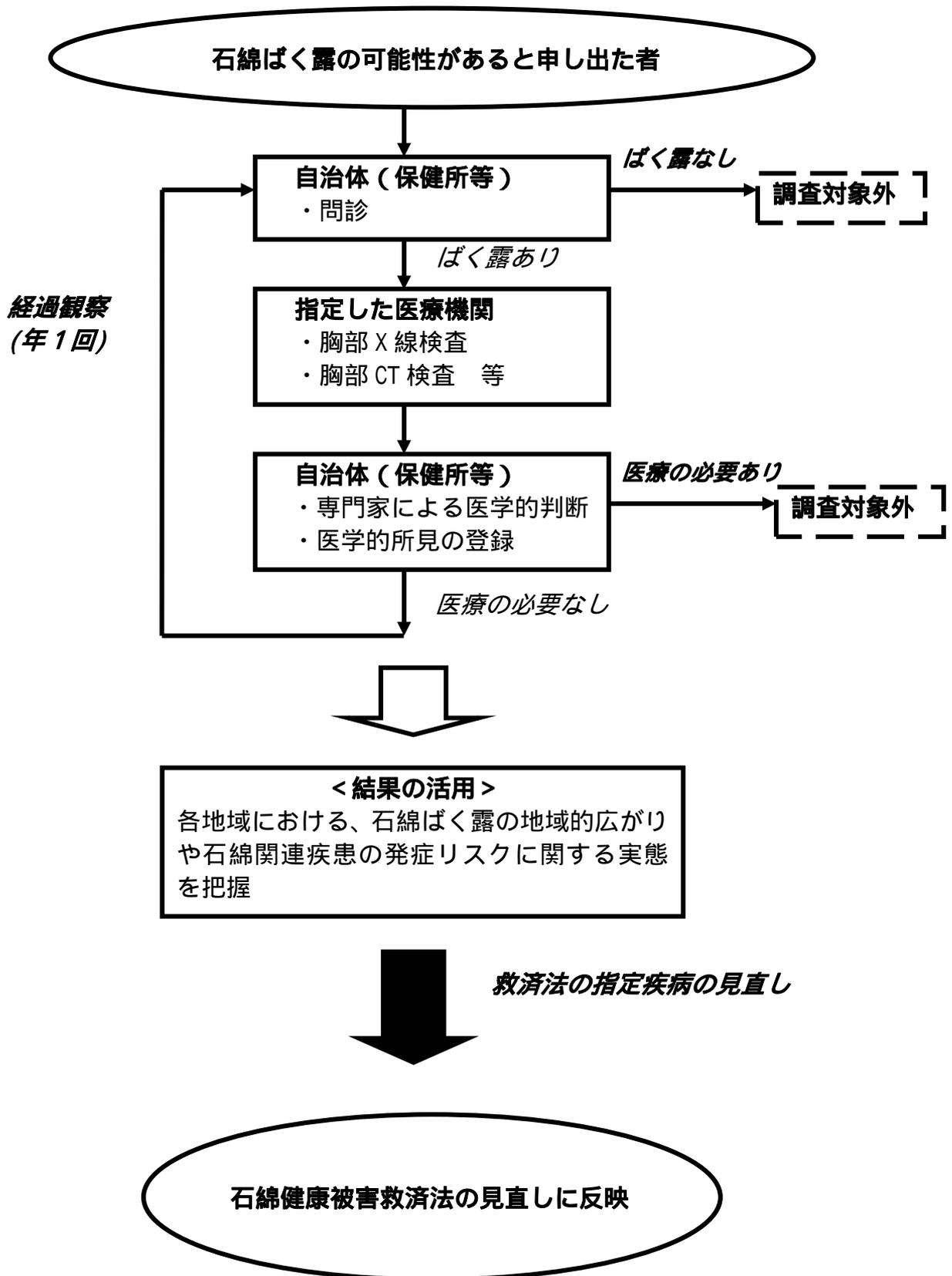
平成19年度～

- ・上記3地域(継続) + 新規2地域

3. 施策の効果

一般環境経由で石綿ばく露の可能性があった地域において、石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患の発症リスクに関する実態を把握するとともに、対象地域住民の健康増進に資する。

一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査



一般環境経路による石綿ばく露の健康影響調査

31百万円（30百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

一般環境経路による石綿ばく露の可能性がある地域を対象とした中皮腫死亡者の実態調査については、平成17～18年度に3地域で実施しているところである。指定疾病である中皮腫死亡者に関する医学的所見は今後も継続的に収集しておく必要があるため、病態や石綿ばく露の特性・実態に関する更なる解析を行うとともに、実態調査でばく露経路が特定できなかった者が相対的に多かった尼崎市において、より確度の高い疫学的調査の実施に努める。

医学的所見解析調査

平成17～18年度に3地域（大阪府、兵庫県、佐賀県）で実施している実態調査の対象者のうち、画像、病理検体等の医学的データを得られる者を対象として、その医学的所見（胸膜プラーク、石綿小体等）を確認し、病態や石綿ばく露の特性（石綿の種類、量等）について解析する。

疫学的解析調査

尼崎市における中皮腫死亡率と全国の中皮腫死亡率との比である標準化死亡比（SMR）を求めて統計的に解析するとともに、居住歴等を石綿ばく露の実態の指標として、石綿関連疾患の罹患との関連について疫学的に解析する。

2. 事業計画

今後の石綿関連施策や救済法の施行に必要なデータを蓄積するため、以下のとおり継続して行う。

医学的所見解析調査 平成19年度～（3地域：大阪府、兵庫県、佐賀県）

疫学的解析調査 平成19年度～（尼崎市）

3. 施策の効果

平成17～18年度に3地域（大阪府、兵庫県、佐賀県）で実施している実態調査結果を活用して、医学的所見の確認と病態・石綿ばく露の特性の解析や確度の高い疫学的調査を実施することにより、石綿健康被害の実態解明を図る。

一般環境経路による石綿ばく露の健康影響調査

1 医学的所見解析調査

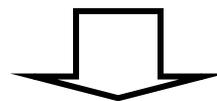
平成 17～18 年度実態調査における中皮腫死亡者の「カルテ調査」



画像・病理標本の提供可能

<解析調査>

- ・医学的所見の確認
(胸膜プラーク・石綿小体等)
- ・病態、石綿ばく露特性の解析
(石綿の種類、量等)



<結果の活用>

中皮腫死亡者の医学的所見とばく露特性との関係を調査することにより、現時点での指定疾病としての中皮腫の医学的判断の妥当性について検証する。



石綿健康被害救済法の見直しに反映

判断基準の考え方の再整理

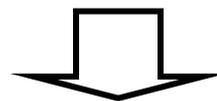
2 疫学的解析調査

平成 17～18 年度実態調査において、ばく露経路が特定できない者が多かった地域
尼崎市



<疫学調査>

- ・各行政区域別の標準化死亡比 SMR を求め、リスクが高い特徴的な地域を確認
- ・特徴的な地域における石綿ばく露の実態と居住歴に関する解析



<結果の活用>

- ・特徴的な地域について、居住歴等を石綿ばく露の実態の指標として石綿関連疾患の罹患との関連が明確化



石綿健康被害救済法の見直しに反映

救済の考え方の再整理

(新)被認定者に関する医学的所見等の解析調査

12百万円(0百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

現在、石綿健康被害救済制度においては、被害者に対する迅速な救済が求められているが、判定には高度な知識が要求されるうえ、専門家が非常に少なく、大量の事例を適切かつ効率的に判定することが困難な状況である。また、石綿健康被害救済法施行後5年以内に、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて制度の見直しを行う(法附則第6条)こととなっており、医学的判定の考え方についても、同時に再検討される見通しであることから、見直しに向け、医学的判定における画像所見や病理所見等の医学的情報やばく露状況に関する情報の収集・整理・解析を行うこととする。

2. 事業計画

医学的所見解析調査

石綿健康被害救済法に基づく指定疾病であると認定されたものについて、画像所見・病理所見について詳細に解析を行い、併せて肺内石綿小体本数及び石綿繊維本数の測定を行うことにより、石綿ばく露に係る医学的所見を解析する。

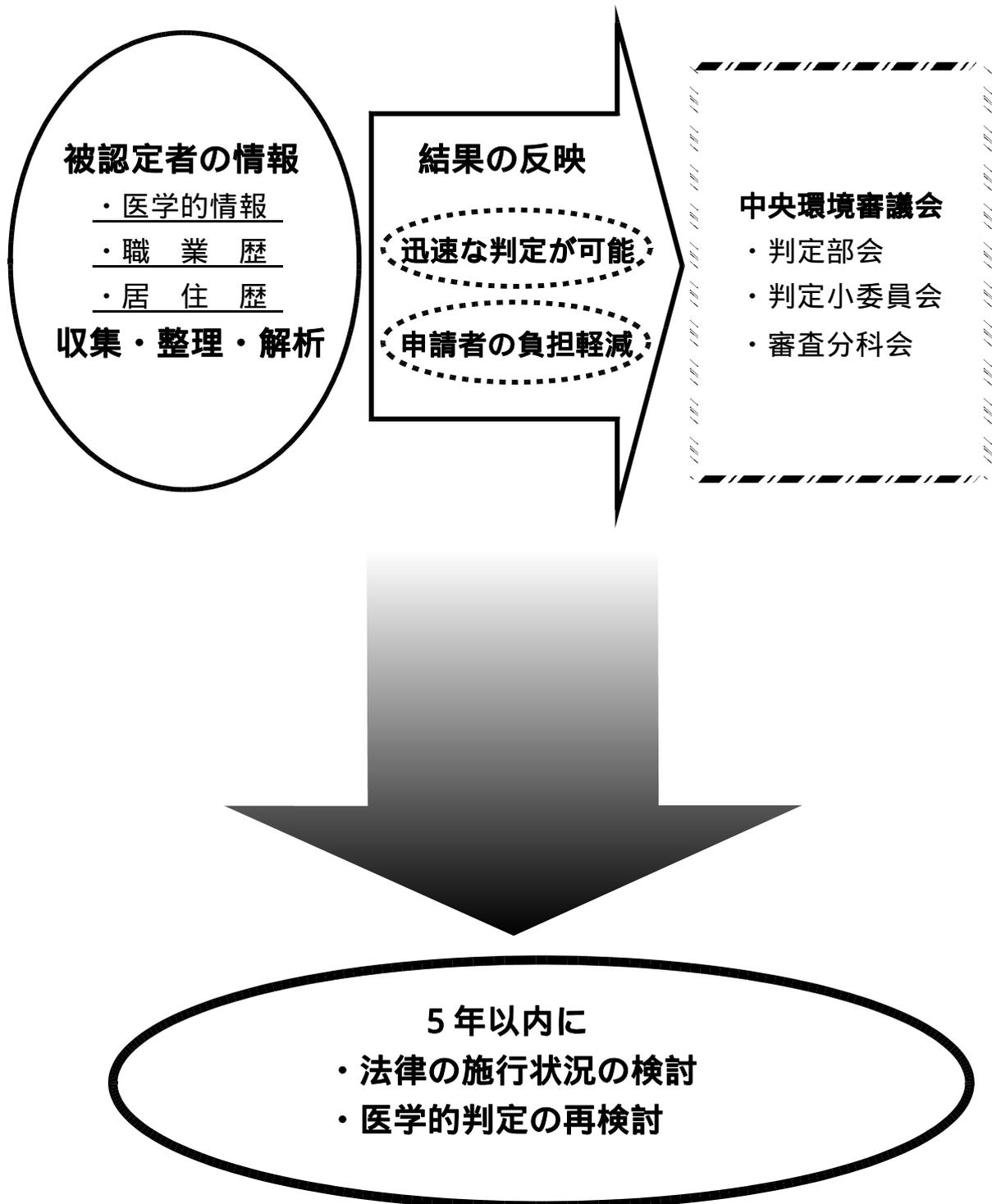
肺がん等のばく露状況に関する調査

被認定者について、申請時に提出されたアンケート結果を踏まえ、居住歴、生活歴等についての詳細なアンケート調査を実施してばく露経路の状況を把握する。また、 の医学的所見との関係を整理して、特に肺がんと認定された者について特徴・傾向を解析する。

3. 施策の効果

医学的判定の対象となった指定疾病の事例について、その画像所見や病理所見等の医学的情報を収集・整理した上で解析し、医学的判定における資料とすることで、その後における適切で迅速な判定が期待できる。特に肺がんについては、医学的所見と併せて、職業歴や居住歴を把握し、被認定者の特徴・傾向を解析することにより被害実態の解明を図る。

(新) 被認定者に関する医学的所見等の解析調査



水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

(1) モニタリングデータの一層の蓄積と分析手法の検討

石綿について、建築物解体現場を中心に大気環境モニタリングを引き続き行うとともに、地方公共団体のモニタリング結果の収集・整理・公表を行う。また、より信頼性の高い測定結果を得るための環境モニタリング手法(分散染色法、蛍光分析・電子顕微鏡法等)について検討し、アスベストモニタリングマニュアルの改訂を行う。

(2) 飛散防止対策の推進に係る調査

規制対象外の石綿含有成形板等の石綿含有製品について、建築物の解体時における状況等の把握を行う。また、特定粉じん排出等作業における作業基準について、現行基準の見直しの必要性について検討する。

2. 事業計画

	H17	H18	H19	H20	H21
(ア) 一般環境大気中の石綿濃度モニタリング					→
(イ) アスベストモニタリングマニュアルの改訂		解体現場における捕集方法に係る検討	分散染色法に係る検討	電子顕微鏡等に係る検討	→
(ウ) 飛散防止対策の推進に係る調査	作業手順等の検討及びマニュアル素案の策定		石綿含有成形板等に係る状況の把握等		

3. 施策の効果

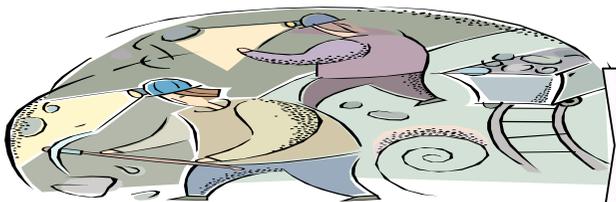
(1) 石綿による大気汚染の現状を把握し、今後の対策の検討に当たっての基礎資料が得られるとともに、国民に対し必要な情報が提供できる。

(2) 石綿含有建材の解体時における状況の把握、作業基準の見直しの必要性等の検討により、大気汚染防止法による建築物解体現場等における規制の内容をより適切なものに改正するための資料が得られる。

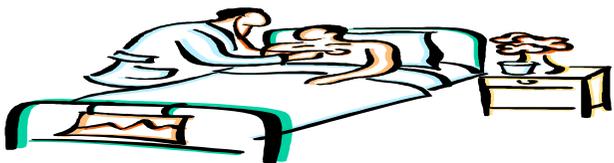
アスベスト対策調査

石綿（アスベスト）

天然に出来た鉱物繊維。耐熱性、対摩耗性に優れ、丈夫で変化しにくい特性をもつ。



肺の中にはいると、組織に刺さり、肺ガンや悪性腫瘍などの疾病を引き起こす恐れ。



平成16年10月
石綿含有製品の製造
等原則使用禁止。

輸入使用

大気汚染防止法による規制

- ・製品製造工場に対する排出基準
- ・建築物解体等工事に対する作業基準

アスベスト含有成形板等のアスベスト含有製品の飛散



国民のアスベスト環境汚染に対する不安感



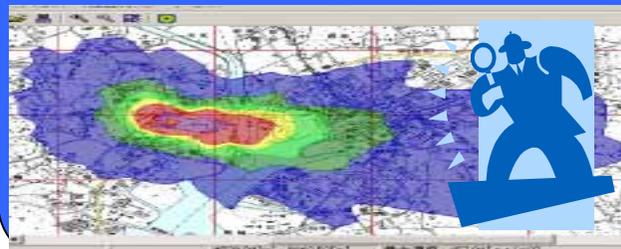
アスベスト含有建築物の解体の増加



- ・飛散防止対策の推進に係る調査



- ・一般環境大気中のアスベスト濃度モニタリング
- ・アスベストモニタリングマニュアル改訂



(新)アジア諸国における石綿対策技術支援費

15百万円(0百万円)

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

アジア諸国の大気汚染のうち、石綿については、一部の国において、石綿の輸入量が大幅に増加している状況である。また、我が国における石綿規制強化の時期に合わせて国内の石綿製品製造業者がアジア諸国に進出したとの指摘や、第164回(平成18年)国会で成立したアスベスト二法に関する参議院附帯決議(政府は、...アジア・太平洋地域を視野に入れ、国際会議等を通じた知見や技術の共有化に努めること。)等を踏まえ、アジア諸国における石綿対策に貢献するため、以下の事業を実施する。

・石綿対策支援

我が国の経験に関する報告書(英文)作成

ワークショップ開催

専門家の派遣による実態把握及び提言のとりまとめ

石綿モニタリング研修の実施

2. 事業計画

事業内容	H19	H20	H21
石綿対策支援	・石綿の使用量の多い国等(3カ国)における現地調査 ・我が国の経験に関する報告書(英文)作成	・行政・技術専門家の派遣 ・ワークショップ開催(日本) ・石綿モニタリング研修	・行政・技術専門家の派遣、 提言のとりまとめ ・ワークショップ開催(日本以外)

3. 施策の効果

これまでに我が国が培ってきた技術や対策等の経験を活用し、アジア諸国における石綿対策の施策展開を支援し、石綿による大気汚染防止に貢献。

アジア諸国における石綿対策技術支援費

日本のこれまでに培ってきた技術・経験など国際会議などを通じ情報の共有化に努める。



技術支援

石綿対策支援

- ・我が国の経験に関する報告書(英文)作成
- ・ワークショップ開催

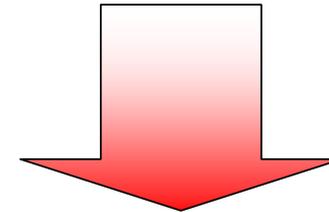


・専門家派遣による実態把握・提言取りまとめ

・石綿モニタリング研修



アジア・太平洋地域急激な工業等の発展



アジア・太平洋地域における石綿対策に貢献

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策に必要な
経費 1,647百万円(1,505百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市^{かみすし}において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康影響が生じていることにかんがみ、早急にその原因解明及び健康影響への対応等を図るため、平成15年6月6日の閣議了解及び平成15年12月16日の閣議決定に基づく対策を引き続き実施する。

- (1) 茨城県神栖市におけるジフェニルアルシン酸による環境汚染及び健康影響に係る緊急措置事業費
- (2) 健康に関する調査研究
- (3) 環境調査等業務
- (4) 毒ガス情報センター

2. 事業計画

年 度	15	16	17	18	19	20
(1)緊急措置事業費	—————→					
(2)健康に関する調査研究	—————→					
(3)環境調査等業務	—————→					
(4)毒ガス情報センター			—————→			

3. 施策の効果

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業等により、ジフェニルアルシン酸の健康影響等についての解明を図る。

また、国内における毒ガス弾等に関する環境調査等を着実に実施するとともに、毒ガス情報センターにおいて、毒ガスに関する情報を継続的に受け付け、周知を図ることにより、被害の未然防止を図ることができる。

毒ガス対策関係の環境省における取組について

	～16年度	17年度	18年度	19年度
A事案	<p>神栖</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染原因調査 汚染源絞込み後、南東90°掘削開始 コンクリート塊発見 汚染土壌処理 <p>モニタリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊処理方法検討 <p>汚染メカニズム解明 モニタリング</p>	<p>コンクリート塊の処理</p> <p>汚染メカニズム解明 モニタリング</p>	<p><u>(国・県・市の適切な役割分担)</u> コンクリート塊の処理</p> <p>汚染メカニズム解明調査 モニタリング、汚染農地土壌モニタリング</p>
	<p>寒川・平塚 ・習志野</p> <p>環境調査(裸地) 裸地における環境調査終了。 土地改変時の環境調査 モニタリング</p>	<p>終了</p> <ul style="list-style-type: none"> 平塚で地下水及び土壌からDPAA等を検出 土地改変時環境調査を行えば、日常生活の危険性なし 	<p>平塚事案対応 対策工を実施予定</p> <p>土地改変時の環境調査 モニタリング</p>	<p>平塚事案対応</p> <p>土地改変時の環境調査 モニタリング</p>
B / C事案	<p>情報収集・地下水調査の結果を踏まえ評価 要対応10事案決定</p>	<p>環境調査等 終了</p> <ul style="list-style-type: none"> 要対応10事案について土壌、大気等調査等を実施 <p>一部事案で、所要の環境調査を完了していないため、調査を継続する予定</p>	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境調査の結果、毒ガス成分を検出した事案等への対応 <p>不審物確認調査</p>	<p>BC事案における環境調査等</p>
	<p>毒ガス情報センター</p> <p>情報収集</p>			<p>情報収集(各事案・新規事案)</p>
<p>健康影響関係</p>	<p>緊急措置事業 健康影響研究</p>			<p>緊急措置事業 健康影響研究</p>
<p>その他</p>		<p>水域調査 毒ガス汚染物性調査</p>	<p>汚染農地土壌モニタリング (神栖へ組込み)</p>	<p>自然界に存在しない有機ヒ素化合物に汚染された環境(地下水・土壌)の回復技術に関する調査研究</p>